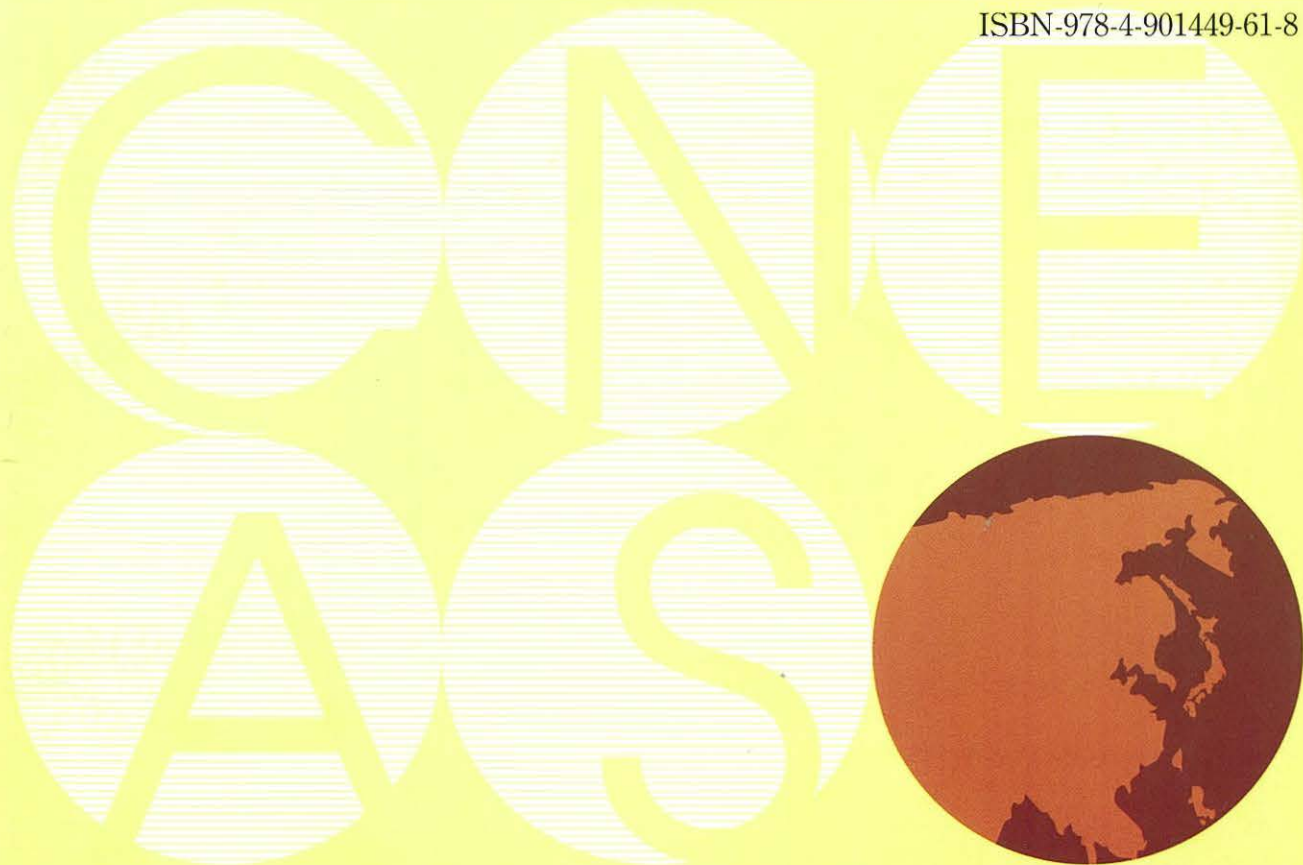


ISBN-978-4-901449-61-8



CENTER FOR NORTHEAST ASIAN STUDIES TOHOKU UNIVERSITY

東北アジア研究シリーズ⑩

帝国の貿易

18～19世紀 ユーラシアの流通とキャフタ

塩谷昌史 編

Northeast Asian Study Series (in Japanese) 11.
Masachika SHIOTANI (ed.)

Symposium of CNEAS:
Empires' Trades: Eurasian distribution and Kiakhta from 18th to 19th century

Copyright © 2009 by The Center for Northeast Asian Studies, Tohoku University
Kawauchi, Aoba-ku, Sendai, 980-8576
All rights reserved
<http://www.cneas.tohoku.ac.jp/>

東北アジア研究シリーズ ⑪

帝 国 の 貿 易

18～19 世紀 ユーラシアの流通とキャフタ

塩 谷 昌 史 編

2009

帝国の貿易

18～19 世紀 ユーラシアの流通とキャフタ

目 次

序論	塩谷昌史	1
基調講演		
海の中国と陸の中国の往還—現代中国における『地縁政治論』—	濱下武志	5
第一セッション：モノの流通から見たキャフタ貿易		
大黄を巡る露清関係とキャフタ貿易	森川哲雄	27
キャフタを通じた中国茶のロシア向け輸出	塩谷昌史	51
第二セッション：商人とキャフタ貿易		
キャフタ貿易に見る露清商人の組織と商慣行	森永貴子	63
山西商人と清露貿易	劉建生・豊若非	97
コメント 1：山西商人の観点から	高 宇	139
コメント 2：キャフタ条約とキャフタ貿易～外交史の観点から	澁谷浩一	141
総合討論		147
付録	訳：鈴木真之介	161

Empires' Trades: Eurasian distribution and Kiakhta from 18th to 19th century

Contents

Introduction SHIOTANI Masachika . . . 1

Historical Dynamics of Sea China and Land China—Geopolitics in Modern China
. HAMASHITA Takeshi . . . 5

1st Session: Kiakhta Trade from the viewpoint of commodity distribution

 The Relation between Russia and China on rhubarb, and Kiakhta Trade
 MORIKAWA Tetsuo . . . 27

 The Export of Chinese tea to Russia thorough Kiakhta . SHIOTANI Masachika . . . 51

2nd Session: Merchants and Kiakhta trade

 Russian and Chinese merchants' organizations and commercial practices in Kiakhta
 Trade MORINAGA Takako . . . 63

 Shanxi merchants and their trade between China and Russia
 LIU Jiansheng , FENG Ruofei . 97

 Comment from the viewpoint of Shanxi merchants GAO Yu 139

 Kyafra Treaty and Kyafra Trade: Comment from the viewpoint of diplomacy history . . .
 SHIBUYA Koichi . . . 141

Discussion 147

Appendix SUZUKI Shinnosuke . 161

序 論

Introduction

塩 谷 昌 史

Shiotani Masachika

2008年3月7日（金）に東北大学東北アジア研究センターは、シンポジウム「帝国の貿易—18～19世紀ユーラシアの流通とキャフター」を開催した。当センターは2002年以来、毎年3月頃に恒例行事として、東北アジア地域に関するシンポジウムを行っている。2008年のシンポジウムは編者が企画し、同僚の協力を得て準備を行なった。これは、そのシンポジウムの報告書である。

私は19世紀のロシア経済史を専門とし、ロシアとアジア間の貿易史を研究してきた。それには露清貿易も含まれ、ロシアの清向け綿織物輸出を調べてきた。19世半ばにロシアは工業製品を清に輸出する一方で、膨大な茶を中国から輸入する。清側では山西商人がロシア向け茶の輸出に関わっていたことは、研究書で何度も目にしてきた。この山西商人と露清貿易を軸に、キャフタに焦点を当てたシンポジウムを企画してみようと考えた。

キャフタは現在ロシアとモンゴルの国境付近に位置し、国境警備の必要性からロシアの軍事都市となっている。19世紀末まで露清貿易の中継拠点があり、このキャフタにあり、モスクワからキャフタを経て北京に、あるいは、北京からキャフタを経てモスクワに商品が送られた。その際、ロシア側ではイルクーツク近郊に住むシベリア商人が、清側では山西商人が、貿易の実務を担った。18世紀にロシアは清に毛皮を輸出し、清から綿織物と大黄を輸入した。19世紀前半に露清貿易の性格が変化し、ロシアは綿織物と毛織物を清に輸出し、清から茶を輸入し始める。貿易総額の観点から見ると、18世紀末以降にロシアの清の茶に対する需要が高まり、茶の輸入が急増し、ロシアは清に慢性的な貿易赤字を示すようになる。これがキャフタ貿易の歴史の概要である。シンポジウムでは、特にキャフタ貿易の流通面、すなわち、商品と商人に焦点を当てて議論を行った。

ここでシンポジウムの目的について記しておきたい。18～19世紀のキャフタ貿易は、ロシア史、モンゴル史、中国史が交差する研究対象である。従来の歴史研究では、研

究者はふつう各国史に分かれ、自分の専門とする国の研究に専念し、他国史の研究者と交流する必要性は余りなかった。そのためロシア史でも中国史でも、キャフタ貿易に関心が払われることは少なかった。ロシア史研究者も中国史研究者も、個々の学会・研究会で議論する機会は豊富にあるが、相互の領域を越え場を共有して議論することは稀である。特に、キャフタ貿易を論じる場合、相互の専門の壁を取り払い、参加者が情報交換可能な場を設ける必要がある。シンポジウムでは、この場を設けることを目指した。したがって、ロシア史研究者、モンゴル史研究者、そして中国史研究者が偏りなく参加してもらえるように配慮した。

当日のプログラム内容を以下に記したい。

基調講演

内陸中国と海洋中国の歴史サイクル 濱下武志

第1セッション：モノの流通から見たキャフタ貿易

報告1：大黃を巡る露清関係とキャフタ貿易 森川哲雄

報告2：キャフタを通じた中国茶のロシア向け輸出 塩谷昌史

第2セッション：商人とキャフタ貿易

報告3：キャフタ貿易に見る露清商人の組織と商慣行 森永貴子

報告4：山西商人とキャフタにおける対ロシア貿易 劉 建生

コメント1：山西商人の観点から 高 宇

コメント2：露清関係史の観点から 澁谷浩一

総合討論

今回のシンポジウムはキャフタ貿易に焦点を当てるため、どうしても陸路の貿易にのみ関心が向かう。しかしながら、中国の対外貿易は陸路と海路の二つのルートが存在し、時代によっても異なるが、中国にとって陸路も海路も共に重要な貿易ルートである。そこで、シンポジウムでは海洋中国も視野に入れて中国の対外貿易について講演していただこうと考え、濱下武志先生に基調講演をお願いした。濱下先生は中国の海洋貿易について長年研究されつつも、朝貢貿易システムを提唱されるなど、幅広い視野から中国を見ておられる。主催者側の意図を汲み取っていただき、非常に壮大なスケールで中国と海との関係について講演していただいた。中国の対外貿易において海と陸は相反するものではなく、両者の関係は循環しながら時代を経てきたとの指摘は印象深かった。露清貿易でも19世紀半ば以降から陸路だけでなく、もう一つの貿

易ルートとして海路も加わるため、ロシアから見ても海路と陸路は補完関係にある。

シンポジウムの構成は、商品と商人が中心となるように企画した。第1セッションでは商品に焦点を当てた。モンゴル史が御専門の森川哲雄先生に、清からロシアに輸出された大黄を中心にキャフタ貿易を論じていただき、私（塩谷）が清からロシアに輸出された茶を中心にキャフタ貿易について報告した。大黄は18世紀にロシアにとって重要な清の商品であり、19世紀に茶は同様に重要な商品だった。第2セッションでは、商人に焦点を当てた。ロシア社会経済史が御専門の森永貴子先生には主にロシア側のシベリア商人の観点から見たキャフタ貿易を、劉建生先生には主に清側の山西商人の観点から見たキャフタ貿易を論じていただいた。劉先生は中国における山西商人研究の第一人者であり、コメンテーターとして参加された高宇先生の御紹介により、シンポジウム参加のため中国からお越しいただいた。

コメントは高宇先生と塩谷浩一先生に御願した。高先生は日本経済史・経営史が御専門であるが、御自身が山西省出身ということもあり、コメンテーターを引き受けていただいた。塩谷先生はキャフタ条約を巡る外交史が御専門であり、本来であれば、シンポジウムで御報告をお願いすべき専門家であるが、今回はコメンテーターの役割をお引き受けいただいた。コメントはその後の総合討論を活発にするのに非常に重要なものだが、お二人は主催者の意を酌んでいただき、非常に示唆深いコメントを下された。清朝政府から見た場合、露清貿易による利益は二義的なものであり、露清貿易は北部辺境の平和を維持する安全保障対策だったとの高先生の指摘は斬新だった。また、塩谷先生の、「吉田金一先生と佐口透先生の仕事をどのように乗り越えられるか」という問いは、的確であり総合討論を盛り上げていただいた。

総合討論には4名の報告者と、基調講演者の濱下先生の5人で行なった。総合討論の前半は高先生と塩谷先生のコメントに応答する形で進行したが、後半はフロアーから質問を受ける形で進めた。今回のシンポジウムで特徴的であったのは、それぞれの報告が相互に関連し、一まとまりとなっているだけでなく、聴衆と報告者のやりとりが活発に行なわれたことである。これは記録として残しておくべきだと考え、総合討論のテープを起し、報告書に掲載することにした。これにより、読者に報告者のやりとりが直に伝わり、興味深く読んでいただけるものと思う。とりわけ、今後キャフタ貿易をどのようにグローバルな視点で検討していくか、あるいは、キャフタを経由した商品が最終的にどこに到達し、どのように使用されたかという問いは、将来の課題として参加者に共有されたと思われる。

このシンポジウム報告書は、基本的にシンポジウム当日の様態を再現している。た

だし、基調講演や各報告は、当日報告してもらえなかった箇所も含め拡充されており、当日の内容よりも豊かになっている。シンポジウムと若干異なるのは、当日、一人で報告された劉先生が、同僚の豊若非先生と論文を共同執筆された点である。また、森永先生の助言により、山西商人に関する劉先生の著書『山西典商研究』で、シンポジウムの議論に関わる箇所を、劉先生の承諾を得て翻訳し、付録として掲載することにした。翻訳は鈴木真之介氏にお願いした。付録が読者の理解に寄与するものとなれば幸いである。

編者はようやく報告書を出版にこぎつけ、ほっと一息ついているところである。報告書に原稿をお寄せいただいた先生方に心から感謝を申し上げる。皆様の御協力なしには報告書の出版はなし得なかった。また、シンポジウム当日に御参加いただいた方々にも謝意を表したい。参加者皆様のおかげで、シンポジウムは大成功を収めることができた。本報告書により、キャフタ貿易に関心が高まれば、嬉しく思う。今回の出会いを通じて、キャフタ貿易史に関する研究が更に前進することを願っている。

基調講演：「海の中国と陸の中国の往還
——現代中国における『地縁政治論』」

Keynote Lecture

Historical Dynamics between Sea China and Land China —
Geopolitics in Modern China

濱下武志

Hamashita Takeshi

はじめに

私は経済史が専門であり、特に中国近現代の経済史を専門としています。研究の時代的範囲は近世～近代を中心として、東アジアの国際関係を貿易の地域システムとして捉え、地域関係をグローバルな視野から捉えようと試みております。これは「朝貢システム論」と呼ぶことが出来る議論です。

これらにつきましては、『朝貢システムと近代アジア』、『近代中国の国際的契機』、『香港』あるいは『沖縄入門』といった書で述べてきました。

その後、1970年代頃から海洋側の視点に立ち、ユーラシア大陸を海から見る研究を進めてきました。本日は可能な限り海洋側からの視点を提示しつつ、更にユーラシア全体の規模での近世～近代のアジア史の把握、方法的な問題や個別の論点について触れることが出来ましたらとおもいます。

1. 地域研究の再検討と東北アジア海洋研究の課題

今日伺いました東北大学東北アジア研究センターは、創設以来大変チャレンジングな仕事を続けてこられ、それらを多くの研究プロジェクトの成果として刊行物で著しておられます。私は、こちらでは広い意味で、戦後全体のアジア研究の歴史さらには戦後のアジア地域研究を総括する仕事に取り組んでおられると思います。地域研究 (Area Studies) は、当初戦後のアメリカのアジア研究やアジア政策の中で議論されてきました。それを受けるかたちで、アジアの各地域研究として「東アジアという地域は何か」とアジア側でも議論されました。そこでは、アメリカのアジア政策やアジア研究という戦後の大きな地域研究の流れと、アジアにおいてはその背景にあるものとして、それらは地域研究とは表現されてはいませんが、戦前からの日本における「事

情研究」（現在でもその講義を持っている大学があります）が、内容的・方法的にどういう繋がりにあるのか、という戦後に連なる研究課題でもあります。

例えば香港研究では、香港をどういう研究対象として構造的・方法的に捉えるかが必ずしも明確ではなかったこととも関連して、「香港事情」という大学の講義がありました。他方では、日本の植民地政策の中で「事情教育」は、現在の地域研究を含む内容を目的とするような、生活文化から社会政治まで考える方法を採用していたことも思い起こされます。

これまでは、地域研究を再検討する時に、戦後のアメリカの地域研究 (Area Studies)の方法をどう受け継いで、どう批判的に克服したかを論じるという課題がありました。例えば、現地における調査研究すなわち生活言語のような現地に密着した研究と比較し、幾つか柱を立てながら議論してきたと思います。同時に戦前の「事情教育」は、人類学や民俗学の領域で既に注目されており、人類学における戦後からの方法の再検討という視角も近年出ています。アメリカのアジア研究やアジア政策から地域研究を考えるという議論が大切とされてきたと思いますし、それがいろんな転機を経て、批判的に再検討される中から今の地域研究の議論があると思います。

しかし私は、社会・経済・政治を議論する時の戦前からの「事情研究」という個別課題に直ちに対応する研究領域の登場に注目する必要があると思います。明治政府ができて以降、東北アジアに対し漁業水産資源の調査や、現地調査が行われて、これまでの清朝やロシア帝国とは違うくくりの、日本の海洋政策が東北アジアと繋がってくる。それは、もちろん旧満州やシベリア（ロシア）などの内陸資源だけでなく、漁業資源を巡ってどういうことが問題になってきたかについて、北海道や中央（東京）の視点から非常に早くから調査が行われます。

そういう点で、東北アジア研究の中で海洋研究という問題がどのように考えられるのか、あるいは、考えられてきかという問題は、海洋研究や海洋政策という視点、現在の海洋を巡る環境問題、資源問題も含めた課題という形で、非常に大きなテーマであると思います。

こちらの東北アジア研究センターは文系だけでなく、理系のアプローチが加わっておりそれが特徴の一つとして進められています。この点を生かし、東北アジア研究センターでは海洋東北アジアという研究課題をどのように掘り起こしながら検討するかを、今後の東北アジア研究のテーマに是非していただきたい。これは今後のアジア地域研究にとっても大きな課題であると思います。

私自身は南の海域を主に考えています。海といいますと、南の海という形で比較的

議論がなされてきました。南の海を香港や琉球・沖縄の歴史、東南アジアと中国華南の交易などの問題として考えてきました。けれども、そのことは単に南だけでなく、北との対比で、あるいは北と南の一对のサイクルで考えることを含め、今日はこれまでの研究の一端をご紹介する一方で、東北アジア研究センターが進められる海洋東北アジア研究について、勉強させていただきたいと思っています。

最近、例えば大学院の人たちを見ても、経済史という観点そのものは、余り人気のある研究分野とは言えないと思います。今回のシンポジウムで経済史という領域からアプローチなさるということも、私には大変関心のあるところです。私は経済史から研究を始めたというだけでなく、現在でも経済史の領域を絶えずどのように見ればよいかを考えています。そういう点で、もう一度これまでの研究をどういう形で振り返りながら、それを陸と海の問題に総合できるかということを考えてみたいと思います。

2. 「朝貢システム」に不可欠な「海域アジア」

私は「朝貢システム」という観点から、東アジア地域の地域関係や地域構造の問題をどのように考えたらいいかを勉強してきました。ある意味で「朝貢」は海をどう管理するかという同時代の朝貢貿易と非常に密接に関係すると思います。ですから、私は「朝貢」という問題はもちろん明朝、清朝、あるいはさらに遡って、華北中原を中心とする一つの理念、一つの大きな統治構造としての朝貢=冊封関係、それに伴う政治空間の構成という問題であると同時に、「朝貢」は海や地域間を管理する時の手段や政策、理念として存在したと考えており、私は近年ますます「朝貢」という問題と「海洋統治」を結びつけて考えています。

他方、現在の国際関係を「朝貢」概念で説明できるのか、という課題が同時にあります。今回の報告の一つの基本概念である「地縁政治」は、一つの地域関係や国際政治を現代中国が考える地勢論 (geopolitics) です。「地縁政治」という表現で、地域関係や周縁関係あるいは国際関係を論じる中国の方法論です。例えば、現在ブリックス (BRICs) という形で、今までのように国家の強さではなく、資源問題とか環境条件の問題など、今までと異なる形で、ある種の国際関係や大きな地域関係の組み合わせが変化しています。その中で、ロシアと中国がやはり海洋、あるいは東アジアの海に向けて新たな動きを示しています。それを見ると、特に中国の場合に、1990年に国際海洋法条約に参加して以降、海洋政策を広く北から南に渡って非常に積極的に進めていると思います。それは、周縁諸国や日本と資源問題で交渉問題が生じていることにも表れています。そういう点で今、政策的にも海洋の問題が登場しているのは、海

洋東北アジアを考える課題として、その歴史的な背景がどうだったかを考える一つの背景や根拠になると思います。

韓国は1990年代に水産庁を水産省に格上げして海洋省にしましたが、新しい大統領の下で今度は省を庁に格下げする動きが出ています。海洋省が海洋庁に格下げされたからといって、今の韓国の中国沿海から東南アジアに向けての非常に活発な経済活動を考えると、韓国の海洋政策や東北アジアの海洋政策が内陸にだけ向くわけではないことは理解できますし、今後の韓国の海洋に向けての積極的な動きが考えられます。

日本もそうですが、中国やロシアの日本海政策、あるいは韓国の場合でも、やはり国家の海洋政策という形で陸の延長として海洋を見ています。どのように海が共通の場、あるいは共有の場として、歴史的に活用されてきたかという視点から、海の資源・環境の問題により、主体的に一つの大きな場としての海洋が、今度はどういう形で海洋の周縁・沿海部分を相互に結びつける役割を果たすかという課題を考えることに、むしろ関心があります。国家の外交政策の中で海洋政策は、ある意味で陸の延長としての海洋ではなく、海を場とする一つの地域連携・連環をどのように捉えるかに焦点が当てられます。それは今後、国家間の国際関係あるいは地域間の関係を考える場合に、絶えず強調されるところです。

歴史的な位置や国家の歴史的役割が現在非常に多様化する一方、グローバルな問題が起こる中で国家は小さくなり過ぎている。他方、地方や地域の問題も非常に多様化する中で、国家は大きくなり過ぎている。もう一つは、次第に政府は世界的に赤字財政になっており、国家の機能や位置、役割をどのように考えるかという、歴史的段階が急速に迫っています。ある意味で、グローバルという中に全てが済し崩し的に溶け込もうとする面もあります。そういう点で連関する課題として、海洋という問題がむしろ沿海の大きな都市や、沿海から河川に繋がり連携する内陸都市という形で、都市間の連携という形が、今後ある意味で、我々が共通に直面する環境や人口、資源などの問題、あるいは都市問題などを考える、結びつきとなりうる一つの検討課題・実践課題を考えています。

その例として、歴史的にはハンザ同盟として中世からあるバルト海沿海都市連合が挙げられます。ヨーロッパ・ロシアや北欧、ドイツという形で、かつてのバルト海のハンザ同盟が現在では、130の都市がバルト海の都市連合として参加しています。テーマに応じて、それぞれの都市が手を上げて、それにふさわしい対応を行おうとする形で、バルト海都市連合の一つの歴史的な背景と経験の教訓が生きています。

現在、東北アジアの海域を考える時に、国家にのみ引き戻されない一つの対応の

場として、都市連合をどのように構想できるのか。そういう都市連合を通して、一つの海洋を水の海だけでなく、むしろ沿海を内部に組み込んだ都市連合の問題として考えられないかという問いも、今後の課題として最も大切と考えられる、また、現実的に対応すべき実践的課題にもなると思います。一つの歴史的な背景、それから今後の方向という中で海の研究を続けたいのは、大括みに歴史と現代という両者に跨って、海というものを考えたいからです。

3. 陸の学問・海の学問

では、私達の分析方法について説明しましょう。例えば、東北アジア研究センターは文系と理系から構成されています。その文系と理系という分け方、あるいは文系でも政治学や経済学、その他があり、それが更に細分化されるといういわゆる“専門化”の過程があります。一つの学問や研究の方向や背景、また、知識の分類の背景の中で、もう一度どのように総合的な視点を作り出して考えるかが、現在の変動する世界では重要であると思います。これまでの学問的背景に関しては、恐らく様々な議論があります。17世紀末あるいは18世紀からヨーロッパにおける学問体系を日本などは導入しました。大学における一つの学問分類・分野をもう一度どのように総合するか、また、どのように組み直すかを考える時に、例えば海の問題を考えるとところから、一つの総合的なアプローチができないだろうか。現代世界における新たな生活環境の問題と研究方法の問題を、もう一度総合的に考える課題が考えられないか。海洋とアジアを考える背景的関心として、陸において作られてきた生業や社会、政治構造、さらには理念、イデオロギーという重層し、また細分化された学問体系に、海という問題を対比することで、方法的にも学問分野の問題からも、大きく総合化を考える契機になる可能性を私は考えてみたいと思っています。

地球の表面積の71.2%は海ですから、炭酸ガスの吸収において海を抜きにして現代の人間の生活環境は考えられません。それは言葉として十分強調されてきたし、私達も知っています。研究課題で文系・理系のような分け方ではなく、様々な問題の中に海洋をどのように組み込むかということを考える必要が生じてくると思います。今まで国家や帝国の時代に極めて内陸的であった考え方に対し、どのように海を開放して学問の中に取り込めるかが課題になります。例えば、海は大切だ、海があるから我々は存在する。海を考えなければいけない、研究しなければいけないと言うのは簡単です。けれども、他方でこれまで海をどのように見させなかったかも視野に入れる必要があります。特に清朝時代の儒教を中心とする東アジア地域の歴史では、海に実際に

関わっているにもかかわらず、海を海として見せなくしていた。

例えば、琉球の儒者の研究に海は出てきません。琉球（那覇）に「識名園」という琉球王家の別荘があります。中国から冊封使が来た時に、そこに案内しました。その識名園には「勸耕台」という農業を勧める場所があります。私達は琉球（沖縄）の歴史と言えば、すぐ海と思いますが、その「勸耕台」に立つと海が見えません。そこでは陸地しか見えないのです。そこでは農業を強調するために、海の沖縄であるにもかかわらず陸の沖縄を表現しています。これは、イデオロギーとしての儒教の影響だと指摘すると、少し飛躍するかもしれませんが。けれども、例えば韓国の歴史の中では、人は土地に定着して生活するのを良いと考え、人が移動するのを極めて否定的に考えます。韓国には、人が移動すると体の中に毒が溜まるという表現があります。旅をすると体の中に「疲れが溜まる」と私達は言いますが、韓国では「旅毒（毒が溜まる）」と言うのです。彼等は、移動することを警戒し批判します。例えば、「站馬熬（駅馬が走る）」という言い方があります。笑い話になりますが、私は頻繁に移動しています。現世でうろろろする人間は前世で駅馬車の馬の役割を担っていて、自分の意図と関係なく動かざるを得ない。そういう生活を送った人間が、現世で移動するのだと言われます。移動することを非常に否定的、批判的に考えるのです。

そういう点で、海が存在が重要であるからといって、それが直ちに海への取り組みを促すということではなく、むしろその逆に、海にいろんな形で接近させない儒教理念が存在していました。もちろん、南海の島々には「豊饒の海」と言い、豊かさは南から来るとい南海伝説があり、あるいは韓国の近代論の中では近代は海からやってきたという認識もあり、海を非常に開いたもの、展望のあるものと位置づける議論も世界的にあります。しかし、同時に移動を止め、村落の土地に人々を緊縛するために、海を見させない理念やイデオロギーも、陸の考えのなかには非常に強かったことが琉球資料を見ていても感じられます。

4. 工業至上主義から商業の見直しへ

ですから、海を様々なアプローチで考えていくわけですが、同時に、これまで海に対してどのような位置づけや役割に対する課題があったのか、ということも資料の中でたくさん出てくると思います。今度は逆に、農業を中心に作られた村落、人が村落に住み着くところから、出来上がってきた権力構造が、今度はその中で移動する領域をどのように管理したのか。例えば、商業という領域について、どのような課題や研究があるでしょうか。現在、工業化は近代化や西洋化と結びついて、生産力水準が一

番高い位置にあります。工業化は付加価値の高い経済活動、生産活動だと考えられています。もちろん数字の上ではそうですが、現在では工業化を手放しで賛成できないという条件になっている。あるいは、これまでの環境条件を考えると、工業化の意味するところが非常に変わってきている。資源は無制限ではないし環境問題も起こります。ある意味で、現在の世界の工業化では大量の資源やエネルギーを消費することは制約され、自ずから労働集約的な工業化が、基本に考えられねばならなくなっているわけです。西洋的な資源を大量に使う資源消費型の工業化ではなく、アジア的な労働集約的な工業化をどう考えるかについて、様々な領域で議論されています。

工業化の問題を考える際、工業自身の歴史的な位置付けもそうですが、その背景にある商業の役割も今大きく見直されています。あるいは、改めて商業の持つ重要性が考えられている。現代社会では、均一な商品を買わせるという形で市場ができるわけで、市場に対して消費者は、選択の余地が非常に狭い。消費者の選択肢は豊富に見えるわけですが、実際に市場では商品を作る側が、圧倒的に商品を消費者に強制的に買わせている。需要と供給を結びつけるという、本来商業が持っていた基本的な活動、資源の流通・流動を、ある意味で工業という生産が分断したとも言えます。現在、市場が全てだという「市場主義」に対する反省や再検討の議論があります。歴史的に商業の役割をどう考えるかが、とても重要になってきている。現代経済の課題の中で商業が改めて重要になってきています。

商人の役割をどう考えるかという点で、本シンポジウムのキャプタ商人や山西商人の経営方式や、商人グループの経営方式の繋がりに焦点を当てた研究は、歴史的であると同時に現代的な課題にも大きく繋がると思います。工業化を商業の観点からもう一度考え直した時に、今度はいわゆる脱工業化時代の経済活動のイメージをどう考えるか、ということにも繋がると思います。

日本の場合に、私は農本主義的な“ものづくり”理念がそのまま工業化に直結しており、海域に関連した商業という領域を経ないままに、商業は身分的に制約され、投機的であると批判されたりします。もちろん中国の場合も他人のものから利を生ずる形で金儲けは良くないという議論があります。しかし、原則的には「有無相通ずる」としてものの流れを融通するという商業の役割を考えると、日本の工業化論なり、日本の歴史的な経済発展の過程を基準にしたアジア工業化論には、商業という領域の位置付けと議論が欠けていると思います。もちろん、商業を強調する研究もありますが、それを工業化との関係からではなく、商業の大切さそのものを、もう一度考える必要があると思います。商業資本は、工業資本に転換するという工業化を前提にした方向

の議論ではなく、また、商人は近距離商人も遠距離商人も遠隔地商人も問わず、商業の持つ非生産性が強調されるのではなく、現在の資源、環境、地域関係の観点から、様々な意味で商人の繋がりやネットワーク・連携をどう考えるかということが、改めて現代的な課題になってきています。そこでは商業の地域的・歴史的な変化をどう考えるかということにもなると思います。

商業は商品運ぶだけでなく、その商業と結びついた金融に関連させて、商業の議論なり研究が問われます。少し最初の話に戻りますが、「朝貢システム」という形で朝貢を様々な意味で拡大し経済史的に考え、「朝貢」に貿易や商人の活動を含め、大きな貿易管理や商業管理に関心を持ちながら研究を進めてきました。「朝貢システム」は制度的には、1895年の日清戦争の後、例えば日本が朝鮮の中国への朝貢を停止させるとか、琉球が1886年に清朝との関係から学んだ中で対応を変化させるというように、歴史的・制度的な表れの中で、朝貢システムが条約の関係の中で変わっていくことが議論されてきました。しかしながら、その朝貢が持つ機能としての海の管理は、「朝貢」という言葉があろうとなかろうと存在するわけです。

5. 海域管理の歴史的展開—朝貢・海関・金融ネットワーク

私は海域の朝貢管理から海関管理へという方向で研究を進めようとしております。海関は、今でも中国に行けば出入国管理は海関という形で存在し、内陸の空港でも海関と表現されてパスポートを検査します。すなわち海関は税関であります。中国の場合、海関の歴史は、単に人と物の管理を担う税関だけでなく、一つの大きな社会機構として19世紀半ばの1864年から始まりました。例えばスコットランド人のロバート・ハートやアメリカ人のH・B・モースなど外国人を招聘する形で、近代中国の海関管理が作られます。欧米を利用して、清朝末期に吏部から総理衙門という形で主要な対外関係の交渉主体が変化します。その中で、海関は政治・経済、金融の面で非常に大きな役割を果たしました。

この時期に、朝貢から海関へという方向で海洋管理の方法と制度が移行したと私は思います。これは中国だけの問題でなく、東アジアにおいて中国の海関が朝鮮にも関わる形で1895年まで朝鮮にも影響を及ぼしていました。日清の通商条約である1870年の天津条約を見ると、やはりヨーロッパ的な条約のモデルだけでなく、ある意味で、中国の海関の持つ海関行政の均一性や制度的形成が見られます。例えば、郵便制度や海関銀号を作り金融にも関連します。そういう点で、私はこの海関制度が東アジアの海を跨いで、今度は海洋管理の一つの機能として出来上がっていったと思います。中

国における近代の海関には、外国人総稅務司制度が導入されたため、清末中国は「洋人の朝廷」であったという形で外国人が清朝を動かしているという見方もありました。しかし実際には、清朝が外国人を雇用して、むしろこれまでの地方に偏った中央-地方関係の打開のために、海関の財源や、海関の持つ対外交渉関係を利用し、これまでの「朝貢」の海洋管理に替わる海域=沿海管理体制を作り上げ、中央財政を確立しようとしたのだと思います。

朝貢から海関へ海域管理が制度的に移行する視角を踏まえて、中国の海関自身も関連した金融の問題を重ねて、“上位の地域秩序”とりわけ経済秩序を考えるに至ります。これは、海域と陸域が往還する開港場における機能の歴史的な展開を検討することを意味しております。グローバル時代の現在、金融問題を通して経済史をどう考えるか、あるいは、近代史をどう考えるかということも改めて必要になっています。金融という面では、例えば金融市場では、今でも歴史的な用語が使われます。網野善彦先生が指摘されるように、江戸時代の大阪の米市場取引での、例えば「寄り付き」「ひけ」などの用語は歴史的な表現ですが、これら江戸時代からの大阪市場の言葉が今でも株式市場で使われています。

日本の華北経営と金融問題について、中華民国が開始される1912年、天津の出版社大室館が、全文中国語による日本紹介書として『華瀛宝典』を刊行します。後藤新平以下14人の序文が並び、山縣有朋以下27人の「揮毫」の後、「日清の国交」にはじまる「総論」、「日清交渉史」「対清策論」「日本の国体」「日本の行政」「日本の風景」「朝鮮・台湾・樺太・関東州」があり、その後、日本の経済が紹介されます。まず、「日本の銀行及金融」として、日本が清国に提供できる重要な業種として、銀行をはじめとする金融業の紹介がなされます。次いで、「鉱業」「外国貿易」「海運及船舶」「水産」「取引及仲買業」「鉄路・土木」と続いた後、はじめて「工業」「農業」が紹介されています。日本経済の中国における取り組みが「金融」「鉱業」「外国貿易」の順に紹介されています。天津を中心に東北アジアの金融、あるいは、アジアの金融を日本が担うという形で、中国の沿海商人の持つ商業力に対し、日本は金融で対抗しようとした。事実、横浜正金銀行や朝鮮銀行、台湾銀行など、アジアと日本を結ぶ金融機構が登場します。朝貢から海関へ、海関から金融へ、あるいは金融機関を通じた一つの流通へという形で、政策の展開、例えば、銀や金の相場の変動を巡る貿易と金融の関係がどのように出てくるのか、という例であると思います。

私は、吉田金一先生のお仕事を通じて、例えば商人の歴史として、キャフタという都市商業や都市ギルドという問題として、さらに金銀相場や決済の問題として、ロ

シアにおける商業史の資料がどのように対外的に繋がるかを勉強してきました。海を経営管理するさまざまな方法の具体的なあり方が進む中で、国家の重商主義政策という形を取り、重商主義政策が関税政策や通貨金融政策などとして表現されます。実際には、港と港を跨ぐものとして行われる貿易や、人の移動、商人の移動という問題を考える時に、国家や帝国の重商主義政策だけでない、ある意味で、国家や帝国を跨ぐ金融の領域が開港場・都市機能を経由する中で、当然帝国の中でも外でも非常に重要になると感じた次第です。

ロシアのウラジオストックに香港上海銀行が初めて支店を出したのは、第一次ロシア革命の後です。その香港上海銀行の文書に、ウラジオストックの香港上海銀行支店を作った時にどういう状況であったか、銀行資料には珍しく様々に書かれています。また、経営記録では、日本で大福帳といわれる基本帳簿（中国では流水簿と言います）がさらに多くの分類簿に分かれます。シベリア・ロシアの香港上海銀行の支店の分類簿は100を超えます。分類簿がなぜそんなにたくさん必要だったかについて、私は今でも疑問に思っていますが、恐らく関係の異なる相手先ごとに、それぞれの帳簿を作ったと思うのです。それを、どう繋げるかが課題になります。もちろん分類簿は取引相手別、商品別、決済別に、幾つかの大きなグループに別れ、さらにその中で、また分類されます。会計帳簿の表現の仕方の中に、その地域や地方の商業活動の特徴が反映していると私は思っています。香港上海銀行ウラジオストック支店の100を超える多くの分類簿は、他の支店では見られません。ウラジオストックに最初に作られた外国銀行である香港上海銀行の意気込みを感じると共に、政治的状況の分析に加えて、どちらかという、特に会計帳簿などには経済活動そのものを表現せざるを得ない点があります。そういう点で商品の動きだけでなく、商業史における地域金融あるいは取引・決算・会計の課題も是非知りたいと思っています。

6. 清とロシア間の茶貿易をめぐる貿易統計と商人

統計資料によって清とロシアの茶貿易をどのように位置づけるか、という点を考えてみたいと思います。吉田金一先生もこの海関の統計資料をもとに、ロシア側資料を中国側資料と対比されています。歴年の海関の統計資料は分析の基本になるものです。このほかに海関では特別報告として、例えばアヘン貿易とアヘン生産に関する調査報告書や、茶についての特別報告書があります。1888年に茶(tea)というテーマで特別報告書が出ました。その中に示された取引の統計表を見てください。

Table 1 Table showing Total Export of Leaf Tea from China, the Amount exported to the principal Tea-consuming Countries, and also the Total Quantity of Brick Tea exportings the Years 1875 to 1881, inclusive

Year	Total Leaf Tea	Great Britain	United States	Australia	Russia	Hongkong	Brick Tea:Total Export
	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs
1875	1,651,487	1,055,900	221,792	106,195	90,537	122,604	166,906
1876	1,608,036	1,032,216	214,531	113,512	90,497	121,240	153,951
1877	1,761,890	1,079,437	270,677	102,525	70,887	190,650	147,810
1878	1,704,679	1,059,151	227,988	97,509	88,678	174,717	194,277
1879	1,711,923	986,853	266,953	98,436	149,837	171,818	275,540
1880	1,864,149	1,112,848	269,675	113,870	124,604	168,316	232,969
1881	1,889,974	1,043,325	337,942	155,271	135,812	169,497	347,498

Source: China, Imperial Maritime Customs, *Tea 1888*, pp.50-51 より抜粋。

Table 1には、歴史の変化に伴って中国とどの国との茶貿易が増加するかが示されています。ロシアは1878～79年の期間に非常に大きな変化を示しています。これをロシア側の資料からどのように吟味するかを考えた時に、森永貴子さんのお仕事の中で、いろいろな示唆が得られます。例えば、関税政策の変化や、価格表示の変化、あるいは統計の取り方の変化、担う商人のグループの変化、それに対する許可に関わる商業管理の変化が読み取れます。この統計資料を見ていきますと、やはりロシアが非常に大きな茶貿易の相手になっていると言えます。

また、中国の貿易統計の中で、香港の貿易はいつも歴史的に議論になります。香港の貿易統計に表れたからといっても、それは香港で消費されることを意味するのでは全くなく、香港を経由して他に再輸出されるからです。香港を経由した行き先の中に、ロシアがどのように入るかについても非常に興味のあるところです。「ロシア」に分類されている項目だけが、ロシアの輸入量にはならないと思います。そういう点で、今度は海洋交易のルートのチャネルをどう考えるかが重要な課題になります。中国の商品は香港を経由すると基本的にヨーロッパに行くわけですが、1906年に大豆貿易が中国の東北地方からヨーロッパに大量に輸出されるようになると、大連や天津からの大豆貿易が香港を経由するようになります。海の結びつきが南北関係を非常に早く結

びつける点で、香港をどう分析するかが実はロシアの海を考える時に重要になります。

それから、中国の商品がイギリスに輸出されて、それが一つの対価として更にその商品がイギリスを経由してヨーロッパ・ロシアに入ることも考えられます。そういう点で、「ロシア」や「キャフタ」の項目は重要ですが、他の地域の貿易統計のなかの「見えざる」ロシア要因にも十分配慮する必要があります。

Table2は、1869年の中国の茶貿易です。茶の品種別に、また、茶の輸出相手国別に記されています。時代を下りますと相手国が更に詳しく分類されます。貿易統計の項目では、オーストラリア、香港、イギリスという順に掲載されていますが、ロシアを見ると、「キャフタ経由のロシア・シベリア(Siberia&Russia via Kiachta)」と掲載されています。キャフタ経由のシベリア・ロシア向け茶輸出が、貿易統計の中の一つの独立した項目になっています。

Table 2 TEA
Particulars of Export for the Year ending 31st December, 1869

Destination	Congou	Brick	Hyson
	Peculs	Peculs	Peculs
Great Britain	786,497		10,766
U.S of America	11,748		12,131
New Zealand	4,357		
Australia	81,296		
Hongkong and Ports	21,636		1,998
British Channel for orders	16,105		
Siberia & Russia via Kiachta	39,529	72,359	
Another Provinces	30	43	24

Source: China, Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Report for the Year 1869*, pp.14-15 より抜粋。

海関貿易統計問題は、貿易統計の標準化・全国化に向けて様々な工夫が重ねられます。いわゆる貿易統計方法の変更改善問題です。この背景には、清朝側の輸入超過を出来るだけ少なく表現するという政治的な配慮も働きますが、統計そのものはよりいっそうの均質化と統一性が追及されます。

その中心を担った海関総税務司ロバート・ハートはスコットランド人です。また、ハーバード大学卒業後、中国海関担当としてアメリカが抜擢したH. B. モースはアメリカ人ですが、彼等は統計方法と表現方法の均質化・標準化について中心的な役割を果たした人たちです。現在のグローバル・ヒストリー研究(Global History

Studies)の中で、中国の海関報告や貿易統計をどのように考えるかという点が今改めて関心を引いている理由も、海関報告に注がれた情熱が歴史的に特異な存在であるからだと思います。同時に、海関は膨大な統計を掌握していることから、それ自身が非常に強力な権益でもあるわけです。

7. 地域ダイナミズムと地域間ネットワーク

本日の開会のお話の中で、瀬川センター長は、東北アジア地域は様々な地域が入り組んでいると指摘されました。私も、東北アジアは地域ダイナミズムを常に作り出している地域だと思います。

歴史的に見ると、とりわけ朝鮮半島の付け根に当たる地域、いわゆる高句麗から始まり、旧満州に至るまで、この地域は歴史的に様々な政治関係が入り組んできました。もちろん、近現代にロシア・アメリカ・日本も、この地域に入ってきます。清朝の時代には東三省統治となり、辛亥革命の時代もまた地域的特徴を持っています。そういう点で、朝鮮半島の付け根に当たる部分は、諸勢力を吸引する場であり、様々な権力が歴史的にそこを目指して到来し、地域関係の渦を作りました。もう一つの地域ダイナミズムの渦は、雲南省の大理一帯にも見られます。モンゴルの時代に、その地域を経由して現在の東南アジアの基本構造が出来上がります。ある意味で、周縁ダイナミズムの渦のようなものが、その二地域に存在するように思います。

ユーラシアの地域連関のなかでの地域的特徴として、雲南社会科学院では「西南研究論」という形で議論を続けています。すなわち、西南中国地域は、これまでの中原の中国中心観に対し西南をどのような地域として考えるか、中原の中心観を西南中心観に置きかえればよいのか、いやそうではないという議論です。もう一段大きな地域構想の枠組みの下でどのように西南地域を考えるかという議論を精力的におこなっています。私は大理地域に関心を持っているのですが、歴史的に見ても雲南地域には、そこが持ってきた中心=周縁ダイナミズムの表現と言いましょか、そういうものを感じます。もしかすると、この視角も中心=周辺観という先入観に基づいた言い方かもしれません。むしろ、周縁のダイナミズムを作る東北アジア地域をもう少し特定するなら、そこに様々なものが入り組んでいる多中心性に注目したい。また、歴史の長い天津とモンゴル地域一帯との通商にみられるような、地域間ネットワークという特徴にも注目すべきものがあります。

8. 後背地としての海域から見る地域間交易ネットワーク

沿海を基点とする観点で、港とその背後市場の関係を考える時の後背地という関係概念（ヒンターランド）があります。開港場があり、その背景地のことです。いわば、一対としてみなされるものです。私は、海域の議論を通してこの後背地概念を海域にまで広げることが出来ると考えております。例えば、港湾都市相互の密接な関係を考えると、必ずしもある開港場に内陸の後背地がなくても、別の港がその港の後背地になりうる形で、港と港の繋がりが非常に重要になる。ですから、ウラジオストックやシベリア・ロシアの海と香港の関係を考える時に、やはり港と港、つまり、海と海が繋がっているから関係が出来上がってくる。単に二点間の点と線の関係ではなく、海域と海域が繋がることにより、茶貿易が海域を経て行なわれる。その点で、統計資料により、海の繋がりを同時に考えることができます。

茶の品種に関連する資料に基づいてこの点を見てみたいと思います。1904年の統計です(Table3)。

Table 3 Tea Exportation Directed Foreign Countries, 1904

Destination	Black	Green	Brick		Tablet	Dust
			Black	Green		
	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs	Piculs
Great Britain	251,905	29,807	68,024	12,602		4,772
Hong Kong	101,487	2,392	10,754			760
United States of America	100,634	123,844	1,512			19
Continent of Europe (Russia excepted)						
Mediterranean Ports	11,090	9,310		1,280		8
North Sea Ports	181,817	1,694	4,606	485		1,556
Russia via Odessa	14,920	53,312	19,848	5,681	659	52
Russia and Siberia via Kiakhta	39,741		277,865	4,113	3,807	1,658
Russian Manchuria			2,520			

Source: *Returns of Trade and Trade Report for the Year of 1904*, pp.14-15 より抜粋。

一般的には、茶 (tea) の輸出は「外国向け輸出 (Exportation Direct Foreign Countries)」として各国別に分類されます。しかしこの統計では、ロシアの茶貿易の輸入経路が、オデッサ経由と、キャフタ経由シベリア、満州ロシアの三つに分かれて表記されています。中国茶の輸出の流れがこのように、中国から見た輸出地域相手先

別に集計されています。19世紀後半には、これほど詳細に分類されていなかったわけですが、20世紀に入ると地域別に詳細に分かれてきます。例えば、キャフタ商人の側と繋げて考えると、この変化は何を意味しているかという供給の要因に関心が向きます。茶が輸出されるという物資の要因だけではなく、キャフタ商人がお茶をどのように輸入するかという、中継商人の要因すなわち吸引する要因（プルの要因）も統計表から課題として見えてきます。

茶の種類は、発酵茶 (black tea)、緑茶 (green tea)、磚茶 (brick tea) の3種の項目があります。いわゆる磚茶という茶を固めたいわゆるレンガ茶が、ロシア向け輸出の中心であることも統計表から見て取ることができます。この磚茶は紅茶と緑茶のレンガ茶です。福建や漢口の茶の生産地へ行きますと、現地では常識的にお茶と言えば、葉の形態と製造過程により異なります。私達は磚茶というと中身は何かまで問わずに、形としてレンガという硬いお茶だと言います。統計表を見ると、発酵茶と緑茶の両方が磚茶になることがわかります。ですから、磚茶は外から見てもわかるわけですがそれは形状を指すのみであり、お茶の品種ではありません。

では、緑茶と発酵茶がどのように使われるのか。特に緑茶がロシアにこれほど輸出されて、どのように利用されるかについても関心があるところです。例えば、アメリカに緑茶がたくさん輸出されますが、現地で緑茶を飲む習慣は基本的にありません。紅茶を飲む外に、緑茶はどのように消費されるのか。なかなか最後まで辿り着けない課題です。例えば、料理の味を強めるために緑茶のパウダーを使ったという記録もある。別の例ですが、歴史的に日本から中国に大量の俵物（昆布）が輸出されますが、昆布がヨード分の補充として特に内陸住民にとって医療的に必要であることは経験的にわかります。しかし、どのように食べるのか。中華料理を食べても、昆布料理がそのまま出てくることは稀です。中国では冬場に昆布を野菜代わりに食べる、という記録の断片はあります。私達は商業史を考える時に、貿易統計に出てくる商品だけを考えますが、その使われ方やその際の組み合わせ方は、地方の文化により受け止め方が異なります。商業史の生活文化に関わる課題として、消費文化の地域性という問題が出てくるのです。統計からこれらを窺うことができます。

貿易統計では品種がどんどん細かく分類されます。茶の場合、もちろんブレンドしますが、基本的な品種は現場で分かります。しかし、海関統計の中で品種が更に細くなる時に、どのようにその品種を区別するのか。統計の中で対象商品そのものが分かれるのではなく、税関で税金を徴収するために品種を区別するので、非常に稀な品種が出てくる時があります。特に、胡椒がそうです。胡椒の例は海関統計を見ると、年

を追うに従って胡椒の品種が細分化されます。胡椒の産地別だけでなく品種が区別されます。しかし、実際にその種の商品があるのでは必ずしもなく、海関統計用に検査をするために品種を分けたのです。特に、オランダ東インド会社のジャワにおける胡椒の品質検査の経験が、中国の海関に導入されたと言えます。そういう点で、私は商品と統計の関係も、統計表に記されているからといって、そういう商品があるのではない。では現地へ行けばすぐ分かるかという、そうでもありません。そういう点で、常に異なる目的により、多様に作られた統計表の背景を読み取ることがとても興味のあるところではあります。

おわりに一海と陸の循環

海を巡って登場する「海と社会文化」という問題も非常に興味があります。特に、海には海の守り神が存在し、政治がどういう形で海をカバーしようとしたかという歴史の中で、海神の果たした機能は重要だと思います。特に福建省莆田市に宋代末期に始まる媽祖信仰がずっと東南沿海一帯に広がっていく。ですから海を考える時に、媽祖信仰圏を媽祖廟が存在する地点を帯として結びつけると、移民圏・交易圏・航海圏など、海の機能の仕方、人と海の間わり方やあり方が見えてくると思います。その場合に、媽祖廟は決して沿海だけでなく四川の奥にもあるのです。人が移動していくと、今度は海の守り神を連れて行くわけです。華南沿海から海を通過して東南アジアへの移民だけでなく、内陸の移民もあります。そうすると、海は水そのものでなく人やものを介して陸にも繋がるという展開を示していきます。

ところで、ヨーロッパの東インド会社など海を巡る世界進出に関する歴史研究があります。現在の世界システム論にも繋がると思います。これらは、ヨーロッパを中心とした一つの世界の配置を考える時に、海をどう考えるかという観点から、海の歴史研究が行われてきました。それは軍事政策や海洋政策に結びつきます。そういう様々な研究史の時代的背景や時代的区切りがある中で、私達は海洋アジア、あるいは、海洋東北アジアという一つの領域から、地域研究の方法の一つとして海洋研究をどのように考えていくかということを通じて論じようとしているわけです。しかも、それは人やモノ、カネの移動を巡って、海にもっと様々な課題を引き出す可能性と同時に、これまでの研究の成果をもう一度海に結びつけてみると、何が出てくるかという課題もあります。

今日の海洋東北アジアやキャフタ貿易圏と商業のテーマで、大きな内陸であっても茶という商品を通して、海と結びついていると見る事が出来るのではないかと思います。

ます。あるいは、金融を通して海と繋がると思います。これまでの内陸と海を分けてきた考え方に対し、海を意識することで、歴史的にも内陸と海は相互補完関係であるという発想が出てくる。南と北の海も相互補完関係であり、東インド会社が南の海にチャンネルを変えたり、スペイン、ポルトガルの時代に北極圏や北極海を經由してアジアに行こうという探検の歴史が同時にあった。ヨーロッパに輸入する物産の問題もあり、南の海がそれ以降注目されますが、やはり北の海と歴史もそこを迂回してアジアに到達しようとする歴史がありました。そういう点で露米会社の仕事に関する重要な点も多くの研究者の方が指摘されていることだと思います。これまで帝国の歴史の中で使われた海に対し、むしろ地域の歴史の中で機能してきた海、しかも共通の海という視点から、検討できる海の課題を私自身もう少し続けてみたいと思っています。

(了)

補遺。報告後いくつかの貴重な質問とご意見を頂いた。そのなかで内陸河川と電信ならびに海関統計について要約し、以下に補いたい。また最後に報告に関連する参考文献目録を付した。

<東北大学東北アジア研究センター瀬川氏の質問の要旨> 陸域と海域・河川と分けておられますが、この場合、海域と河川の問題、河川の内陸水系の体系をどう位置づければよいのか。ある意味で、この内陸と海域の間でそれを結びつけるような、何らかの中間地帯 (something to intermediate) という存在かもしれませんが、この河川をどう考えるかは非常に大きなポイントであると思います。ある意味で、河川交通と海域の交通ネットワークが陸の方にただ入り込むようにも考えられます。また、その地域の経済を考えますと、例えばウィリアム・スキナーのモデルでも、非常に内陸水系は緻密な市場システムがあります。それに対し海域の長距離貿易は、外的に内陸に結びつくモデルです。そういう意味で、非常に区別されるもの、という捉え方もあると思います。単に中間だと言ってしまうと、それまでかもしれませんが、どのようにこの内陸・河川の交通を位置づけるかにより、お話の全体像が変わってきます。そのあたりを少し補足していただければ幸いです。

<回答の要約> 御指摘の通りだと思います。その中でもやはり沿海の発達と内陸の関係、沿海が発達して内陸に展開するというのは違うと、スキナー氏は内陸モデルの重要性を指摘されます。これまでの内陸研究を中心としたところに河川を考えるのは、

海という観点から言うと、河川は海に展開していく大きな契機となります。今御指摘の「中間」のどちらからそれをカバーするかという点で促進的に考えられれば良いと思います。

ところで、地図の歴史があります。ずっと地図に書かれた海洋と内陸水系の細かさに注目したい。内陸水系は非常に古くから、山海経・水経注などによって内陸水系が一つの世界を作るような形の強調の仕方のなかに内陸水系が出てくる。地図の歴史を見ることで、どう認識されたか、どう機能してきたかにも関心があります。

これまでの地図研究は、主に内陸を考える地図として議論されてきた面があります。けれども、内陸水系と海の間をどう考えるかという観点から、地図の歴史とその時代の変遷を見ると、海から見ると内陸を繋げる時に水系をやはり考えなければいけない。海と陸とは絶えず相互補完関係と考え、また政権や権力の問題、あるいは帝国の問題から言っても、海を重視する時と、陸を重視する時があり、この海と陸が大きく分離する時もありますが、海を通して一気に帝国形成がなされたり、その後には内陸が通じるとか、そういう形で海と陸とは実は相互補完関係にあり、区別しないという形を考える必要があると思います。今の水系のお話は、非常に具体的な対象として、両者を繋げるということを今私は地図の歴史の中で、内陸河川の中継機能の地域差と時代差があるものとしても言えるのではないかと考えているところです。

<電信について京都産業大学の玉木氏の質問の要約>

イギリス側から見ますと、海陸ルートで電信が通じて、ロシア側からは陸上ルートで最終的には日本の辺りまでやってくる時代です。この時代に金融を海とか陸の概念でくくれないと思うのです。それまでなら、為替手形を発行して様々な港や内陸都市を通過し、最終的にどこかで決済されるのが通常でした。電信ができたことにより直接、例えば、私の知っている事例でアジアではありませんが、ロンドンの金融市場でオーストラリアから4日間ぐらいで決済ができるようになります。この時代を先生は扱っておられる。そうした場合、この時代を海や陸の概念で果たして理解できるのかどうかです。あるいは、それ以外の概念を提唱されるなら、それをお聞かせいただければと思います。

<回答要約>

海とか陸の持つ自然の地理的条件をどう克服するかということで、電信の持つ機能は生まれてきました。ですから、一面、海とか陸とか言えないのではないかと、という

ことは御指摘の通りだと思います。ただ、大北方電信会社（The Great Northern Telegraphic Company）など実際の電信会社の記録を見ると、繋がったから直ちに通ずるということではなく、その回線の費用が幾らかかるかなど、その電信の頻度により使われ方が違うので、今度は逆に電信をどちらに繋げればよいのかという課題もあります。その意味で地域的に異なる吸引力もあると言えます。例えば、インドまでは非常に頻繁に通信されますが、東南アジアに入ると、シンガポールはもちろんあるわけですが、そこから他の東南アジアへは非常に電信が高くなります。もう一つは海関報告や領事報告の中で、特にテレグラフィック・トランスファー（telegraphic transfer）という電信を強調した項目が掲載される時があります。そこではやはり地域的な特徴の中で電信が利用される。ですから今の御指摘は、電信から見た時にはそのように言える内容になりますが、実際の運用記録には地域的な港の機能とか、海とか港とか内陸の違いという側面で、電信や為替相場も変動する。例えば、香港と上海の銀の相場が違うということを利用して、商人や資本が動くことがあります。私はどちらかという点、地域性の特徴が電信という普遍的な手段にどのように影響を及ぼすかという点に関心があり、見ているところです。御指摘の面は長期的にはそうだと思います。例えば今のグローバリゼーションの場合でも、金融という問題が世界を結びつけているわけですが、金融の持つグローバルな側面とローカルな機能の相互影響については今でも課題があると思います。

<東北大学東北アジア研究センター塩谷氏の質問の要旨>

海関資料の中で、20世紀以降、ロシアと中国との茶の流通がキャフタ、満州、オデッサに繋がる。オデッサが出てくるのが1860年以降です。それまでキャフタを通じてのみ清朝がロシアと交易を行っていました。天津条約により広東の港が開放される。広東からどういうルートを経由するかはわかりませんが、オデッサに茶を輸出します。これは主に紅茶のルートになります。おっしゃっていた磚茶のルートはキャフタ経由で輸出されます。その前にキャフタを通じて清朝からロシアに輸出するのは基本的には山西商人、これは劉先生の御報告になりますが、それを受けたのは森永さんの報告に出てくるイルクーツク周辺のシベリア商人です。私の推察するに、オデッサ（ロシア）に恐らくギリシャ商人が関わっていくと思います。広東から茶を積み出すのはどういう商人なのか。広東からお茶を発送する場所や具体的商人を、もしご存じであれば教えていただきたい。

<解答の要旨>

広東茶について私も少し関心を持ったところです。具体的に商人グループとしてそれを特定できるかどうか。オデッサはヨーロッパ経由になると思いますが、外国ルートでは、イギリスやドイツ、フランス、オランダなどの商人がありますが、船のルートは確立されているので、そのルートに乗っていく。茶の生産地から広州や香港までのルートですと広東商人や福建商人と言っていいわけですが、広東商人の中でも茶を扱うとすれば潮州商人という地方性があり、福建商人では輸出港厦門の厦門商人になるでしょう。

それから、華北の山西商人は南ではどうかということですが、例えば山西票号という全国的為替ネットワーク業の中で広東の支店はやはり大きな金融的な役割を果たしています。ただ、それは山西商人として具体的に広州でやっているのか、山西票号での金融と重なって営んでいるのか、ローカルな商人に資金を貸して茶貿易の金融を営んでいるかは、帳簿を分析すればもう少しわかると思います。

<参考文献>

1. Wang Gungwu and Ng Chin-keong ed., *Maritime China in Transition 1750-1850*, Harrassowitz · Wiesbaden, 2004.
2. John E. Wills, Jr., *Maritime Asia, 1500-1800: The Interactive Emergence of European Domination*, *The American Historical Review*, Vol. 98 No. 1, February 1993.
3. K. N. Chaudhuri, *The Trading World of Asia and the English East India Company 1660-1760*, Cambridge University Press, 1978.
4. 沖縄県史料編纂委員会歴代宝案編集委員会『歴代宝案』校定本1-15巻
5. 松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林、2003
6. Chi-Kong Lai, *The historiography of maritime East Asia since c.1975*, *Research in Maritime History 8: International Historiography of Maritime History*, 1995.
7. 生田滋「海域東南アジア史研究の回顧と展望」『東洋史研究』第63号第3号、平成16年12月

8. Stanley F. Wright, *Hongkong and The Chinese Customs*, Shanghai, 1930.
9. 上田貴子『近代中国東北地域に於ける華人商工業資本の研究』大阪外国語大学博士論文シリーズvol. 8, 2003年.
10. 吉田金一「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』第45巻4号、1963年
11. 森永貴子「イルクーツク商人とキャフタ貿易——1792～1830年——」
(<http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no3/morinaga.pdf>)、『ロシアの拡大と毛皮交易 16～19世紀シベリア・北太平洋の商人世界』（彩流社、2008）
12. 神長英輔「「北洋」とは何か 再構築された漁業史と対露観」 (<http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no3/kaminaga.pdf>)
12. M. I. Sladkovskii, *History of Economic Relations between Russia and China*, Translated by M. Roublev, Sinological Editor: G. Grause, Israel Program for Scientific Translations, Jerusalem, 1966
13. 石川亮太「近代朝鮮をめぐる国際流通の形成過程—アジア域内市場の中の朝鮮植民地化—」（2002年12月提出，2003年3月）
14. Seonmin Kim, Ginseng and Border Transpassing between Qing China and Choson Korea, *Late Imperial China*, Vol. 28, No. 1, June 2007

大黃を巡る露清関係とキャフタ貿易

The Relation between Russia and China on rhubarb, and Kiakhta trade

森川哲雄

Morikawa Tetsuo

1. はじめに

1688年のジュンガル王国のガルダンによる外モンゴルへの侵略は1696年の康熙帝の親征とガルダンの敗北に終わったが、これを契機に外モンゴルは清朝の支配下に入った。この間、ロシアと清朝の間には黒龍江流域の領有や逃亡者をめぐる対立があったが、1689年に締結されたネルチンスク条約によって一応の決着をみた。またロシアが求めていた清朝との貿易も、ロシア商人が北京に来て行うという変則的な形で行われるようになった。

しかし1706年、清朝は外モンゴル情勢の安定に伴い、ロシアから中国本土への交易ルートを外モンゴル経由へと変更させ、この結果北京での官貿易以外にイフ・フレー（庫倫）での民間貿易が盛んになったという（注1）。ただしイフ・フレーがトラ河畔に定着したのは1778年のことで、それまで商人達はフレーの移動とともに一緒に移動していたという（注2）。まもなく清朝は北京での官貿易の中止を通告し、露清間の公的な貿易は中断するが、その後ロシアは清朝に対し何度か交渉を行い、最終的に1727年のブーラ条約、次いでキャフタ条約により、キャフタにおける継続的な交易を実現することに成功した。その後キャフタは紆余曲折を経ながらも長期間に亘って露清貿易の中心としての機能を維持した。キャフタでは様々な商品が取り扱われたが、その中で清朝からロシアに運ばれた大黃が露清間の政治的問題と絡んで特別な意味を持った時があった。そこで本稿では露清間の大黃貿易とキャフタをめぐる問題に焦点を当てて検討したい（注3）。

2. キャフタ貿易の展開

露清貿易の拠点としてのキャフタの建設はキャフタ条約の締結後に始まった。場所はトロイツコ要塞（後のトロイツコ-サスフク要塞）から4露里のところである。キャフタの創建時にはすでに若干の住居、税関、倉庫、監獄、木造の教会があったという

(注4)。さらに翌年には商人用の丸太の家が32、中に24の腰掛けのある16サージェンの広さの客用の中庭、高い所に商品を置くための倉庫などが建てられた(注5)。他方中国側の交易拠点、売買城も1730年ころに建設された(注6)。

初期のキャフタ貿易は小規模なものであったという。1728年8月25日に最初の取引が行われたが、そこにはロシア商人が10人と中国商人が4人集まっただけという(注7)。その後もキャフタでの貿易はしばらく発展しなかった。それにはいくつかの理由があった。一つにはキャフタ条約の締結後復活した北京におけるロシアの官貿易が優先されたため、キャフタ貿易はその補助的なものに過ぎなかった。二つにはキャフタへロシア側の商人が多くやって来て、ロシア側の商品も多く運ばれたが、中国側の商人の数が多くなかったことと、ロシア商人にとって購入に値する中国商品が少なかったためという(注8)。さらにはロシア政府による重い税金のためにシベリアを通過するロシア商人に大きな負担となった(注9)。

それでも時にキャフタでの交易が活気づくときもあった。ロシア政府の派遣した隊商が北京での売り残りの毛皮をキャフタで売ったことにより、1729-1730年の間に総額23,829ルーブルになったし、また1730年からキャフタで中国産の大黄が取引されるようになったことから、取引高が増加したという(注10)。その後キャフタにおける貿易額は増加し、トルセビッチによれば1744年には中国の商品の取引は287,500ルーブル、また中国人によって買われた商品は292,800ルーブルに達した(注11)。1750年代前半については統計が明確ではないが双方併せて70万ルーブルに達し、1758年には1,037,097ルーブルに達している(注12)。

キャフタにおける露清貿易は数量的には順調に拡大していったが、18世紀半ば過ぎに起きた清朝によるジュンガル王国征服の問題が露清間に摩擦を引き起こすことになった。清朝によるジュンガル王国征服の直接的きっかけとなったのはジュンガル王国内の覇権争いであった。この問題は本稿の目的とは関係がないが、概略を述べると次のようである。ジュンガル王国では1745年のガルダン・ツェリンの死後政権をめぐる争いが続いた。1752年、チョロス部のダワチがホイト部のアムルサナの援護を得て支配者となったが、まもなくアムルサナはその支配権をめぐる争いでダワチと争うことになった。しかし1754年、アムルサナはダワチとの争いに破れて外モンゴル西部のホブドに逃れて清朝の保護を求めた。その際アムルサナは乾隆帝にジュンガル王国の内情を説明し、遠征を薦めた。その結果翌1755年、乾隆帝は兵を派遣しジュンガル王国の軍を破ったが、ダワチは逃亡したものの捕らえられて北京に護送された。アムルサナはこの清朝のジュンガル遠征に協力したが、彼自身は清朝のジュンガル平定の後にはダワ

チに代わってジュンガルのハンになることを希望していた。しかし乾隆帝はこれを認めず、ジュンガルの四部の一つ、ホイト部のハンに据えることにしたが、アムルサナはこれに不満を持ち清朝と対立するに至った。このとき外ハルハのトゥシェトゥウ・ハン、エリンチン・ドルジは乾隆帝からアムルサナを捕縛し、熱河まで連れてくるように命じられたが失敗し、アムルサナの逃亡を許してしまった。彼はそのため乾隆帝の怒りを買って北京で処刑されたのである。清朝の討伐軍に追われてアムルサナはカザフ汗国へ逃れ、さらにシベリアのトボリスクへ逃亡、ロシアの保護を受けたが、1759年9月、そこで天然痘のために死亡した。この間、清朝はアムルサナの身柄の引き渡しをロシアに要求したがロシアはこれを認めなかった。しかしロシア側は清朝との対立が深まることを懸念し、アムルサナの遺体をセレンギンスクまで運んで清朝の使節に遺体検分をさせている。しかし遺体そのものを清朝側に引き渡すことはしなかった。結局清朝側はアムルサナ引き渡しについてこれ以上ロシアに要求することはなく、この問題についてはこれで基本的に決着した。

しかしこのジュンガル遠征とそれに続いて起きた事件は外モンゴルの王公の間に反清的な感情を生み出すに至った。当時外モンゴルでもっとも影響力を持っていたのは第二代ジェプツンダムバ・ホトクトである。彼はトゥシェトゥウ・ハン家の出身で、1724年、トゥシェトゥウ・ハン部の札薩克多羅郡王ドンドブ・ドルジの子として生まれた。同じトゥシェトゥウ・ハン家出身の初代ジェプツンダムバの死（1723年）を受けて、ダライ・ラマの認知並びに雍正帝の指示によって正式に二代として認められた。兄は先に触れたエリンチン・ドルジである。清朝軍のジュンガル遠征時には外モンゴルから多くの兵士や物資が徴発されたが、これは外モンゴルの王公、牧民に大きな負担となった。これに反発したホトゴイト部のチングンジャブが清朝に叛旗を翻した。一部の王公もこれに同調し、辺防の任務や馱馬の放棄などを行った。一般にこれを「撤駅の変」と呼ぶ。しかしこの叛乱もさほど大きな広がりを見せず、翌年チングンジャブが清朝軍に捕縛され、さらに処刑されることで終わった。

このチングンジャブの乱やトゥシェトゥウ・ハン、エリンチン・ドルジの処刑が外モンゴルの支配者層に与えた衝撃はかなり大きなものがあった。すなわちこれらの事件の後、第二代ジェプツンダムバや一部の外モンゴルの王公の間に、次第に清朝に対する反感を持ちロシアとの接近を試みようとする動きが見られたからである。ロシア側もこうした外モンゴルの王公の動向に関心を持ち、接触を試みた。ロシア側がこのような動きに出たのは、黒龍江の自由航行を清朝政府に求めていたが拒否され、頓挫していたことによる。このためロシアの役人の中には外モンゴルをロシアに帰属させて

この問題を一挙に打開しようと主張する者もいた。ロシア側の報告によればジェプツンダムバもロシアへの帰属の意志を示したともいう。しかしロシア側の働きかけも第二代ジェプツンダムバの死（1758年）によってそれ以上進むことはなかった。またロシア政府もこれらの問題で清朝との関係が悪化し、露清貿易が停滞したり中断したりすることを避けようとしたため、そのような外ハルハのロシア帰属への働きかけを中止したのである（注13）。

こうしたジュンガル王国と清朝との対立した時代のキャフタ貿易の状況は、コルサクの報告によると以下の通りである（注14）。

第1表

年	ロシアの輸出額	ロシアの輸入額	合計（ルーブル）
1755	606,084	230,981	837,065
1756	450,768	241,252	692,020
1757	421,878	418,810	840,689
1758	525,999	511,071	1,037,070
1759	718,144	698,985	1,417,130
1760	699,940	658,331	1,358,271

この時期の貿易においてロシア側が清朝から買い入れた商品で主要なものは、色々な種類のキタイカキタイが15万から18万反、青色の棉布дабаが6万から7万反、絹製のピロードが1万千アルシンであった。その他、普通の茶が6千ブード、磚茶が5千から7千ブードほどで、この時代、茶の輸出量はまだ多くない（注15）。このように清朝によるジュンガル王国征服に端を発した露清間の問題は直接キャフタ貿易に影響を与えることはなかった。

しかしこれから間もない1762年にキャフタ貿易は清朝側により一方的に停止される。コルサクによれば1762年のキャフタにおける貿易総額は139,315ルーブルと、前年度に比べ激減している（注16）。その貿易停止の原因が何であったかについては早くから議論されているが、その主要な原因は、ロシア側がロシア商人に対しキャフタにおいて関税を徴収していたことに対し、清朝側がこれをキャフタ条約違反とみなしたことによる（注17）。この他にも逃亡者問題が原因とする見解も出されているが（注18）、やはり1762年のキャフタ貿易停止はロシア側の関税の徴収に対する清朝側の反発であったとみるべきである。この貿易停止は1768年まで足かけ7年間続いた。これが第一次キャフタ貿易停止である（注19）。この貿易停止は1768年に露清間でキャフタ条約追加条約が結ばれることによって終結した（注20）。両国は改めてキャフタにおける貿易

においては関税を徴収しないということで合意した。貿易が再開された1768年の貿易総額は50,952ルーブルに過ぎなかったが、翌年には2,003,635ルーブルと、激増している(注21)。しかしながらロシア側はその後ロシア商人に対する関税を徴収し続けた。再開後の1768年は僅かであったが、翌年の1769年には40万ルーブル余りに達し、1761年の23万ルーブル余りに比べ倍近い税を徴収している(注22)。これはロシア側が税の徴収所を別な場所に移して清朝側に分からないようにしたためというが(注23)、清朝側はこれについて全く気づかなかったというのも不思議である。

その後しばらくキャフタ貿易は順調に行われたが、10年後の1778年、再び停止された。この理由についても複雑な事情が絡んでおり、いろいろな説が出されているが、ロシア側の見解と清朝側の見解に相違が見られる。何秋濤はロシア側が審理すべき犯罪者がいたにも拘わらず責任者の瑪玉爾майор(少佐)が審理しなかったため、庫倫弁事大臣の索林がキャフタの出入りを止め、しばらく当地での交易を停止することを奏上した、と記している(注24)。他方トルセビッチはロシアに帰属するオーロト人がロシア商人を掠奪し、さらに若干の商人を連行して清朝側に逃れ、それに対してロシアは清朝に引き渡しを求めたが、清朝は引き渡さなかったため、としている(注25)。『清高宗実録』(注26)によれば、トゥシエトウ・ハン部の桑齋多爾濟Sanjaidorjiの報告として次のようである。ロシア人の斐岳托爾Федорが個人的に清朝領内に来て馬を購入しようとしたが清朝側に捕らえられた。この件について清朝側の章京jangginの巴達爾呼Badarquはロシア側の責任者、瑪玉爾майор(少佐)に伝え、彼が清朝側に来て審議するように求めた。しかし瑪玉爾は自ら来ず、部下の頗羅楚克を派遣してきた。このロシア側の措置に対して桑齋多爾濟は巴達爾呼に命じて、頗羅楚克とは協議をせず、彼を帰らせた。こうしたロシア側の対応を非とし、桑齋多爾濟はキャフタ貿易を停止した、という。この桑齋多爾濟の対応を乾隆帝は認めている。ただしこの第二次キャフタ貿易停止は2年足らずで1780年に再開した。この時キャフタ貿易の再開となった直接的なきっかけとなったのは以下の事件であった。すなわち17人のロシア人が500頭の馬を連れて越境して来た時、清朝当局に捕らえられたものの、清朝の役人に賄賂を贈って釈放されるという事件が起きた。この事件に関し清朝側はロシア側に対し、ロシア人越境者の頭目を調べ、彼らから賄賂を受けた清朝側の役人と共に国境で処刑するように求めた。これに対しロシア側の知事はキャフタにおける貿易の再開を最優先し、清朝側の意向に沿って、越境した17人を捕らえて国境に連行し、そこで清朝側と処罰を検討することに同意した(注27)。清朝側はロシア側の措置について、「俄羅斯罪を悔い、夷犯を懲治し、市易を開くを求む。」と評価し(注28)、この結果1780

年4月、キャフタ貿易は再開した。今回は第一次貿易停止時に行われたキャフタ条約の改定までには至らなかった。恐らく貿易停止に至った経緯がさほど深刻な問題ではなかったためであろう。キャフタにおける取引総額は停止した1768年においては前年度の半額近い1,461,792ルーブルであったが、再開した1780年には5,400,374ルーブルに拡大している（注29）。

3. 露清間の大黄取引

大黄の根は一般的に瀉下剤、健胃剤などの医薬品として古くから珍重されてきた。しかしその産地はかつて中国の甘肅、青海省などに限定されており、どこでも採れるというものではなかった。ロシアはこの中国産の大黄を早くから輸入していた。露清貿易における大黄の位置について、吉田金一は次のように述べている（注30）。

金額からすれば僅かなので主要品目には出てこないで薬品の中に一括されてしま
うが、ロシア側で重要視した商品に大黄がある。これは薬用としてロシアに輸入
され、一定量を政府が確保した。（以下略）

清朝からロシアへ的大黄の輸出ルートはいくつかあった。羽田明によれば（注31）16世紀後半以降、トルキスタン→イルティッシュ路→トボリスク→ロシアへのルートが最初のものであった。このルートはその後も存続したが、その後カルムイク人の存在（ジュンガル王国）により、所期の目的を達することが出来なくなり、代わって清朝との間に結ばれたネルチンスク条約によりネルチンスク経由のルートが露清間の主要なルートとなった。しかしそれから間もない18世紀初頭には露清貿易のルートはセレンギンスク、クーロン（庫倫）、張家口、北京が公定通路となった。従って大黄もその後はこのルートを通してロシアに運ばれたという。またこれら的大黄が運ばれる起点は青海の西寧であったとも述べている（注32）。従って中国からロシアへ的大黄の交易ルートは、

（西寧）→東トルキスタン→イルティッシュ路→トボリスク→ロシア本土

（西寧）→甘肅→モンゴリア→キャフタ→シベリア→ロシア本土

があり、さらには、

甘肅→東トルキスタン→西トルキスタン・カザフスタン→ロシア本土

のルートも存在した。ただしロシアは大黄を基本的にキャフタで購入している。コルサクは「以前、大黄はシベリアの多くの国境の税関を通して運ばれた。しかし1822年の命令によりキャフタ（そこではそれがすべて個人に許可されていたが）以外、その輸入は至る所で禁止された。現在大黄は官有の薬局のために、商人によっても、国

家によってもキャフタで購入して得られている。」(注33)と述べている。またそのルートについても「キャフタで獲得される大黄はカシュガル、ヤルカンド、アティアルAtiar付近から青海湖までの地方の森林の多い山で成長する。最も良い品質の大黄の輸出は中国において厳しい処罰のもとで禁止されているが、それにもかかわらず、中国人たちは手数料(賄賂)で監督官を買収してすばらしい大黄をキャフタに運んでくる。」(注34)と述べ、甘肅→モンゴリア→キャフタが主なルートであるとしている。

この甘肅一帯からキャフタへ的大黄の運び手についてシリンは次のように述べている(注35)。

キャフタへ的大黄の主な調達者はブハラ人であった。パラスPallasは彼らが「中国との売買のほとんど最初から」大黄貿易を行った、と述べている。多数のブハラ商人が絶えずマイマイチェン(売買城)に滞在したが、そこには彼らの自己所有の家やモスクが見られた。(中略)中国の商人は「多額の罰金により」ブハラ人の売買を妨害することを厳しく禁止された。中国人も大黄を売ったが、それは「禁止の下」であった。

ここでいうブハラ人とは西トルキスタンのブハラ人ではなく、新疆のトルコ系住民を指している(注36)。なお松筠は、「其れ恰克圖にて大黄を販売する者は独り一家有るのみ、青海回民に係る。俄羅斯の最も信服する所と為る。他商此を販するも售る能ず。」(『綏服紀略』6b-7a)と記しており、キャフタで大黄を販売しているのは青海回民であったとしているが、この青海回民についても佐口透はこれをブハラ(ブハラ)人であったとしている(注37)。

ジュンガル王国が存在した時代(17世紀後半から18世紀半ば)、ジュンガル経由でも大黄がロシアに入ってきた。しかしその大黄には品質の点で問題があったという。トルセビッチは次のように記している(注38)。

ブハラ人の他にズンゴル(ジュンガル)人も大黄を我々にもたらした。しかしそれらの大黄はいつも品質が悪く、その結果、例えば1742年と1747年(300ポンド)において、すべての大黄は不合格品となり、また1748年においては、「ズンゴルから運ばれたものと、シベリア内部の大黄は、まさにそれが役に立たないので必要としないこと、また今後それをロシアに運んでこないように表明し、決して購入しないように。」と命じる指令が出された。

ところでロシアは早くからシベリアでこの大黄の栽培を試みていた。それはシベリアでも大黄が自生していたからである。そこでロシアは中国から大黄の種子を輸入してシベリアで栽培を試みたが、結局は失敗に終わった。このことについても羽田明が

一部紹介している（注39）が、トルセビッチはより詳しく紹介している（注40）。それによると概略次のようである。17世紀半ば、ロシア政府はシベリアにおける大黄の自生の発見に努めた。その結果としてシベリアでその栽培を行うことになった。すなわち1652年、イセトИсет河に流れ込むバルネフカБарневка河沿いにバルネフカ村が築かれた（注41）。これはこの地方で自生大黄が発見されたためである。しかしこのバルネフカ村に大黄の種子が運ばれそこで大黄の栽培が試みられたものの失敗し、バルネフカ村は廃棄されたという。その後シベリア東部のシルカ河やセレンゲ河その他で大黄の自生が見つかったが、「総じてロシアでそれが発見されない所はなかったが、それは利用に適さなかった。」（注42）のである。

その後もロシア政府は18世紀前半に大黄の栽培を試みた。1736年にロシア政府は300から400フント（1フントは358.3g）の種を中国側から密かに持ち出すように、との訓令を出した。それらをキャフタなどで栽培しようとしたが、気候が合わず育てられなかった。最終的に1778年に中国からの大黄の種を買うことは禁止されたという（注43）。ロシア政府の自ら大黄栽培による供給は完全に失敗した。従ってロシアが大黄を入手するためには中国との交易によるしかなかったのである。

すでに多くの先行研究によって明らかにされているように、ロシアでは18世紀末まで大黄の取引は政府の厳しい管理下に置かれた（注44）。キャフタで購入された大黄は全てがモスクワの医療検査院に送られた。ただし大黄は医薬品としてシベリアの住民にとって必要なものであったから、一部はシベリア地域で頒布することが認められている（注45）。しかしながらモスクワに運ばれた大黄がさらにロシア各地で医療品としてすべて消費されたかというとはそうではなかった。実は多くが輸出品としてヨーロッパへ運ばれていたのである。シリンによれば「しばしばそれ（大黄）を、キャフタで交易するために赴いたトボリスクやロシアの商人が運んだ。後者は普通大黄をモスクワに運んだが、そこからそれは外国に行った」（注46）。キャフタにおける大黄の取引量についての詳しい統計は無い。ただシリンは次のようにも述べている。「キャフタにおける大黄の国家交易の取引高に関して、それらは全く不均等であった。すなわち18世紀30年代には1年に500から1700プードに上ったが、残りの年（1778年まで）は680プードを超えることはなかった。」（注47）これらモスクワに運ばれた大黄はかなりの量が輸出に回された。トルセビッチは17世紀半ばから18世紀末のロシアから輸出された大黄の量について以下のような統計を示している（注48）。

第2表

1649年まで	50プードずつ	1701-1703年	50プードかそれ以上
1704-1726年	300プード	1727-1731年	200-300プード
1732-1733年	500プード	1734年	1174プード余り
1735年	1000プード	1736年	800プード
1738年	1136プード	1744年	300プード
1752年	625プード	1753-1764年	500プード
1771年	511プード (クラスノヤルスク欠如)		
1778年	1055プードのうち680プード		
1780年	156プード	1781年	217プード
1782年	641プード	1783年	200.5プード
1785年	35プード	1786年	99プード
1787年	249.5プード	1788年	57プード

トルセビッチは1778年までの大黃については「輸出されたвывозилось」と記すだけで(注49)、それらがどこに輸出されたのかについては明記していないが、1780年から1788年については明確に「ペテルブルクからヨーロッパへ輸出された」と記しており(注50)、それ以前に示されている大黃の輸出先もヨーロッパであったとみてよい。また先に紹介したキャフタでのロシア側の大黃取得量についてシリシが示した数値と比較すると、かなりの量がヨーロッパへの輸出に向けられていたことが分かる。

それではロシアはこの大黃取引でどの程度の利益を得ていたのであろうか。これについてもトルセビッチは大まかな数値を示している(注51)。

この数値は国内の売却値であるのか輸出の値段であるのかは明確に示されていないが、上記(第3表)に示した購入価格と売却価格の比率は1対3から1対8になっており、ロシア政府が大黃の専売による売買によって相当額の利益を得ていたことは明らかである。なおシリシはСловцов(1886)に依拠して、

実際大黃の取引は巨大なもうけを〔ロシアに〕与えた。ペテルブルクでは大黃はプードが37ルーブルの値段であったが、外国へはそれを1プード当たり168~282ルーブルで売った。従って1000プードは16万7千から28万2千ルーブルの利益を与えた。(Силин、1947、стр.151)

と述べている(注52)ただここに示されている数値はトルセビッチの示した上記の大黃の売却価格とはかなり異なっていて、このことがどの時代の状況であるのか、また

第3表

年度	購入価格	年度	売却価格
1649	20ヨアヒム銀	1653	15
1698	4-6		
1727	7.6		
1733	15	1733	75
		1761	100
1764	16	1762	60
		1763-64	50
		1765	65
		1777	91.3
		1778	96

(数値は大黄1ブード当たりのルーブル価。空欄の年度は数値が示されていない。)

購入価格がどの程度であったか、についても示されていない。しかし国内価格と輸出価格が異なっていることは当然考えられ、いずれにせよロシア政府がこれにより多額の収益を得ていたことは間違いない。

注意すべきはキャフタを経由しての大黄の取引が、単に露清間の貿易に留まらず、それがロシアを経由してヨーロッパへ輸出されていたことで、このことはキャフタにおける交易が単に露清間のローカルなものではなく、もっと広い、国際的な性格を持っていたことを物語っている。

4. 第三次キャフタ貿易停止と大黄問題

第二次停止後、再開されたキャフタ貿易の貿易額は順調に増加していった。1781年には総額7,570,622ルーブルに達し、ロシア政府が徴収した関税も706,219ルーブルに達している(注53)。コルサクによれば1769-1773年の5年間の総額は11,257,086ルーブル、年平均2,251,417ルーブルであったが、再開後の1780-1784年の5年間の総額は30,416,744ルーブル、年平均6,083,348ルーブルに増大した(注54)。しかしながらキャフタ貿易は1785年に三たび停止された。そしてこの第三次停止は1792年まで足かけ8年に及ぶことになる。この第三次停止の理由について清朝側の立場から松筠は詳しく記しているが、概略を紹介すると次のようである。

乾隆49(1784)年、庫倫の商人、勒明という者がウリヤンハイ地方に赴いて貿易を行った所、ロシアに所属するブリヤート人ら数人に商品を強奪する事件が起き

た。そこで庫倫弁事大臣勒保、喀爾喀副將軍郡王蘊敦多爾濟、盟長遜都布多爾濟らは額爾古（イルクーツク）の知事、拉木巴（Ламб）に対し犯人のウラルジャイ（烏呼勒咱）（注55）らを捕らえ、キャフタに連行した後、司直による裁判を行い、奪われた商品の十倍にあたる賠償を要求した。これに対しロシア側の將軍（喀那喇爾генерал）は商品に対する賠償は完了したこと、犯人については鞭打ちにし、その鼻や耳に枷をして東北の無人の地に追放する刑に処したと回答してきた。理藩院はこの件についてロシアの元老院に対しキャフタ条約に違反すると抗議したが元老院の返答は満足できるものではなかった。かくして翌年キャフタにおける貿易が停止された。（『綏服紀略』8b-9b）

以上は清朝側の見解であるが、ロシア側の見解はこれとは異なっていた。バンティシュ=カメンスキーはこの事件について「問題は次のようであった。イルクーツク県知事（注56）と国境守備少佐ナラバルディンは捕らえられた中国人逃亡者ウラジャイ（ウラルジャイ）とその仲間を笞刑に処し、遠地に流刑にした。」と記している（注57）。すなわちバンティシュ=カメンスキーはウラルジャイ等をロシアの所属ではなく中国人としている。同じようにシリンも「それは（キャフタ貿易の停止）ウラジャイとかいう者とその仲間がロシアの領域に逃れてきたことから引き起こされた。」と記している（注58）。すなわち問題の発端となったウラルジャイをロシアの所属ではなく中国（清朝）の者としている。ただしロシア側の研究者でこの見解に同調しない者も多い。ウスペンスキーは「1785年、中国人達はロシアの臣民であるブリヤート人による中国人の茶の隊商掠奪事件によりロシアとの貿易を停止した。」と述べており（注59）、トルセビッチも同様にウラルジャイをロシアの臣民としている（注60）。このウラルジャイの処分について、清朝側はロシアに対しキャフタに連行することを執拗に求めたが、上に紹介した『綏服紀略』にも記されているように、ロシア側はすでに笞打ちの処分を行い、流刑に処したという理由を挙げて引き渡しを拒んだ（注61）。これに反発した清朝はあくまでウラルジャイの引き渡しを求めてキャフタ貿易を停止したのである。18世紀末のキャフタでの取引は清朝側の輸出品として絹織物、南京木綿、砂糖、たばこ、茶、宝石その他であったが、これらのうち絹（生糸、絹織物など）、木綿製品（南京木綿など）、茶の3品目だけで97%を占めていた（注62）。ただし吉田金一がロシアの統計を基にして示した清→ロシア輸入の統計表には大黃に関する数値が全く示されていない。これは大黃の取引額が少なかったことによる。先に示した大黃の購入価格は18世紀後半では1プード、16ルーブル程度であること、18世紀半ば頃においては輸出量が500から600プード程度であり、また18世紀末の輸出品は数値がまちまちである

が、200ブード前後が多い。国内消費量を考慮すれば、ロシアの大黄の輸入額はこれよりずっと多かったはずである。ただし大黄は先に示した露清間のいくつかの交易ルートを通してロシアに運ばれたのであり、すべてがキャフタを経由したわけではない。先に紹介したようにキャフタでの取引で絹製品、棉製品、茶だけで全体の97%を占めていたということからみても、大黄は取引額のうえでは少なかったのである。

にもかかわらず清朝がロシアに対する圧力を強めるために輸出禁止の商品としてターゲットにしたのはこの大黄であった。清朝側のロシアの大黄需要に関して一般的によく引用されるのが何秋濤の『朔方備乘』巻37、「俄羅斯互市始末」の記述である。

時に議するに大黄薬料の尤も俄羅斯必需のものたるを以て、商販の私に偷漏するを為すを恐る。蓋し俄羅斯の新都は彼得羅堡に在り。海に濱し魚多し。旧都は莫斯科窪に在り。五穀少なく、惟魚のみ是を食し、大黄を須い以て魚毒を解す。其の東偏錫伯利諸部、本韃而韃の旧壤、風俗多く蒙古と同じ。五穀を食せず、惟牛羊、酥乳、臟腑の火盛を嗜み、亦必ず大黄を須い、以て之を蕩滌す。

すなわちロシアにおいては穀物を余り食わず、魚を食べるためにその毒消しとして大黄を必需品としている、というものである。従ってロシアに対する大黄の輸出を止めれば、ロシアは窮して清朝側の要求するウラルジャイの引き渡しに同意する、という予測であった。ただし大黄がロシアの手に渡らないようにするにはキャフタ貿易の停止だけでは不十分であった。清朝政府はキャフタ以外にも清からロシアへの物流ルートがあることを認識していた。その一つが前節でも紹介した新疆→西トルキスタン→ロシアのルートである。これについて何秋濤は次のように記している。

俄羅斯南境に至りて安集延、回疆等処に毗連す。大黄を食する者少なしと雖も、多く用いるに染色を以てす。故に俄羅斯特に頭人専司を派して大黄を収買し、属下の官に散給し、売て衆を濟う。此れ彼国一日として大黄無きべからずの實、情形に在る也。（同）

そこで清朝はこのルートからも大黄がロシアの手に渡ることを懸念した。乾隆帝は新疆における大黄の取引を禁止したのである。

昨、新疆一帶、俄羅斯と通ずるべきの処有るに困り、恐らく透漏を致さん。已に各該処駐劄大臣に伝諭して嚴密に査禁して私販の大黄の違禁透漏の事有るを許す毋かれ。現に明亮、福崧の奏に拠るに、各々喀什噶爾、阿克蘇の処に在りて私販の大黄を查出するに、竟に数千余斤の多きこと有り。是奸商權利のみ是を図る。而して俄羅斯仍禁物を収買するを得る。即ち断と不断と等しきのみ。究めて有名無実に属す。是を以て旨を降し、分別従重治罪し、並びに実力査禁すべし。（『清

高宗実録』卷1321、乾隆54年正月辛巳)

ただし新疆における大黃の取引を禁止したにも拘わらず、完全には阻止できなかったようである。

この他に大黃がロシアの手に入る可能性があったのは海洋ルートであった。すなわち中国の港から海洋を経てヨーロッパに運ばれ、さらにそれがロシアへと運ばれる、ということは十分考えられる。実際相当量の大黃が西欧諸国に輸出されていた。松浦章は『宮中档乾隆朝奏摺』乾隆52年2月21日の広東巡撫図薩布、粵海關監督仏寧の上奏文によって、この頃オランダ、フランス、スウェーデン、デンマーク、イギリス、アメリカ、スペインなどに普通の年で6～7万斤、多い年で10万斤もの大黃が輸出されていたと指摘している(注63)。これはキャフタからロシアへの大黃の輸出量よりもはるかに多かったのである。当時清朝が開港していたのは広東であったが、澳門もポルトガル領であったからここからも大黃が輸出されていたのであろう。清朝はこれら両所からの大黃がヨーロッパ諸国からロシアに渡ることを懸念して両所からの輸出についても禁止した。上に紹介した『清高宗実録』(卷1321、乾隆54年正月辛巳)の記述の後に次のように記されている。

困りて思うに、西洋等処、俄羅斯と境壤毗連し、常に交易を通ず。恐らく奸商等、新疆業経に厳禁し、以て偷越し難きを見て、広東、海道より大黃を將って私販出洋し、俄羅斯に偷売し、厚利を希図せんことを思うも、亦未だ定めるべからず。孫士毅、目下尙未だ省に回らず。図薩布、仏寧に伝諭して努めて各関口を嚴飭、実力稽查せしめん。特に内地の奸商の私販する大黃の出洋の事有るを許す毋きのみならず、即ち澳門貿易洋行に在りて、その透漏夾帶するに任すを得ず。此を將って四百里由り図薩布と仏寧に伝諭し、並びに諭して孫士毅をしてこれを知らしめん。

また乾隆54年2月21日付けの図薩布の上奏文にも次のようにある。

臣等伏して査するに、外洋各処、究るに海面に属して通ずべし。若し厳しく禁絶を行わずんば、以て弊源を杜塞すること無し。当に即ち厳しく諭し、嗣後大黃の出洋を禁止せん。如し私帶有りて、定めて行商通事人等由り分利を希図し、透漏を串同せば、必ず先に其の罪を重治し、該大班亦必ず厳しく懲らし、具を取りて備案に依らん。臣図薩布復た藩司の許祖京に檄し、転じて在澳貿易洋行を飭しめ、一体査禁せん。(『宮中档乾隆朝奏摺』第71輯、p.304)

この他、海岸に面する各省に対しても密輸によって大黃が海外に流れることのないように指令が出されている(注64)。上記で紹介したように広東などからの大黃輸出は

相当の量に上っていたから、その輸出禁止は大きな影響を与えたことは間違いない。その意味でキャフタの貿易停止問題は露清間だけの問題では済まなかったのである。

しかし清朝がキャフタのみならず新疆や広東などからの大黄の輸出が完全に停止したかどうかは疑問である。先に示した第2表からも分かるようにキャフタ貿易が停止された1785年からも大黄はある程度の量がヨーロッパに輸出されているからである。このキャフタ貿易停止期間に大黄以外にその他の商品もロシアに輸出されていた。スラドコフスキーはこれについて次のように述べている。

キャフタにおける公的な貿易の中止の年（1785-1792）でさえロシアの税関は中国の絹織物や、特に棉織物を、かなり多くの量の輸入を登録することをやめていない、ということが特徴的である。シベリアのロシア人住民の間での《キタイカ》、《棉布》、またその他の中国の織物の拡大から判断すると、キャフタ貿易の公的な中止の時代においても、中国からのこれらの商品の輸入は、キャフタにおける通常の売買の年と同じ輸出水準にあったのである（注65）。

スラドコフスキーはこれについてトルセビッチの示した数値を根拠としているが、それによると、1778-1780のキャフタ貿易停止以前と1790-1792年におけるキャフタ貿易停止期間の清朝からロシアに輸入された棉織物と絹織物の金額についての数値を示している。それによると、棉織物は1778-1780年では1,063,942ルーブルであったものが1790-1792年では1,601,263ルーブルとかなり増加している。また絹織物は1778-1780年では211,174ルーブルであったものが1790-1792年では101,617ルーブルと半減しているものの、棉織物との合計額ではむしろ増加している（注66）。ただしコルサクはキャフタにおける貿易統計表については1786年から1791年までの貿易額については数値を示しておらず（注67）、基本的にキャフタでの取引は、密貿易は別として中断したと見るべきである。従って1790-1792年にロシアが清朝から輸入した棉織物や絹織物は別なルートを利用したと思われるが、トルセビッチはそれについては具体的に示していない。

5. キャフタ貿易の再開

前節で、キャフタ貿易の停止期間においても露清間の商品取引が必ずしも停止していないことを紹介したが、やはりロシア側にはその影響が現れている。スラドコフスキーはこの点について次のように記している。

キャフタ貿易の発展において人為的中断はロシアにも中国にも経済的に大きな損失をもたらした。とりわけラディシェフはその回想の中で1785-1792年のキャフ

タ貿易の停止が《バラビンスクの農民》にとって否定的な結果となったことについて次のように述べている。「中国人との交易が無く、輸送隊や商人の数が減少した。〔彼らが〕輸送隊へのエン麦、干し草、そして御者達への食料の費用を受け持っていたということで利益を得ていたのである（注68）。

清朝側においても「中国国内の対ロシア貿易に従事する商人やその事業に対しても、またこれと関係あるすべての民営活動も重大な挫折となった。」（注69）

当然ながらキャフタ貿易の再開を求めたのはロシア側であった。ロシア政府は1789（乾隆54）年にキャフタにおける貿易の再開を清朝側に求めている（注70）。その役割を負ったのが7等文官ドルゴポフという人物で、イルクーツクの県知事（注71）からの書簡が清朝側の役人（大臣amban）に渡された。この大臣ambanとは当時庫倫弁事大臣の任にあった松筠であろう。その際ロシア側は清朝側が問題としていたウラルジャイの状況について伝えたと思われる。そのイルクーツク知事から渡された書簡の内容は不明であるが、それに対する清朝側の役人の対応が次のように伝えられている（注72）。

彼、県知事は、我々が理藩院に対し相互の貿易の開設について斡旋するように求めている。そして〔書簡の中で〕かの首領ウラルジャイが死んだとのみ記し、他の者については思い起こしてはいない。何故なら彼らには仲間がおり、条約によって問題を解決するには彼らを国境に連れてきて処刑しなければならない。それ無しに、ウラルジャイ一人だけを考慮して、我々に我が偉大なる支配者に不法な願いを求めようとするのか。

これに対するドルゴポフの返事は、「ウラルジャイも、彼の仲間もイルクーツクから数千露里離れた、どこからも通行しにくい場所のために、一年に一度だけ、冬期のみソリでようやく到達する、北の寒い地方に送られた時に共に死んだ。」（注73）が、それについて「我々の元老院から貴政府に書簡が、そのような遠い距離を通して今やすでに届けられている。」というものであった。これに対する清朝側のアムバン（松筠）の回答はイルクーツクの知事はウラルジャイとその仲間が死んだことを元老院だけでなく、速やかに清朝側に伝えるべきであったこと、そうであればイルクーツク県知事の貿易再開についての要請を受けて、清朝政府に案件の解決と貿易再開の許可について誓願することが出来たこと、ただし彼らがまだ生きているならキャフタ条約第10条により彼らを斬首すべきである、として乾隆帝への貿易再開についての要請を行うことを拒否した（注74）。

キャフタ貿易の停止は清朝側の商人にとっても痛手であったに違いない。松筠は「市を恰克図に開き經理に専司を設く。商民頻りに利を獲、中外同規を示す。」と述べ、

さらにその注釈で「所有の恰克図貿易商民、皆晋省人なり。張家口^トより烟茶緞布雜貨を販運して前往し、各色皮張鴉片等の物と易換す。」(注75)と述べている。第三次キャフタ貿易停止の直前の貿易額は前節で紹介したように1780年から1785年までの年平均貿易額は6,083,348ルーブルで、ロシア側と清朝側の貿易額は同額であったから、この間の清朝側の輸出入額も年平均3,040,000ルーブル余りに上っていたのである(注76)。密貿易はともかくスラドコフスキーが言うように、清朝側の、特に「晋省人」すなわち山西商人にとっては大きな損失であった。しかし清朝側の史料にはキャフタ貿易停止に対する山西商人の声が記されていない。彼らもロシアと同じように松筠ら関係者に貿易再開について何らかの働きかけをしたことは推察されるが、具体的史料はない。他方キャフタにおいてロシアと独占的に大黃を取引していた「青海回民」にとってもその禁止は大きな痛手になったはずである。ただし清朝政府は彼らに対しては補償をしていたようである。松筠は次のようにも述べている。

其れ商販は僅かに回民一家あるのみ。況や頗る大体を知る。^{しほ}屢^に恩賞を^に荷^け実^にに感激に属し、法を守る。故に庫倫所属の地方、大黃を查禁するを^し庸^にいる^に毋^し。(『綏服紀略』10a-10b)

すなわち彼らは政府から「恩賞」をしばしば得ていたので、大黃禁輸の命令を守ったというのである。

しかしながらキャフタ貿易の停止が長引いていることは現場の責任者であった松筠にとっても打開しなければならぬ課題であったと思われる。すなわち彼はウラルジャイとは別な事件でのロシア側の対応を評価し、このウラルジャイの案件を棚上げにしたからである。この経緯について松筠は次のように記している。

乾隆五十四年秋、衛勒干卡倫(karun)巡兵の齊巴克Čibay等、卡(karun)を出でて^し躑^するに、忽ち俄羅斯打牲の^ハ哈^ニ哩^ニ雅^ニ特^ト数人と^に遇^い来^歴を^に查^問すること有り。哈哩雅特捕捉せらるを恐れ、遂に烏鎗を放ち以て齊巴克に受傷斃命を致す。此旧事未だ了ならず、復た旁支を生ず。然るに亦事を了えるの機と謂う可し。(『綏服紀略』10b-11a)

松筠はこのロシアに帰属している哈哩雅特人(注77)が起こした事件が「旧事未だ^し了ならず」としながらも「事を了えるの機」ととらえ、キャフタ貿易の再開のきっかけとなる、と考えた。それはこの事件に対するロシア側の対応が素早く、それが松筠に好感を与えたためである。松筠はロシアに対して犯人の捕縛を求めた。

所有の鎗斃齊巴克の一^ノ案、凶首の夷名を知らざるに^に因^り、即時具奏す。遂に檄を^に發^し、以て緝捕の方を^に諭^す。(同、11a)

これに対してロシア側の、恐らくはイルクーツクの知事（губернатор）はこの松筠の要求に直ちに応じたという。

其れ、新固畢納托爾（губернатор）、人は頗る恭謹、到るの檄文を奉じ、即ち境内に於いて力を竭くして嚴緝す。次年（乾隆55、1790）に到りて行強の正犯二名、從犯一名を將^つて先後拏獲して恰克図に縛送し、会審声請す。旧犯烏拉爾齊已に踪跡無し。懇に現獲の犯を將^つて衆に示して辨理し並びに旧案を完えん、と。（同 11a-11b）

松筠がここで新固畢納托爾（губернатор）と呼んでいるイルクーツクの知事は年代から言うと1786年から1791年にその任にあったアルセニエフであろう（注78）。松筠はこの新知事（新固畢納托爾）の人柄と新たな事件の犯人等を捕縛し、キャフタに護送したことを評価し、これによってウラルジャイの一件を含めて露清間の問題の清算を乾隆帝に奏上した。

因りて即ち摺を繕^つい具奏す。遂に恰克図に赴き司員等を督令し審明せしむ。即ち界所に於いて正犯二名を將^つて先後死に処し衆に示し、其れ從犯一名は重責發遣し、奏請するに以て新旧の案を結ばんことを。（同、11b）

しかしこの松筠の措置は乾隆帝から厳しく批判された。彼自らも、

彼時、余歴練を欠き急迫に過ぎ、辺疆の重案を以て、未だ先に旨を請うを行わず、^{はしいま}擅に自ら辨理するは殊に錯謬に属し、実に応に得るべきの咎有り。乃ち慈恩曲宥を荷ない、降留するも旧に仍り弁事す。感激涕零今に至る。（同、11b）

と回顧している（注79）。乾隆帝は松筠に対する処分を行ったが、これについて、『清高宗実録』巻1351、乾隆55年3月壬寅には、

松筠の侍郎、副都統、並びに花翎、賞給四品職銜を革去せしむるも、仍^たお該處に留めて弁事し、効力贖罪せしむ。

とあり、松筠の色々な職掌を解任したが、庫倫弁事大臣の職務を解いてはいない。しかも松筠のとった措置を認めたのである。

キャフタ貿易はこれによって再開するはずであったが、トルグートのラマで薩邁林という者が迷ってカザフに入り、戻ってきた時にカザフからの書簡を持ってきた。そこにはロシア人がトルグート部を誘って叛乱を起こそうとしていると記してあった。この件について松筠に調査が命じられたが、松筠は「俄羅斯實に恭順にして、疑うべき無し。」（注80）と奏上した。結局薩邁林のもたらした書簡は偽物であったことが判明している。この結果ロシアの代表、イルクーツク知事のナーゲリНагель（注81）と清朝側の松筠らが両国の通商に関して協議をし、1792年2月8日に従来^のキャフタ条約

に追加する新たな条項が調印された（注82）。実際にキャフタでの貿易が再開されたのはその年の旧暦「孟夏望日（4月15日）」のことであった（注83）。ただこのようなキャフタ貿易の再開についての清朝内部のやりとりにおいて、あれほど問題にした大黃について何も言及されていないのは不思議なことである。

6. キャフタ貿易の国際性—おわりに代えて—

以上、本稿では主に18世紀後半のキャフタ貿易について、とりわけ1785年から1792年における第三次キャフタ貿易の停止と大黃をめぐる問題について述べてきた。大黃はロシアにおいては初期の頃は薬剤としてよりも染料として使用されていたという。しかし17世紀半ばにおいてはその根の薬剂的効果が知られるようになった（注84）。そのためかその後ロシアにおいては大黃の取引は国家の統制下に置かれるようになった。大黃の生産地は主に中国の青海省、甘肅省の山中であったが、シベリアの各地においても自生が見られた。そこでロシアは大黃の栽培を試みたがすべて失敗に終わっている。

1727年のキャフタ条約の締結によって露清貿易の中心はキャフタに移った。キャフタにおける貿易品は清朝からはキタイカなどの棉織物や絹織物、ロシアからは毛皮が主なものであった。その後の露清間の中にロシア側の商税の徴収や国境を越えての掠奪などで、1762年から1768年（第一次）と1778年から1780年（第二次）、さらには1785年から1792年（第三次）と、長期間に亘る貿易停止が三回見られた。この中で第一次、第二次停止時期にはロシア側の譲歩を引き出すために何か特定の商品ターゲットにしてロシアに圧力を加えることはなかった。しかし第三次キャフタ貿易停止は、ウリヤンハイ地方で交易を行っていた中国の商人に対し掠奪を働いたウラルジャイらに対する処罰をめぐって起きた露清の対立に起因するものであったが、これは停止の時間的な長さだけでなく、清朝政府が国外への大黃の全面的輸出禁止という措置でロシアの譲歩を引き出そうとした点で注目されるものである。これはロシアにとって大黃が不可欠の日常必需品であるという認識に基づいたものであったが、結果的に見ればこの政策は成功しなかった。露清間の貿易品目、金額からみれば大黃よりはキタイカと呼ばれた南京木綿などの棉織物や絹織物の方がはるかに多かったのである。キャフタ貿易再開の道は、ウラルジャイ事件とは別に起きた事件でロシア側が犯罪者の処分を清朝側の満足する形で行ったことによって開かれた。これは朝廷の見解はともかく、清朝側の当事者にもキャフタ貿易の再開を望む意志があったためであろう。

ところで薬剤としての大黃は国際的な取引が行われており、その意味でキャフタに

おける大黃の取引は単に露清間の取引で終わるものではなかった。第3節でも紹介したように、清朝からロシアへ運ばれた大黃のかなりの量がさらにヨーロッパへと輸出され、ロシア政府に大きな利益を与えていたのである。また第三次キャフタ貿易停止に伴い、単にキャフタだけでなく、中国沿岸の海港からの大黃輸出も全面的に禁止されたことは、そこから大黃を入手していたヨーロッパ諸国にも何らの影響を与えたに違いない。この点は別な検証を俟たねばならない。

大黃だけでなくキャフタからロシアへ輸出された商品、例えば絹織物、棉織物、陶器、茶などはさらに近東、西ヨーロッパへと輸出されていた(注85)。逆にヨーロッパ産の製品もキャフタを通じて中国へもたらされた。スラドコフスキーは「1768年から1785年までキャフタを経由して毎年中国に10万アルシン(1アルシンは71.12 cm)の外国の、主にプロイセンの羅紗が輸出された。キャフタではノルウェー、カナダ、合衆国から運ばれた毛皮が売られた。」とも述べている(注86)。キャフタ貿易における決済についても次のように記している(注87)。

中国で買われたお茶の支払いはモスクワ経由でロンドンに送金され、そこから広東、上海、漢口へ送金された。同時にキャフタは単にロシアと中国、中央アジア諸国だけではなくアメリカとの関係を持っていた。

すなわちキャフタでの取引の決済は国際的な金融市場を通して行われていたのである。

18世紀後半におけるキャフタ貿易はロシアにとって全貿易量の7.3%から8.4%、対アジア貿易の3分の2を占めており(注88)、その意味でキャフタ貿易の停止はロシアにとって大きな影響を与えた。例えばお茶はキャフタ貿易停止に伴いイギリス、オランダ、デンマークなどから輸入することになったが、値段は2倍から4倍にもなったという(注89)。このようにキャフタでの貿易停止は間接的にもロシアと西ヨーロッパ間の貿易にも影響を及ぼしたのである。これらの経緯から18世紀後半にはキャフタでの交易は西ヨーロッパでもかなり知られるようになっていたという(注90)。

以上紹介したように、大黃は茶、棉織物、絹織物その他の中国産の商品とともに中国からキャフタを介してロシア経由で西ヨーロッパ、中東へと運ばれ、逆にヨーロッパ産の商品が西ヨーロッパからロシア経由でキャフタを介して中国へと運ばれた。すなわちキャフタ貿易は露清二国間の枠内に留まるものではなかったのである。その意味でこれら大きな市場を繋いだキャフタは、ロシアと清朝の辺境にありながらも極めて国際的な意味を持っていたのであり、この点からもキャフタの持っていた歴史的意義についてさら進んだ検討が望まれる。

注

- (1) 吉田金一、1974、pp.122-123
- (2) Дүгэсүрэн, 1999, 31-35 тал.
- (3) 本稿は2008年3月7日、東北大学東北アジア研究センター主催のシンポジウム「帝国の貿易—18-19世紀ユーラシアの流通とキャフタ」で発表したものであるが、その内容は森川哲雄(2004)に基づいている。また本稿は前稿で記したもののうち、論点を大黃問題に絞り、それに一部修正加筆をしたものである。従って本稿の文章や記述内容は前稿と基本的に変更が無いことをお断りしておく。
- (4) Силин, 1947, стр.39
- (5) там же, стр.40
- (6) 廬明輝、劉衍坤、1995、p.198
- (7) Сладковский, 1974, стр.147
- (8) там же, стр.147
- (9) там же, стр.148
- (10) там же
- (11) Трусевич, 1882, стр.162
- (12) там же, стр.163
- (13) これらについての詳細は森川哲雄(1979、1983、1985)を参照。
- (14) Корсак, 1857, стр.67
- (15) Корсак, там же, стр.68
- (16) Корсак, там же, стр.67
- (17) キャフタ条約第4条に「両帝国の間の自由な商行為が行われ、商人の数は従来定められたように200人を超えない。彼らは3年に一回北京に行くことが出来る。また彼らはすべて商人であり従来通り彼らに食糧は与えない。また売った物からも買った物からも如何なる税も徴収しない。」(Скачков и Мясников, 1958, стр.19、吉田金一、1974、p.137)とある。清朝側はロシア政府がロシア商人に対して税を徴収していたことを条約に違反しているとしたのである。コルサクの報告によれば1755年から1761年まで、多い年(1761年)で238,000ルーブル余り、少ない年(1757年)で147,000ルーブル余りの税を徴収していた。(Корсак, 1857, стр.67、吉田金一、1963、p.47)
- (18) Корсак, там же, стр.69
- (19) キャフタにおける貿易の停止は2年から6年間という長期間に亘るものが3回あり、それによりキャフタ貿易の停止を3回とするのが一般的である。ただしこれ以外に1日から2週間余りの短期間の停止も多くあった(吉田金一、1963、стр.48)。
- (20) 吉田金一、1974、p.174
- (21) Корсак, там же, стр.73
- (22) Корсак, 1857, p.67,73; 吉田金一、1963、p.47
- (23) 吉田金一、同上書、p.48
- (24) 『朔方備乗』巻37、26a-26b
- (25) Трусевич, 1882, стр.63
- (26) 『清高宗実録』巻1056、乾隆43年5月丁卯
- (27) 『清高宗実録』巻1096、乾隆44年12月乙丑
- (28) 『朔方備乗』巻37、26b
- (29) Корсак, 1857, стр.73
- (30) 吉田金一、1963、p.86
- (31) 羽田明、1982、pp.357-359
- (32) 羽田明、同上書
- (33) Корсак, 1857, стр.269
- (34) там же, стр.270

- (35) Силин, 1947, стр.151
- (36) 羽田明, 1982, p.252
- (37) 佐口透, 1971, p.164
- (38) Трусевич, 1882, стр.108
- (39) 羽田明, 同上書, p.360
- (40) Трусевич, 1882, стр.107
- (41) Балнефка河は現在のロシア、南ウラル地方のクルガン Курган 州を流れる小さな河である。
- (42) Трусевич, там же
- (43) Трусевич, там же
- (44) Трусевич, там же, стр.109; 吉田金一, 1963, p.85
- (45) Трусевич, там же, стр.115; Силин, 1947, стр.152
- (46) Силин, там же, стр.152
- (47) там же, стр.152-153
- (48) Трусевич, 1882, стр.118, 212
- (49) Трусевич, там же, стр.118
- (50) там же, стр.212
- (51) там же, стр. 202
- (52) この Словцов, П. А., 1886: *Историческое обозрение Сибири*. СПб.は未見である。
- (53) Корсак, 1857, стр.73
- (54) там же, стр.74
- (55) ウラルジャイの名について、中国側の史料では烏呼勒咱の他に烏拉勒齊、烏拉勒察などと記され、またロシア側の報告でもウラジャイ Уладзай (Бантыш=Каменский, 1882, стр.329)、ウランガイ Улангай (Скачков, 1977, стр.85)、あるいはウラルジャイ Уладзай (Успенский, 1904b, стр.86 他) とか記している。双方の史料から勘案するとウラルジャイとするのが適当であろう。
- (56) この時のイルクーツク地区の知事はラムブ Ламб, Иван Варфоломеевич であり、その任期は 1783-1786 年であった (<http://whp057.narod.ru/irkut.htm>)。松筠は拉木巴と記している。
- (57) Бантыш=Каменский, 1882, стр.326
- (58) Силин, 1947, стр.96
- (59) Успенский, 1904, стр.63
- (60) Трусевич, 1882, стр.63
- (61) Бантыш=Каменский, там же.
- (62) 吉田金一, 1963, p.50、第9表による。
- (63) 松浦章, 2002, p.422
- (64) 『大清高宗実録』卷 1323、乾隆 54 年 2 月癸丑
- (65) Сладковский, 1974, стр.172-173
- (66) Трусевич, 1882, стр.215
- (67) Корсак, 1857, стр.73, 97、吉田金一, 1963, p.47
- (68) Сладковский, там же, стр.162
- (69) 米鎮波, 2003, p.21
- (70) Успенский, 1904a, стр.64
- (71) この時のイルクーツク地区の知事はアルセニエフ Арсенев, Михаил Михайлович であり、その任期は 1786-1791 年であった (<http://whp057.narod.ru/irkut.htm>)。ただアルセニエフは知事に就任してからすでに 4 年ほど経過しており、それを「新」知事と呼んでいるのはどういう事であろうか。
- (72) Успенский, 1904b, стр.86
- (73) Успенский, там же
- (74) Успенский, там же
- (75) 『綏服紀略』6a-6b

(76) Корсак, 1857, стр.73-74

(77) この哈哩雅特について松筠は「哈哩雅特^{フリヤクト}の遊牧は布哩雅特^{クンヌウ}迤西に在り。辺内の唐努烏梁海^{リヤンハイ}と同じ。」と説明している（『綏服紀略』22a 葉）。

(78) 注 71 参照。

(79) この時の知事はナーゲリ Нагель, Илларион Тимофеевич である。

<http://whp057.narod.ru/irkut.htm>によるとその任期は 1792 年から 1797 年 12 月 13 日までとある。前任者のアルセニエフが解任され（1791 年）、翌 1792 年にナーゲリが知事に就任したが、キャフタ貿易再開のためのキャフタ条約の追加条項が露清間で調印されたのは 1792 年 2 月 8 日のことで、この間の時間は極めて短く、ナーゲリは追加条項の協議にどれほどの関与をしたのであろうか。

(80) 『清史稿』巻 342、列伝 129、松筠。

(81) この案件についての乾隆帝の見解は『清高宗実録』巻 1351、乾隆 55 年 3 月壬寅の条に記されている。その内容は松筠の報告とほぼ同じであるのでここでは省略する。

(82) Скачков и Мясников, 1958, стр.24

(83) 『綏服紀略』15b

(84) Трусевич, 1882, стр.109

(85) Трусевич, 1882, стр.212

(86) Сладковский, 1974, стр.174

(87) Силин, 1947, стр.3

(88) Сладковский, 1974, стр.172

(89) там же, стр.174

(90) там же, стр.174

参照文献

佐口透 1965:『ロシアとアジア草原』、吉川弘文館

佐口透 1971:「国際商業の展開」『岩波講座世界歴史』13、pp.149-176.

羽田明 1951:「大黃のセレンガ地方原産説について」『和田博士還暦記念東洋史論叢』講談社、pp.521-531。（『中央アジア史研究』再録、pp.355-364）

羽田明 1954:「ジュンガル王国とブハーラ人—内陸アジアの遊牧民とオアシス農耕民—」『東洋史研究』12-6、pp.33-52。（『中央アジア史研究』再録、pp.252-274）

羽田明 1982:『中央アジア史研究』、臨川書店

松浦章 2002:『清代海外貿易史の研究』、朋友書店

森川哲雄 1979:「チングンジャブの乱について」『歴史学・地理学年報（九州大学教養部）』3、pp.73-103.

森川哲雄 1983:「アムルサナをめぐる露清交渉始末」『歴史学・地理学年報』7、pp.75-105.

森川哲雄 1985:「外モンゴルのロシア帰属運動と第二代ジェブツンダムバ・ホトクト」『歴史学・地理学年報』9、pp.1-40.

森川哲雄 2004:「乾隆期におけるキャフタ貿易停止と大黃問題」九州大学21世紀COEプログラム『東アジアと日本—交流と変容』創刊号、pp.53-73.

- 吉田金一 1963: 「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』45-4、pp.39-86.
- 吉田金一 1974: 『近代露清関係史』、近藤出版社
- 米鎮波 2003: 『清代中俄恰克図边境貿易』天津、南開大学出版社
- 廬明輝・劉衍坤 1995: 『旅蒙商』北京、中国商業出版社。
- Бантыш=Каменский, Н. 1882: *Дипломатическое собраніе дель между росіискимъ и китайскимъ государствами съ 1619 по 1792 годъ*. Казань.
- Корсак, А. 1857: *Историко-статистическое обозреніе торговыхъ сношеній росіи съ китаемъ*. Казань.
- Силин, Е. П. 1947: *Кяхта в XVIII веке из истории русско-китайской торговли*. Иркутск.
- Скачков, П.Е. 1977: *Очерки истории русского китаеведения*. Москва.
- Скачков, П.Е. и Мясников, В. С. 1958: *Русско-китайские отношения. официальные документы*. Москва.
- Сладковский, М.И. 1974: *История торгово-экономических отношения народов росии с китаем (до 1917 г.)*. Москва.
- Трусевич, Х. 1882: *Посольскія и торговыя сношенія росіи съ китаемъ (до XIX века)*. Москва.
- Успенский, Д. 1904a: 'Изъ исторіи русскихъ сношеній съ народами Востока (По архивнымъ документамъ)' *Русская Мысль*. 1904-IV, стр.53-68.
- Успенский, Д. 1904b: 'Изъ исторіи русскихъ сношеній съ народами Востока' *Русская Мысль*. 1904-XI, стр.75-96.
- Дүгэрсүрэн, Л. 1999: *Улаанбаатар хотын түүхээс. Нийслэл Хүрээ(1639-1921)*. Улаанбаатар. (初版、1956年)
- 『大清高宗実録』(影印版)台北、台聯風出版社、1978.
- 何秋濤『朔方備乘』台北、文海出版社、1962.
- 『宮中档乾隆朝奏摺』第71輯、台北、国立故宫博物院、1988.
- 松筠、『綏服紀略』(中華文史叢書、第九輯所収)、台北、華文書局、1696.
- <http://whp057.narod.ru/irkut.htm>

キャフタを通じた中国茶のロシア向け輸出

The Export of Chinese tea to Russia through Kiakhta

塩谷昌史

Shiotani Masachika

1. はじめに

本稿では、キャフタを通じた中国茶のロシア向け輸出に焦点を当てる。18世紀末までロシアには飲茶習慣はなく、ロシアは中国（清）から茶をほとんど輸入しなかった。18世紀末から紅茶文化が普及し始め、ロシアは清から茶を積極的に輸入する。以後、ロシアは清から茶の輸入を拡大し続け、茶はロシアで必要不可欠な飲料となる。しかし、ロシア側に茶に匹敵する輸出商品が十分でなかったため、ロシアの清向け輸出額は期待した程に増加せず、露清貿易でロシアは清に慢性的な貿易赤字に悩まされる。

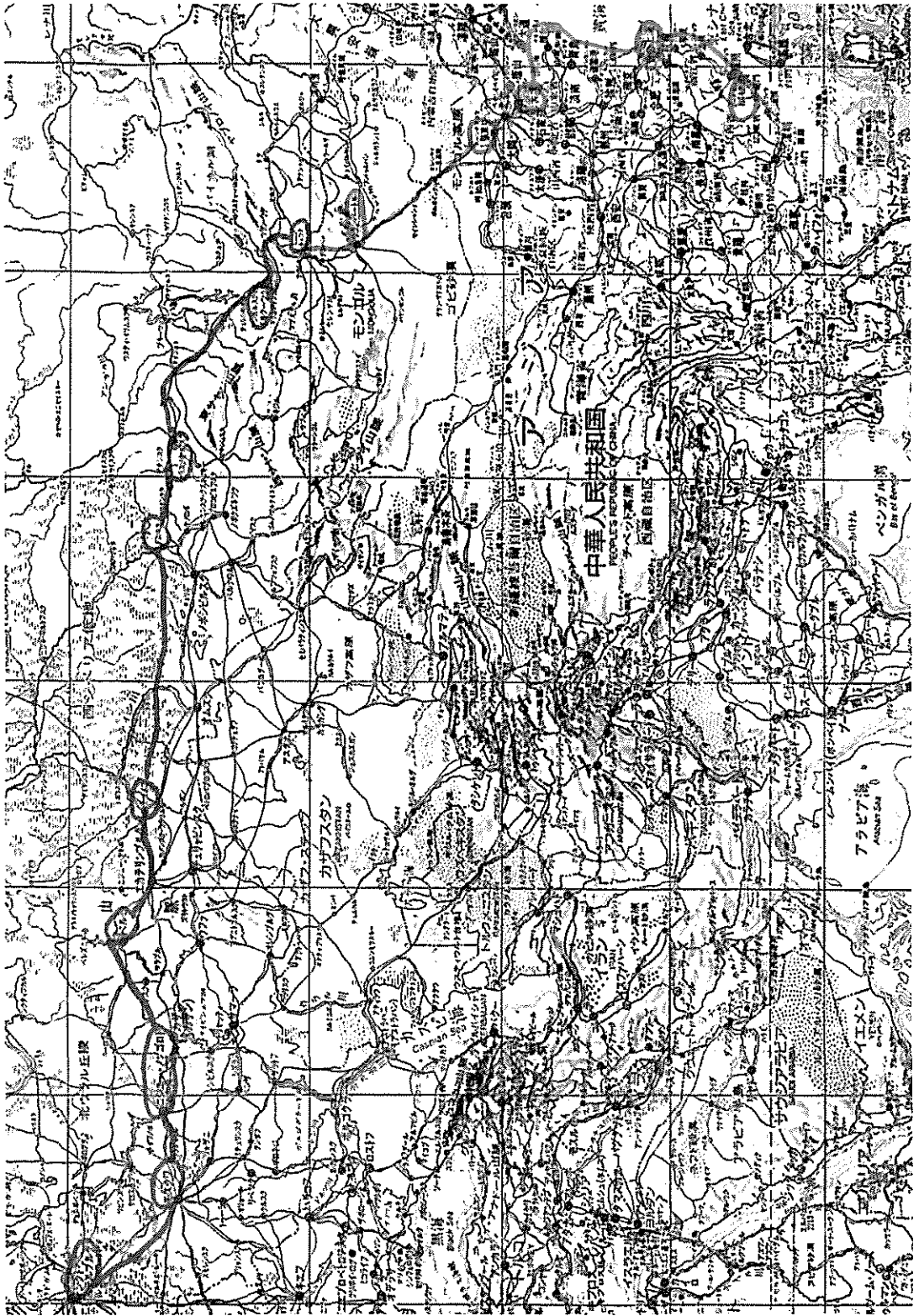
露清間の茶貿易の具体的な話に移る前に、露清貿易に関わる地理を確認しておこう。地図を掲載したので御覧いただきたい（地図 1）。18世紀末以降、清からロシアに輸出される茶は一様ではなく、磚茶と葉茶の2種類に区分できた。磚茶は17世紀以前からロシア国内の遊牧民により輸入され、バターや塩と混ぜて飲用された。18世紀末に葉茶の輸入が始まり、ロシア人の富裕層がその主たる消費者となり、紅茶として飲用した。ロシアの茶の輸入量では、磚茶よりも葉茶の方が多かった。主に福建省で栽培・加工された葉茶と磚茶は、福建から上海～天津～張家口を經由して、当時のウルガ（現在のウランバートル）に送られ、そこから露清国境を超えて、ロシアの国境沿いにあるキャフタに運ばれた（注1）。

当時のモンゴルは清朝領に属していたので、キャフタはロシアと清の国境沿いに位置した。清からロシアに送られた商品は、キャフタでロシア商人に販売され、キャフタからバイカル湖周辺に沿ってイルクーツクに到りモスクワを目指し、最終的に当時のロシアの首都サンクト・ペテルブルクに運ばれた。清（山西）の商人が清側の輸送（福建～キャフタ）を担い、シベリア商人がロシア側の輸送（キャフタ～モスクワ）を担って、清の茶は福建から遠くモスクワやペテルブルクまで運ばれた。

後にも触れるが、露清貿易に対するロシアと清の位置付けは異なっていた。キャフタはロシアの首都からも、清の首都からも遠距離にあり、しかも人口希薄な場所であ

地図1：露清間の茶のルート

青線：清朝領茶ルート 赤線：ロシア領茶ルート (夏)、黄線：ロシア領茶ルート (冬)



ったため、キャフタ貿易が辺境地の貿易であることは、ロシアと清に共通していたが、ロシアがキャフタ貿易を商業上の重要拠点として位置づけたのに対し、清はキャフタ貿易の商業上の意義を二義的なものと考え、安全保障上の意味合いを強調した(注2)。つまり、清はロシアと貿易を行い互恵的な関係を構築することで、国家間の争いを避けようとしたのである。この国家政策は、実際に貿易を担うシベリア商人や山西商人にも少なからぬ影響を及ぼした。

2. キャフタ貿易の開始

現在のキャフタはロシアとモンゴルの国境付近にあり、国境を守るロシアの軍事都市となっている。このキャフタは1760年代～1890年代まで、露清貿易で重要な役割を果たした。1727年のキャフタ条約締結が契機となり、ロシアと清朝の貿易がバーター貿易を中心に発展し始める。1743年にロシアの元老院の決定により、商業村がキャフタと正式に名づけられ、1745年にロシアの政令によりキャフタへの移住が簡素化され、モスクワ、カザン、シベリアの諸都市から農民や商人がキャフタへ移住し、キャフタ人口が増加する(注3)。キャフタでの露清貿易と平行して、モスクワと北京間でキャラバン貿易が継続して行われた。しかし、露清貿易の重心がキャラバン貿易からキャフタ貿易に移行するため、1755年にキャラバン貿易は公式に停止され、キャフタが事実上、露清貿易の唯一の拠点となる(注4)。

清の商人がキャフタ貿易に参加する時に、彼等はロシアに滞在したが、その際にシベリア庁から滞在許可を得る必要があった。しかし、他の清商人が新たにシベリア庁から滞在許可を取るのには難しかったので、他の清商人がキャフタ貿易へ新規参入することは抑制された(注5)。1760年代以降、露清貿易が発展するにつれて、キャフタは活況を呈する。だが、キャフタ貿易は、間断なく継続されたのではなく、途中で何度か中断された。

ロシアと清の貿易はロシア領キャフタで行われたが、そのキャフタで取引する商品を保管しておくための場所として、清朝領で最もキャフタに近い位置に売買城(マイマチェン)が置かれた。どの地域の商人かは特定できないが、1730年頃よりウルガ(現在のウランバートル)から清の商人がキャフタ川左岸の清朝領(現在はモンゴル領)に移住し、清の国境沿いに中国様式の建築で貿易都市である売買城を建設した(注6)。売買城は小さな町であり、商品を保管する倉庫機能を持ち、キャフタとウルガ間で商品を中継した。

例年9月後半に清の商人は、北京から商品をウルガに送り、キャフタ市場の需要に

応じて、ウルガから売買城に商品を運んだ。キャフタに輸出される清の商品は、必ず一旦は売買城に保管された。売買城の住人は、商店に関わる人々と商人から構成され、彼らの関心は商取引に集中した。1770年には売買城に200世帯、400人以上の中国人の定住民が居住した(注7)。売買城の商人は、6000ルーブル以上の資本を持ち州域で商業に従事する第一商人、3000ルーブル以上の資本を持ち県域で仕事に携わる第二商人、500ルーブル以上の資本を持ち郡域で商取引に参加する第三商人、の三種類に区分された。

18～19世紀にロシアは毛皮価格の下落を防ぐため、キャフタ貿易を国家管理下に置いた。しかし、清への密輸を完全に防ぐことはできず、ロシアから清に毛皮を密輸する民間商人は絶えなかった。国家間の管理により、キャフタではロシア商人と清商人以外の商人は露清貿易に参加できなかった(注8)。ロシア側では、シベリア商人が実質的にキャフタ貿易を担った。19世紀までロシアでは非ロシア人(ヤクート人、エベンキ人、ブリヤート人)は特別な存在であり、普通のロシア商人も非ロシア人と取引するのに制約があった(注9)。だが、シベリア商人は非ロシア人と取引することが法的に認められていたので、非ロシア人から毛皮を自由に購入し、山西商人を通じて毛皮を清に輸出した。露清貿易に参加する商人には関税を支払う義務があったが、必ずしもキャフタで支払う必要はなく、ロシアの諸都市で納めることができた(注10)。

キャフタ経由で清の商品がロシアに輸出されると、その商品は複数の定期市を経由してロシアの消費者に届けられた。その際に、イルピーツク定期市とニジェゴロド定期市が卸売機能を果たした。18世紀後半にイルピーツク定期市は清の商品の重要な市場であり、この定期市からヨーロッパ・ロシアやウクライナに商品が送られた。エカチェリーナII世(1729～96年)末期に、イルピーツク定期市の卸売機能はニジェゴロド(マカリエフ)定期市に移行する(注11)。ニジェゴロド定期市はニジニ・ノヴゴロドのヴォルガ川沿岸に位置し、19世紀にロシア最大の取引額を誇った。ニジェゴロド定期市は通常7月半ばから9月半ばの一月間開催されたが、この時期に合わせてロシア各地やヨーロッパ、アジアから様々な商人がこの定期市を訪れ取引を行った(注12)。ロシアがキャフタ経由で輸入した清の商品の多くは、ニジェゴロド定期市を経由して全国に運ばれた。清の商品はキャフタからヨーロッパ・ロシアだけでなく、ヤクーツクやカムチャッカ等シベリア東部や極東にも運ばれた。ヤクーツク商人は毎年キャフタを訪れ、持参したトナカイの毛皮や皮を清の商人に販売し、代わりに清の商品を購入し、シベリア東部や極東に運んだ(注13)。

1792年以後、清商人の中でとりわけ山西商人の勢力が強まる。山西商人は売買城に

独自の店を構え、キャフタで露清貿易に積極的に参加する。山西商人は売買城で仕事を始める前に本国で何年間か修業し、通常その間にロシア語を習得した(注14)。山西商人は清朝政府と緊密な関係にあり、清朝政府の指示により、時には自己資金を使って清の商品の価格を吊り上げ、ロシア商品の価格を抑えるという操作を行った。19世紀には季節によりキャフタ貿易が滞ることはなかったが、ロシア商人と山西商人は12月～翌年3月に、中でも2月に、キャフタで比較的多額の取引を行った(注15)。清側では主に山西商人が露清貿易を担ったが、ウルガから売買城に至る輸送ルートでは、ブハラ商人やモンゴル商人、チベット商人なども山西商人のキャラバン隊に同行する場合があった(注16)。

19世紀初頭以降、売買城からロシア領内のバイカル湖東岸地域に移住し、中国人村を作って定住する山西商人も現れる。彼等はブリヤート人やロシア人と結婚し、家族を作りロシアに住み着いた(注17)。

3. 露清貿易

ここで、18世紀後半にキャフタ貿易を通じて清からロシアへ輸出された商品に焦点を当てよう。この時期、清の代表的な輸出商品は大黄と綿製品、絹製品だった。モンゴルやチベットの山で採取される大黄は、清の商人によりキャフタに輸出され、ロシアで貴重な薬として高収益で販売された。そのため、1731年以降、ロシア政府は大黄の販売を独占し、商人の販売を認可制にする(注18)。大黄はロシア国内で流通するだけでなく、ペテルブルク経由で西ヨーロッパにも輸出された。18世紀末まで大黄の取引を担ったブハラ商人は、毎年北京を訪れ大黄を購入し、商品を絹の袋に入れラクダに載せ、ロシア国境沿いの売買城に赴いた(注19)。ブハラ商人はキャフタで露清貿易を行う際、売買城に滞在した。当時、露清貿易で山西商人は既に勢力を強めていたが、清朝政府は山西商人にキャフタでブハラ商人の取引を妨害することを禁じた。しかし、18世紀末にブハラ商人はキャフタ貿易から遠のく。

清の綿製品と絹製品はロシアで重宝したが、中でもキタイカと呼ばれる綿織物がシベリアの人々の生活に寄与した(注20)。当時は流通事情により、ヨーロッパ・ロシアからシベリアに衣料を運ぶよりも、清や中央アジアからシベリアに衣料を輸入する方が安価だった。そのため、清からシベリアに輸入される綿織物は重要な商品であった。シベリアの人々は衣料を清に大きく依存した。キャフタでバーター貿易を行う際、キタイカの尺度は取引の標準単位であった。ダバと呼ばれる清の頑丈な綿織物も、ロシアに輸入されシベリアで利用された。

18世紀にロシアは様々な種類の動物の毛皮を、重要な市場である清に輸出した（注21）。清の北部では厳寒のため毛皮がなければ越冬できなかつたので、ロシアの毛皮に対する現地の需要は安定していた。18世紀後半に毛皮は、ロシアが清に輸出する商品の中で、最も高価で重要な商品だった。18世紀末から過度の捕獲によりシベリアの毛皮獣は減少する。露米会社は、毛皮捕獲地を求めて千島列島やカムチャッカ、アレウト諸島に遠征する（注22）。シベリアと北米で獲れる毛皮と生皮が、清向け輸出商品として重要になる。中でもクロテンの毛皮が高価な商品として清の市場に販売された。清の市場でビーバーの毛皮の需要が高まると、露米会社の関係者は、北太平洋に遠征しビーバーを捕獲・加工してキャフタへ運んだ。ロシアが中央アジアやヨーロッパから輸入した毛皮は少量であるが清に再輸出される。19世紀初頭に露米会社の事業はキャフタ貿易の繁栄に大いに貢献する。

19世紀前半にロシアの初期工業化が進行するため、ロシアから清へ輸出する商品と、ロシアが清から輸入する商品の構成が変わり、その結果、露清貿易の性格が大きく転換する。この転換を考察する場合、1822年のロシアの保護関税政策に注目する必要がある（注23）。この保護関税の導入後、ロシアはトルコやペルシア、ヨーロッパから茶の輸入を原則として禁止する代わりに、キャフタ経由で輸入される清の茶を優遇する。この優遇政策により、キャフタ経由で輸入される清の茶の取引額が更に増加する。清から輸入される商品の重心は綿製品から茶に移行し、ロシアの清からの輸入で茶が圧倒的なシェアを占めるようになる。

他方で、ロシア政府は、ヨーロッパからロシアに輸入される工業製品（綿製品や毛織物）に対する関税を高め、国内の産業を保護しつつ工業化を進め、綿工業と毛織物工業を発展させようとする。これにより、ロシアから清向けの毛織物や綿織物輸出が飛躍的に伸びる（注24）。毛織物輸出に着目すると、ロシアの企業家は、山西商人の依頼に応じて清の市場に特化した毛織物商品を開発する。ロシア製毛織物以外に、ポーランドとプロシアの毛織物が清にキャフタ経由で再輸出されるが、1822年のロシアの保護関税政策により、プロシア製品に対する関税が上昇し、プロシア製品の清向けトランジット輸出は中止される（注25）。一方、ポーランドは既にロシアの保護下に置かれており、関税が免除されていたので、ロシア経由で清朝に輸出し続ける。

綿織物輸出に着目すると、ロシアがキャフタ経由で様々な綿織物（綿ビロード、南京木綿、更紗、キャラコなど）を清に輸出したところ、綿ビロードの売れ行きが顕著だった。ロシアの企業家フレブニコフは清の消費者に特化した綿ビロードを開発し、キャフタ経由でシベリア商人を通じて清へ製品を輸出する（注26）。ロシアで綿織物の

生産が拡大するにつれて、清からロシアへ輸出される綿織物（キタイカ・ダバ）は減少の一途を辿る。

4. 山西商人と茶貿易

17 世紀末にヨーロッパ商人がアルハンゲリスク経由で清からロシアに茶を輸出したことを契機に、ロシアで飲茶習慣が始まる（注 27）。その後、茶の輸出ルートは、ヨーロッパ経由の海路からキャフタ経由の陸路に変わり、キャフタが清の茶の貿易拠点となる。ヨーロッパへ輸出するための茶は、広東からヨーロッパに海路で運ばれたが、ロシア経由の陸路でヨーロッパに輸出されることも僅かながらあった。清の福建省で生産された一番茶が、山西商人によりキャフタ経由でロシアに輸出された（注 28）。

ロシアの飲茶習慣が普及すると、時期によっても異なるが、茶は露清貿易総額の約 80%、ロシアの清からの輸入総額の中で 90% 以上を占めるようになる（注 29）。しかし、茶の輸入を相殺するようなロシアの輸出品がなく、清に対するロシアの貿易赤字は拡大する。この貿易赤字を補填するため、ロシアは工業製品を清に輸出する必要性に迫られ、新しい商品として工業製品（綿織物と毛織物）を開発し清の市場に販売した。したがって、ロシア人の茶に対する需要がロシアの工業発展を牽引したと言える。

18 世紀後半に山西商人はロシア向け貿易に特化するため茶を卸で購入する会社を創り、清朝政府から独占権を得て、北京から張家口とモンゴル経由でキャフタ向け茶輸出をほぼ独占する（注 30）。少なくとも、キャフタ経由で清からロシアへ茶を輸出する流通網は、山西商人がほぼ掌握していた。山西商人は清国内の様々な地域（福建や浙江）から茶を調達し、キャフタ経由でロシアへ輸出する。キャフタ貿易の拡大と共に、清の商人や官僚は利益を求めて、茶の輸送ルートであるモンゴル地域に投資を行うが、山西商人はその際、清の商人や官僚を支援する。

ここで清からキャフタへ向かう山西商人の輸送ルートを確認しておきたい（注 31）。山西商人は、福建で摘み取られた茶を天津にまず船で送り、そこからラクダで張家口へ運び、現地の倉庫に茶を納品した。9 月～翌年 6 月に山西商人は茶を張家口から売買城に運び、キャフタの需要に応じて売買城からキャフタへ茶をラクダで輸送した。したがって、清からロシア向け商品の行程は、福建から漢口～上海～天津～通州～張家口～売買城～キャフタというルートで輸出された。

通常、天津からキャフタまでラクダで 50～90 日を要した。露清間のキャラバンはラクダ約 100 頭で構成され、各ラクダの背に通常 4～5 箱の茶箱を載せた（注 32）。清のロシア向け茶輸出では、9 月～翌年 6 月に巨大なキャラバン隊が組織され、茶はラ

クダで張家口からキャフタへ運ばれた。輸送手段が動物であるため、商品はラクダのバイオリズムに合わせて運ばれた(注33)。山西商人はフタコブ・ラクダを利用したが、3月末～6月にラクダの毛の生え替わりがあり、6月初めに全ての毛が抜ける。そのため、6月以降はラクダの力が弱り荷物が運べなくなり、清からモンゴル経由のロシア向け茶の輸送は夏期に中断された。

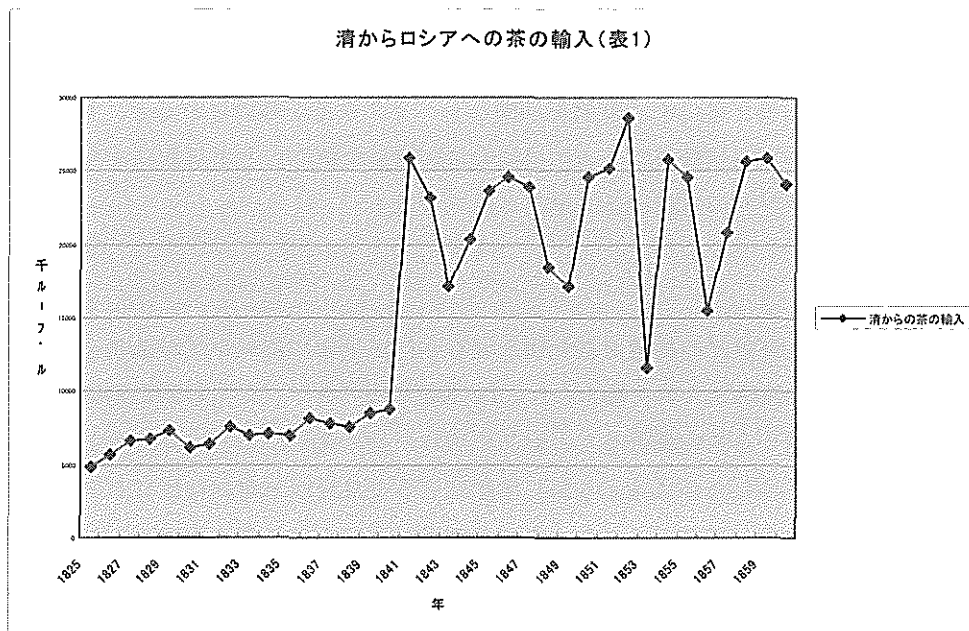
通常2月～4月、6月、10月～11月に、清の商品はキャフタからモスクワに送られた(注34)。5月は悪路のため、7月～9月はニジェゴロド定期市が開催されるため、清の商品の発送は中断された。キャフタから最初の駅まで4輪馬車で商品を輸送し、その後バイカル湖経由で7～8日でイルクーツクに商品を送り届けた。当時、イルクーツクからモスクワへの行程には夏ルートと冬ルートの二つがあり、ルートは季節により変わった。当時のロシアでは夏季に、ニジェゴロド定期市が開催され、清の茶もこの定期市で販売されたため、茶は夏季にイルクーツクからトムスク～チュメニ～ペルミ～ニジニ・ノヴゴロド～モスクワのルートで運ばれた。しかし冬季には、ニジニ・ノヴゴロドを経由する必要はないので、イルクーツク～トムスク～チュメニ～カザン～モスクワのルートで茶が運ばれた。19世紀初頭にナポレオンが海上封鎖し、ヨーロッパ諸国と清が貿易不可能になった際、ヨーロッパ諸国もキャフタ～モスクワのルートを利用し清の商品を輸入する(注35)。

5. 天津条約(1858年)以降

1825～60年における清のロシア向け茶の輸出について見てきたが、それを表にして示せば次のようになる(表1)。1840年頃にロシアでは通貨改革が行なわれ、アシグナツィア・ルーブルから銀ルーブルに変更されたが、掲載した表では1840～60年の貿易額を銀ルーブルからアシグナツィア・ルーブルに変換し、時系列でデータが見通せるようにした。この茶の貿易額は、磚茶と葉茶の合計額であり、基本的には5000～2万5000ルーブルを推移する。ロシアの茶の輸入額に占める葉茶の割合は80～90%であり、茶の輸入額の多勢を占める。先ほど触れたニジェゴロド定期市で茶が売買されたが、この定期市でも取引額に占める葉茶の割合が圧倒的に大きい。

ロシア国内には磚茶を飲む集団と、葉茶を飲む集団の二つの社会集団があった。ブリヤートやカルムイク等の遊牧系の人々が磚茶を飲む主な集団であり、典型的なロシア人が葉茶(紅茶)を飲む主な集団である。モスクワやペテルブルクでは葉茶の消費量が多く、遊牧民の住む地域では磚茶の消費量が比較的多くなるが、絶対量では葉茶の方が圧倒的に多かった。

清からロシアへの茶の輸入(表1)



典拠：塩谷昌史「19世紀前半におけるロシア綿工業の発展とアジア向け綿織物輸出」『経済学雑誌』、99巻3・4号、1998年、p.50.

1858年に露清間で締結された天津条約以降、清のロシア向け茶輸出のルートが変化する(注36)。天津条約を締結する以前は、ロシアが中国から茶を輸入する場合、茶は基本的にキャフタを經由して運ばれた。もちろん清露間に密貿易が存在したため、茶がキャフタ以外のルートを経由した可能性はあるが、茶の代表的輸入経路はキャフタ・ルートだけだった。

しかし、天津条約の締結により広東港がロシアに開放され、従来のキャフタ・ルートに広東～オデッサの海路が加わり、露清間に二つの貿易ルートが整備された。従来のルートを示せば、福建～キャフタ～モスクワの陸路となる。新しい茶のルートは広東～オデッサ～モスクワの海路経由である。磚茶は旧ルートの陸路を経由して従来通りに輸入されたが、紅茶として利用される葉茶は、広東からオデッサに到る海路を通じて運ばれた。広東港～オデッサ港という、清の茶を輸入するための航路が開設されると、キャフタ経由の葉茶の輸入は減少し始める。

19世紀後半に、広東～オデッサの海路を利用する、茶の輸入額が次第に増加する。この陸路から海路へ貿易ルートの重心がシフトし、キャフタ経由の茶の輸入は次第に減少に向かう。「減少する」と言っても、海路と陸路を比べると相対的に陸路が減少するという意味であり、キャフタ経由の茶の輸入が停止されるわけではない。1870年代

以降、従来と異なり、キャフタ貿易は茶の輸入の主要幹線ルートではなくなり、海路と並行して存在する副次的ルートになる。だが、シベリア鉄道の開通が、茶の流通に革命的な変化を引き起こす。20世紀初頭にシベリア鉄道が敷設されると、キャフタを経由せずに清から直接鉄道でモスクワに大量に商品運ぶことが可能になり、露清貿易におけるキャフタの重要性は決定的に低下する。

6. 結び

18世紀から19世紀の露清貿易を振り返ると、18世紀にはロシアが毛皮を清に輸出し、清からは綿織物と大黄を輸入した。19世紀になると、ロシアが清に綿織物と毛織物を輸出し、清から茶を輸入した。商品の流れにのみ注目すると、ロシアと清は商業上対等に貿易していたかに見えるが、実際はそうではなかった。清はロシアと積極的に貿易を望んだわけではなく、あくまでも朝貢システムの枠組の中でロシアと貿易を行っていた。したがって、ロシアは積極的に清との貿易を求めたが、清はロシアと貿易を行う切実な理由はなく、ロシアとの安全保障上の観点からロシアと貿易を行ったのである。しかし、それは国際関係から見た視点であり、シベリア商人と山西商人との間では実利を求めて取引したであろうと推察される。

露清貿易は両国にとって辺境地における貿易であった。ロシアの消費市場は基本的にヨーロッパ・ロシアに存在し、シベリアでは人口が希薄で購買力は小さかった。清の消費市場も同様であり、北京、上海、広東には大きな消費市場が存在したが、山西や張家口、ウルガには有望な市場は少なかった。したがって、露清貿易におけるキャフタは、主要な消費市場間を繋ぐ取引の場所であり中継地点であった。キャフタでは多額の取引が行われたが、交換された商品はキャフタ近郊で消費されるのではなく、商品は、消費市場のある遠隔地の都市近郊に運ばれた。露清貿易を実際に担ったシベリア商人と山西商人は自分達の住む地域で商品を販売するよりもむしろ、遠く隔たった市場まで商品運ぶのが主な仕事であった。そのため、シベリア商人と山西商人は実際の商品取引で稼ぐ以上に、商品輸送や支払いに関わるロジスティックスを整備することで利益を稼いでいた可能性が高い。

歴史的に見れば、キャフタ貿易は近代の転換点を象徴する貿易だったと思われる。少なくとも19世紀半ばまで露清貿易は自然条件に強く影響された。北京～キャフタ間で主な輸送手段はラクダであり、キャフタ～モスクワ間では馬やロバが使われた。商品の輸送を動物のバイオリズムに合わせるだけでなく、季節による天候の変化にも配慮する必要があった。19世紀半ば以降、蒸気機関の登場により、従来の動物による

輸送から、蒸気船や鉄道などの近代的輸送機関へと移行するが、この変化はキャフタ貿易にも大きな影響を及ぼした。蒸気船は海路による遠隔地間輸送を可能にし、鉄道は陸路で迅速かつ大量輸送を実現した。この近代的輸送機関の登場が次第にキャフタ貿易の意義を低下させる。

しかし、キャフタ貿易をロシア側で終焉に導いたのは、1920年代に成立したソ連のシステムであった。19世紀にキャフタ近郊だけでなく、シベリアに多くの中国人が居住していたが、1920年代前半に彼等の多くは中国に帰還させられる。この時期以降、民間の自由な貿易は影を潜めるようになる。中国側では1912年の清朝の滅亡がキャフタ貿易に大きな影響を及ぼした。山西商人は清朝政府との協調関係に基づき、ロシアと貿易を行ったが、清朝の崩壊と共に山西商人の勢力も衰退する。また、モンゴルの独立も露清貿易に少なからぬ影響を与えた。清朝の崩壊とほぼ同時期に、外モンゴルは独立し、中華民国とは別の国となる。現在から振り返れば、キャフタ貿易は、ロシア帝国と清帝国との、近代を象徴する「帝国の貿易」だったと位置づけられる。

注

*本稿は JFE21 世紀財団の助成研究「ユーラシア大陸におけるアジア商人のネットワーク—山西商人を中心に」（2006～2008年）と、平成20年度科学研究費補助金・萌芽研究（課題番号20653018）の研究成果の一部である。

- (1) Крита, П., *Будущность кяхтинской торговли*, СПб, 1862.
- (2) この点は劉建生氏と高宇氏との対話から学んだ。本報告書に掲載されている劉建生氏と豊若非氏の共著論文「山西商人と清露貿易」に詳細に説明されている。
- (3) Кяхтинское купечество, *Краткий очерк возникновения, развития теперешнего состояния наших торговых с Китаем сношений через Кяхту*, М., 1896, С.12.
- (4) 本報告書に収められている劉建生氏と豊若非氏の共著論文を参照。
- (5) Силин, Е.П., *Кяхта в 18 веке*, Иркутск, 1947, С.45.
- (6) Сладковский, М.И., *История Торгово-экономических отношений народов России с Китаем*, М., 1974, С.149. 売買城については次の文献が参考になる。包慕萍『モンゴルにおける都市建築史研究』、東方書店、2005年。
- (7) Силин, Е.П., С.109.
- (8) Foust C.M., *Muscovite and Mandarin: Russia's trade with China and its setting, 1725-1805*, TheUniversity of North Carolina Press, 1969, p.14.
- (9) Силин, Е.П., С.156.
- (10) Кяхтинское купечество, С.25.
- (11) Силин, Е.П., С.175.
- (12) ニジェゴロド定期市については拙稿を参照。塩谷昌史「19世紀半ばのニジェゴロド定期市における商品取引の構造変化」『社会経済史学』、72巻4号、2006年。
- (13) Силин, Е.П., С.168.
- (14) Шкаф 4-полка 40, ГПБ, *Русская торговли с Китаем*, С.7.
- (15) Силин, Е.П., С.111.

- (16) Foust C.M., p.212.
- (17) Силин, Е.П., С.117.
- (18) Корсак А., *Историко-статистическое обозрение Торговых сношений России с Китаем*, Казань, 1857, С.49.
- (19) Foust C.M., p.55.
- (20) Силин, Е.П., С.137.
- (21) Foust C.M., p.99.
- (22) 露米会社については次の文献が詳しい。森永貴子『ロシアの拡大と毛皮貿易』、彩流社、2008年。
- (23) Тарасова Ст., *Очерк Кяхтинской Торговли*, СПб, 1858, С.28.
- (24) Корсак А., С.140.
- (25) Остроухов, П.А., *К вопросу о значении русско-китайской меновой торговли в Кяхте для русского рынка в первой половине 19-го века*, Прага, 1939.
- (26) Кяхтинское купечество, С.37.
- (27) Силин, Е.П., С.145.
- (28) Тарасова Ст., С.41.
- (29) 吉田金一『近代露清関係史』近藤出版社、1974年、p.194.
- (30) Сладковский, М.И., С.175
- (31) Крита, П., 1862, С.6.
- (32) Кяхтинское купечество, С.86.
- (33) Крита, П., С.6.
- (34) Крита, П., С.23.
- (35) Сладковский, М.И., С.194.
- (36) Силин, Е.П., С.196.

参考文献

- 塩谷昌史 2006 : 「19世紀半ばのニジェゴロド定期市における商品取引の構造変化」『社会経済史学』、72巻4号。
- 包慕萍 2005 : 『モンゴルにおける都市建築史研究』、東方書店。
- 森永貴子 2008 : 『ロシアの拡大と毛皮貿易』彩流社。
- 吉田金一 1974 : 『近代露清関係史』近藤出版社。
- Foust C.M. 1969 : *Muscovite and Mandarin: Russia's trade with China and its setting, 1725-1805*, The University of North Carolina Press.
- Корсак А. 1857 : *Историко-статистическое обозрение Торговых сношений России с Китаем*, Казань.
- Крита, П. 1862 : *Будущность кяхтинской торговли*, СПб.
- Кяхтинское купечество 1896 : *Краткий очерк возникновения, развития теперешнего состояния наших торговых с Китаем сношений через Кяхту*, М.
- Остроухов, П.А. 1939 : *К вопросу о значении русско-китайской меновой торговли в Кяхте для русского рынка в первой половине 19-го века*, Прага.
- Силин, Е.П. 1947 : *Кяхта в 18 веке*, Иркутск.
- Сладковский, М.И. 1974 : *История Торгово-экономических отношений народов России с Китаем*, М.
- Тарасова Ст. 1858 : *Очерк Кяхтинской Торговли*, СПб.
- Шкаф 4-полка 40, ГПБ, *Русская торговли с Китаем*, СПб.

キャフタ貿易に見る露清商人の組織と商慣行

Russian and Chinese merchants' organizations and commercial practices in Kiakhta Trade

森 永 貴 子

Morinaga Takako

1. 問題の所在と課題

1.1 先行研究

キャフタ貿易は1727年ロシア暦8月20日のブラ(布拉)条約、1728年6月14日のキャフタ(恰克図)条約によって定められた露清の自由貿易であり、18世紀半ばに国営の北京貿易に取って代わるほどの繁栄を見せた。キャフタ貿易に関しては、これまでロシア、アメリカ、日本でも露清外交史や制度史研究、貿易統計の推移を検証する経済史研究など、膨大な先行研究が存在している。

主な先行研究はロシアの研究者によるもので、帝政時代A.コルサクは貿易高と取引品目に関する資料を豊富に提供し、貿易の全体像を分かりやすくまとめている。И.А.ノスコフの概説書はコルサクに比べてより簡略であり、一般向けの手引書構成になっている。X.トルセーヴィチの研究は外交史・貿易史を網羅したより膨大な研究だが、キャフタ貿易を低く評価するラジーシチェフの手紙をそのまま引用するなど羅列的性格が強く、資料の消化・取り上げ方に問題が見られる。これらは研究書というよりも資料集としての性格が強く、現在も一次資料として活用される傾向にある。ソ連史家でイルクーツク史の著作もあるE.П.シリンは、キャフタ貿易に関する商人から政府への嘆願書などを活用することで従来の羅列的資料の提示から一歩踏み込んだ議論を行っているが、唯物史観による視点の偏りが随所に見られる。また、アメリカではファウストが同時代史料を広範に駆使し、毛皮を中心とするキャフタ貿易の全品目を詳細に検討した。日本では露清関係史の大家である吉田金一氏が露清両国の刊行資料を渉猟し、ネルチンスク条約・キャフタ条約の成立と制度的枠組みを分析した点で評価されるだろう。また近年では柳澤明氏、渋谷浩一氏による露清外交史の再検討も行われている。(注1)

1.2 キャフタ貿易史研究の問題点

以上の先行研究が露清関係史を考察する上で極めて重要であるのはもちろんだが、「自由貿易」としてのキャフタ貿易の性質を考えた場合、これまで十分に補足・考察されてこなかった論点も見受けられる。先行研究では制度や法律、条約文に焦点を当て、キャフタ貿易の枠組みについて詳細に分析を行っているにもかかわらず、両国の商人階層の組織構造、取引の仕組みや実態について掘

り下げられていない。キャフタ貿易の担い手であり、交易現場で働く「商人」については積極的に取り上げてこなかったのが実情である。一部の地誌研究で人物史の一環として「キャフタ商人」に触れることはあっても、それらはロシア国内、日本の研究者にとって必ずしも周知のものではない（注 2）。その意味で従来のキャフタ貿易史研究は商業史としての肉付けと再構成が不十分だったと言える。

その理由として、制度史の方が資料的にも取り上げやすい題材だという事情があるだろう。露清の条約文はソビエト時代から徐々に刊行されており、一般でも活字で参照できる（注 3）。これに対し、キャフタ貿易の取引を記録した様々な古文書資料は近年まで外国人が閲覧することは困難だった。一方ロシア人研究者は資料を活用できる環境にありながら、ソ連史学における発展段階史観・唯物史観などのイデオロギー的制約から自由ではなく、工業史研究中心の潮流の中で、商業史・商人史研究に目が向けられ始めたのは 1970 年代以降である。このため資料を調査できる条件はあっても、商人・商業史研究は一部の限られた研究者が行っているに過ぎなかった。こうしたことからキャフタ貿易史研究は古文書資料ではなく、刊行資料集に依拠した研究が主流になりがちであった。

しかし近年ロシアでも企業史、経営史に対する注目が集まり、主に社会・文化的側面からロシア商人の歴史を捉え直そうとする動きが見られる。そもそもキャフタ貿易はロシア、清、周辺先住民などの文化と利害がぶつかり合う場であり、その一方で「国境貿易」として常に政府の規制を受ける存在でもあった。しかし 18 世紀キャフタ貿易の特徴は密貿易と無秩序にこそあるのであり、貿易の実像を知るには現場の取引や、商人の認識・利害関係、組織と商慣行の相違など、社会的側面に目を向ける必要があるだろう。

筆者はこれまでキャフタ貿易に従事したイルクーツク商人の取引品目の推移と、事業形態について研究を行ってきたが（注 4）、統計資料の分析が中心であり、ロシア商人全般と清商人の貿易形態については詳しく触れて来なかった。本来この問題についてはロシア、中国双方の史料を比較検討することが望ましいが、残念ながら筆者は中国側史料を読みこなす能力がない。そのため本稿ではロシア側の文献・古文書史料を活用し、その中で記述されているキャフタ貿易の制度と露清商人の組織および商慣行、文化的相違を検討することとし、それにより貿易を成立させていた経済的基盤について考察したい。

2. キャフタにおける取引の実態

2.1 キャフタの交易空間

キャフタの起源は 1727 年ブラ条約締結の際、ロシア側全権代表サーヴァ・ルキーチ・ヴラディ斯拉ヴィチ＝ラグジンスキーがバイカル湖南東のキャフタ河畔に創設した交易村落である。それと同時に、キャフタから川沿いに 4 ヴェルスト（約 4 キロ）離れた地点にノヴォトロイツカ要塞が建

設され、後にトロイツコサウスクと名付けられた(注5)。

貿易開始によりキャプタにも他のシベリア諸都市と同じく商工地区(ポサード посад)が形成された。ラフィエンコが引用している1760年代商業委員会のアンケート調査表があるので、参考のため記載する。

表1 1760年代のシベリア商工地区民の構成

都市	商人に登録されている市民数	ギルド区分			港・国境で取引する者		旅券有り、もしくはなしで出張を許可された者	市内もしくは郡で取引している者	商人に登録されて手工業を行っている者	商人に登録し、雇われ仕事をしている者	老翁者・不具・幼年者	商取引従事者数	市内の同業組合者数	手工業従事者数
		1	2	3	計	外国貿易への投資額(ルーブル)								
トボリスク	2827	213	1028	1586	53	76700	104	525	480	469	677	682	440	920
イルクーツク	1546	270	523	753	57	115700	135	617	187	130	410	809	392	579
チュメニ	1579	18	172	1389	12	7400	14	277	379	251	594	303	179	558
トムスク	2804	400	511	1893	26	29400	315	130	1399	431	461	471	291	1690
ネルチンスク	464	18	31	415	30	4940	—	—	64	321	49	30	30	94
ヤクーツク	204	10	45	47	—	—	102	—	18	97	7	102	39	57
キャプタ	299	48	109	103	258	38950	—	—	—	—	38	258	821	821
ヴェルホトゥリエ	636	—	—	—	—	—	39	22	71	146	105	61	38	109
トゥリンスク	474	—	—	—	—	—	61	11	153	168	81	72	28	181
タラ	403	—	—	—	13	12600	5	110	96	48	131	128	254	350
クズネツク	175	—	—	—	11	4000	—	—	5	77	82	11	16	21
イリムスク	568	—	—	—	—	—	10	—	13	288	207	10	33	46
セレンギンスク	1215	—	—	—	63	28460	1	456	89	59	53	520	90	179
エニセイスク	3013	—	—	—	49	43400	1854	455	384	361	371	1358	241	625
マンガゼヤ	219	—	—	—	—	—	—	—	—	143	76	—	26	26
クラスノヤルスク	1767	—	—	—	2	2000	3	103	18	437	213	108	242	260
エカテリンブルグ	394	—	—	—	14	30000	—	—	39	86	170	99	—	39

〔出典〕Л.С.Рафиенко, Ответы сибирских городов на анкету комиссии о коммерции как исторический источник. *Археология и источниковедение Сибири*. Новосибирск. С.19.

表1から分かるように、当時キャプタに登録されていた商工地区商人は299人であった。これを他のシベリア諸都市と比較すると、東シベリアの県都イルクーツクは1546人、ザバイカリエ地域の行政都市ネルチンスクで464人、さらにバイカル湖に注ぐセレンガ河口のセレンギンスクは1215人である。これらの数値比較から分かるように、交易拠点であるはずのキャプタにおける商人人口の少なさが際立っている。しかも「外国貿易への投資額」で見ると、最も多いのはイルクーツクで、キャプタは第3位だった。イルクーツクが東シベリアにおける流通拠点として1744年に人口4078人を数え、比較的大きな都市に成長していったのに対し、キャプタの人口はあまり増加しなかった(注6)。その機能は交易に限られ、ロシア全土からキャプタに集まった商人たちはほとんどが現地に定住することなく、一時滞在して取引に従事したに過ぎない。

18世紀のキャプタが居住集落として成長しなかった理由は、①国境沿いに位置し、政府が居住規制していたこと、②度重なる貿易停止や不安定な露清関係などが考えられる。18世紀の貿易停止回

数は数日間の短期間も含めて10回を数え、最後の中絶期間だけで1785—1792年の7年間に及んだ。さらに貿易停止によって絶えず戦争勃発の噂や流言飛語が飛び交った。またキャフタ貿易の規制強化のため、ロシア政府は1799年に「御取引に参加していない様々な身分の人々」すなわち第3ギルドや町人身分などの貿易資格を持たない者たちをキャフタからトロイツコサウスクへと移住させさせた(注7)。こうした恣意的政策により、キャフタは人工商業村落、トロイツコサウスクは後背居住村落として認識されるに至る。このため商人人口はキャフタの後背地であるセレンギンスクやイルクーツクの方がはるかに多くなり、行政区分上キャフタが村(スロボダ слобода)から都市(ゴラト город)に昇格するのは1822年のことである(注8)。

キャフタと国境線を挟む清の交易所マイマチェン(買売城)も同様の状態だった。双方の距離はわずか12サージェン(約26m)、どちらも集落規模は周囲250サージェン(約534m)ほどで、倉庫が集まる小規模な交易村落であった(注9)。1823年マイマチェンを訪れたアレクセイ・マルトスによると、ここには並行して走る中央通り、東通り、西通りと、これを横切る一本の通りしかなかった。150件に満たない建物はほとんどが商店(マガジン магазин)や店舗(ラフカ лавка)であり、こざっぱりした建物以外に華美なものは一切なかったという(注10)。ロシア側と違って女性が一人もいなかったというマイマチェンの内部は、キャフタ以上に人工的空間だったようである(注11)。しかもキャフタとマイマチェンを隔てるのは低い木の柵と扉のみで、昼間扉が開かれる時間帯に双方の商人が二つの集落を出入りし、夜間には扉に鍵がかけられた。国境要塞(フォルポスト форпост)でもある集落の周囲に厳重な防備が施されていなかったのは、交易所周囲を「柵で外部から見えるように」囲むと定めたキャフタ条約の取り決めによるものと見られる(注12)。

2.2 通常の取引システム

ドイツ人のアカデミー会員ペーター・ジーモン・パラスの旅行記には1772年から1773年頃のキャフタの様子が記述されている(注13)。

中国人との取引は商品と商品の交換によって行われる。通常中国人たちがロシア人の交換所にやって来る。そこにはあらゆる商品の見本が並べられ、できるだけ早く品定めすることができるようになっている。交換所で交渉が行われることはめったにない。しかし中国人たちはしばしばロシア人の家に来たがる。はじめのうちはどうのようなロシア商品を引き取るつもりなのかを話し、何にいくらかかるのか、運搬費用を計算して価格を組み、お茶の席で話がつけば、そこで倉庫に行く。中国人たちは取引の重要性に応じ、積荷が倉庫全体に印をつける。そうすると、ロシア人は中国人の所に行き、自分にとって都合の良い商品を選び、品質や荷物自体が偽物でないかどうか吟味する。全部見ると、その荷をそのままにし、そこに誰か見張りを残していく。そして自分

の商品を渡すときに中国人の商品を受け取るのである。交換するとき、ロシア商人は最良の中国商品に対し、自分の商品の固有価格 *собственная цена* または実質価格のうち3、4割、もしくは中国商品の購入・設定価格が購入可能額の半分以下を取り分として考える。なぜなら主要取引は毛皮で行われ、その品質・価格は実に様々であり、中国人はこれを運び、常に交易時の購入価格の倍で売ることができるからだ。そうでなければ、ロシア人がこれほどの遠隔地で取引することは不可能だ。ここまで来るには非常に高い税金を支払わねばならず、それにより輸出入品に対して20から25パーセントが国庫に入る。だからこれらは全て中国市場向けに差し引かねばならない。

この旅行記から、商品を選択する際の主導権はまず中国商人の側にあったことがうかがえる。この商談のためにマイマチェンの商人たちは積極的にキャフタへやってきた。さらに交易所ですぐに取引をせず、通常の価格交渉はロシア人宅の茶席で行われていた。商取引に長けた中国商人との取引はロシア商人の資質が試される場でもあった。ファウストが引用している古文書資料によると、中国商人たちはロシア人の熟練度を調べるためわざわざ直射日光が差さない明るい日を選んで毛皮の品定めをした。そして後に提示された価格を熟考し、購入するかどうかを決めたという(注14)。これはその場では購入を決めなかったというパラスの記述と符合する。

またキャフタの取引自体は1年中行われたが、特に活発化するのは12月～3月であった。これはロシア国内の定期市開催日が影響しているが、中国商人の場合は特に旧正月である2月、祝祭と平行して大規模な取引を行う傾向があった(注15)。

キャフタ貿易の関税は1753年12月の国内関税廃止まで非常に高かったようである。初期の関税がいくらかかったのか正確な数値は分かっていないが、国内取引をする場合は通過する全ての関所・税関で税を支払わねばならず、そのため東に行くほど商品価格は上昇した。ピョートル1世(在位1682-1725年)時代、中国向け商品に限り国内関税を課すのはヴェルホトゥリエとネルチンスクの2箇所のみとされたが、それでも関税の他にタムガ(烙印)税、重量税、コンターロ(3ブードの単位)税、秤税、倉庫税など、それぞれ小額でありながら数十にも及ぶ税が徴収された(注16)。こうしたことから、ロシア商人がキャフタ貿易に参加するには常に多額の税負担がのしかかった。

一方、初期の北京貿易では金銀決済も行われたらしいが、キャフタ貿易では貨幣取引を一切禁じ、バーター取引を行ったため、商品交換比率はロシア商人、清商人双方の合意に基づいて決められた。つまり、取引を行ってもすぐに現金収入はなく、費用が回収されるまでには時間がかった。しかしエリザヴェータ・ペトロヴナ(在位1741-1761年)時代、シュヴァーロフの経済改革により国内関税が廃止されたことでキャフタ貿易の参加がより活発になり、1754年貴族銀行が、1758年サント・ペテルブルグとモスクワに商人銀行が開設され、ヨーロッパ・ロシア商人は現金でなく手

形で決済を行えるようになった(注17)。キャプタにやってくる商人たちはイルクーツクのマグストラート(市会)、ラトゥーシャ(市役所)で自己の身分、証明書、携帯する信用手形の承認を受けてから取引を行うシステムとなり、関税も同じく手形によって徴収された(注18)。1774年にはキャプタに公証人が置かれ、マグストラートも設置された(注19)。さらに1781年シベリア商人が関税を手形で支払う権利が認められ、モスクワとペテルブルグの納入手形決済は利子6%の1年期限、シベリアの納入手形決済は利子4%の9ヶ月期限と定められた。シベリアにおける決済を円滑にするため1776年トボリスクに国営銀行支店が、1779年イルクーツクに同支店が開かれたが、こちらは運用資金の不足でそれぞれ1788年、1789年に閉鎖された。

以上のようにロシアでは18世紀を通じて決済・送金の仕組みが着々と整備されたため、キャプタ貿易がバーター取引であること自体は問題ではなかった。パラスも指摘しているように、最大の問題は金銀決済をできないことではなく、ロシア商人たちが取引の際にそれぞればらばらな価格を提示し、さらに遠隔地から来る商人ほど中国商人に対して価格の値引き交渉に同意する傾向が強かったことである(注20)。これについては第5節で述べるが、もう一つキャプタ貿易で大きな問題となったのが商人の詐欺行為である。

2.3 詐欺取引行為

規制された取引システムの裏で、両国商人はさかんに売買上の詐欺行為を繰り返した。トルセーヴィチは露清貿易の発展を阻害する要因の一つにこの詐欺行為を挙げているが、彼が特に強調するのは中国商人の詐欺行為である。

例えば中国人は毛皮と皮革の染色技術に優れ、黒染めした毛皮はこすっても染料が落ちず、驚くほどの光沢だったという(注21)。チュルコフによると、クロテンの最高級品は通常ロシアに運ばれ、一部はギリシャ人を介してトルコ、ペルシャ、アラビア方面に売られた。しかし1枚2、3ルーブル以下の粗悪なものは清に運ばれ、そこで染色された(注22)。中国商人は染色した毛皮を同国人に販売しただけでなく、シベリア住民以外のロシア商人に対しても良質の毛皮と称して売りつけた。このため、1765年3月30日、「黒・白以外の色とりどりに染色された毛皮をけして着用しないこと、商人はそのようなものをいかなる形であってもロシアに輸入しないこと」と勅令が出されたほどであった(注23)。

トルセーヴィチが挙げている中国商人の詐欺行為は以下のように実に多彩である。①銀器と称して真鍮製品を売る。②キタイカ(南京木綿の一種)を売るときに広げて確認をさせず、布で包んだ薪を売る。③ジャコウ腺 каборжья струя に麝香 мускус を混ぜて売る。④金に混ぜ物をする。⑤商品購入用の秤、販売用の秤(いずれも目方をごまかしたもの)、正しい秤の3種類を使い分ける。⑥食料品は籠売りし、目方を量らせず、底に石を入れて重くする。⑦ぼろ屑のアトラス(綿の一種)、

イラクサ糸の混じったゴリ、カムキ（いずれも花模様のだマスク織絹布）や膠を塗った布を売る。⑧キニーネ、茶の偽物を売る。⑨豚皮で包んだ木製の「ハム」を売る。例えばあるロシア人が広東商人に絹布の端切（はぎ）れ購入を委託した際に、検品したら一枚が良質で、他はぼろ屑だった。これに対する中国人の言い訳は「旦那、これはあんたの嘘つき通訳のせいですよ、彼は私に、あんたが端切れを調べないって言ったんですから」と、堂に入ったものだったという（注24）。

常に商品を自分の目で確かめる中国商人は、自己正当化の理由として「商品知識のない者は取引資格がない」と言っていた。しかしこうした彼らの行動は単なる文化的問題だけで片付けられるものではない。第4節で説明するように、彼らの行動は国家的戦略に基づいて組織的に行われており、そのために非常に厳格な規則が存在していた。

その一方、ロシア商人も中国商人に対して日常的に詐欺行為を行っていた事実が知られている。パラスによると、「様々な品質・大きさのオコジョは、重さを量って高く売られていた。その間、〔オコジョの〕足に鉛を縛りつけるという詐欺行為が行われていたことを中国人は知らなかった」（注25）そのためこの事実発覚後、オコジョは量り売りをしなくなり、20～60カペイカで小売販売されるようになった。こうした詐欺行為が平然と行われたのも、毛皮に対する清の需要が高かったことの表れであり、ロシア産毛皮がキャフタで最も高く売れたからである（注26）。トルセーヴィチは他にもビーヴァー腺 *бобровая струйка* に切った肉や脂を縫い付けたり、白ホッキョクギツネとマンガゼヤ産ウサギをすり替えたり、ウサギにホッキョクギツネの尻尾をつけて販売したりした例を挙げている（注27）。しかし全体にロシア商人よりも中国商人の詐欺行為が強調されている点は変わらない。

こうした詐欺的手法は国家レベルでも展開された。前述のパラスの旅行記にはキャフタ貿易への課税事実が書かれているが、これは北京貿易廃止後、国内関税廃止の翌年（1755年）に課税規則を発行し、ロシア政府が毛皮貿易独占から税金徴収へと転換したことが影響している（注28）。しかしこれはキャフタ条約第4項「売手・買手に課税しない」という文言に違反していた。この課税規則が施行されたとき、清は表立った抗議を避けた。しかしエカテリーナ2世の即位を清に知らせる全権大使クロポトフ大佐は、1768年追加条約を締結する際「キャフタ・ツルハイトゥの二つの交易場においては、永久に税金を徴収しない」ことを確認した。その後1775年この条文違反を口実に、清は貿易を再度停止した（注29）。この時クロポトフはキャフタ税関をトロイツコサウスクへ移転し、中国人の目から隠すことで無関税貿易を行っているかのように偽装し、ようやく貿易を再開できたという（注30）。

こうした詐欺行為と無秩序に拍車をかけたのは、利害関係の食い違うロシア帝国各地の商人たちの競合関係であり、彼らの統制が容易にとれなかったことである。第3節では、これらロシア商人たちがどのような人々から構成されていたのか、検討する。

3. ロシア商人のギルドと地域構成

3.1 ギルド制度の導入

ロシアでは古くからあった商人階層の枠組みに、18世紀ドイツのギルド制度が導入されたが、当初は非常に緩やかなものだった。ロシア語の“商人 (クペツ купец)”という名称は元来商品を販売する人・購入する人両方を指し、手代や小売業者も含め自分の身分を「商人」と申告すれば自動的に商人となった(注31)。ところが1775年5月25日の法令により、ロシア商人のうち一定額以上の資本金を申告した者のみがギルド商人として認められることになった。これはエカテリーナ2世(在位1762-1796年)による商人の地位向上および商工業育成策の一環だったが、その後1785年と1794年の法令を経て、各ギルドの最低資本金額が段階的に引き上げられ、これに応じた税金やギルド証明書発行費用を支払えない者は町人身分(メシチャンストヴォ мещанство)へ移動した(注32)。すなわち、1775年以降商人身分 сословие は純粋に経済的条件のみによって規定される職業 профессия に転化し、ロシア全体のギルド商人数は著しく減少した。

こうした法改正はキャフタ貿易にも影響した。なぜならキャフタ貿易を行う資格は第1ギルド商人、しかもロシア国籍を有する者のみに限定されていたからである。例えばキャフタと密接な関係にあったイルクーツクの場合、第1ギルド商人は1791年から1793年まで0人、貿易再開直後の1793年から1796年は1人に過ぎなかった(注33)。1760年代270人を数えたイルクーツクの第1ギルド商人は法改正によって18世紀末にほとんどいなくなってしまった。本来であれば彼らにキャフタ貿易の資格はないはずだが、ラジーシチェフの証言によると、キャフタで商うイルクーツク商人のほとんどが貿易を禁じられているはずの第3ギルド商人であった。彼らは脱税目的で町人と組み、5人から15人の大人数で同じ第1ギルド名義に登録して貿易に従事した。この時期の第1ギルド商人はニコライ・プロコピエヴィチ・ムィリニコフである。彼はグリゴリー・シェリホフの死後混乱に陥ったゴリコフ・シェリホフ会社に対抗して「イルクーツク商業会社」を設立し、ロシア領アメリカの毛皮事業で主導権を握ろうと画策した人物である。最終的に彼はゴリコフと手を組み、シェリホフ未亡人のナタリヤとも和解してロシア・アメリカ会社の大株主となった(注34)。つまり、イルクーツクでは毛皮事業を仕切る大立者が中心となり、他の弱小商人たちとグループを形成してキャフタ貿易に従事していたことになる。このような状態はキャフタ貿易を第1ギルド商人に厳しく限定する1807年1月1日の詔勅が發布されるまで続いた(注35)。

3.2 地域「会社」とその他のグループ

地元のイルクーツク商人を含め、キャフタ貿易従事者は異なる商品を扱う6つの地域「会社(カンパニヤ компания)」に分かれていた。以下、ガゲメイステル、コルサク、トルセーヴィチが挙げている「会社」の分類を示す。

表2 キャフタ貿易に参加する各地域の会社

ガゲメイステルの分類 *1		コルサクの分類 *2		トルセーヴィチの分類 *3	
会社	取扱品目	会社	取扱品目	会社	取扱品目
モスクワ	ラシヤ、綿ビロード、ガラス紅玉(マルジャン маржан)、ビーヴァー、カワウソ、外国・ロシア製皮	モスクワ	ラシヤ、別珍、珊瑚、ビーヴァー、カワウソ、外国・ロシアの園境商品	モスクワ	外国商品、ビーヴァー、カワウソ、ラシヤ、別珍、セイウチ
トゥーラ	キッド毛皮(メルルーシカ мерлушица)、ネコ皮	トゥーラ	キッド毛皮、ネコ、鉄鋼製品	トゥーラ	キッド毛皮、ネコその他
アルハンゲリスク	キツネ足、フィンランド産キツネ、ロシア産カワウソ、ホッキョクギツネ、モスクワ商品	アルザマス・ヴォログダ	キツネ足、フィンランド産キツネ、ロシア産カワウソ、ホッキョクギツネ、モスクワ商品	アルハンゲリスク・ヴォログダ	ロシア産毛皮(キツネ足、キツネ、ホッキョクギツネ、カワウソ)モスクワ商品
ヴォログダ		トボリスク	ロシア革、キッド毛皮、リス、クロチン、シベリア産キツネ、ホッキョクギツネ、シユーバ(コート[解説2])	カザン	ロシア革、なめし皮
トボリスク	キツネ、リス、キッド毛皮、ロシア革(ユフチ юфть [解説1])	イルクーツク		トボリスク	シベリア産毛皮、ロシア革
イルクーツク		カザン	ロシア革、雄ヤギなどの皮革製品	イルクーツク	

[出典] *1 Ю.В.Гагемейстер, *Статистическое обозрение Сибири*. СПб., часть 2. СПб., 1854. С.593 ; *2 А.Корсаков, *Указ.соч.*, С.94 ; *3 Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.245.

[解説1] ロシア革はロシア製の牛革。ロシア固有の製造法で作られ耐久性があり、17世紀までヨーロッパに技術が伝わっていなかった。

このうち興味深いのはカザンとヴォログダであり、これらの町は皮革工場があることで有名だった。カザンは古くから積極的に中国貿易に参加しており、1726年には秘密裏にウルガ(庫倫)へ行くとしたカザン商人58名が記録されている(注36)。なめし皮はキャフタでも需要があり、トボリスク、チュメニ、トムスク、イルクーツクなどのシベリア諸都市でも製造処理を行っていた(注37)。

上記のグループは会社 компания と記述されているが、共同資本や株を所有しているわけではなく、同じ地域・品目によって区別され、一緒にキャフタに出発するという地縁関係以外、何ら関係はなかった。そのためキャフタの取引は「個人的利益が全体的利益の上位にあり」、「高度に無秩序」だったという(注38)。

またほとんどの会社において毛皮が主要商品であったが、キャフタを訪れるヨーロッパ・ロシア商人たちはイルクーツク県内の村落やブリャート人ウルス(共同体)を廻って毛皮や皮革製品を買い占めたため、地元商人の反発が根強かった(注39)。毛皮商品のあるところ、各地域の商人たちが互いに介入して競合関係にあった。彼らは当時急速に形成されつつあった国内の河川商業網を活用し、ヤクーツク、イルクーツク、エニセイスク、トゥルハンスク、イルビート、マカリエフ(後のニジニー・ノヴゴロド)などの各定期市と首都のサンクト・ペテルブルク、モスクワを旅して商品を買付け、中国商品を販売した(注40)。

これらの会社とは別に、共通利益により設立され、カムチャツカ半島、アリューシャン列島など

で狩猟業を行う毛皮業者たちの会社が複数存在した。ただしこれらは1回の狩猟航海に対して株を発行し、共同資本で獲得した毛皮を配分する方式の会社であり、永続性はなかった。株主の構成員は当初ヨーロッパ・ロシア商人が主流だったが、徐々にイルクーツク商人を始めとするシベリア商人も参加するようになった(注41)。しかしクールスク商人ゴリコフ、ルイリスク商人シェリホフらの登場と1785年のキャフタ貿易停止により、1780年代から毛皮会社の合併現象が起こり、現在の株式会社により近い形態のゴリコフ・シェリホフ会社が創設された(注42)。この会社は莫大な資金を背景に、清朝満州貴族に人気のあるラッコの毛皮など、北太平洋産毛皮をキャフタに運び込んだ。

その他の参加者としては富裕なブリヤート人が挙げられる。中国商品の中でも磚茶(注43)の消費者であった彼らは、自ら獲った毛皮と中国商品を交換した。しかし多くのブリヤート人は自分たちの毛皮や家畜・酪農製品をロシア商人に販売し、それと交換に中国商品を購入していた。キャフタにおけるブリヤート人は正式な仲介商人ではなく、主に輸送労働者、倉庫の番人、密貿易者などであった(注44)。

以上の事実からキャフタ貿易に参加するロシア商人の構造がほぼ分かるだろう。18世紀末の段階で、参加商人はロシア人(および改宗タタール人と推測されるカザン商人)が中心であり、地元イルクーツクの貧しい第3ギルド商人から、ヨーロッパ・ロシアの富裕な第1ギルド商人まで、地域も利害関係もばらばらな人々から構成されていた。彼らを統制するため、1768年キャフタで商うロシア商人の「規則」が作成された。その内容は、①全ての商人が参加できること、②全員が直接キャフタに行かず、セレンギンスクに集まること、③全商人から商品の量・価格申告書を集めるために3、4人の責任者 директор または仲買人 маклер を選ぶようにすること、④中国商人との交渉にはこの仲買人だけが加わるようにすること。ロシア商人たちには商品価格の半額を罰金に課し、取引から追放するという警告を与え、規定価格により商品を交換すること。⑤富裕商人は大量の商品を持ち込むことにより他の者の商いを妨害してはならない。商品は全部一遍にキャフタへ持ち込まず、半分はセレンギンスクに残すこと、などであった。しかしこれらの規則は死文として全く遵守されなかったという(注45)。

現実にはロシア商人の中で常に個人的利益が優先し、商品価格を統一することはできなかった。これに対し、すでに指摘したように中国商人は常に組織的に行動した。そのシステムはどのように維持されていたのだろうか。

4. 清の「訓令」とマイマチェン商人の取引システム

4.1 1823年発見の「訓令」

マイマチェンにはウルガ長官の部下であるジャルグチ(ロシア語表記ではザルグチェイ Дзаргучей)と呼ばれる3年交替の断事官が赴任しており、町の行政・商業・判事の3権を握って

いた。アレクセイ・マルトスは1823年ジャルグチのボ・ロエ Бо-Лое と会った際の印象を書き残しており、それによると塙で囲まれたジャルグチの建物は非常に質素で、内部は食堂兼書齋部屋の大半をソファが占拠しているようなこじんまりした造りだったらしい(注46)。しかしジャルグチとジャルグチ邸はキャプタ貿易にとって極めて重要な役割を果たしていた。マイマチェン商人は山西省、もしくは張家口の出身者だった。彼らはフーズィと呼ばれる会社を形成して例外的独占権を付与される代わりに厳しい規則を課され、この規則監督者がジャルグチであった(注47)。

吉田金一氏は「ロシアと清の貿易について」の中で乾隆24年(1759年)の取り締まり規則について触れているが、その詳しい内容については説明していない(注48)。この規則が清のどの文書に当たるか不明だが、ロシア側に翻訳されたものが現存しているので、これを参照することにする。モスクワのロシア国立古代文書館(ルガーダ РГАДА)に保管されているバスニン寄贈文書(注49)には、1823年イルクーツクに持ち込まれた清政府訓令17項目のロシア語訳がある(注50)(資料1)。

検討のため内容をまとめると、①キャプタで商う中国商人は全員、ロシア商人の需要を探る義務があり、毎晩集会を開いて情報を共有すること。②清からの商品搬入比率を一定に保ち、徐々に減らしていくこと。③清国内で必要な商品の需要を見込んで不足商品の購入意志をロシア商人に伝えること。④ロシア商人が商品を通常よりも多く持ち込んだ場合は即座に取引を停止し、もう必要ないと宣告すること。そうすれば商品の価格が下がるだろう。⑤ロシア人に対し丁寧に振る舞い、国事について知るよう心がけること。これを報告する者は賞与する。⑥清国の商業に関するいかなる情報もロシア人に漏らさず、友好を装いつつ、絹、茶、紙の出来が悪いとか、他の外国人が毛皮商品を持ち込んだと話し、組員 *компанионы* とジャルグチでロシア人の好奇心を満足させる答えを考へること。⑦ロシア商品を購入したがるそぶりを見せないこと。全体の利益は個人の利益に優先する。⑧全体集会でロシア人から得た情報を隠す者は、発覚後3日間逮捕拘禁する。⑨ジャルグチの院票(билет)に違反して輸出する者は6日間逮捕拘禁する。⑩清商人のうち全体で決定した商品比率に違反して余剰を持ち込んだ者は取引の順番を遅らせる。⑪ロシア人と喧嘩する者はいかなる理由であれ10日間逮捕監禁する。⑫清国内のロシア商品の価格動向などをロシア人に明かす者は初犯6日間の逮捕拘禁と1ヶ月間の取引禁止、2回目は12日間の拘禁、2ヶ月間の取引禁止、3回目はキャプタの滞在権を剥奪し、他の者に取引を委任する。⑬ジャルグチの院票の秘密を漏らす者は50回棒たたきの上キャプタから追放する。⑭国事〔情報〕を漏らす者は斬首刑とする。⑮ロシア人の前で商品購入意欲を見せる者は戒告処分にし、ロシア人の所への出入りを3日間禁じる。⑯⑰を実行して商品をロシア人に引き渡せば、同商品の10倍を罰金に課して全体のものとする。初犯は取引の半月禁止、2回目は1ヵ月禁止、3回目はキャプタから追放する。⑱全体の調和を乱さないため、キャプタに初めて来る者は1年間ロシア人との直接取引を禁じる。

以上の史料によると、清政府はジャルグチと商人が共謀して有利な取引を行うよう、詳細で嚴格

な規則を定めていた。しかも必要な商品があれば、それを必要な「ふり」まで許可し、ロシア商人が実際に商品を持ち込んで来たら価格を下げさせるために「取引を停止」するよう指示しているのである。しかし上記の訓令が何年に出されたものか、規則全文なのか、中国語の原文史料がロシア側に残っていないため、これだけでは判断しにくい。

4.2 資料の検討

清の訓令についてはトルセーヴィチも同じ中国事情資料であるバスニン文書からの引用として15項目を取り上げている(注51)(資料2)。この内容は資料1とほぼ似通っているので、一方にしかない項目を指摘するに止める。資料2のみにある項目として、①清の商人は可能な限りロシア語を知っている義務があり、ロシア人に中国語を奨励しないようにすること、とある。これについてトルセーヴィチは18世紀末にロシア人が全く中国語を知らなかった事実を指摘し、中国人がロシア人について「愈け者で商売の事を分かっていない」と言っていたと付け加えている。だが中国語を知るロシア商人が全くいなかったわけではない。イルクーツク商人フョードル・シチェゴーリンのように、1770年代キャフタ貿易に従事して中国語を習得し、1790年代シェリホフに近い手代となったことで清の貿易事情に精通する人物もいた(注52)。またアレクセイ・マルトスの記述にもあるように、使節として北京に赴任した者の中には中国語に堪能な者が何人かいたという(注53)。19世紀初頭キャフタを訪れたイルクーツク商人の妻エカテリーナ・アヴデーエヴァ＝ボレヴァヤは、キャフタの商人たちが子弟に中国語を学ばせているという伝聞を記録している(注54)。しかし訓令の中でロシア人に中国語を奨励しないよう命じていることから、少なくとも18世紀キャフタのロシア商人はほとんどが中国語をできなかったと思われる。

その他、資料2のみに見られる項目として⑫ロシア人たちを酒宴に呼び、ロシア人の所に入入りしてロシアの国事について知ること、⑭ロシア人に借金しないこと、⑮贅沢品は一切購入しないこと、がある。同じくアヴデーエヴァ＝ボレヴァヤの回想によれば、「キャフタに住んでいると、私たちは非常に朝早く起きなければならなかった。なぜなら朝日が差し込むと中国人たちはマイマチン〔ママ〕を出て知り合い全員の家へ出かけるからだ。全ての家にその必要があるわけではないにもかかわらず、それでも彼らはやって来て座り込み、おしゃべりし、タバコを吸う」(注55)とあり、中国商人たちが頻繁にロシア人宅へ出入りしていた事実が確認される。

二つの訓令を比較すると、それぞれ同じ「バスニン文書」でありながら文言にいくつかの異同が見られる。後半の項目に違いがあるということは、原文となる清の訓令がそもそも全く異なる二つの文書だったと推測される。しかしどちらも内容が酷似している点から、訓令は改訂を加えながらその都度新たに発布されたのではないだろうか。この点は今後中国側の調査が必要だろう。

これら規定の厳格さもさることながら、驚くべきは中国商人がそれを遵守した点である。ロシア

例は訓令原文がイルクーツクに持ち込まれる以前から、その存在を知っていたようだ。1802年イルクーツク県知事(注56)はサンクト・ペテルブルグへの報告書に次のように記している。「時に500人もの商売人たちが、中国語でフーズィという会社に分かれ、それぞれ最良の商人から選出された長を有しており、毎日評定をし、そこでザルグチェイ〔ママ〕の許可を得て商品価格を決定するだけでなく、様々な策略を練っている。例えば、中国人に必要な商品は要求しなかったり、時々全く必要ないものの需要を知らせたりする、これは共に広めた噂でロシア商人たちを混乱させ、貿易収支をしばしば自分たちに有利にするためである」。(注57) 訓令の全貌を理解していない段階でも、ロシア側はジャルグチ邸がマイマチェンの貿易戦略拠点として機能していたことを知っていた。

取引全体では訓令を遵守していた清商人だが、一方で日常的にカルタ賭博を行ってロシア人に商品を小売販売した様子が目撃されている。ただしそれは自分たちの日用品に限ってのことで、むしろロシア商人から商品を安く手に入れるために賭博を利用したらしい(注58)。パラスの旅行記では、清商人の結束が強いのに対し、ロシア商人の行動が怪はずみだと指摘されている。

こうした状況に鑑み、ロシア政府は商人の結束を強めようと躍起になったが、18世紀の諸改革はうまくいかなかった。その様相が変化してくるのが、キャプタ貿易の転換期となった19世紀以降である。

5. ロシア商人の再編と法改正

5.1 新規則施行による混乱の打開

キャプタ貿易が再開された1792年、ロシア政府はキャプタ貿易の秩序を回復するため新たな会社を創設し、商人自身による規則を定めた(注59)。新会社は①モスクワ会社、②トゥーラ会社(クールスク商人・ヴォロネジ商人を含む)、③ヴォログダ会社、④トボリスク会社、⑤イルクーツク会社、⑥ヴェルフネウディンスク会社という構成であり、従来に比べて大きな変更は行われてない。ただし最後のヴェルフネウディンスク会社だけがザバイカリエ商人の組織で、この地域の商人階層の勃興を認めることができる。

新会社創設に伴いロシア政府は年間規約を守るよう定め、中国商人にロシア商品を買叩かれて値崩れすることがないようにしようとした。さらに関税制度を改め、それまでのヨーロッパ・ロシア商人による関税の手形払込制度を確認した上で、モスクワ、サンクト・ペテルブルグで払い込む場合は手形期限を12ヶ月、シベリアで払い込む場合は9ヶ月とする特典をシベリア商人に付与した。さらにこの制度は1794年9月13日の勅令でキャプタ貿易に従事する一般商人にも適用されることになった(注60)。

こうした法的措置にもかかわらず、この時期には各種の混乱が生じた。1792年のキャプタ貿易再開直後にモスクワ商人リシェトニコフが商品を大量に販売し、商品価格の下落を招く事態に陥った

(注61)。また他のロシア商人も従来と変わらず、販売を急ぐあまりに不利な取引を行っている、と役人たちが報告した(注62)。トルセーヴィチは、1792-1793年プロトポポフとゴリコフのカムチャツカ商品(つまり毛皮商品)が中国商人に丸1年無視され、最終的に安値で買い叩かれた事実を挙げている(資料2)。つまり、新規規施行の成果はほとんどなかった。

一方、イルクーツク商人ミハイル・シチェゴーリンがシベリア商人、ヨーロッパ商人と共同で会社を作り、キャラバンを組んで直接北京に出かけたいという請願書を1793年ロシア政府に提出している。これはキャフタ貿易が清に依存する形態で行われていることに不満を感じるロシア商人の自発的請願だったが、外交関係悪化を懸念するロシア政府により却下された(注63)。

こうした大商人による売買の先走りや勝手な行動を防ぐため、政府は1800年3月15日の勅令で19項目からなる新規規則を定めた。規則の要点は①各6会社からメンバーの委任を受ける組合員を1人ずつ選び、規則を遵守しロシア商品の価格上昇、中国商品の価格低下に努めること(第2、3項)。②組合員たちはトロイツコサウスク税関での検品において、ロシア商品の等級づけ、価格評価表を作成すること(第4項)。③取引開始前に持ち込まれたロシア商品・中国商品の価格を決定すること(第5項)。④組合員による規定価格を据え置くことが不可能な場合、2番目の価格を設定すること(第6項)。⑤ロシア・中国商品が持ち込まれたら税関で検品して台帳に記載し、検品票を渡し、これらの商品が信用できるようにすること(第11項)。⑥ロシア商人が公定価格に従って取引しない場合、初犯は50ルーブル、2度目は100ルーブルの罰金を課し、3度目はキャフタから追放すること(第7項)。⑦ロシア国籍のブリヤート人、周辺住民が国境交易を行う場合はキャフタ税関の許可を得ること、そして彼らを監督すること(第9項)。⑧選ばれた組合員はこれらの規則遵守を監督すること(第13項)(注64)。

これに付随して新税率表を定め、輸出品税率を低くして毛織物(ラシヤ)などを免税輸出できるように軽減した。さらにそれまで商品価格の評価単位となっていた綿織物に代わり、輸入が拡大し始めていた茶を評価単位とすることが定められた。これは輸入品目の転換に現実的に対応したものであった(注65)。政府は輸出関税の引き下げを茶の輸入関税引き上げによって補った。

5.2 1800年規則に対する評価

この法令以後、キャフタで商う会社の構造転換が生じた。ガゲメイステルによれば、それまで各会社は地域性の強い独自商品を取り扱っていたが、いくつかの会社が他会社の商品も買い付けるようになり、アルハングリスク会社、ヴォログダ会社、トゥーラ会社の取引高が減少したという。同社は従来の取引構造を転換できずに潰れていった。そのため、法令で定められた6組合員に代わり、直接キャフタで取引する第1ギルド商人から4人を選出すれば十分と認識されるようになった(注66)。

1800年規則の目的は、組合員による監督機能を強化して、商品価格を安定化させることであつた。しかしこれについて、トルセーヴィチは「貿易の無秩序を救うことはできなかった」と否定的評価を下している(注67)。また1801年モスクワ商人シェメリンがジガリョフを通じて提出した意見書では、キャプタにおけるロシア商人の無統制が収まらず、商人自身による統制は無理ではないかという率直な意見が述べられている(注68)。

逆に組合員の権限がロシア商人の取引を圧迫したという証言もある。1801年、組合員が商品の交換をキタイカのみ限定してしまったために、他の中国商品との交換ができなくなつてしまい、組合員以外の商人たちが損失を蒙った、と商業顧問官ミハイル・ブルダーコフ、ドミートリー・ムイリニコフが不満を訴えたことがあつた(注69)。18世紀末にはすでにロシアの輸入品に占める綿織物の割合が減少し、茶の割合が急増した。ロシアにおける茶の需要拡大に対応するため商人たちが購入を急ぎ、適正価格による購入が妨げられていると早くから憂慮されていた(注70)。そこで組合員は茶の取引を制限し、キタイカ購入に限定することで、現状を打開しようとした。しかしこの極端なやり方は茶の需要拡大というキャプタ貿易の現実を無視しており、商品搬出などを遅らせてしまったため、商人たちの不満を引き起こす結果となつた。

トルセーヴィチの評価に反し、ノスコフはより高い評価を下している。彼によると、法改正によってロシア商人も規則を遵守するようになり、このことがロシア側に利益をもたらした、としている。例えば中国でロシア商品をうまく捌くことができたある年、清商人がその取引を時機に適切であると判断した。ロシア商人はこれを利用してロシア商品の価格を高く設定し、規則を遵守したおかげで茶が安価に提供され、商人と消費者に利益をもたらした。その後これらの商品の需要が減少すると、ロシア商人は規則に従って価格を下げ、その価格で取引できない場合は翌年まで在庫に残し、茶の取引を減らしてロシアでの価格を引き上げた、という。つまり、取引がうまくいく場合は収入を増やし、取引がうまく行かない場合はロシア国内における茶の価格に上乘せすることで、キャプタ貿易におけるロシア商人の足並みを揃えることができた、としているのである(注71)。

しかしロシア商人が結束して商品価格を操作することができるようになって、茶貿易の繁栄によるロシア側の輸入超過は決定的となり、1800年規則のように不足分を現物で決済することができなくなった。このため、ロシア側はドイツ・ポーランド産のラシャや国産綿織物製品の輸出を奨励する一方で金銀輸出を許可し、超過分を決済するようになった(注72)。

以上の意見を総合すると、1800年規則発行直後も、組合員の監督下で引き続き混乱が生じた。さらに18世紀はロシアの輸出超過の一方で、清商人の結束によってロシア商品が買い叩かれる現状があつたが、新規規則施行以後は茶貿易の発展によりロシアの大幅な輸入超過となり、中国商品への依存関係が揺るぎないものとなつた。清政府が意図した「ロシア商人を中国商品に依存させる」計画は達成されたと言える。しかし商品価格設定の面から見れば、ロシア商人にも徐々にまとまりが

見られるようになった。

5.3 ヨーロッパ・ロシア商人とシベリア商人の競合関係

1800年規則を経てロシア商人の無統制状態がある程度改善した一方で、1820年代からヨーロッパ・ロシア商人とシベリア商人の競合関係が再表面化する。例えば毛皮商品を主に商うシベリア商人にとって、ちょうど良い取引時期は11月から12月であった。イルクーツク商人らはこの時期の少し前に周辺地域へ毛皮の買い付けに出かけ、ブリヤート人らは毛皮を販売しに直接町へやってきた。しかしヨーロッパ・ロシア商人たちはニジェゴロド定期市からマニファクチュア製品（毛織物、亜麻、綿織物など）^(注73)が届くのを待たため、取引を3月まで延期しようとした。この結果、在庫の品質劣化を恐れた清商人は春まで毛皮を取引しようとせず、シベリア商人はニジェゴロド定期市の取引に間に合わず、損害を蒙ったという^(注74)。

こうした流通をめぐるヨーロッパ・ロシア商人とシベリア商人の攻防は、様々な請願書に見て取ることができる。1807年1月1日の詔勅でキャフタ貿易が第1ギルドのみに厳格に規制された結果、第3ギルドが主流だったイルクーツク商人はほとんどがキャフタ貿易から排除され、貿易許可を求める請願を再三行った^(注75)。イルクーツク市長エフィム・クズネツォフは1827年に提出した請願書の中で、第1ギルド商人に外国貿易、卸取引、小売取引の全てが許可されているのに対し、第3ギルド商人には小売取引しか許可されていないため地元の利益が損なわれている、と主張した。その理由は、地元イルクーツク商人が扱う商品のほとんどが毛皮であり、キャフタ貿易と密接な関係にあるにもかかわらず、貿易に従事できる者は一部だからである。ところがヨーロッパ・ロシアの第1ギルド商人たちは毛皮以外にラシヤ、綿織物などの工業製品をキャフタへ持ち込んで大規模な卸取引を行うのみならず、交換した商品を地元で安価に小売販売し、商売を有利に行っているというものだった^(注76)。このためクズネツォフはイルクーツク商人だけに全ギルドのキャフタ貿易を許可してもらえよう、政府に訴えた。

クズネツォフの主張はキャフタにおける中国商品購入記録（1813年、1815年、1816年、1819年、1829年）からも裏付けられる。これらの年のキャフタ貿易参加者はサンクト・ペテルブルグ、モスクワ、クールスク、トゥーラ、カルーガ、トチマ、ヴォログダ、ヴェリカウスチュグ、ソリヴィチェゴツクなどのヨーロッパ・ロシア商人が圧倒的多数を占め、他にもネジン・ギリシャ人のような特権商人や、カザン商人が取引を行っていた^(注77)。

しかしクズネツォフを始めとするイルクーツク商人の請願書は、一度も許可されなかった。富裕なヨーロッパ・ロシア商人とイルクーツク商人を中心とするシベリア商人の競合は、キャフタ貿易がピークを迎える1830年代から1840年代にかけて顕著だった。

これに加え、密貿易も後を絶たなかった。手代、運搬業者、御者、ブリヤート人による私貿易は

日常茶飯事だった。例えば茶の品質を検査するために茶箱からといて取り出す「スコップ茶 совковый чай」は、検査後そのまま運搬業者によって密かに盗まれ、茶箱1箱あたり1フント(409.5g)もの量が違法に持ち出されていた。またネルチンスクでは地元行政が密貿易に関与し、同地を拠点とする商人カンディンスキーは中国人との違法取引を大規模に行っていたと言われる(注78)。

このように、地域的多様性によるロシア商人の競合関係、密貿易による違法取引は19世紀にも温存された。しかし19世紀半ばに至り、キャフタ貿易に従事する商人の構造に変化が生じる。1830年代からキャフタ貿易輸出に占める毛皮商品の割合が低下し、シベリア商人が不利となっていくにもかかわらず、手代、仲買人として富裕化したイルクーツク商人が上級ギルドに移動し、1851年にはシベリア商人の数と取引高がロシア商人を上回った(表3)。

表3 キャフタで商う商人の構成

年	ロシア商人		シベリア商人	
	数	取引高(百万ルーブル)	数	取引高(百万ルーブル)
1824	17	8.9	7	2.9
1828	19	7.2	14	3.3
1841	24	9.6	31	4.7
1851	22	4.7	55	7.1

【出典】 В.П.Шахеров, И.И.Козлов, Н.И.Гаврилова, В.С.Антонов, *Указ.соц.*, С.41.

1858年天津条約によってそれまで密貿易されていた広東、サンクト・ペテルブルグ経由の「広東茶」が公式に出回るようになり、茶の輸入ルートはキャフタだけではなくになっていく。しかしそれ以前に、キャフタ貿易の主導権はヨーロッパ・ロシア商人からシベリア商人へと移っていたのである。

6. 結論

「自由貿易」として始まったキャフタ貿易は、露清両国の商人と国境周辺のモンゴル系先住民との密貿易を規制する、という大前提の上に成り立っていた。しかし同貿易はロシアの領土拡大と清辺境地域の国境警備というデリケートな問題を含んでいたために、しばしば外交問題に影響されざるをえなかった。したがって貿易の舞台となったキャフタとマイマチェンは創設の初めから人工的商業村落として条件づけられており、19世紀末に至るまで居住都市としての成長は見られなかった。

こうした規制にもかかわらず、18世紀の毛皮貿易、19世紀の茶貿易の繁栄によってロシア帝国全土からキャフタに商人が集まり、ヨーロッパ・ロシアからシベリアに至る広大な商業網が形成さ

れた。このためキャフタ貿易を統制したいロシア政府の意向に反し、利益を追求する商人たちはしばしば法の網の目をくぐり抜け、密貿易が後を絶たなかった。キャフタを特徴づけていたのは、このような遠隔地貿易に基づく膨大な労力と莫大な利益、違法取引の横行だった。

だがキャフタ貿易に参加するロシア商人の地域的多様性と競合関係、および密貿易の存在が、長い間貿易の成長を妨げる要因にもなっていた。これに対して清商人の結束は目を眩らせるものがあり、ロシア商人に対する優勢を保ちえていた。ロシア政府はギルド・手形・銀行など、しかるべき法制度を徐々に整備していったにもかかわらず、それらを運営すべき商人と商組織の育成、商業倫理の形成に苦しんだ。それは政府の統制だけで促成できるものではなかったからである。しかし19世紀半ばにヨーロッパ・ロシア商人とシベリア商人の割合が逆転したことに見られるように、同貿易は秩序の混乱を経験しつつも、イルクーツク商人をはじめとするシベリア商人層の形成に大きく寄与した。

*本稿の研究成果の一部は平成20年度科学研究費補助金（若手研究スタートアップ）の助成を受けている。

注

- (1) A. Корсаков, *Историко-статистическое обозрение торговых сношений России с Китаем*. Казань. 1857 ; И.А. Носков, *Кяхта*. Иркутск. 1861 ; X. Трусович, *Посольская и торговая сношения России с Китаем. (до XIX века)*. Москва. 1882 ; Е.П. Силин, *Кяхта в XVIII веке. Из истории русско-китайской торговли*. Иркутск. 1947 ; Clifford M. Foust, *Muscovite and Mandarin : Russia's Trade with China and Its Setting, 1727-1805*. University of North Carolina Press. Chapel Hill. 1969 ; 吉田金一「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』第45巻第4号、1963年、pp.39-86 ; 同『近代露清関係史』近藤出版社、1974年 ; 同「露中関係史をめぐる諸問題—スラドコフスキー著『露中商業経済関係史』を読んで—」『東洋学報』第56巻第2・3・4号、1975年3月、pp.343-373 ; 同『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』近代中国研究センター、1984年 ; 柳澤明「イフ・フレー貿易（庫倫）について」『史観』早稲田大学史学科、第115号、1986年9月、pp.73-85 ; 同「理藩院尚書アリンガの書簡」と、ジュンガル問題をめぐる清朝の対ロシア政策『早稲田大学教育学部 学術研究（地理学・歴史学・社会科学）』第23号、1989年12月、pp.99-109 ; 同「キャフタ条約以前の外モンゴルーロシア国境地帯」『東方学』第77号、1989年1月、pp.70-84 ; 同「キャフタ条約への道程—清の通商停止政策とイズマイロフ使節団—」『東洋学報』第69巻1・2号、1998年1月、pp.134-158 ; 同「1768年の「キャフタ条約追加條項」をめぐる清とロシアの交渉について」『東洋史研究』第62巻第3号、2003年12月、pp.568-600 ; 澁谷浩一「露清関係とローレンツ・ランゲ キャフタ条約締結にむけて」『東洋学報』第72巻3・4号、1991年3月、p.29-64 ; 同「キャフタ条約以前のロシアの北京条約—清側の受入れ体制を中心にして—」『東洋学報』第75巻3・4号、1994年3月、pp.261-293 ; 同「モスクワの露清関係史史料について」『滿族史研究通信』第8号、1999年3月、pp.121-148 ; 同「イズマイロフ使節団と儀礼問題—康熙帝直筆の一件の理藩院書簡をめぐる—」『人文学科論集』茨城大学人文学部、第34号、2000年10月、pp.27-37 ; 同「ロシア帝国外交文書館の中国関係文書について」『滿族史研究』1号、2002年5月、pp.92-112 ; 同「キャフタ条約締結過程の研究」『人文学科論集』第40号、2003年9月、pp.57-75 ; 同「キャフタ条約の文書通信に関する条項について—条約締結後の清側によるロシア側書簡受領拒否問題をめぐって—」『人文学科論集』、第45号、2006年3月、pp.33-56.

- (2) В.П.Шахеров, Реформатор из Иркутска. (Жизнь и взгляды иркутского купца Федра Щегорнна) *Земля Иркутская*. №1. 1994. С.9-13 ; Он же. Для пользы сообщества достаток истощая. *Земля Иркутская*. №5. С.2-9 ; Он же. *Города Восточной Сибири в XVIII-первой половине XIX вв., Очерки социально-экономической и культурной жизни*. Иркутск. 2001 ; Н. Единархова, О чае и чайной торговле. *Земля Иркутская*. №5. С.17-18 ; Е.Зуева, Купеческая династия Басниных. *Указ.соч.*, С.59-61 ; Н.Полунни. Совершенный купец. *Указ.соч.*, С.62-65.
- (3) П.Е.Скачков, В.С.Мясников, *Русско-китайские отношения. 1689-1916*. М., 1958 ; М.В.Демидова, В.С.Мясников, С.Л.Тихвинский (отв. редактор), *Русско-китайские отношения в XVII веке. Материалы и документы. Т.1-2*. М., 1969—1972 ; Они же. *Русско-китайские отношения в XVIII веке. Материалы и документы. Т.1-3*. 1978—2006 ; С.Л.Тихвинский (отв. редактор), *Русско-китайские отношения в XIX веке. Т.1*. М., 1995 ; 『清代中俄関係史料 案選編』第1編、北京、中華書局、1981 他
- (4) 拙論「イルクーツク定期市とシベリアの商品流通—1792～1839年の史料を中心に」『近代ヨーロッパの探求⑨ 国際商業』ミネルヴァ書房、2002年、pp.171-199 ; 同『イルクーツク商人とキャプタ国境貿易 (1792～1830年)』(学位論文、一橋大学提出、未刊行) 2004年 ; 同「イルクーツク商人とキャプタ貿易—1792～1830年—」『21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集№3 ロシアの中のアジア/アジアの中のロシア (I)』北海道大学スラブ研究センター、2004年7月、pp.1-36 ; 同「エカテリーナ2世期におけるキャプタ貿易中断とロシア毛皮貿易」『社会経済史学』第71巻1号、2005年5月、pp.27-29.
- (5) И.В.Щеглов. *Хронологический перечень важнейших данных из истории Сибири. 1032-1882гг.*, Сургут. 1993. С.126. (初版 Иркутск. 1883 ; 邦訳 : イ・ウエ・シチエグロフ著、吉村柳里訳『シベリヤ年代史』日本公論社、昭和18年、pp.248-249)
- (6) О.Н.Вилков, К истории города Иркутска в XVIII в., *Известия сибирского отделения Академии Наук СССР. Сер.Общ. наук.*, №1.1973. вып.1. С.80.
- (7) Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.99.
- (8) *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири. Т.2. Кн.2*. Новосибирск. 1995. С.170.
- (9) Г.Ф.Миллер, *Описание о торгах сибирскихъ*. СПб., 1756. С.41.
- (10) А. Мартос, *Письма о Восточной Сибири*. М., 1827. С.267-268.
- (11) А. Мартос, *Указ.соч.*, С.268-269.
- (12) 吉田金一「ロシアと清の貿易について」p.42.
- (13) П.С.Паллас. Василий Зуев (перевел) *Путешествие по разным провинциям Российского Государства. Часть третья. половина первая. 1772 и 1773 годов*. СПб., 1788. С.182-184.
- (14) Clifford M. Foust, *op.cit.*, p.345.
- (15) П.С.Паллас, *Указ.соч.*, С.215 ; Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.122.
- (16) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.253-260.
- (17) В.П.Шахеров, И.И.Козлов, Н.И.Гаврилова, В.С.Антонов, *Таможенное дело в Восточной Сибири и Забайкалье*. Иркутск. 1999. С.36-37 ; 土肥恒之「第二章 十八世紀のロシア帝国」田中兒児、倉持俊一、和田晴樹編『世界歴史体系 ロシア史 2』山川出版、1994年、pp.65-66.
- (18) Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.94.
- (19) В.К.Андріевич, *Историческій очеркъ Сибири. Т.И. Период Екатерининскаго времени*. СПб., 1887. С.195.
- (20) П.С.Паллас, *Указ.соч.*, С.184.
- (21) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.230-231 ; Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.108.
- (22) М.Чулков, *Историческое описание российской коммерции при всехъ портахъ и границахъ отъ древнихъ временъ до ныне настоящаго, и всехъ преимущественныхъ узаконеній по оной Государя Императора Петра Великаго иныя благопачучно царствующей Государыни Императрицы Екатерины Великия. Т.III. Кн.I. М., 1785. С.140 ; Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.122.*
- (23) М.Чулков, *Указ.соч.*, С.345-346 ; Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.122. クロテンの場合、ロシアでは黒いもの、色目の濃いものが高く評価された。毛皮の白いクロテンもあったが、これは人気がなかったという。М.Чулков, *Указ.соч.*, С.140.
- (24) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.231-232.
- (25) П.С.Паллас, *Указ.соч.*, С.189.
- (26) ファウストは比較例として、最高級品の毛皮がカムチャツカで10～15ルーブル、イルクーツクで30～40ルーブル、キャプタで1770年代に100～140ルーブルであったとしているが、比較する毛皮の種

類を特定して示しているわけではなく、基準がはっきりしない。Clifford M. Foust, *op.cit.*, p.351.

(27) X.Трусевич, *Указ.соч.*, С.233.

(28) 吉田金一『近代露清関係史』p.171; この後しばらくの間は毛皮の自由取引が禁じられていたが、1762年7月31日の法令によって政府のキャフタ貿易独占廃止と毛皮取引の自由化が定められた。ПСЗ. Т.XVI. №11630.

(29) И.В.Щеглов, *Указ.соч.*, С.153. (イ・ウエ・シチエグロフ、前掲書、p304); 吉田金一「ロシアと清の貿易について」p.48; 同『近代露清関係史』pp.174-175.

(30) 吉田金一「ロシアと清の貿易について」p.48; 1782年9月22日ロシアで制定されたキャフタ貿易の関税額は、清からの輸入品に対しては1ルーブルあたり2コペイカ、輸出品に対しては1ルーブルあたり1コペイカとされている。В.И.Вагнн, *Историческія сведения о деятельности графа М.М.Сперанского въ Сибири, съ 1819 по 1822года. Т.1.* СПб., 1872. С.333; しかし実際には清もウルガ(庫倫)、カルガンでマイマチェンへの搬送商品を検品して課税しており、ロシアだけが条約に違反していたわけではない。

Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.112-113.

(31) Н.В.Козлова, *Российский абсолютизм и купечество в XVIII веке.* М., 1999. С.6.

(32) 「町人」を表すメシチャニン мешанин はポーランド語に由来する。つまり町人身分も外来の制度だった。ギルドの資格・特権についてはこれまで繰り返し説明してきたが、再度記載しておく。1775年法令では第1ギルド商人は1万ルーブル以上の資本を申告する者、第2ギルド・第3ギルドは500ルーブル以上の資本を申告する者と定められた。Полное собрание законов. (以下 ПСЗ) XX. №143267; 1785年4月21日法令では、同じく1万から5万ルーブル、5000から1万ルーブル、1000から5000ルーブルとなった。ПСЗ. №16188; 1794年6月23日、同じく1万6000から5万ルーブル、8000から1万6000ルーブル、2000から8000ルーブルとなった。ПСЗ. XXII. №17223; *Отечественная история с древнейших времен до 1917 года. Т.1.* М., 1994. С.553-554. このうち外国・国内両方の御取引・小売取引の特権を持つのは第1ギルドのみ、第2ギルドは国内各地の御取引・小売取引を、第3ギルドは所属都市・郡における小売取引のみを許された。

(33) ГАИО. Ф.70. Оп.1. Д.44, 45, 46, 52; ГАИО. Ф.308. Оп.1. Д.12, 18, 21, 26. 1760年代イルクーツクに270人いた第1ギルド商人はギルド制度の整備により激減した。

(34) *Краткая энциклопедия по истории купечества и каменерции Сибири. Т.2. Кн.2.* Новосибирск. 1995.

С.153-155; А.Ю.Петров, *Образование Российско-Американской компании (1795-1799). История Русской Америки. Т.1.* М., 1997. С.323-325.

(35) В.П.Шахеров, И.И.Козлов, Н.И.Гаврилова, В.С.Антонов, *Указ.соч.*, С.38-39.

(36) X.Трусевич, *Указ.соч.*, С.244.

(37) А.Корсак, *Указ. соч.*, С.93; Clifford M. Foust, *op.cit.*, p.351.

(38) А.Корсак, *Указ. соч.*, С.95; X.Трусевич, *Указ.соч.*, С.238.

(39) ヨーロッパ・ロシア商人、シベリア商人という名称は筆者が便宜上地理的に区別するために用いている。ロシアの研究者はヨーロッパ・ロシアの商人を指す場合単に「ロシア商人」と呼んで「シベリア商人」と区別しており、「ヨーロッパ・ロシア商人」という言い方はあまり用いていない。しかし本論では「ヨーロッパ・ロシア」と「シベリア」の地域差が重要な論点であるので、「ロシア商人」という場合は帝国全土の商人を指す言葉として、「ヨーロッパ・ロシア商人」という場合はウラル以西の商人を指す言葉として使用する。

(40) 拙論「イルクーツク定期市とシベリアの商品流通」pp.178.

(41) V. N. Verkh, Translated by Dmitri Krenov, *A Chronological History of the Discovery of the Aleutian Islands: or, The Exploits of Russian Merchants.* The Limestone Press, Kingston, Ontario. 1974. pp.98-107.

(42) 拙論「エカテリーナ2世期におけるキャフタ貿易中断とロシア毛皮貿易」pp.42-47.

(43) レンガ茶(キルピーチヌイ・チャイ кирпичный чай; ブリック・ティーbrick tea)とも呼ばれる。発酵して圧縮し、レンガのように四角に固めた茶であり、ブリヤート人らのモンゴル系先住民が好んだ。これに対し、ロシア人は18世紀末より白毫茶と呼ばれる葉茶(リーフ・ティーleaf tea)を需要するようになった。詳しくは R.E.F.スミス、D.クリスチャン著、鈴木健夫、豊川浩一、斎藤君子、田辺三千広訳『ロシア食生活の社会経済史』平凡社、pp.315-340.を参照。同書はトルシーヴィチ、コルサクの文獻に多くを依拠しているが、独自の分析でサモワールを始めとする喫茶文化がイギリス、オランダ経由でロシアに入ってきた過程を検討しており、興味深い。

(44) Е.П.Силин, *Указ.соч.*, С.164-165.

(45) X.Трусевич, *Указ.соч.*, С.239.

- (46) А.Маргос, *Указ.соч.*, С.282-283.
- (47) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.246 ; Н.А.Носков, *Указ.соч.*, С.2 ; Е.П.Сидни, *Указ.соч.*, С.114. シンボジウム当日、劉健生氏と高宇氏より「フーズィ фузы」が中国語の鋪子 (pu zi) を指すのではないか、とご指摘を頂いた。トルセーヴィチはこのフーズィを「会社 компания」としており、鋪子が代理店を示すことからほぼ間違いないであろう。
- (48) 吉田金一「ロシアと清の貿易について」p.46.
- (49) バスニン家は初代マクシムが18世紀初頭にヴェリーキー・ウスチュグからイリムスクへ移住し、2代目チモフェイが1789年よりイルクーツク商人、3代目ニコライ、ドミートレイ、ピョートル兄弟が1814年よりキャプタ商人兼イルクーツク商人だった家系で、茶貿易で大きな成功を収めた。同家はキャプタ貿易に関する膨大な史料を所有していた。*Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири в четырех томах. Т.1. Кн.1.* Новосибирск. 1994. С.88-93. 現在バスニン文書の所蔵が確認されるのはモスクワのロシア国立古代文書館РГАДА、同じく国立歴史博物館手稿資料課ОПИ ГИМである。また、4代目ヴァシリーはモスクワ移住後にトロイツコサウスク長官シチェフスキーの記録である*Историческая записка о Китайской границе, составленная советником Троицко-савского пограничного правления Сычевским в 1846 году.* М., 1875.の出版助成をしている。
- (50) РГАДА. Ф.183. Оп.1. Д.32. Л.1-50б.
- (51) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.239-241.
- (52) В.П.Шахеров, Реформатор из Иркутска. С.10; Он же. *Города Восточной Сибири в XVIII-первой половине XIX вв.*, С.188-190 ; РГИА. Ф.13. Оп.2. Д.205. Л.1а-15 ; *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири в четырех томах. Т.4. Кн.3.* 1999. С.88-93. シチェゴーリンは1794年書記として北京使節に同行し、そこに2年間滞在した。帰国後は中国語知識を活かし、儒教に基づく清の政治制度や社会構造を独自に分析し、これをロシア政府に採用してもらおうとしたが、実現しないままペテルブルグで亡くなったという。
- (53) А.Маргос, *Указ.Соч.*, С.282.
- (54) Е.Авдеева-Полевая, Поездка в Кяхту. *Записки иркутских жителей.* Иркутск. 1990. С.50-51 ; シベリアにおける初の外国語の公的教育機関は1725年学院アントニーの請願によってイルクーツクのヴォズネセンスキー修道院内に開かれたモンゴル語学校と中国語学校である。しかし教会の外国語学校はその後振るわず、1790年イルクーツク国民学校にモンゴル語、中国語、満州語のクラスが設けられ、それぞれモンゴル語クラスに生徒32人、中国語・満州語クラスに生徒27人が学んだという。しかしこのクラスも運営困難を理由に1794年閉鎖されている。その後キャプタに中国語学校が開設されたのは1832年、授業開始は1835年のことだが、19世紀末には存在しなかったという。В.П.Сукачев, *Иркутск. Его место и значение в истории и культурном развитии Восточной Сибири.* М., 1891. С.217-218 ; И.В.Щеглов, *Указ.соч.*, С.201, 309. (イ・ウエ・シチェグロフ、前掲誌、pp.403, 609.)
- (55) Е.Авдеева-Полевая, *Указ.соч.*, С.51.
- (56) Алексей・イヴァノヴィチ・トルストイ (1798—1802)、もしくは軍事知事ニコライ・ペトロヴィチ・レベジェフ (1801—1803) のことか。
- (57) Успенский. Из истории русских сношений с народами Востока. *Русская мысль. кн. IV за 1904 г.* С.60.
- (58) П.С.Паллас, *Указ.соч.*, С.179.
- (59) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.245.
- (60) 吉田金一「ロシアと清の貿易について」pp.49-50.
- (61) Субботин, *Чай и чайная торговля в России и других государствах.* СПб., 1892. С.458.
- (62) РГИА. Ф.13. Оп.2. Д.124. Л.3-80б.
- (63) В.П.Шахеров, Реформатор из Иркутска. С.10 ; Он же. *Города Восточной Сибири в XVIII-первой половине XIX вв.*, С.188-189.
- (64) Ю.В.Гагемейстер, *Указ.соч.*, С.594-595 ; Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.245-246 ; РГИА. Ф.13. Оп.2. Д.228. Л.6-15.
- (65) 吉田金一「ロシアと清の貿易について」pp.50-53.
- (66) Ю.В.Гагемейстер, *Указ.соч.*, С.595.
- (67) Х.Трусевич, *Указ.соч.*, С.246.
- (68) РГИА. Ф.13. Оп.2. Д.376. Л.1а-30б.
- (69) РГИА. Ф.13. Оп.2. Д.464. Л.1-2. ミハイル・ブルダーコフは前述のグリゴリー・シェリホフの娘アヴドチヤの夫で、ドミートリー・ムィリニコフはニコライ・ムィリニコフの息子。2人ともロシア・アメリ

- カ会社支配人であり、取引の不首尾は同社にとっても死活問題だった。
- (70) РГИА. Ф.13. Оп.2. Д.378. Л.1а-3об. 茶の輸入割合は19世紀急速に増え、1810年代にはそのほとんどを占めるようになった。*Труды статистического отделения департамента таможенных сборов. Статистические сведения о торговле России с Китаем.* СПб., 1909. С.8-9.
- (71) Н.А.Носков. *Указ.соч.*, С.3-4. ただしノスコフはこれが何年のことなのか明示していない。
- (72) 吉田金一『近代露清関係史』p.192.
- (73) ロシアからの輸出の中で毛織物、綿、亜麻の割合が本格的に増加するのは1815年前後である。以下で述べるクズネツォフの請願書が提出された1827年には、すでにマニファクチュア製品の輸出割合が皮革製品の輸出割合を上回っていた。*Труды статистического отделения департамента таможенных сборов. Статистические сведения о торговле России с Китаем.* С.8-9.
- (74) В.П.Шахеров, И.И.Козлов, Н.И.Гаврилова, В.С.Антонов, *Указ.соч.*, С.41.
- (75) РГИА. Ф.1264. Оп.1. Д.75. Л.50-51 ; ГАИО. Ф.70. Оп.1. Д.1913. Л.1-2об. ただしすでに指摘したように第1ギルドとして独立して貿易を行えない場合でも、他の第1ギルド商人の手代や仲介業者として委任状を得ていればキャプタ貿易に従事することは可能だった。その場合キャプタ貿易で優勢なヨーロッパ・ロシア商人の下で働くことが現実的であり、両者は相互取引関係でもあった。しかし地元イルクーツク商人とルイリスク商人シェリホフとの確執に見られるように、他都市商人が毛皮貿易に介入することに対しては根強い反発があった。
- (76) РГАДА. Ф.183. Оп.1. Д.54. Л.3-7об.
- (77) ネジンは現在のウクライナ共和国チェルニゴフ州の都市。ここには1657年からギリシャ人ディアスポラがあり、商業特権を与えられていたが、18世紀末になると南ロシア全体にギリシア人移民が増加した。またカザン商人には本文で触れたように改宗タタール人と推測される姓が多く、カザンのアイトフ、アパナエフ、ユヌーソフ、ガバソフ、アルスコエのウスマノフ、マルムイシのウチャムイシェフらの名が記録されている。РГАДА. Ф.183. Оп.1. Д.84а. Л.39-40об, 91-об, 93-об, 98-101, 119-120об, 156-157об, ; Д.84. Л.156-157об. ; Д.82а. Л.8-9об. ; Vassilis Kardasis. *Diaspora Merchants in the Black Sea. The Greeks in Southern Russia, 1775-1861.* Lexington Books. Lanham, Boulder, New York, Oxford. 2001. pp.14-15 ; 拙論「イルクーツク商人とキャプタ貿易」pp.30-34 ; <http://negin.narod.ru/history/dates/dates1.htm>
- (78) В.П.Шахеров, И.И.Козлов, Н.И.Гаврилова, В.С.Антонов, *Указ.соч.*, С.40 ; *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири в четырех томах. Т.2. Кн.1.* Новосибирск. 1995. С.143-155. ただし残念ながら密貿易の詳細を示す記録は残っていない。カンディンスキーの名は1829年キャプタ貿易公式記録に見られる。РГАДА. Ф.183. Оп.1. Д.82А. Л.8-9об.-11.

参考文献

- 濑谷浩一 1991 : 「露清関係とローレンツ・ランゲ キャプタ条約締結にむけて」『東洋学報』第72巻3・4号, pp.29-64.
- 濑谷浩一 1994 : 「キャプタ条約以前のロシアの北京条約 —清側の受入れ体制を中心に—」『東洋学報』第75巻3・4号, pp.261-293.
- 濑谷浩一 1999 : 「モスクワの露清関係史料について」『満族史研究通信』第8号, pp.121-148.
- 濑谷浩一 2000 : 「イズマイロフ使節団と儀礼問題 康熙帝直筆の一件の理藩院書簡をめぐって」『人文科学論集』茨城大学人文学部、第34号, pp.27-37.
- 濑谷浩一 2002 : 「ロシア帝国外交文書館の中国関係文書について」『満族史研究』1号, pp.92-112.
- 濑谷浩一 2003 : 「キャプタ条約締結過程の研究」『人文科学論集』第40号, pp.57-75.
- 濑谷浩一 2006 : 「キャプタ条約の文書通信に関する条項について—条約締結後の清側によるロシア側書簡受領拒否問題をめぐって」『人文科学論集』、第45号, pp.33-56.
- R.E.F.スミス ; D.クリスチャン著 1999 : 鈴木健夫、豊川浩一、斎藤君子、田辺三千広訳『パンと塩 ロシア食生活の社会経済史』平凡社, pp.315-340.
- 土肥恒之 1994 : 「第二章 十八世紀のロシア帝国」田中兎児、倉持俊一、和田晴樹編『世界歴史体系 ロシア史 2』山川出版, pp.65-66.
- 森永貴子 2002 : 「イルクーツク定期市とシベリアの商品流通—1792~1839年の史料を中心に」『近代ヨ

- ーロッパの探求⑨ 国際商業』ミネルヴァ書房、pp.171-199.
- 森永貴子 2004a:『イルクーツク商人とキャフタ国境貿易(1792～1830年)』(学位論文、一橋大学提出、未刊行)。
- 森永貴子 2004b:「イルクーツク商人とキャフタ貿易—1792～1830年—」『21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集№3 ロシアの中のアジア/アジアの中のロシア(1)』北海道大学スラブ研究センター、p.1-36.
- 森永貴子 2005:「エカテリーナ2世期におけるキャフタ貿易中断とロシア毛皮貿易」『社会経済史学』第71巻1号、p.27-29.
- 柳澤明 1986:「イフ・フレー貿易(庫倫)について」『史観』早稲田大学史学科、第115号、pp.73-85.
- 柳澤明 1989:「理藩院尚書アリンガの書簡」と、ジュンガル問題をめぐる清朝の対ロシア政策『早稲田大学教育学部 学術研究(地理学・歴史学・社会科学)』第23号、pp.99-109.
- 柳澤明 1989「キャフタ條約以前の外モンゴル—ロシア国境地帯」『東方学』第77号、pp.70-84.
- 柳澤明 1998「キャフタ條約への道程—清の通商停止政策とイズマイロフ使節団—」『東洋学報』第69巻1・2号、pp.134-158.
- 柳澤明 2003「1768年の「キャフタ條約追加條項」をめぐり清とロシアの交渉について」『東洋史研究』第62巻第3号、pp.568-600.
- 吉田金一 1963:「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』第45巻第4号、pp.39-86.
- 吉田金一 1974:『近代露清關係史』近藤出版社.
- 吉田金一 1975:「露中關係史をめぐり諸問題—スラドコフスキー著『露中商業經濟關係史』を読んで—」『東洋学報』第56巻第2・3・4号、pp.343-373.
- 吉田金一 1984:『ロシアの東方進出とネルチンスク條約』近代中国研究センター.
- Foust, C.M. 1969: *Muscovite and Mandarin: Russia's Trade with China and Its Setting, 1727-1805*. University of North Carolina Press. Chapel Hill.
- Kardasis, V. *Diaspora Merchants in the Black Sea. The Greeks in Southern Russia, 1775-1861*. Lexington Books. Lanham, Boulder, New York, Oxford. 2001.
- Verkh, V.N. 1974: *A Chronological History of the Discovery of the Aleutian Islands: or, The Exploits of Russian Merchants*, Translated by Dmitri Krenov, The Limestone Press, Kingston, Ontario, pp.98-107.
- Авдеева-Полевая, Е. 1990: Поездка в Кяхту. *Записки иркутских жителей*. Иркутск. С.50-51.
- Андріевич, В.К. 1887: *Историческій очеркъ Сибири. Т.V. Период Екатерининскаго времени*. СПб.
- Вагин, В.И. 1872: *Историческія сведения о деятельности графа М.М.Сперанскаго въ Сибири, съ 1819 по 1822года. Т.1*. СПб.
- Вылков, О.Н. 1973: К истории города Иркутска в XVIII в., *Известия сибирского отделения Академии Наук СССР. Сер.Общ. наук*, №1. вып.1. С.80.
- Демидова, М.В.; Мясников, В.С.; Тихвинский, С.Л. (отв. редактор) 1969—1972: *Русско-китайские отношения в XVII веке. Материалы и документы. Т.1-2*. М.
- Демидова, М.В.; Мясников, В.С.; Тихвинский, С.Л. (отв. редактор) 1978—2006: *Русско-китайские отношения в XVIII веке. Материалы и документы. Т.1-3*.
- Единаярхова, Н. 1994: О чае и чайной торговле. *Земля Иркутская. №5* Иркутск. С.17-18 ;
- Зуева, Е. 1994: Купеческая династия Баснинных. *Земля Иркутская, №5*. Иркутск. С.59-61
- Институт истории СО РАН 1994: *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири в четырех томах. Т.1. Кн.1*. Новосибирск.
- Институт истории СО РАН 1995: *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири в четырех томах. Т.2. Кн.1*. Новосибирск.
- Институт истории СО РАН 1995: *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири. Т.2. Кн.2*. Новосибирск.
- Институт истории СО РАН 1999: *Краткая энциклопедия по истории купечества и коммерции Сибири в четырех томах. Т.4. Кн.3*. Новосибирск.
- Козлова, Н.В. 1999: *Российский абсолютизм и купечество в XVIII веке*. М.
- Корсаков, А. 1857: *Историко-статистическое обозрение торговых сношений России с Китаем*. Казань.
- Маркос, А. 1827: *Письма о Восточной Сибири*. М.
- Миллер Г.Ф. 1756: *Описание о торговлях сибирскихъ*. СПб.
- Носков, И.А. 1861: *Кяхта*. Иркутск.

- Паллас, П.С. 1788 : *Путешествие по разным провинциям Российского Государства. Часть третья. половина первая. 1772 и 1773 годов.* Зуев Василий (перевел) .СПб.
- Петров, А.Ю. 1997 : *Образование Российско-Американской компании (1795-1799). История Русской Америки. Т.1.* М.
- Силин, Е.П. 1947 : *Кяхта в XVIII веке. Из истории русско-китайской торговли.* Иркутск.
- Скачков, П.Е.; Мясников, В.С. 1958 : *Русско-китайские отношения. 1689-1916.* М.
- Статистического отделения департамента таможенных сборов 1909 : *Труды статистического отделения департамента таможенных сборов. Статистические сведения о торговле России с Китаем.* СПб.
- Субботин 1892 : *Чай и чайная торговля в России и других государствах.* СПб.
- Сукачев, В.П. 1891 : *Иркутск. Его место и значение в истории и культурном развитии Восточной Сибири.* М.
- Тихвинский, С.Л.(отв. редактор) 1995 : *Русско-китайские отношения в XIX веке. Т.1.* М.
- Трусевич, Х. 1882 : *Посольская и торговая сношения России с Китаемъ. (до XIX века).* М.
- Успенский, Д. 1904 : *Из истории русских сношений с народами Востока. Русская мысль. кн. IV за 1904 г. С.53-68.*
- Чулков, М. 1785 : *Историческое описание российской коммерции при всех портахъ и границахъ отъ древнѣйшее время до нынѣ настоящаго, и всехъ преимущественныхъ узаконений по оной Государя Императора Петра Великаго и Нынѣ благополучно царствующей Государыни Императрицы Екатерины Великия. Т.III. Кн.1.* М.
- Шахеров, В.П. 1994 : *Реформатор из Иркутска. (Жизнь и взгляды иркутского купца Федра Щегорина) Земля Иркутская. №1. С.9-13*
- Шахеров, В.П. 1994 : *Для пользы сообщества достаток истощая. Земля Иркутская. №5. С.2-9*
- Шахеров, В.П.; Козлов, И.И.; Гаврилова, Н.И.; Антонов, В.С. 1999 : *Таможенное дело в Восточной Сибири и Забайкалье.* Иркутск. С.36-37
- Шахеров, В.П. 2001 : *Города Восточной Сибири в XVIII-первой половине XIX вв., Очерки социально-экономической и культурной жизни.* Иркутск.
- Щеглов, И.В. 1993 : *Хронологический перечень важнейших данных из истории Сибири. 1032-1882гг.,* Сургут. С.126. (Иркутск. 1883 ; 邦訳 : イ・ウエ・シチエグロフ著、吉村柳里訳『シベリヤ年代史』日本公論社、昭和18年、pp.248-249)
- Янин, В.Л. 1994 : *Отечественная история с древнейших времен до 1917 года. Т.1.* М.
『清代中俄關係史料 案選編』第1編、北京、中華書局、1981 他
- <http://negin.narod.ru/history/dates/dates1.htm>

Л.1 РГАДА. Ф.183. оп.1. Д. 32. Инструкция, составленная высшимъ Китайскимъ Правительствомъ для своего Купечества, торгующаго при Кяхте съ Россіянами.
Копія съ сей Инст. поднесень Г.Г. Генвар. 2. 1823. нрк. ???р веч.

РГАДА. Ф.183. Оп.1. Д. 32.
キャフタでロシア人交易する商人向けに中国政府が作成した訓令
(1823年1月23日、イルクーツク???に持ち込まれた訓令の写し)

Л.2 Торгующіе при Кяхте съ Россіянами Китайцы, руководствуются слѣдующею Верховнаго Китайскаго Правительства Инструкціею.

キャフタでロシア人と交易する中国人は、以下の中国政府訓令により監督される。

Инструкция.

訓令

1й пунктъ.

第1項

Какъ общія правила комерціи основаны более на томъ, что бы купецъ узнавалъ благовременно цену и требованіе техъ товаровъ, кои онъ производитъ, а особливо въ торговле съ Иностранцами ; то по сему всякой изъ торгующихъ при Кяхте китайцевъ долженъ разведывать у Россіянь, Какою они имеютъ въ нашихъ товарахъ надобность, и въ какихъ именно более, и по какой цене оныя у нихъ внутри продаются равномерно, какой и когда будетъ у Россіянь привозъ своихъ товаровъ. Обо всемъ ономъ тщательно любопытствовать. А для лудчаго о сихъ предметахъ познанія, долженъ Каждый изъ торгующихъ, все собираемья сведенія открывать чисто сердечно своимъ общественникамъ. Но что бы узнанное известно было всемъ, то по вечерамъ

一般に商売は商人が適切な時に価格と商品の需要を知って行うことが基本となっており、特に外国人との貿易においてそうである。従って、キャフタで商う中国人は全て、ロシア人たちが我が国の商品のどのようなものを必要としているか、何が特に需要が大きいのか、彼らの国内ではどんな価格で一様に販売されているか、ロシア人は商品をいつ運んでくるのかといったことを探る義務がある。それら全てに綿密な関心をもつべきである。これに関し最高の知識を持つため、各商人は収集した情報を仲間に正直に公開する義務がある。そして発覚したことを全員が知るために、毎晩集会を開いて全情報を判断し、ザルグチエイと一致する自己の意見を提示すること。これについて共通の結論を下し、各商人に院票を支給し、それによりロシア商品の交易を抑止し、中国商品を強化する。他の場合も同様に行動する。

Л.2об. дня, делать собранія, въ которыхъ сообразивъ все сведенія, доставлять оныя съ единогласнымъ своимъ мненіемъ съ Дзаргучею ; а сей составивъ общее

заключеніе, имеешь раздать каждому купцу билетъ отъ какихъ изъ Русскихъ товаровъ воздержатся въ вымене, или какіе изъ своихъ подкрепить ; равно, и въ другихъ случаяхъ какъ поступать.

2й.

Общую привозную нашихъ товаровъ въ Кяхту пропорцію, не только иметь всегда въ одинаковомъ виде, но и старатся время отъ времени оную умаливать, понижая съ темъ вместе на всякіе изъ Русскихъ товаровъ цены ; дабы наши товары всегда были у нихъ въ уваженіи ; чрезъ что самый торгъ нашъ для ихъ будетъ необходимо нуженъ, и Государственныя связи постановится на лудную степень. А по сему и выпишу отъ своихъ Конторъ изъ внутри товаровъ, производить не иначе, какъ съ общаго всехъ совета, каждому по своему месту на всегда, сообразивъ съ начала общественно, все обстоятельства, и будущіе виды по текущей торговле.

Л.3

3.

Чтобы побудить Русскихъ къ привозу излишней пропорціи нужныхъ намъ товаровъ, смотря по внутреннимъ своимъ деламъ, а особливо, если случится заметить недостатокъ оныхъ, то не только, по секрету будто бы, объявить имъ, что такіе-то товары нужны, но и оказывать стремленіе къ покупке оныхъ, съ передачею въ цене одинъ противъ другаго. Но если бы сія передача, произведенная для будущихъ выгодныхъ видовъ, доставила и убытокъ кому ни будь изъ торгующихъ, то для сего иметь общую сумму, какая по обстоятельствамъ потребуется ; изъ Коей и удовлетворять понесшаго для общей пользы потерю.

第2項

キャフタにおける我が国の商品の搬入比率を常に一定にするだけでなく、徐々に全ロシア商品の価格を引き下げるよう努力すること。彼らが常に我が国の商品を尊重するようにすること。それにより、我々の取引が彼らにとっても必要不可欠となり、国家間の関係はよりよい段階に進むだろう。その際、自国の事務所の国内商品を登録し、通常あらゆる全体会議により各地域で行っているのと同じく、あらゆる状況、取引現況の将来を共同で初めからよく判断すること。

第3項

ロシア人たちに我々が必要とする商品を余分に運び込ませるため、国内事業を見つつ、特にもし不足に気づくようなことがあれば、秘密のように装ってこれこれの商品が必要だと彼らに教えるだけでなく、それを購入する意志があることを示し、他の商品との価格対比を伝えること。しかしもし将来的利益のため行ったこの伝達が、商人の誰かに損失をもたらす場合には、状況が必要とするだけの共同資金を用意する。これにより、全体にもたらされる損失を穴埋めすること。

4

Когда же Русскіе по такому стремленію, и смотря на возвышеніе цень, или по словамъ нашихъ купцовъ, сделаютъ привозъ изъ своихъ товаровъ больше обыкновенной пропорціи, а можетъ быть и сами по своимъ выпискамъ, привезутъ иногда излишнее, тогда все изъ нашихъ торгующихъ должны, остановивъ вымень техъ товаровъ, объявить Россіянамъ, (по полученнымъ билетамъ, Какъ сказано выше) что у насъ оныя товары вышли будто бы изъ употребленія,

Л.Зоб. или другіе Иностранцы привезли къ намъ внутрь подобнаго довольно. Чрезъ что самый нужный для насъ Русской товаръ приведется въ не уваженіе будто бы, следственно последуетъ на него и Пониженіе въ ценахъ, для общей государственной пользы.

5.

Обходится съ Рссіянами учтиво, а не такъ какъ было прежде. Ходить Къ нимъ въ Компаніи и Звать ~~къ~~ Къ себе, не Запрещается. Но между темъ старатся узнавать не только о Коммерческихъ, но и о Государственныхъ ихъ делахъ. Узнавшій объ этомъ, и донешій обществу и Дзаргучею, награжденъ будетъ Какъ отличившійся по торговле Человекъ.

6.

Торговыхъ дель, во внутренности нашего Государства имеющихся, наипаче сію Инструкцію, да и самыя малые предметы, подлежащіе къ сокровенію, отнюдь Россіянамъ не объявлять. Ибо сіи известія есть самыя зловредныя, Которыя могутъ способствовать къ возвешенію цень на Русскіе товары, и къ

第4項

ロシア人がそのような意志を持ち、価格上昇や我が国の商人たちの言葉から判断して、自分たちの商品を通常より多く運び込んだり、もしかしたら、自ら取り寄せて、余剰を持ち込んだりする場合には、我が国の商人たちはそれらの商品の交換を停止し、ロシア人に対し（前述の支給されている院票にもとづき）我が国ではその商品の需要がなくなったとか、他の外国人が我が国に同様のものを十分持ってきた、と宣告しなければならない。我が国に最も必要なロシア商品が尊重されていないかのようにすることで、結果的に価格が下がり、国家の利益となるだろう。

第5項

以前と違い、ロシア人に対して丁重に振舞うこと。彼らのところにグループで出かけること、自分のところに招くことは禁止しない。しかし一方で、商売のことだけでなく、国事についても知るよう努めること。これを知り、仲間やザルグチェイに報告する者は、商売に長けた人物として賞与されるだろう。

第6項

我が国の国内商業について、とりわけこの訓令について、そしてどんな些細な秘密のことも、ロシア人にけして教えないこと。なぜならこの情報はロシア商品の価格を上昇させ、我が国の商品価格を下落させるかもしれない最も有害なものだからだ。これにより、商業と政府が害悪を蒙るはずである。ロシア商人の好奇

пониженію на наши ; чрезъ что Комерція и Государство терпеть должны вредъ. А чтобы

- Л.4. любопытство Русскихъ купцовъ удовлетворить, дабы откровенностию взаимно отъ нихъ пользоваться, то говорить имъ, будто бы предостерегая по дружественнымъ связямъ, что въ Государстве нашемъ существуетъ не урожай шелку, чаю, иногда бумаги ; или есть привозъ пушныхъ товаровъ отъ другихъ Иностранцевъ въ Кантонъ ; и тому подобное, смотря по надобности и обстоятельствамъ торговли, разумно выдуманное, Для чего Компаніоны съ Дзаргучеемъ придумать должны нужные на любопытство Русскихъ ответы. О которыхъ Дзаргучей чрезъ билеты сообщить долженъ не только Каждому изъ торгующихъ, но и ихъ служителямъ, имеющимъ входъ къ Русскимъ.

7.

Жадности къ покупке Русскихъ товаровъ не только не делать, но ивида къ тому не показывать ; хотя бы кому настояла и Крайняя въ чемъ нужда ; или бы предвидеть доводилось большіе себе выгоды. Ибо частная всякаго польза, недолжна меняться на общую ; которая непременно награждаетъ всехъ и каждого, основательно торгъ своей ведущихъ ; а первая приноситъ вредъ общей пользы, между темъ Какъ и порядкъ

- Л.4об. торговли съ Иностранцами, разрушаетъ. Что изъ многихъ опыговъ, предъ симъ случившихся видно было.

8

Кто угайтъ въ общемъ купцовъ собраніи при совете, слышанное отъ Русскихъ, апосле о томъ откроется, того садить подь

心を満足させ、彼らとお互いに率直であるためには、友好関係を守ろうとしているように装い、次のように彼らに話すべきである。我が国では絹、茶、時には紙の出来が悪いとか、もしくは広東から他の外国人が毛皮商品を持ち込んだとか、または取引の必要や状況を判断しつつ、熟慮して同様のことを話すこと。そのために組合員とザルグチェイはロシア人の好奇心に必要な答えを考え出さねばならない。そのことについて、ザルグチェイは院票を通じ、各商人だけでなくロシア人の所に出入りする部下たちにも知らせること。

第7項

ロシア商品を購入したいと渴望せず、そのようなそぶりを見せないこと。たとえ誰かがそれを非常に必要としたり、もしくは自分に大きな利益があつたりするとしても、である。なぜならあらゆる個人の利益は全体の利益に代えられるべきではないからである。全体の利益は必ず全ての人々に報い、個人が行う取引にも十分報いるものである。前者〔個人の利益：拙註〕は全体の利益に害をもたらす一方で外国人との貿易秩序を破壊するだろう。かつて生じた経験から、それは明らかだ。

第8項

商人の全体集会において、ロシア人から聞いたことを秘匿している者は、後にそれが発覚したら、3日間逮捕拘禁する。

стражу на три дней.

9

Кто противъ билету Дзаргучея сделаетъ упущеніе, того садить подь стражу на шесть дней, а после запретить ему торговать съ Россіянами полмесяца.

10

Кто изъ нашихъ торгующихъ привезеть излишнюю пропорцію товаровъ противъ определенной ему обществомъ, то оныя задержать до пред-будущей его очереди ; а между темъ ни подь какимъ видамъ не впускать ихъ въ торговое наше при Кяхте, дабы между темъ не ослабить порядка положенной пропорціи, и цели, къ уменьшенію оной, какъ изображено выше.

11

Кто изъ нашихъ учинить съ Русскимъ ссору, какого бы рода ни было, хотя бы онъ на ходу дела оказался и невиновать, того садить подь стражу на десять дней.

Л.5. Между купцами обейхъ Націи претензіи всякаго рода, разбирать должные Компаніоны безъ шума и добпорядочно ; дабы изъ малыхъ неудовольствій, не возродить иногда большія и Государственныя.

12

Кто откроеть секретъ торговыхъ Дель нашихъ Русскихъ, какъ то : о состояніи ценъ внутри нашего государства на ихъ товары, или требованіе оныхъ ; количество своихъ собственныхъ, или другаго чего идущаго къ Кяхте, того садить подь стражу, за 1й разъ на 6 дней и запретить торговать после того месяц. За 2-й на 12 дней запретить торговать 2 месяца. А за 3 Разъ, Какъ вреднаго для общества Члена, лишить пребыванія у Кяхте, поруча дела его избраннымъ Компаніонамъ, покуда

第9項

ザルグチエイの院票に違反して輸出をする者は、これを6日間逮捕拘禁し、その後ロシア人との貿易を6ヶ月間禁じる。

第10項

我が国の商売人で、団体が決めた商品比率に違反して余剰商品を持ち込む者は、その後の彼の順番を遅らせること。さらに前述のごとく規定の割合や減少させるという目的を緩めることなく、キャフタにおけるいかなる取引も彼らに行わせないこと。

第11項

我が国の者でロシア人と喧嘩するものがいれば、それがどのようなものであれ、事件の過程で無実と判明しても、10日間逮捕拘禁すること。両国商人の間であらゆる苦情はしかるべき組合員が騒ぎ立てることなくきちんと解決すること。些細な不満から国家的な大誤解を生じたりしないようにすること。

第12項

我が国の取引の秘密、例えば我が国におけるロシア商品の価格動向や需要、キャフタを訪れる自他の個人商品の量などをロシア人に明かす者がいれば、初犯は6日間逮捕拘禁し、その後1ヶ月間取引を禁じる。2回目は、12日間拘禁し、2ヶ月間取引を禁じる。3回目は、社会に有害な人物としてキャフタの滞在権を取り上げ、他の運営者を据えるまでは、選出された組合員に彼の者の事業を委任すること。

онье не поставят на место его другого правителя.

13.

Кто откроет сію Инструкцію, или секретъ Дзаргучейскаго билета, тому дать пятьдесятъ ударовъ палками, и выгнать изъ нашего торговаго при Кяхте места, распорядившись делами его Какъ въ 12^м пункте сказано.

14

Кто откроетъ государственныя дела, Л.5об. тому отсечь голову, поступя съ его делами какъ 12^н пункте сказано.

15

Кто окажетъ жадность къ покупке товаровъ у Русскихъ видомъ, тому, сделавъ при общество выговоръ, запретить входъ къ Русскимъ на три дня.

16

Кто окажетъ ту жадность действомъ, съ передачею противъ общаго положенія, того оштрафовать переданнаго количества въ десятеро, въ пользу общей суммы ; а самому запретить торговать съ Русскими пол-месяца за первый разъ, месяц за вторый, а за третій, выгнать изъ нашего торговаго при Кяхте места, поступя съ делами его, Какъ сказано въ 12 пункте.

17

Вновь приезжащему Къ Кяхте для производства Комерціи, запрещается своимъ лицомъ торговать съ Русскими одинъ годъ, хотя бы онъ умелъ ихъ изыскомъ говорить ; дабы ошибкой не сделалъ онъ разстройства общей связи.

第13項

この訓令やザルグチェイの院票の秘密を漏らす者は、50回棒で叩き、キャフタの交易所から追放し、その事業を第12項で述べたように命じること。

第14項

国事を漏らす者は斬首刑にし、彼の者の事業については第12項で述べたようにすること。

第15項

ロシア人の前で商品の購入意欲を見せる者は、団体で戒告処分を行い、ロシア人の所への出入りを3日間禁じること。

第16項

この意欲を実際に見せ、全体規則に違反して〔商品〕を渡す者は、引き渡した量の10倍を罰金に課し、全体のものとする。本人に関しては初犯の場合ロシア人との取引を半月禁じる。2回目は1ヶ月間、3回目はキャフタの交易所から追放し、その事業は第12項に述べられているように処理すること。

第17項

商売を行うためにキャフタを初めて訪れる者は、ロシア人との直接取引を行うことを1年間禁じる。全体の秩序を乱すような過ちを犯させないためである。

X. Трусевич, Посольскія и торговля сношенія России съ Китаемъ. (до XIX века). М. 1882.

C.239. 24. Совсемъ другіе порядки мы видимъ у Китайцевъ. Они строго подчинены были своему старшине, джундзе, и китайскому чиновнику, Заргучею ; никто не смель, напр., покупать прежде поставщика ко двору ; китайцы напередъ знали цены русскихъ товаровъ и сообразно съ ними рассчитывали, во что имъ нужно продать свои ; за продажу более дорогою ценою или передачу лишняго при покупке

C.240. 1. они строго наказывались ; чтобъ не скапливалось много товару, надо часть ихъ оставалось въ Урге, откуда она мало по малу, въ январе, мае и осенью, отправлялась на границу.¹⁴⁾ Вотъ очень характеристичная секретная инструкция китайскимъ купцамъ. 1) Основаніе торговли—связь, согласіе и откровенность между собой ; по-этому и все торговля письма должны быть читаны въ общемъ собраніи купцовъ. 2) Следуетъ тщательно любопытствовать отъ русскихъ, какіе товары имъ нужны ? какъ продаются ихъ товары внутри страны ? когда и какой будетъ привозъ ихъ товаровъ и отъ какой цены ? Все собираемыя сведенія должны «трактоваться»

¹⁴⁾ Паллас [Путешествіе по разнымъ провинціямъ російской имперіи] , 3ч. 1кн., [СПб., 1788.] стр. 169; 179.

X.トルセーヴィチ『ロシア・中国の外交・貿易上の接触 (19世紀以前)』1882年

中国人の秩序の場合は全く異なる。彼らは自分の目上の者、ジュンザ[?], 中国人の官吏、ザルグチェイに厳格に従っていた；例えば小屋への納入業者より先に購入する権利は誰にもなかった；中国人たちはあらかじめロシア商品の価格を知っており、それにより自分たちが彼らに何を売ればいいのか念頭においていた；より高い値段で売ったり、購入するとき余分なものを渡したりすることは厳しく処罰された；たくさんの商品在庫をためないため、一部はウルガに残し、1月、5月、秋に少しずつ国境へと搬出された¹⁴⁾。

ここに非常に特徴的な中国商人たちへの秘密訓令がある。

1) 取引の基礎は一相互の関係、合意と率直さである；したがって商売関係の文書は全て商人の全体集会で読み上げられねばならない。

2) したがってロシア人たちがどんな商品を必要とするのか、国内でどのように販売されているのか、彼らの商品がいつどのように運び込まれるのか、価格はいくらか、綿密に知ろうとしなければならぬ。収集した情報は毎日全体集会で「論じられ」ねばならない。

¹⁴⁾ パラス『ロシア帝国各地の旅』第3巻第1部、ペテルブルグ、1788年、pp.169, 179.

каждый день въ общемъ собраніи. 3) Общей пропорціи своихъ товаровъ не только не превышать, но стараться еще время отъ времени уменьшать оную съ пониженіемъ цены на русскіе товары. 4) Вдругъ товаровъ не возить, а наблюдать, чтобы пропорція была всегда меньше русской. 6) Жадность къ покупке русскихъ товаровъ не только не чинить, но и виду къ тому непоказывать, хотя бы кому и крайняя настояла въ оныхъ нужда, поелику частная польза не должна смениться съ общей, которая награждаетъ всехъ и каждого, а первая разрушаетъ весь порядокъ въ коммерціи. 7) Приметивъ недостатокъ нужныхъ намъ товаровъ, не только позволяется рассказывать русскимъ, что вамъ оныя нужны, но и оказать жаръ къ покупке. 8) Когда-же русскіе навезутъ много этого товара, тогда, всемъ вдругъ оставя вымень, сказывать имъ, что некоторые изъ нихъ намъ не нужны, а прочихъ другіе иностранцы навезли въ Китай. 9) Если кто изъ русскитхъ купцовъ возвыситъ цену. —оказать ему сперва презреніе на месяцъ ; если-же за него вступится правительство, —торговатся съ нимъ, какъ и съ прочими (китайцы часто употребляли эту уловку : такъ въ 1754г. все маймачинскіе купцы обязали другъ друга подпиской не покупать русскихъ товаровъ ; въ 1761г. они согласились ничего не

C.241. 1. покупать у купца Холщевникова, а

3) 自らの商品の全体比率を増やしたりしないだけでなく、徐々に量を減らし、ロシア商品の価格を下げるよう努めること。

4) 商品を突然持ち込んだりせず、商品比率がロシア商品よりも少なくなるよう、監督すること。

6) [ママ] 例え誰かがロシア商品を非常に必要とする場合も購入を渴望しないだけでなく、そのそぶりを見せないこと。なぜなら個人的利益は全体的利益に代わるべきでなく、全体的利益は全体と個人に報いるが、個人的利益は商業秩序全体を破壊するからである。

7) 我が国に必要な不足商品に留意するならば、ロシア人たちにそれが必要だと話すことだけでなく、購入の熱意を示すことが許される。

8) ロシア人たちが同商品をたくさん運んできたなら、みな緊急に交易を停止し、そのうちいくつかは我々には必要ないとか、他の外国人が中国に運んできたと言うこと。

9) ロシア人の誰かが価格を引き上げるときは—最初の1ヶ月は無視すること ; もし政府がこれに介入してくれば—他のロシア人同様彼とも取引すること (中国人たちはしばしばこの罠を使った : 例えば 1754 年マイマチェン商人全員がロシア商品を買わないと互いに署名した。1761 年彼らは商人ホルシチェヴニコフ Холщевников の商品を何も買わないことに合意した。もし誰かが彼から購入した場合—それによる罰金はキタイカ 10 反だった。

если кто купить что у него, — съ того штрафъ въ 10 туней китайки ; въ 1792 — 3 г. такое презрѣніе оказали они къ камчатскимъ товарамъ купцовъ Протопопова и Голикова, съ которыми они не торговали целый годъ, а потомъ купили ихъ товары «весьма низкою ценою») . 10) Торговыхъ секретовъ отнюдь не открывать русскимъ ; а чтобы пользоваться отъ нихъ истиной, рассказывать имъ, будто по дружбе предостерегая ихъ, о неурожае шолка, чая, иногда хлопчатой бумаги, либо о привозе къ намъ въ Кантонъ пушныхъ товаровъ другими Европейцами или что-либо подобное. 11) Каждый купецъ обязанъ знать сколько можно русскій языкъ, а русскихъ къ китайскому отнюдь не поощрять (Въ конце 18 ст. китайцы знали по русски, а изъ русскихъ не было ни одного, знающаго китайскій языкъ, поэтому китайцы и говорили про насъ, что мы «люди нерадивые и коммерцію мало знающіе») . 12) Русскихъ звать на пиръ и къ нимъ ходить, а между темъ узнавать отъ нихъ и о делахъ ихъ государственныхъ. 14) Въ долгъ русскимъ не давать. 15) «Дорогихъ и въ самомъ деле пустыхъ и всехъ относительно роскоши товаровъ и всякихъ винъ не брать» . — Затемъ назначаются различныя наказанія за открытіе тайнъ торговыхъ и этого наказа, за дешевую продажу товара, за жадность : запрещеніе торга на

1792年から1793年にはこうして商人プロトポポフとゴリコフのカムチャツカ商品を無視して丸1年取引せず、その後彼らの商品を「非常に安い価格で」購入した)

10) 商売上の秘密をロシア人に決して明かさぬこと。彼らの本音を利用するため、絹・茶、時には綿織物の出来が悪いとか、他のヨーロッパ人が広東に毛皮を持ち込んだと、まるで友情の気持ちから警告しているかのように彼らに話すこと。

11) 各商人は可能な限りロシア語を知っている義務があり、ロシア人には決して中国語を勧めないこと(18世紀末、中国人はロシア語を知っており、ロシア人で中国語を知る者は一人もいなかった、だから中国人たちは我々のことを「怠け者で商売の事をわかっていない」と言っていた)。

12) ロシア人を酒宴に呼び、彼らの所にも出入りすること、そして彼らから国事について知ること。

14) ロシア人に借金しないこと。

15) 「高いが実際には価値のないもの、ぜいたく品や酒の類は一切購入しないこと」

—それから交易の秘密やこの訓令を明かすこと、商品を安売りすること、購入意欲に対しては様々な罰則が定められている。すなわち短期間の取引禁止、キャフタからの追放、パンゾイ

короткое время, изгнание изъ Кяхты, удары пандзой (палкой), конга (ошейникъ съ надписью на бумаге), каторга, смерть.¹⁵⁾

(棒) 叩き、コンガ (紙に名前を書いて首に下げさせること)、徒刑、死刑である¹⁵⁾。

¹⁵⁾ Кит. дела. [Баснинъ, портф. V, №128]

¹⁵⁾ 中国事情 [バスニン、文書 V, №128]

山西商人と清露貿易

Shanxi Merchants and their trade between China and Russia

劉建生・豊若非

Liu Jiangsheng ,Feng Ruofei

訳者：高宇

Translator: Gao Yu

1. はじめに

清の前期に清朝政府は、東南沿海部で海禁政策を取り続けるが、北部では開放する。南部と北部の間で商品取引が活発に行われる。これが、清露貿易が盛んとなる背景となる。清朝の北方貿易政策から見れば、清の各地に長距離貿易を行う商人が多数存在したため、清朝政府は基本的に各商人集団に平等な機会を与えたが、最終的に山西商人がキャフタ貿易を独占し、キャフタを中心とする北アジア国際市場の形成と、清露両国の社会経済発展に重要な貢献をする。したがって、山西商人を機軸とするキャフタ貿易に関する研究は、経済史研究の重要な課題となる。中国で最も早く清露貿易を紹介した文献は、咸豊10年(1860年)に出版された何秋濤の『朔方備乘』だが、この文献ではキャフタ貿易の過程が概略的に叙述されたに過ぎない。

その後1920年代以降、王之相の『清露陸路通商関係之歴史上変遷』、趙澄泉の『露領事「新疆商務報告」』、劉選民の『清露早期貿易考』、陳復光の『有清一代的清露関係』等、一連の清露貿易の研究書が出版される。これらの文献は、主に中国全体の視点から初期の清露貿易を包括的に分析したが、山西商人が清露貿易で果たした役割に関心が払われることはなかった。

1949年以降、清露貿易の研究成果が、一連の学術論文として公表される。例えば、張正明の「清代の茶葉商路」、樊樹志の「キャフタ貿易から広州通商へ」、郭蘊慎の「中国のキャフタ貿易を論ずる」、宿豊林の「試論：清露早期キャフタ貿易の歴史的地位と役割」が挙げられる。これらの論文により、中国の清露貿易の研究は前進したが、山西商人に関する商人分析は依然として進まなかった。中国近現代史資料学会が編纂した『晋商史料研究』に、山西商人の辺境貿易に関する論文が収められるが、それは山西商人の実績を賞賛するに止まり、詳細な史実の検証は行なわれなかった。米鎮波は膨大なロシア語資料と中国語文献資料を引用し、『清代清露キャフタ貿易』で清露貿易

の史実の解明を行った点は評価できるが、山西商人については一般論に止まった。

1980年代に渠紹森と龐義才が編纂した『山西外貿志』では、キャフタ貿易における山西商人の実証研究を行った。今世紀に入り、劉建生等の著作『晋商研究』は、初めて経済学の方法を駆使し、山西商人とキャフタ貿易の発展に関する研究を行った。また、中国史学界で山西商人の茶貿易に関する研究成果が発表され、貿易の盛衰過程や貿易ルート、山西商人の役割等を時期区分して詳細に検討している。

以上の研究成果を踏まえて本稿は、山西商人の貿易に関わる運営方式と商業組織の内部統治に焦点を当て、清露貿易や北部貿易の活況と、清露社会経済発展に果たした山西商人の歴史的役割を解明する。

2. 清露貿易の発生と発展

キャフタ貿易は清代の清露貿易の重要な一環であった。キャフタ貿易の開始は当時の社会発展の要請に応えるものであり、清露双方の地域経済と関連産業に計り知れない程大きな影響を与えた。ではキャフタ貿易は、どのようなマクロ環境と歴史背景の中で始まったのか。また、キャフタ貿易の各発展過程で山西商人はどのような役割を果たしたのか。更に、彼等はいかなる方法で、キャフタ貿易の継続と発展を推進したのか。山西商人とキャフタ貿易を研究する場合、これらの問題を解明する必要がある。

2.1 「キャフタ条約」の歴史背景

17世紀のネルチンスク条約の締結（1689年）まで、清露間で頻繁に外交交渉と地域間貿易が行われた。当時は主に、清露間の貿易は黒竜江流域とザバイカル地域で行われた。エベンキ人とモンゴル人の協力の基、清の商人はヤクサとネルチンスクに商品運んだ。現地に滞在する多くのロシア商人は、清の商品を大量に購入し、シベリアやヨーロッパに運んだ。「1650年代にネルチンスクは清露貿易の基地になり、清の商品を売買する商人専用の市場が整備」された（注1）。しかし、この貿易は辺境地域の地方貿易であり、国家の承認を得ていなかった。康熙28年（1689年）に、清とロシアの間でネルチンスク条約が締結される。条約の内容は6条からなり、清露の東部国境を画定すると共に、両国の貿易関係を規定した。条文の第5条は「条約の確立した日より両国民の中で役所の照会を持つ者は皆、辺境を越えて往来すること、かつ相互に貿易することを許可する」（注2）と書かれている。

しかし、条約成立後に北京貿易が進展するため、清政府が懸念する事態が多発する。具体的には四点指摘できる。第一に、清側は国費でロシア隊商の食糧と飼料を支弁す

るだけでなく、官吏の出迎えを行い護衛まで派遣したため、貿易のための支出と行政事務が煩雑になった。第二に、清の国内経済は自給自足の農業経済であるため、清政府は貿易に余り関心を持たなかった。清の大臣はロシアの商務代表に「我々は貿易に大した興味を持たないので、康熙帝が寛大な政策を取らない限り、ロシア隊商はそう簡単に清を訪れることはできない」と話したことがある(注3)。第三に、ロシア商品の価格が高すぎた。ロシアの隊商が可能な限り商品運び込み、恣意的に商品の価格を付けて販売し、相対取引で利益を高めようとした。

第四に、清の毛皮の供給源はロシア以外にも、広州経由のヨーロッパ製品があり、国内で毛皮を自給することもでき毛皮の供給源は多かった。一方、高価な毛皮に対する清の人々の購買力が低く、当時清の北方各地の気候が温暖だけでなく、ロシアの毛皮販売の期間が80日以内であったので、期間内に完売できなかった。そのため、ロシア隊商の北京滞在の期日が延長され、貿易紛糾の原因となった。北東辺境地帯でロシア商人が高価な毛皮を密輸したため、清政府は動揺した。

第五に、康熙45年(1706年)以後、清露間の貿易ルートは、東ルート(ネルチンスク～チチハル～内モンゴル東部)から、中部ルート(セレンギンスク～ハルハ(庫倫)～張家口～北京)に移行し、主要ルートはハルハ地域を経由したため、両国の中部辺境で様々な矛盾と紛糾が顕著に増加した。ジュンガル部の問題に直面した清政府は、この中部辺境の安定を確保する必要に迫られる。以上の要因により、清露両国は何度も交渉・折衝を重ね、雍正5年(1727年)9月に「キャフタ条約」を締結する。キャフタ条約は11条からなる。その第4条は、清露貿易について詳細に規定している。

「中国と外国は既に通商を行っている。商人の人数は既定の通り200人を超えず、3年ごとに行う。彼らは商人なので、旧例に照らして食糧品と旅費を支給することを停止する。売手にも買手にも課税しない。商人は国境に到着した後、まず入国する理由を説明する書類を提出し、人数に応じて官吏を派遣し迎え入れてから取引させる。途中でラクダや馬、食糧を購入し、補助者を雇う費用は商人に支弁させる。貿易管理の官吏や隊長等は、部下と従者を適切に管理し、争いが生じた場合に公平に処理すべきである。隊商に随行する貿易管理の官吏達は、国の責務を背負うので、相当に敬意を持って扱うべきである。

商品取引の行為は一切干渉しないが、清露の禁制品は取引させない。もし密かに残留したがる商人がいても、彼の長官の許可がない限り残留させない。病気で亡くなった者がいた場合、その所持品を本国の人に送付する。清と外国の通商以外に、両国国境地方における地域の小商いについては、ネルチンスクとセレンギンスクで

適地を選んで家屋を建造し、取引を希望する商人に貿易させる。家屋の周囲の壁と柵を必要に応じて建設させる。これも非課税とする。商人は官吏が指定したルートを通行する。指定ルートを迂回したり、指定以外の場所で貿易する者がいれば、その商品を没収する」(注4)。

キャフタ条約が成立して以降、清露貿易は官営の「陸路通商」と民営の「辺境互市」が並存する局面を迎える。しかし30年も経たずに、この官民両営の貿易構造は変更を迫られ、民営貿易に統一される。ロシア官営の北京貿易は遠距離のため、輸出商品は軽量で高価な奢侈品が多かったが、清国市場の需要に適合していなかったため、貿易額は減少の一途を辿り中止された。逆に、民営のキャフタ貿易は「百貨が雲集〔雲のように集まる〕し、市場の取引が賑やかで、遂に「漠北の繁富之区」〔砂漠の北の繁栄で豊かな地区〕になった」(注5) というように発展する。

2.2 キャフタ貿易と山西商人

キャフタ貿易について、昔の人は「バイカル湖以南から燕然以北にかけて広く数千里にわたる土地では、全部庫倫(現在のウランバートル)の管轄下のキャフタに取引が集中し、亦朔漠〔人名〕の間の一都会となった。康熙年間で初めて互市を設け、本場所は庫倫にあったが、雍正5年(1727年)になると辺境の検問口が設けられ、辺境の検問口の外のキャフタに移した」、「キャフタは当初有名ではなかったが、互市により初めて有名になった」(注6)と記した。貿易の発展により、キャフタは特殊な歴史的意義を持つようになる一方、山西商人はキャフタ貿易の担い手として清露貿易を繁栄に導く。

2.2.1 キャフタ貿易初期の山西商人(1728~1756年)

初期の30年間、キャフタ貿易の展開の中で多くの困難が生じたが、ロシア政府の貿易独占政策が最大の障害であった。乾隆25年(1760年)にロシアは政府の隊商を北京に派遣することを中止し、乾隆27年(1762年)に毛皮の専売を正式に解消すると、キャフタ貿易は制約から放たれ、貿易額は急速に拡大し市場取引が活発に行なわれる。

キャフタ貿易の担い手である山西商人は、地理的な優位性を持つだけでなく、清政府からも厚遇された。これが貿易成長の大きな要因となる。清朝の成立当初から、清政府は、山西商人を利用して山東の漕運〔主に運河による食糧の運送事業を指す〕を掌握することで、政権基礎を固め利権を高め、歳入を増やそうとした。当時の記録は、これに関して次のように記す。

「都察院〔明・清代の政務監察機関〕参政〔最高長官の次のポスト〕の祖可法〔人名〕、張存仁〔人名〕が言うには、(中略)山東に至り、食糧運送の要路で、山西は商売の途である。急いで招致すべきだと考える。この二省の兵民が我が版図になれば、財富の給源と國家の用度は欠乏しない。この意見を聴いて、摂政和碩親王〔ドルゴン〕は『君等の言う事は正しい』と頷けた」(注7)。

東北地方で清が興隆した頃、山西商人は東北や張家口を訪れ、政府の軍事活動に協力しただけでなく、中国全土に張り巡らされた山西人の商業網により、政府の財源を増やした。そのため、清政府は山西商人を重用し、彼等を内務府の御用商人に招聘した。清政府は山西商人の貿易活動に関心を持ち、大商人の輩出地として山西を重視する。康熙帝はかつて山西商人について、「昔からずっと聞くところでは、輻輳〔ふくそう：多くの人や貨物が集まる繁盛ぶり〕と号する東南の大商人が、最近朕は吳越〔現在の江蘇・浙江省〕の州郡を歩きまわり、その市場と貿易を視察し、商人の中に山西省の人が多く、地方人は概ね少ない」(注8)と述べた。雍正年間、劉於義はその奏疏〔大臣より皇帝への報告〕の中で「山西の旧慣は、名譽より利益を重視する傾向がある。子弟で才能ある者は貿易の途に入る者が多い。才能の低い者の方が胥吏〔民間人の身分で兼任される下級の実務官僚〕になろうとする。才能が中等以下の者に、初めて本を読ませ科挙試験を受けさせる」と述べる。雍正帝はその奏疏〔大臣より皇帝への報告〕に「山西では大抵商売が優位になり、その次の者は農業に従事し、更に次の者は兵隊に入ることを考え、最下の者に読書をさせる。朕はこの事をよく知っている」(注9)という朱批〔皇帝が大臣の報告と意見に対し行なう評価〕を書いた。

こうした背景の中で、康熙朝に山西商人とロシア商人の貿易は相当の規模で行われた。康熙28年(1689年)にネルチンスク条約を締結して以降、ロシア隊商との貿易は主に北京で行われたが、一部は庫倫〔現在のウランバートル〕、歸化(フフホト)、張家口で行われた。庫倫では「康熙年間に山西商人が当地を訪れ、全部で12軒に達する。当時の商会組織は、12軒各1名の商代表を選出し、12甲首〔明代の里甲制の中に10戸の長は甲首と称す。ここではトップの意味に使われる〕と称し、東營子の地で家屋を作って営業する」(注10)となる。歸化について「歸化城は…康熙以来、地方経済が長期間安定し、各事業が漸次発達してきて、(中略)…ここで商売を営む者は山西省出身の者が多い」(注11)という記述があり、「歸化城(中略)外藩の多くの商人はここを訪れ、中国と外国の商品も全て揃っており要所になる」(注12)という盛況になった。張家口は山西の八大御用商人用に設置した市場として、「南北取引の所で、内地の牛・馬・ラクダ・羊をここでたくさん調達する。商人の多くは山西の人で、茶と布を販売

し家畜を購入する。又直接にキャフタへ貿易に行く者がある。持ってくる商品は黒テン、猯オオヤマネコ、白い狐、海貂 (*Mustela macrodon*)、海驢、オコジョの毛皮及び中央アジア製の鏡、阿敦地方のシルク等があり」(注13)、南北貿易の要衝となる。

キャフタ条約の締結以降、過去の漢・満・蒙貿易の経験や潤沢な資本と地理的条件により、キャフタ貿易に参加する商人の中で、山西商人は潜在的に最も優位性を持つ集団となる。ロシアはキャフタ条約の規定に基づき、キャフタに数か月で32軒の木造家屋と24店舗の倉庫を持つ売買城を作る(注14)。1728年8月に初めて辺境貿易が行われ、取引方法としてバーター貿易が採用される。最初の参加者はロシア商人10名と清商人4名だけであった(注15)。清側もロシア人と辺境貿易を行うため、雍正8年(1730年)にキャフタに向かい、清国領内に売買城を作る。ドイツ人の旅行者パラスはキャフタを観察して、「それ(売買城)はキャフタ要塞から約140ヤードの南にある、およそキャフタ要塞と平行する。売買城とロシア要塞の途中に、10尺の柱二本の標識が設けられている。それは両帝国の辺境を示すものであり、片方は満文で、もう片方はロシア語で刻まれている」(注16)と様子を描写している。

当時の貿易状況から見ると、キャフタ貿易は余り賑わわなかった。1730年以前に清側の売買城は未完成だったので、キャフタ貿易に参加する清の商人は非常に少なかった。売買城の完成後も、中国の内陸商人はキャフタの状況が分からなかったため、参加人数は少なかった。ロシア政府は隊商貿易に熱心だったので、キャフタ貿易の発展を促す要因にならなかった。キャフタ貿易に関して記した最古の史料は、尚書(清の官職名、六部の中の最高長官)の査克丹が雍正12年(1734年)5月17日に軍機處に送った奏報[皇帝に提出する報告]である。

「朱成竜が持つ票証を調べたところ、キャフタに赴く貿易商の曹寛の名が書いてある(中略)朱成竜は山西省汾州府汾陽県[現在の汾陽県]の出身者で、1733年10月に官署の票証を持ち、商品を携帯して張家口経由で関を出た(中略)通関の時20社の商品を運んだ」(注17)。

山西商人がシベリアに葉タバコ、茶、大黃を供給すると、清露双方に多額の利益が生じたので、キャフタ貿易が次第に発展する。乾隆9年(1744年)にキャフタ貿易でロシア商人の清向け輸出商品総額は29万2800ルーブルであり、1746年の8ヶ月間にロシア商人が清から輸入した商品総額は17万7106ルーブルだった。一方、ロシア政府の隊商が1745～46年に北京で販売した商品総額は10万ルーブルに過ぎなかった(注18)ので、ロシア政府の隊商貿易は乾隆21年(1756年)に停止される。

2.2.2 キャフタ貿易の繁栄期における山西商人（1756～1860年）

キャフタは、雍正、乾隆、嘉慶、道光4朝の時期に清露貿易の主要な取引場所だった。キャフタ貿易は、清露対等の自由貿易であり、両国の経済と商品生産を促す役割を果たし、順調に発展すると思われたが、様々の要因により1762～68年、1778～79年、1785～92年の3回キャフタ貿易は停止され、山西商人はキャフタ貿易の停止により、少なくとも2000万ルーブル以上の損失を被った。

しかし両国の貿易総額は増加傾向を示し、双方の社会経済にプラスに作用した。ロシアの対外貿易総額は1760年に1860万ルーブルであり、キャフタ貿易の割合は7.3%だった（注19）。1769～84年にキャフタの年間平均貿易額は、以前と比べて1.7倍に増加する（注20）。

表1 キャフタ貿易停止による損失の試算（注21） 単位：ルーブル

	中断期間	推定損失額	推定基準年度	基準年度清露貿易輸出入額
1	1762-1768年	814万8000	1760年	135万8000
2	1778-1779年	264万4000	1775年	264万4000
3	1785-1792年	1813万4368	1775-1785年平均	259万0624
合計	14年	2892万6368		

1792年「キャフタ市約」が調印され、清露貿易の新しい展開が始まる。統計によると、キャフタ貿易の総額は493万4558ルーブル（1792年）から838万3846ルーブル（1800年）に約5割増加する（注22）。この間に貿易商品の構成が変わる。ロシアからの輸入品に占める非毛皮商品の割合が15年前の15%から30%に上昇し、ロシアやヨーロッパの毛織物、鉄製品、革製品の清への輸入が急速に増加し始める。このためロシアの対清貿易は、ロシアの工業化を促したと考えられる。清の対露貿易では、茶の輸出量が次第に増加し、茶のロシア向け輸出量は1800年に6万9854ブードになる（注23）。

茶のロシア向け輸出量の増加に伴い、キャフタ市場における山西商人の独占的地位が確立される。「道光17～19年（1837～39年）にロシアの茶の年間平均輸入量は807万1880ブード」（注24）あり、800万ルーブルに相当した。「1838年に大磚茶7万1950個、小磚茶6万430個以外に、茶葉4万3070箱（1箱100ポンド）をキャフタまで運び輸出」された（注25）。「1843年にキャフタに運ばれた茶は12万箱に昇り、その中に花茶は8万箱、家茶は4万箱含まれ、数年間価格は安定していた。現在、二級の花茶一方箱の価格は120ルーブルであり、一長方箱〔方箱より50%拡大した箱〕の家茶の

価格は 80 ルーブル」(注 26) だった。8 万箱の花茶の総額が 960 万ルーブルで、家茶の価格は一箱 70 ルーブルとして推計すると、茶の取引総額だけで 1240 万ルーブルに達する。

咸豊朝以降、信票を得られない旅蒙商が密輸を頻繁に行なったため、結果として「関吏〔税関の役人〕は皆を不正行為者と見なし、よく商品を差し押さえ過酷な罰を与えて、商人に大きな災いと見なされ」(注 27) っていた。このため、山西忻州商人の程化鵬は、密貿易は「商業を病み国家を損し、国の商業を保護することにより財政を潤沢する宗旨と違う」とし、理藩院に投書し「税則を清明に定め、商人が茶を運んで外国の商人と貿易することを認めるべきである。清の商品の輸出を増やすことにより、税収増加に繋がるだけでなく、官吏の罰金の乱収が免れ、商人の苦しみも減少する。公私共に有利であり、これほど良い政策はない」(注 28) と建言した。清政府はこの意見を採択したため、「その後茶商が次々と起き、遂に山西商に(一つの利益の元)として開かれ、茶貿易の総額が年々増加」(注 29) し、キャフタ貿易に参加する山西商人の数が増加する。同治 4 年(1865 年)に、「キャフタに(中略)清の茶店舗が 120 軒もあり」(注 30) 盛況となる。張家口で発行する信票も、以前の 268 枚から 400~500 枚に増える。新規参入が増加し取引は拡大し、キャフタ貿易における山西商人の独占的地位が強まる。その後、山西商人はキャフタ貿易で最盛期を迎える。

何秋涛の『朔方備乗』に「概外国人は初めて内地の民間人と市集で取引する時、あらゆることについて笑われるのを恐れるため、彼等の用語と態度は少し謙遜で謹慎である。キャフタの担当者に中外一家〔国籍を問わず平等に仲良く付き合うこと〕の道理を論され、ロシア商人は喜んで感激し、信任と睦まじさが最も良い。キャフタの商人は皆山西省出身者であり、張家口から煙草、茶、緞、布、雑貨を運送・販売し、各種の毛皮、絨毯等と交換する。設立当初に商人の風習は未だ素朴だったので多くの利益が得られた」(注 31) と貿易の様子が述べられる。乾隆 28 年(1759 年)に売買城で山西商人の店舗数は 140 軒になり、定住人口も約 400 人になる。その中で規模の大きい票商が 60 軒あった。その他に、票商に伴う小規模の散商〔朋商とも呼ぶ〕が約 80 軒あった。特に大きな商号として曹氏、常氏、喬氏、牛氏の 4 氏が挙げられる(注 32)。

道光 25 年(1845 年)に、外国人旅行者は「ロシアで貿易する主な経営者は山西商人」(注 33) と書いている。やや時期が下ると、英語の資料でも「北方でロシアは清と陸路貿易を行う唯一のキリスト教国である。(中略)ロシアの対清貿易の主要拠点は、蒙露辺境の要衝である売買城近郊のキャフタである。(中略)山西からきた清商人は、(中略)ロシア商人と対面し巨額の取引を行う」(注 34) と記した。その他に、民国初年に

北京政府が庫倫に派遣した都護使（役職名）兼弁事大員（兼任役職）の陳策は、その著作『蒙事隨筆』に「外蒙の商務の基礎は西の邦により成立した（中略）「公和全」と「慶和達」の両家のように、本店は張家口にあり、支店は北京、上海、キャフタおよびロシアのモスクワ、ウチンスク（ママ）、チタ、イルクーツク等にある」（注35）と著している。当時出版された『中国經濟全書』にも、次のように掲載されている。

「昔グランドン將軍は世界周遊から戻ると、其國の人は、一番珍しいものは何だったかと將軍の感想を聞いた。將軍は次のように答えた。『今度の漫遊でユーラシア大陸を周遊し、目に映り感動した事は概ね多いが、最も驚いたのは、中国の小商人とユダヤ人とが行う激しい競争である。（中略）ユダヤ人は、忍耐克己、節儉力行、利殖の道に長けている。商業で輝かしい業績を持つ者は、概ね世界中で認められる。（中略）しかしその後、ユダヤ人を超える者が出るとは予想しなかった。数百年來一貫して經濟實権を牛耳るユダヤ人が、利益範圍を譲り侵食されるとは。彼らは何者か。今日の清商人である。（中略）中国人種の雄偉、富の広さと厚さから、実に世界を雄飛する資格を持ち、畏怖するほど（中略）世界の趨勢を見ると、シベリアの塞がれた地から（中略）日出日没の所まで中国人の足跡が見られる。胡服辮髮でゆっくり歩く。すぐに惶恐の念を生じさせるのは、以上全てである』（注36）。

2.2.3 キャフタ貿易後期の山西商人（1862年～20世紀初頭）

第二次アヘン戦争後、清政府は帝政ロシアに「天津条約」、「北京条約」、「清露陸路通商条約」等、不平等条約を調印・締結させられたので、ロシアは天津で他国より1/3低い税率で通商する権利や沿線の商品を取引し、その他の開港場で現地商品を仕入れ、外国商品を販売する権利、天津で他の開港場に陸揚げ地とする特権を獲得する。ロシアの商集団は清の国内に入り、清の商品を直接購入し、外国商品を販売するようになったため、売買城で山西商人と取引する必要性は低下する。そのためキャフタ貿易は衰退し、山西商人の貿易特権は多大の損失を被る。同治4年（1865年）11月4日に「大ロシア特命全權大臣の倭」という照会の中で、キャフタについて「現実にキャフタの通商が次第に衰退し、清の茶行の老舗の多くは休業した。以前の120軒の中で10軒だけが残っているが、取引が少なそうである」（注37）と書かれている。同治5年（1866年）にロシアへの照会にも「キャフタの貿易が更に衰退し、中国の茶行の老舗は120軒の中で10軒だけが残る」（注38）と述べた。同治7年（1868年）に、「売買城に山西の老舗行莊が4軒しか残っていない」（注39）という状況になる。

こうした境遇に直面しても、山西商人には豊富な経験と向上心があったので、彼等

は打開策を考えた。山西商人の指導者である程化鵬、余鵬雲、孔広仇達は、清の綏遠將軍に、「キャフタ経由でロシア辺境に商取引を行うこと」、「すぐにロシアから西洋諸国に販売すること」(注 40)を請願した。「キャフタ貿易を何とか運営し、北西二ルートの商人が貿易に訪れるよう奨励し、ロシア商人の利益を供与してもらう」(注 41)ことは、ロシア政府の経済侵略策に対抗する唯一の政策である、と清政府も認めた。そこで、山西商人がキャフタに戻りロシア領内に入り貿易することを清政府は認め、状況に応じて山西商人に厘金[通過税]を減免し、他の雑税も免除した。更に試行段階で、1万3000斤の茶あたり25両庫平銀の税金を徴収する特権を付与する。山西商人は清政府の支援を得てキャフタに戻り、ロシア領内でロシア商人と競争し始める。これ以後、山西商人は対露貿易の二度目の繁盛期を迎える。山西商人が取引する茶の輸出量が顕著に増加したことが、その効果を示す。

山西商人は、同治9年(1870年)に清からキャフタへ茶を大量に輸出する。その年に山西商人が陸路経由でキャフタに輸出した茶は、工夫茶4万8000箱、紅緑磚茶9万8500筐(竹製の包装籠 約0.7担入る)(約6万7760担)(注 42)で合計11万担(中国の昔の重量単位:100斤=50kg)に達した。同年、ロシア商人が直接輸入した茶は11万1889担で、山西商人の取扱量とほぼ同じである。同治10年(1871年)に山西商人の輸出量は20万2184担であり、ロシア商人の直接輸入量は11万5101担であった。同治11年(1872年)に、山西商人は漢口から樊城(湖北省の地名、現在の襄樊)～河南～山西～内モンゴル～キャフタのルートを経て14万8964担の茶を輸出し、ロシア商人は漢口～天津への水路と天津～キャフタの陸路を経て、13万2907担の茶を輸出した。同治13年(1873年)に山西商人は19万2311担の茶を輸出し、ロシア商人は北部辺境を経由して14万8028担の茶を輸出した(注 43)。北部辺境の茶の輸出で、山西商人は優位な地位にあったことが伺える。

キャフタ貿易の後期に清露貿易がやや発展するが、その繁栄の頂点で衰退の兆候が表れていた。第二次アヘン戦争後、ロシアは調停の手柄を口実に、清国に「清露天津条約」、「清露北京条約」を強引に調印させ、内モンゴル地域に入るルートを開き、沿海7港(上海、寧波、福州、アモイ、広州、台湾、瓊州[現在の海南島])の通商権を得る。同治元年(1862年)、ロシア政府は「清露陸路通商条約」に基づき、天津で他国より1/3低い税率で通商する特権を得る。同治5年(1866年)に、ロシア政府は清政府に天津税関の再輸入税を廃止する。つまり、茶貿易の税金の半分が免除されたため、ロシア商人の輸送・販売費用が大幅に低下し、ロシア商人の茶の取扱量は164万7888ポンド(同治4年)から865万9501(同治6年)ポンドに急増する(注 44)。

同治12年(1873年)、山西商人は輸送費を軽減するため、ロシア商人に倣って湖北産地の茶を水路で天津まで運び、天津からキャフタまで陸路で輸送することを計画する。しかし清政府は、この山西商人の計画を阻み、陸路輸送と同様に水路で運ぶ茶に厘金〔交通の要衝に徴税所を設け、通過する貨物から価格の1~2%の強制寄付を徴収する制度。徴税所は到る所に設けられ、重複して課税されたため、遠隔地間の商業は大打撃を受けた。これにより、清の国内市場は極度に細分化される。この制度は1930年代まで存続する〕を徴収すると主張する。このため、山西商人はロシア商人との競争で不利な状況に置かれた。「馬関条約〔日清講和条約〕」の調印後、漢口と九江と福州でロシア商人は製茶工場を建設し、蒸気機関の加工設備を工場に導入する。ロシア人の工場で加工した磚茶は、手作業の工場より良質で安価であり、加工量も多かったが、山西商人は手作業の工場で磚茶を加工し続けたため、蒸気機関の加工品に比べ品質が劣り、ロシア商人との競合性が磚茶販売で低下する。

宣統元年(1909年)にロシア政府は、清の商人がロシア領内で取引する商品の課税を高めるために規定を突然発布する。これは、山西商人に致命的な不利益を与え、キャフタ貿易は停止状態になる。清朝の政権が倒壊するに伴い、山西商人が組織するキャフタ貿易も終焉する。

3. キャフタ貿易における山西商人の商業運営

貿易の主体として山西商人は、清政府の貿易に関する政策と規定を遵守し、長期的に蒙・漢貿易で蓄積した経験と資本金を駆使して、独特の商業運営方式を展開し、キャフタ市場で独占的地位を築いた。

3.1 商人と貿易に関する清政府の規定

清政府は清露貿易の管理に関して具体的な規定を作成する。キャフタへ直接貿易に赴く清の商人に関わる管理は、主に信票制度と商人行動規則に規定された。

3.1.1 信票制度

信票は部票、龍票、票証とも称され、キャフタに商品を輸出し取引する者に対し、清政府が発給した証明書である。雍正6年(1728年)のキャフタ条約では、清露両国の政府がキャフタ貿易を管理すると規定されている。両国政府は貿易管理のため、商人がキャフタに行く経路を明確に規定した。清では理藩院がキャフタ貿易を管理した。キャフタへ行く清商人は必ず理藩院の「信票」を所持する必要がある、「信票」を持た

ない者は市場に参加できず、「信票」を所持せず取引すれば密輸と見なされた。「中国内地の商人は辺境を出てロシア人と貿易する場合、辺境検問所で官署から発給された信票を確認し、車両とラクダの数量が書類の記載と一致することを確認した後に、別の許可書を発給する。キャフタに到着後、担当の役人がまた許可を確認する。許可がないと、市場に入ったり、取引することは許されない」(注 45)。「信票」の使用規則として、「信票」1枚の有効期間は1年であり、使用後にすぐに役所に返すこと、「信票」1枚で最大10名の商人と20両車の商品を市場に販売できること、貿易を行う時に「信票」を受領する等が決められた。

一方、信票が得られない小商号が貿易に参加するのは違法であるが、その場合、大商家と提携して貿易に参加することは認められた。大商家の信票に「朋票」を付けると、小商号はキャフタ貿易に参加できた。清の外務部は次のように記録している。

「キャフタ地方に古く設置した壁に囲まれた城があり、官が出資して建設した家屋・店舗が約70存在する。これは商人の市が集中する場所である。これまで内地商人がキャフタに貿易に赴く際には、張家口の役所が、商人の姓名、車両、商品の数量を記した照票を発給した。一枚の照票に、10人以上、車両20以上を超えて記入してはならない。そこで清の売買城駐在の最高長官と、商務担当者などは照票を確認し印鑑を押す。一枚の票で一回のみの貿易が許可される。貿易終了後に商人はすぐに返納し、旧票を返上し新票と交換する。従来キャフタで貿易を行う者は、大・小店舗合わせて数十軒ある。信票の申請に際し、小店舗の車両が足りない場合、大きい業者の信票内に付随して張家口・督統衙門(清朝の地方の主要な軍事指導機構)に報告し、理藩院の照票を申請しなければならない。そこで、各商品の明細を作成して確認する。これを朋票と称する。こういう事情で、小さい業者まで照票を準備する必要はない。(中略)毎年照票を二回申請する。まず商人の返還した旧票と今度発送する商品の明細を作成後、申請に上京する。しかし、旧票の返還の時期がばらばらであり、申請提出にも順番があり、照票の随時発行ができない。商人達は取引の時期を遅らせないように、まず商品の明細を作成して提出し、キャフタへ貿易に赴く。照票を受領する人を張家口に残す」(注 46)。

信票制度は、商人の取引が遅れないように商品を先に通行させ、照票を受領する人を残す仕組みであり、商人の取引に便宜を供与した。この仕組みにより、朋票で取引する商人の数が増え貿易規模が拡大した。

「商人等は貿易に赴く時、チャハル地方の軍事長官とチチハル地方の軍事長官、及びドロノル地方長官から部票を受領すること。当該の官署が部票を発給する時、姓

名、商品の種類と数量、現住所、出発日等を記入したリストを票の下に貼り、押印して発給する。一方、所在地方の大臣官員衙門に次のことを知らせる。商人達が部票の受領に間に合わないと告げても、別の衙門から通行許可を受領して証明として使用してはならない。規則に違反する者は、部票がないのと同罪に処せられる。当該の地方大臣官員は商人の部票を検認し記録する。一年以内に返還するよう催促すること。外に滞在して事件を醸成することを免れるようにする。商人が所在地方に到着後、また、商品を他の地方に転送販売した者があれば、当該地方の衙門にすぐに報告し印票を受け取る。同時に、目的地の地方大臣官員衙門に知らせる。部票がなく密貿易をする者があれば、枷号〔首枷をかけて市場か牢屋の玄関に晒す刑罰〕を2カ月、鞭を40、本籍まで押送した上、商品の半分を没収する罰を与える」(注47)。

この信票発行制度の改革により、キャフタ貿易に参加する商人に対する規制が、ある程度緩和された。この制度は清末まで継続される。旧票と新票を交換する形で部票が発行されたため、清露貿易に携わる商人の安定性と連続性が維持された。この制度は、山西商人がキャフタ貿易を長期に独占する主要因の一つになる。

3.1.2 キャフタ貿易における商人の行動規則

『モスクワ公報』(1852年第22期)に清の商人がキャフタ貿易で遵守すべき16条の項目が掲載されている(注48)。

第1項 貿易の規則として、各商人は市場の相場と商品の需要を理解する必要がある。特にロシア人と貿易を行う時、彼等がキャフタでどの商品を求めているか、どの程度の量が必要なのか等の情報を詳細に収集する必要がある。その情報を基に、清商人が最低価格をどう設定すれば取引が成立するかを決定する。できる限り正しい市場情報を共有するために、その時点で収集された市場の商品相場に関する全ての情報を、各商人に適切に知らせるべきである。毎晩、商人全員が集会し相談を行う(中略)更に翌朝に清の商人全員に、どの商品の取引がロシア側で禁止されるか、どの商品が至急必要かに関する市況を知らせる。

第2項 偶然に、キャフタ市場に占める清の商品の割合が低下することもあるので、キャフタに運ぶ商品全体の均衡維持に相当注意する。清の商品が永続的に尊重され、清の貿易がロシアに不可欠なものになれば、両国の関係は更に良くなる。そのため、あらゆる状況を総合し比較検討しなければならない。キャ

フタの日常貿易の様々な現象と意見を分析した上で、皆の総意に基づき、個人の商品回転の実際の状況に配慮し、各商人の販売する商品の中から、いくつかの商品を削ることも考えられる。

第3項 清の需要を満たすため、清に必要な商品の供給量を大幅に増やすようロシア商人に伝えること。清に必要な商品の不足に配慮すると、清がどの商品を買っているかを、ロシア人に間接的に知らせることができる。また、すぐに購入する意欲を見せるべきである。そのため、国内需要に応じて買い付ける総量を事前に予測する必要がある。将来的にキャフタの経営全体の損失を防げる。通常、損失の規模を 1000 両内に抑える必要がある。

第4項 ロシア商人は、自分達の商品の取引価格が有利になると、山西商人の要求に応じて、また自己判断で、より多くの同種の商品を販売する。この場合、山西商人は直ちにその商品の取引を停止し、取引一覧表でこれらの商品の供給が超過需要であること、外国の商人が同様の商品を十分輸出していることを、ロシア人に知らせる。すると時間の経過に伴い、ロシア商人はこの商品を見限るため商品価格は低下する。これは清全体の利益となる。

第5項 ロシア商人とは礼儀正しく付き合い、失礼のないようにすること。ロシア人が山西商人の住居を訪れることを厳禁し、彼らを宴会に招待することも禁ずる。他方、ロシアの貿易状況を知るよう努めるべきである。そのため、貿易を促す商人を奨励する。

第6項 国内や現地の商業機密、特に関連する法令をロシア商人に教えることを厳禁する。これは極めて有害であり、ロシアの商品価格を高め、清の商品価格が最低水準に下降する等、貿易と国家に損害を与える。ロシア商人が清の商品を購入する意向を鑑みる一方、商機を利用し取引を成功させるためロシア商人に次のように説明すべきである。つまり、他の欧州人が毛皮を大量に広東に輸出し、清の商品と交換したため、生糸と絹、茶、綿布等の供給不足が生じたと、友好的に慎重に論ずべきである。相互の取引状況から、山西商人が話す状況が広東で起こったとロシア商人は推察する。この状況に対し、清露両国の貿易担当者が新しい政策を打ち出すだろう。

第7項 ロシア商品を過剰に購入することを慎み、貿易で真意が相手に伝わらないように注意する。ある清商人がロシアの一商品を大量に買い付けたいと思っても、個人の利益を全体の利益に結びつけ、真面目に取引する個々の商人の事業を損ねてはならない。この事が一度起こると、過去の多くの事例から、

必ず秩序や貿易に損害が生じるのは明らかである。

- 第 8 項 警告を聞かず、ロシア商人から聞いた情報を隠す者に、3 日間の監禁を処する。
- 第 9 項 故意にキャフタの章京 [清の貿易を管理する長官、売買城に駐在] の商況公告に違反し、過ちを犯した者に、6 日間監禁を処し、監禁解除後もその取引を半月停止する。
- 第 10 項 皆が約束した商品の割合規定に違反し、勝手な個人の判断で自分の商品を過剰にロシアに輸出する者がいれば、様々の理由で市場に入れないようにし、過剰な商品を拘置して取引秩序が乱れるのを防ぐ。他方で、市場の商品割合が変化するのを厳重に監視する。
- 第 11 項 いかなる者もロシア人と喧嘩してはならない。後で無実と分かって、ロシア人と喧嘩した者は 10 日間監禁される。個々の損害と賠償をロシアに求める場合に、冷静に礼儀正しく当該責任者に申し出ること。商人の些細な摩擦は国家間の争いを招く恐れがあるので、争いを避ける必要がある。
- 第 12 項 例えば、清商人の内部で決めたロシア商品の購買価格や商品の種類、清商人がその都度キャフタに運ぶ商品の数量等の事業機密を、ロシア商人に漏らした場合、初犯は 6 日の監禁と 1 カ月の取引禁止の刑に処せられる。2 回目は 12 日の監禁と 2 か月の取引禁止の刑を処せられる。3 回目には貿易秩序を乱す者として永久にキャフタから追放する…。
- 第 13 項 本条例及びキャフタにおける章京 [清の貿易を管理する長官] の商況公告の機密を漏らした者は、50 回棒で叩く刑に処し、キャフタから追放する。前述と同様に、その事業は他人に任せる。
- 第 14 項 国家の内情を漏らした者は斬首される。その者の事業は他人に譲渡される。
- 第 15 項 共同の約束に違反し、ロシア商品を手紙等で過剰に購入する者に、取引額の数倍の罰金を課し、取引停止の罰を処する。1 度目は半月、2 度目は倍増、3 度目は前述と同様キャフタから追放する。
- 第 16 項 初めてキャフタに来た商人は、ロシア語が話せても、誤訳で混乱を起こす事態を避けるため、実際の貿易への参加を 1 年間禁止する。

この規則は、辺境貿易の需給均衡、輸出入の対等までを考慮して、山西商人の貿易活動の枠組みを提供し、全体の観点から貿易過程を把握する条件を与えた。清政府は、

キャフタ貿易自体の経済効果や、社会経済の発展への貢献を重視するのではなく、国際関係の観点から、キャフタの貿易管理で、清露関係の安定を図ることを最重要視した。そのため、規則に違反した商人への罰則は相当厳しいが、これは貿易のみの発展から作成されたわけではない。山西商人の貿易活動に国家による法的保障が与えられなかったため、長距離貿易を行う山西商人は独自の商業規範により、キャフタ市場の地位を守る必要があった。

3.2 山西商人の「一体化」の経営方式—茶商の事例—

ヨーロッパ・ロシアに中国茶が輸出された歴史は、明崇禎 13 年（1640 年）まで遡れる。ロシア使節ワシリ・スタルコフはカルムイクからロシアに戻った時、中国の茶を 200 袋（約 240 キロ）持ち帰り、ロシア皇帝に献上した。この時、初めて中国茶がロシアに到達した。その後、ロシア使節が中国茶を持ち帰った記録がある。例えば、1676 年ロシア使節パスファリが中国を訪れた時、康熙が彼に茶を 4 箱贈り、ロシア皇帝への贈り物として茶を 8 箱渡した（注 49）。キャフタ条約の締結からアヘン戦争前まで、山西商人は西北の茶市場で優位な地位を確立し、キャフタの茶貿易を独占する。事実上、茶貿易は、山西商人がキャフタ貿易で行う主要事業の一つだった。山西商人は、茶の貿易で購買・加工・輸送・販売を一体化する経営を実現し、商業資本から産業資本への転化を促し、清国内の茶生産と国際貿易の発展を推進した。

3.2.1 原料茶の購買

山西商人は、南の茶産地の茶の取引で独自の商慣行を形成し、これを後世の商人にも遵守させた。「先輩の商人が暖簾を作るのに非常に苦勞し、ここまで維持してきたことを考え、後輩の者は慎重に判断し、商売に臨むべきである。決して値段が高いと言って良い物を捨てるべきではない。大事な戒めである。」（注 50）。

例えば、湖南省安化で茶を購入する場合、茶商はまず安化で茶行〔茶問屋〕を選び購入を委託し、茶行を通じて原料茶を買付ける。「山に入る日は、茶行から食事を提供する。三日以後は、自分で食事を用意する」という費用分担の手法で茶産地に入る。それに、「予め質朴で正直な人を選んで」、即ち現地で茶の相場の精通者を手伝人として雇い山に入る。

「左近に开秤〔取引を始めること〕し上荘の茶に逢ったら、詳細に観察する必要がある。先ず一色花の茶を最も避け購入してはならない。二番目に避けるのは、灰土色、月藍色、墨黒色の茶で、ともに土壤が肥沃でない。三番目に避けるのは条松片土〔茶

葉のしまりが悪く、粉末状の葉が多い] や、但但練練湾 [形が崩れる]、砌糠湖濕 [茶粕が泥のようになる] である。これらは皆作り手が良くないし、土壤も痩せている。四番目に避けるのは、外観が紅色、黄色、青色のもので、皆作り手の腕が不精のためである。五番目に避けるのは、中は暗青 [暗い青色]、明青烏葉燒末 [浅い青、縁に焦げた跡がある]、亜色 [正常な色より浅い] である。これらは加工工程が行き届いていないためである。一番重要なのは、条緊 [条が緩まない]、色順 [色が自然]、紋直 [模様が流暢]、沉重 [重さが感じられる]、味佳 [味がいい]、外烏油色 [外観は黒油色]、内楮干色 [中は乾いた楮色] であり、おそらく安化の正路 [本場] の茶である」(注 51)。

3.2.2 茶の加工

山西商人は原料茶を購入後、現地の人を雇い、購入した原料茶を自分の加工場で製品にする。

「江西人を使って茶を加工する場合、包頭客 [製茶請負人] に依頼する。包頭客が包頭 [買茶請負人] と相談し約束事項を定める。江西人が山に来る時、一人当たり旅費として 1000 文を与える。茶の加工が始まる日に、労働者数で労賃を計算する。熟練労働者は毎日銭 120 文だが、130 文や 140 文の者もある。夜勤仕事の場合、点灯してから 12 時まで半分とし、5 更 [古代中国の夜の時間計算方法、夜 7 時から朝 5 時まで 2 時間を 1 つの更として数える] まで行くと一大工で計算する。まだ茶が入らない日に、一人に小工 [見習い労働者] 一個として計算し、銭 40 文である。篩 [手で加工] や踹 [足で加工] が始まる日、一人当たり肉銭を 40 文、初一 [毎月の 1 日]、十五日毎に一人当たり肉銭を 40 文支給する。食事は包頭の持分であり、買茶客と無関係である (中略) 酒代は、買茶が終わった日に買茶客の都合で御馳走する。人柄によるので定額ではない」(注 52)。

加工場で一連の作業を行う。原料の茶葉から製品まで、踹 [揉む]・揀 [選択]・焙 [あぶる]・篩 [ふるう] の工程を通じて加工する。各工程に厳格な規定が定められている。出荷前に製品を包装する工程がある。西洋式茶の包装は錫か鉛の缶に入れ、外側を木箱で包装する。1 箱に 50~70 斤 (500 g) 入る。口莊茶 [張家口に出荷する茶] は、外側が籠で裏側が筵 (むしろ) の容器に入れるか、「帶蔑包箱 (筵の袋を箱に入れる)」で包装する。『祁県大徳誠茶商文献』によれば、祁県茶商は安化で加工場を開設し茶を加工した。加工場では茶工の人数が最多であり、揀 [選択]・踹 [揉む]・篩 [ふるう] の等級に分けられ給料に差があった。

「黒茶は一組に蹠手が八人、掌・沖・打・吊が二人である。蹠手一日の工銭は 160 文で、打・吊・の工銭は 100 文である。幫蹠人〔蹠手の手伝い〕は 8 名で、每人の工銭は 60 文である。(中略) (篩工) 毎日の大工は銭 120 文で、140 文の者もあり、一定ではない」(注 53)。

その他に蔑工〔筵職人〕、裱工〔箱製造の職人〕、鉛匠、錫匠等がいた。当時の加工場の労働者数は少なくとも数十人であり、多い場合には 100～1000 人だった。「湖北省の羊楼洞には、山西の茶商が毎年臨時の事務所として製茶の作業所を開設する。現地で数千の農民と、その家族はレンガ茶の製造に従事する」(注 54)。「廠房は大抵広くて、事務室や製造の部屋、包装の場所などが設置され、最大の工廠は 2000 人も入れる」(注 55)。加工場の活況は茶市を繁盛させ、湖南省平江地方では「茶市が盛況になると、貧家の婦女が相次ぎ市に入り茶を摘む(中略) 茶を摘む者は 2 万人を下らない。巷と街に溢れ、寅の時に集まり酉の時に去る。大勢の人が集まり喧しい」(注 56) と盛況が記された。茶商が運営する茶の加工業は、現地の茶生産を促し、農民の所得を高めると共に、茶加工に関連する工場製手工業が発展した。

3.2.3 輸送

山西商人が運営する茶関連の主な事業は、キャフタに運びロシア商人に販売する事業だったが、蒙古や新疆等、西北地域向け輸送と販売も兼業した。その輸送ルートは、河川と陸の輸送手段を利用して、茶の産地から数省の境界を跨り 1000km 以上の距離を経て山西に到る道程だった。山西から更に 5000km 以上輸送し、キャフタ経由でロシアとヨーロッパに到る。近代的交通機関の無い当時の輸送は、水路に逢って船を雇い、陸路は馬・牛・ラクダで運んだ。船の場合は、指定地に到着した後に初めて運賃を払い、また別項の積卸代金を払った。陸上の場合に、「運賃相場が上下して安定しない」ように運賃相場が不確定の場合が多く、1000 斤当り 4.50～13.4 両であった。山西商人は通常、運賃調査を比較して輸送ルートを決めた。

船を雇う場合、船行〔船ギルド〕を通す必要がある。船行は埠頭銭〔埠頭に払う金〕・厘頭銭〔通過税〕・下河力銭〔運搬賃〕を徴収する。この費用は茶商を通じて支払う。安化から益陽まで水路 120km であり、黒茶 1 担の運賃は 100 文、紅茶は 128 文であった。その後、益陽から漢口へ船を雇った。その経過は、「漢口に到着した日に、襄河の口を止めるよう指示する。客は舢(はしけ)で船行に行き、大船の持ち主に慎重に取り扱うよう指示する。この埠頭は往來の船が多いので、予め邪魔を防止するためである。大船は客が小舟を雇って貨物を卸すのを待つべきである。」(注 57) という具合で

ある。

山西商人は陸路輸送で「託送」の方法を採用することが多かった。その特徴は、運賃を2回に分けて支払うことである。つまり、大部分の運賃を先払いし、目的地に到着した際に残金を支払う。商品の到着が遅れた場合、輸送業者が賠償しなければならないが、道中に課税された費用は、茶商が支払う。当時の輸送の様子を記した文献によれば、祁県〔山西省中部の県、山西商人の発祥地の一つ〕の茶商が輸送する茶は除旗鎮を経過する例があった。

「(光緒23年)業者全体の討議で運送期日に関する新たな定款を決定した。郭、汜……汝州、禹州の馬車運賃は先に9割を払い、残り1割は到着後の支払いにすること。10日を期限とし、20日に必ず運送書類を提示する。遅れば1車につき銀8両を罰金とする。会鎮〔地名〕の場合、馬車で16日を期限とし、30日で書類を提示する。遅れた場合、1車につき銀8両を罰金とする。汝州、禹州の場合は牛車で1輛につき銀を3錢後払いにし、12日で到着することを限定し、遅れた場合1車につき銀2錢を罰金とする」(注58)。

除旗鎮が当時の陸運トランジット拠点で、「百貨皆聚〔多くの商品が揃い皆が集まる〕」と繁盛した。予定期日に商品が確実に到着するようにするため、商人は現地の輸送業者と「回票」という運賃制度を考案した。

3.2.4 販売

山西商人は、茶貿易の各過程に大量の資金を投下した。購買費用、加工費用、運輸費用、保管費用及び輸送途中の損害等が、各過程に含まれた。つまり、「一分の貿易のため、四倍の資本投下」を行なった。販売や貿易の過程で、この大量の資本投下を回収する必要があるので、販売は最も重要な過程である。山西商人の茶の販売ルートは、国内販売と国外販売の二種類に大別できる。国外販売の茶は主に紅茶、磚茶、帽合茶だった。

「中国の紅茶、磚茶、帽合茶はすべてロシア人に必要である。その運送・販売量は相当大きい。この三種類の茶は、湘鄂産のものが多く、閩嶺のものが割合少なく、従来から山西商人により運ばれる」(注59)。

そのほか、安徽建徳で生産された「千両朱蘭〔茶の銘柄〕の茶は、茶商により建徳から河南十字店まで運送・販売され(中略)専ら従来は、西の辺境で活動する商人に販売し、ウルムチ、タルバガダイ等に運んで販売する」(注60)とされ、ロシア人はこの種の茶を好まないのので、ロシア経由でヨーロッパ諸国に再輸出される。

国内販売の茶は磚茶、花茶、皮包茶等である。ロシアとヨーロッパの中国茶に対する需要がキャフタ市場で大きいため、山西商人は多額の利益を得た。山西商人は陸路経由でキャフタに運んだ茶の売上高は 280 万ルーブル（1800 年）から 1240 万ルーブル（1843 年）へ約 5 倍に増加する。

このように山西商人はキャフタ貿易で購買・加工・輸送・販売を含む一体のシステムを構築し、これにより長距離貿易で多額の利益を獲得し続けた。当時の他地方の商人集団は山西商人の事業を羨んだ。

3.3 山西商人の商業モデル実施構造

キャフタ貿易を独占した山西商人の事業モデルを検討する際に、その具体的な運営方法を解明するだけでなく、彼等が長期的に遠距離貿易を維持した内的メカニズムも考察する必要がある。実際に、当時の外部環境と山西省特有の地縁文化を背景に、山西商人は自ら懲罰を実施する機構を作り上げた。この懲罰機構は、山西商人の経営管理や事業構造の各階層に浸透した。

3.3.1 「ギルド」に近い組織管理

「行会」組織は、山西商人の地縁社会の人脈に基づく制度であり、効果的に実施する組織形態である。全国の重要な商業都市には山西商人の行会〔ギルド〕が存在した。山西商人の行会は、伝統的な血縁・家族組織を超え、地域という理念で都市に住む同郷の者を結びつけ、相互支援し合う自治・自律・自衛組織である。売買場で貿易に携わる山西商人は特定の会館を設立しなかったが、内部ではギルドに近い実施方法を用いた。

キャフタ貿易に従事する清商人に強い関心を持つ、イギリス人の情報によれば、キャフタの清商人は広州の公行に似た「商業組織」を作った（注 61）。キャフタで商う清商人は、ロシア商人よりも組織性が強いとロシア人も認める（注 62）。1868 年の天津海関冊にも「1861 年まで清露貿易の最大のセンターは、シベリアの辺境都市キャフタにあった。そこにはロシア商人の集団があり、集団に加盟する商人達は全て第一ギルドに所属する。彼らは半世紀以上中国とバーター貿易を独占してきた。彼らは（清で）同じ地位にある山西商人の集団と通商した」（注 63）と記されている。ロシア人は『外バイカル辺区紀行』に清商人の取引方法について次のように書いている。

「有名なキャフタ貿易は、ほとんど商号で事前に相談した価格と、商人から選出された監督者四名により行った。商人の中で推選され最も尊敬され、信用が高い人間

が監督者を一年任期で担当した。彼らは予め商品の等級と価格の決定を行い、それを商人全体の集会で通過・決議した後に、監督者が監督・施行する。等級と値段を詐称する者がいれば、相応の罰を与える。最初の1、2回は罰金で、3回目になると、キャフタで商売する権利が剥奪される」(注64)。

次の記録もキャフタ貿易の組織性が窺える。

「取引の相談で中国人は非常に頑固であり、一度提出した価格を頑なに堅持し、一銭とも譲らない。彼らは一つの商品の価格交渉で三昼夜かかっても煩わしいと感じない。ロシア人も同じ強硬な態度で向かって全く譲歩しない。しかし、彼らの内どちらかが商売を成立させたければ、決壊したダム洪水のように、相場は奔騰し前進する。市況も沸騰したように活気が溢れる」(注65)。

以上の事例のように、キャフタで貿易する山西商人の内部で、選挙・意思決定・監査・執行部という商業運営システムが機能していた。誠実で信用度の高い人は監督人に選ばれ、一年間実質的に商業を指導する役割を果たす。彼らは商品の等級と価格を決定し、その決定が商人全員の参加する大会で承認されると、全員が遵守すべき規則になる。監督人は規則の実施と監督も担う。監督人は集団内部で処罰する権利を持っていた。監督人が決定した商品の等級や価格の規定を守らない商人は、初回と二度目に罰金が課せられるが、三度目はキャフタでの貿易の権利が取り消された。集団の利益を損なう者に厳しい制裁が行なわれる。この懲罰機構の下で、キャフタでは山西商人の商行為が厳しく監督され処罰された。山西商人の商業組織は完全にギルドの役割を果たした。

政府が市場取引や契約履行の監督・仲裁・執行等に介入しなかった時期、また、政府が提供する財産権の認定と保護が極めて不十分だった時期に、山西商人の自主運営の集団懲罰機構は、商活動で重要な役割を果たした。血縁関係は、伝統社会の人間関係で最も基本的な信頼関係であり、それに基づく家族は、人類社会で最古の安定した組織である。山西商人はその運営初期と発展段階で血縁関係を利用したが、宗教的結びつきが弱かったため、更に大規模で広範囲の商業組織の運営を維持できなかった。他方、地縁者が協力組織を構成する際に、山西人が信用と義理を重んじる、地縁文化に由来する特性が好都合に機能した。この信頼関係の格付けや比較により、山西商人は家族関係に次ぐ同郷の信頼関係を結び、情報交換と信用維持の統治構造を構築した。

3.3.2 標期制度

雍正5年(1727年)のキャフタ条約で、清露边境の商品取引市場で商品と商品を交

換するバーター貿易が規定される。山西商人は対露貿易の商品調達に多額の資金を投下し、各商号間で大規模な取引が恒常的に行われたことに注目してよい。その都度、現金で清算すれば、各商号は巨額の流動資金を準備しなければならず、現金として使用する銀塊の輸送に多額の費用がかかる。現銀の不足と銀の輸送費用は、貿易の発展の制約要因となるため、山西商人は錢莊を利用し資本調達と融資を行なった。これにより錢莊や銀号等の金融業が発展し、錢莊と山西商人の密接な関係が貿易活動の中に組み込まれた。

例えば、同治期に太平天国の影響で、新疆の庫車〔クチャ〕やイリ等の地域で農民一揆が発生した。清朝統治に抗う風潮は天山南北に影響を及ぼす。交通は阻害され、茶商の貿易為替を担う漢口の錢莊に波及した。「漢口の大きな錢莊の数は急減した。現在は 24 軒のみである。10 年前には 40 軒もあった。この 24 軒の錢莊の業務もこの 10 年間に 2 割減少したそうである。それにより、茶貿易は重大な損失を被り、信用が制限されたという」(注 66)。この場合、マクロ環境は、山西商人の貿易活動に否定的な影響を及ぼした。

外部環境の強い攪乱のない、正常に貿易が行われた時期に、山西商人はどのような制度で、錢莊と貿易活動の協調的発展を推進したのか。この場合、山西商人は非常に効果的な「標期制度」を形成した。

標期は「鏹期」とも呼ばれ、債権-債務の清算期間を意味する、山西商人の組織内部の商業信用である。取引の双方が価格や利息等を初めに相談・決定した後、決算期の前に債権と債務を相互に清算する。満期になると必ず債務を清算し、清算後の残高を現銀にし、所在地の「鏹局〔警備輸送会社〕」に委託し、目的地まで運び清算したり、票号の成立後に為替制度を利用して匯票（あるいは銀票）で清算した。著名な商号である大盛魁がこの制度を提唱し、張家口で初めて実施し、山西商人が活躍する各商業都市に波及した。この制度は、大量に商品を買付ける商人の資金回転を促し、運輸会社の効率性を高め、山西商人の商業信用を保証した。

清算の範囲の観点から、標期制度は二つに大別される。一つは同じ財東〔出資者〕の本店と支店の清算である。同じ所有者の本店と全国各地の支店の間でも標期制度に従い、財務決算と債務清算を行った。山西商人は本支店制度を採用したが、各支店の業務、特に利益計算は完全に独立採算で行なったので、決算期の規定に従い清算する必要があった。もう一つは、各商号間の貿易と融資関係の清算である。利益の有無を問わず標期が来れば、約束通り双方の債務を整理・清算した。

清算の期限から見ると、標期は年標と季標の 2 種類に分けられる。年標は 1 年を期

限とし、主に遠距離で取引期間の長い南北貿易の商品の清算や、対露貿易の清算と現銀両替に関するものであり、普通、毎年の旧正月を標期とした。季標は、一部の重要な商業都市で行われ、1年を3ヶ月毎に分けて清算する。年標も季標も標期が来ると、各商家は前期の財務の往来や債務関係が満了になり、次期の業務や新規相談を開始できた。満了できない場合に、商家内で支店の整理や閉鎖を考えたり、外部の取引相手との取引中止を検討した。1期の損失を惜しみ、債務返還を延滞し双方の関係を継続することは認められなかった。これにより、債務者の債務が継続的に累積したり、返還不能に陥ることを避けられ、債権者の更なる損失も回避できる。

日常経営の中で資金回転の困難や短期の損失は免れないが、標期が来れば約束通り現銀を支払わなければならない。支払期限が来ても支払わない場合、「頂標」つまり、その人物の姓名が金融・為替業者に登録・通告された。登録された情報は山西商人の集団内部で共有され、違約者の信用は低下する。商業の信義に背き悪意で債務を返還しない行為や、その他の詐欺行為が発覚すれば、違約者の信用は地に落ち、その者と取引する者はなくなり、その商人の商業生命も同時に終わる。この標期制度は、山西商人集団内部の各商号間の債権-債務関係や商号の存続に関わる要件である。全国の大きな商業都市、各水陸輸送の集中地と商業者が集中する集落で、違約者の情報は重視された。実際に標期制度は、山西商人集団内部の契約履行期限になる。あるアメリカの旅行者は標期制度について次のように記している。

「私は非常に喜んで自分が詳細に調べたことを伝えたい。それは彼らの商ビジネスにおける誠実と信用に関してである。毎年の元旦に、すべての往来収支を清算するのは、中国商人の変わらない慣習である。これにより、次の年に如何なる問題も残らない。しかも、どこかの商号は、その時点で債務の償還を返済しなければ、違約者と見なされると聞いた。これで、その人の信用は徹底的に失われる。英国とドイツの商人は、中国人の商業信用は最高級だと話した。しかも、この点で日本人と比較すると、中国人は日本人を好まないそうである」(注67)。

標期制度は、違約可能性があり観察可能な商家に、信用が無くなる危機感を実感させる。違約者が出ると、直ちに集団内部の構成員から制裁されるため、統治費用が非常に小さくなる。違約者の名誉が傷つくと、将来の取引費用が上昇し業界から追放されるので、長期的に損失が拡大し違約の機会費用が高くなる。標期制度は、山西商人が地縁社会の人脈に基づく自主運営と集団主義懲罰機構を体現し、長距離輸送や貿易を制度的に保証もした。

4. 清露貿易の歴史的な役割

キャフタ貿易は清露関係史上、重要な位置を占める。キャフタ貿易は清代北方貿易の重要な要素として、特に清露辺境地域の経済発展を促し、両国民が相互に接近する環境と条件をもたらし、両国民の相互理解と文化交流を推進した。また、両国の辺境貿易都市が興隆・繁栄し、貿易の関連産業が発展し、キャフタを中心とする国際市場が形成された。

4.1 貿易の社会経済発展への推進

4.1.1 貿易構造の進化と貿易額の増加

山西商人はキャフタ貿易でロシアに茶、大黄、絹製品、陶磁器、工芸品、生活雑貨等の商品を輸出した。中でも茶と大黄は、ロシア商人にとって最も利益率の高い輸入品であり、ロシア政府が専売品に指定したことがある。『清朝野史大観』は中国の輸出品について次のように述べている。

「中国は至る所で茶が取れるのが普通である。しかし、西北部の遊牧諸部にとって茶は命のようなものである。(中略) ハルハと蒙古・回部で、茶を飲まない者はない。大西洋は中国から十万里離れているが、その外国の船が来る度、重要な中国商品は茶であり、いつも船満載で帰る。茶の用途は西海の極り以外までではないか。ロシアは又中国の大黄を高級な薬品と見なし、これがないと病は治らない」。

表 2 は 19 世紀前半に清からロシアに輸出した主要商品の総額である。この 50 年間のキャフタ貿易の商品構造や変化の趨勢を明らかにするため、表 2 で 5 期に区分し、商品の総額と割合を図 1 で分析してみたい。

表 2 清からロシアに輸出する主要商品総額 (注 68) 単位：1000 ルーブル、%

年代 商品	1802-1807		1812-1820		1821-1830		1831-1840		1841-1850	
	貿易額	割合	貿易額	割合	貿易額	割合	貿易額	割合	貿易額	割合
綿織物	2316.0	46.3	1175.9	22.8	504.3	7.5	165.8	2.1	35.7	0.9
絹	14.0	0.3	10.6	0.2	15.2	0.29	13.6	0.2	2.0	0.2
絹製品	105.2	2.1	74.3	1.4	107.7	1.6	228.2	2.8	99.4	1.5
茶	2165.3	42.3	3838.0	74.3	5953.5	88.5	7551.1	93.6	6218.4	94.9
冰糖	61.6	1.2	64.4	1.2	65.3	1.0	59.6	0.7	70.2	1.1

出典：吉田金一：「清露貿易について」『東洋学報』、第 45 卷、第 4 号。

図1 清代清露貿易主要商品の变化

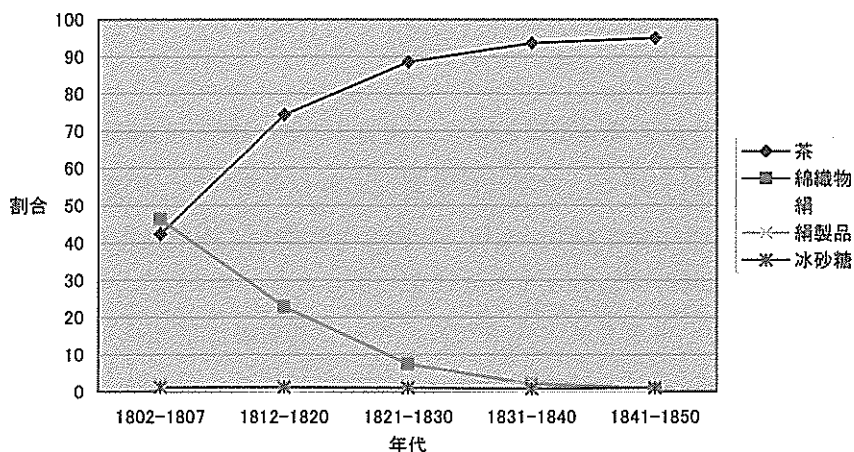


表2のデータによれば、清代中国からロシアに輸出した5商品の貿易総額に占める、綿織物と茶の割合は95%以上であった。他の3種類の商品の割合は一貫して5%未満だった。清のキャフタ貿易で綿織物と茶は最重要商品だった。図1で綿織物と茶の軌跡が、ほぼ上下対称になっている。1802～50年に綿織物の輸出額は低下し、対照的に茶の輸出量は増加する。1802～07年に綿織物の輸出は、茶の輸出額を少し超えていたが、茶の輸出額がすぐに綿織物を凌駕し、両者の輸出額の差が拡大し続ける。図1はキャフタ貿易の実情を示している。

18世紀にロシアが輸入した清の商品で、綿布と絹は最重要品だった。清の綿布はシベリアで必要だっただけでなく、ヨーロッパ・ロシアでも需要があった(注69)。シベリアの企業家は、労働の対価を貨幣でなく清の綿布で支払うことがあった。ロシア人が清の綿布を重視したため、清の綿布生産者と取扱業者の動機は高まった。18世紀半ばにキャフタ市場でロシアの2頭鷹の印が付いた南京布が販売されたが、それは清商人がロシアで販路を拡大する戦略の一つだった。キャフタの清商人は、綿布生産者と長期の取引関係を維持した。18世紀末までロシア市場で、シベリア人が主に清の茶の主たる消費者だった。ロシアが輸入する茶は主に磚茶であり、シベリアで肉のミント、バター、塩と混ぜて飲まれた。19世紀初頭に綿布に代わり、茶が商品の価格を測る単位となる。

「外バイカル湖辺境地区一帯の住民が主に磚茶を飲用し、必要不可欠な商品と見なされ、茶を銀として使用するまでに至る。シベリアのブリヤート人等の土着民には、商品を販売する時、銀よりも寧ろ磚茶を取る。彼らは如何なる場でも、磚茶を銀の

代わりに使えると確信しているからである」(注70)。

磚茶は常に貨幣として使用できたと思われる。

一方、ネルチンスク地方では以下の史料で示されるように、茶は嗜好品よりも必需品であった。

「ネルチンスク辺境地帯の全ての住民は所得、年齢を問わず磚茶を好む。茶が必要不可欠の主要飲料である。朝はパンを食べながら茶を飲む。飲まないとは働きに行かない。昼食後も茶を必ず飲む。1日に5回も茶を飲む。茶が好きな人は10～15杯も飲む。いつでも誰の家に行っても必ず茶でもてなす」(注71)。

茶の需要が増加し市場も拡大するため、キャフタ貿易で主要商品の輸出が高まる。

表3は、1755～1850年に山西商人がロシアに輸出した茶の平均数量を示す。

表3 中国産茶ロシアへの輸出量(注72)(年平均)

年次	輸出量(単位:ブード;1ブード=16.38キロ)
1755-1762	11 000-13 000
1768-1785	29 000
1792	24 568
1798	46 977
1799	52 313
1800	69 850
1801-1810	75 076
1811-1820	96 145
1821-1830	143 196
1831-1840	190 228
1841-1850	270 591

出典:表2と同じ。

表3のように1755～1850年の期間で、1792年にキャフタ貿易が停止され、茶の輸出が減少するが、それ以外の期間、山西商人のロシア向け茶の輸出量は年々増加する。1802年にロシアが輸入した茶は4万5032ブードであり、1850年の輸入量は29万7618ブードとなり、1802～50年に6.6倍に増加する。茶の輸入額は652万7千ルーブルで、ロシアが清から輸入した商品総額の95%を占めた。更に詳しくみると、ロシアは「道光10年(1830)に(茶葉)56万3440磅[英国ポンド]を、道光12年(1832年)に646万1000磅を購買した。全て黒茶[中国茶の発酵製法により作られる茶]である。

キャフタから陸路でトムスクまで運び、また水・陸両方の道でニジェゴロド定期市に運送する」(注73)。1837～39年にロシアの年平均輸入量は807万1880プードであり、輸入総額は約800万ルーブルだった。1838年に、大・小磚茶がそれぞれ7万1950個と6万430個の他に、箱詰茶4万3070箱〔1箱=100ポンド〕をキャフタ市場で販売した。キャフタ貿易はロシアに巨額な利益をもたらした。

統計によれば、18世紀にキャフタの毛皮貿易でロシア商人は200～300%の利益を得た(注74)。カムチャッカで一等のラッコ皮1枚の値段は60ルーブルであり、二等は40ルーブル、三等は25ルーブルだったが、キャフタ市場で同じ皮が90～100ルーブルないし140ルーブルに上昇する(注75)。貿易の利益は、多くのロシア商人を引き寄せ、清露貿易は活発になる。

19世紀に清の茶は、ロシア商人が利益を得る重要な手段になる。資料によれば、1802～10年に、ロシアが清から輸入した茶の平均量は7万5000プードであり、1821～30年に14万3000プードに達し、1850年に30万プードに増加する(注76)。19世紀前半にキャフタで700万ルーブルで購入された茶は、ニジェゴロド定期市に運ばれ、1800万ルーブルで販売され2倍以上の利益になった(注77)。1841年にロシアで出版された雑誌『モスクワ人』はこう証言する。「キャフタ貿易はロシアに最大の利益をもたらす貿易で、ロシア人が携わる他のいかなる貿易をも凌駕する」と(注78)。

キャフタ貿易はロシアの国庫に多額の収益をもたらした。1755年のキャフタ貿易の関税収入は19万3173ルーブルだったが、1800年には71万5364ルーブルに増加する(注79)。1760～75年にロシアの貿易総額にキャフタ貿易が占める割合は7.3%から8.3%に上昇する。ロシア関税収入総額に占めるキャフタ貿易の関税収入は20.4%から38.5%に上昇した(注80)。19世紀前半にロシアの関税収入総額に占めるキャフタ貿易の割合は15～20%だった。キャフタ貿易の関税収入は134万ルーブル(1810年)から548万ルーブル(1847年)へ3倍以上に増加した(注81)。

表4は1802～50年を5期に分け、清がロシアから輸入した主要商品の金額や割合を示す。商品の構成から見ると、両国の貿易は各地域の優位性を持ち、相互の貿易商品は相互補完性を持つと言える。つまり、ロシアは毛皮商品と毛織物等、耐寒商品の輸出を重要視し、清の茶や絹はロシア人の食習慣や流行の需要に応えた。一方、社会経済の発展や、それが貿易の需要に影響を及ぼし、ロシアの清向け輸出商品の構成も明らかに変化する。

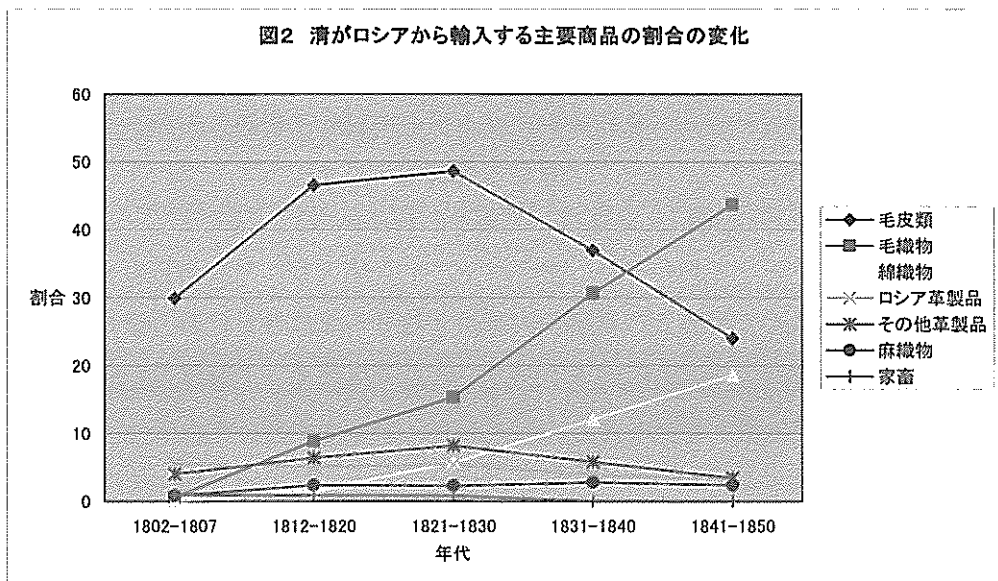
図2のように、19世紀初頭の20年間、貿易商品に占める毛皮商品の割合が最も高く、その輸出額も上昇し続けた。1820～30年に、ロシアの輸出商品に占める毛皮商品

の割合が低下し、毛織物と綿織物の貿易額が増える。特に、毛織物の割合の増加が顕著だった。こうした貿易品目の構成変化は、ロシアの工業化を反映した。1847～51年にロシアが清に輸出した工業製品は、輸出品総額の47.74%を占めた（注82）。

表4 清国に輸出されるロシア主要輸出商品の推移（1年あたり）（注83）単位：千ルーブル、%

年代 商品	1802-1807		1812-1820		1821-1830		1831-1840		1841-1850	
	輸出額	比率	輸出額	比率	輸出額	比率	輸出額	比率	輸出額	比率
毛皮類	1406.7	29.9	2584.7	46.6	3265.2	48.6	2997.5	36.9	1559.2	24.0
ロシア 革製品	252.3	5.5	263.1	5.0	372.2	5.4	314.1	3.9	204.8	3.2
その他 革製品	153.4	4.0	337.0	6.4	545.2	8.2	472.4	5.8	221.4	3.4
毛織物	26.1	0.6	463.9	8.8	1033.2	15.3	2481.5	30.6	2835.8	43.7
綿織物	--	--	77.0	1.5	389.2	5.7	971.5	12.0	1209.2	18.6
麻織物	37.3	0.8	124.1	2.4	154.9	2.3	227.4	2.8	155.6	2.4
家畜	43.7	0.9	47.9	0.9	57.4	0.8	--	--	--	--

出典：表2と同じ。



4.1.2 関連産業の発展

山西商人は広範囲の茶市場に大きな魅力を感じ、高い収益率も加わり、茶の産地開発に熱心になる。多くの山西商人は福建省の武夷山や、湖南省の安化と臨汀〔地名〕、湖北省の崇陽と蒲圻及び通城等の地方〔後期は主に湖北省の羊楼洞と隣の湖南省の羊楼司に集中した〕へ茶の買付に赴いた。山西商人の買付により、長江以南や湖南・湖北農業は回復し茶の栽培が増える。

「漢口は商港として開いた後、湖南各地の茶葉は多く水路で運送されるようになった。洞庭湖を経て長江に入り漢口に集まる。平江縣は山谷間の閑地にそれまでサツマイモの栽培を行っていたが、輸送の便と紅茶の利益の高さが誘因となり、全ての土地をサツマイモから茶の栽培に変えた。従来麻の栽培を行っていた瀏陽も茶の栽培に切り替えた。茶の栽培面積が拡大し、茶莊〔茶を扱う商社〕が増加する。茶の加工業も相当発展する。平江から見れば、上は長寿〔湖南省の県名〕から下は西郷〔湖南省の地名〕の晋坑・浯口まで茶莊が数十カ所になり茶摘みは二万人を下らない。茶摘みの人が町中に溢れ、寅の時に集まり酉の時に散る。大勢で喧しい。鄂の南部の崇陽、咸寧、羊楼崗一帯も有名な茶区である。ここの茶葉の一部は山西商人が購買・加工した。光緒初年ごろ、毎年に茶莊 70～80 家あった（中略）湖南、湖北の茶区面積が急激に拡大する。1871 年には 10 年前と比べるとほぼ倍増した」(注 84)。

山西商人が設置した製茶の作業場は、現地農民が茶生産への商品意識を高め、その他の手工業生産に影響を及ぼした。磚茶の包装紙や箱積みの竹木の箱等の需要が高まり、現地の製紙や竹木加工業が発展する。蒲圻県南山の東のある地名は「紙棚」と呼び、「紙棚は左に洞があり右に泉がある。そこに住むある人が鄭氏の一族である。凡そ 40 余戸あり、数人が農業に従事する以外、製紙を生計とする」といい、「棚の下で働く者は約 100 人余り、年収 5～6 千兩に至る。この数十所帯の生計は全てこれに依存する」(注 85) というように地域分業が見られた。崇陽県も茶生産の発展により「木工、錫工、竹工、漆工」等の業種が発展する (注 86)。

一方、ロシア商人は清市場の巨大な利益に関心を示す。ノスコフは「キャフタはわが国の工業製品とその他の商品の海外販路を開放したため、我が国に中国向け商品を生産する工場が多く現れた」(注 87) と指摘した。1733 年に毛織物工場「ジェリム」は初めて生産を開始した。1790～97 年に、その工場は 3 万 2300 ロシア尺の毛織物を生産し、大部分はキャフタに運ばれた。1857 年にモスクワだけで、キャフタ貿易用の商品を生産する工場が 96 軒存在した。そのうち 37 軒は毛織物企業で、45 軒は綿織物企業だった (注 88)。これは、19 世紀半ばにキャフタ市場がロシア商人の販売重要拠点だ

ったことを意味する。

キャフタ貿易により、ロシアの絹製品、綿織物、輸送業、漁業と狩猟、農業生産が発展する。これらの産業はシベリアからモスクワに到る幹線住人に、所得をもたらした。例えば輸送業の場合、キャフタからモスクワまで6000ヴェルストの距離があり、往復輸送費用だけでも毎年350～400万ルーブルに上った。この費用の大部分は沿線住民の収入になり彼らの生活を維持するだけでなく、「ロシアの農業と牧畜業の発展に有効だ」(注89)と指摘された。

4.1.3 辺境貿易都市の興隆と繁栄

キャフタ貿易は、清北部辺境のモンゴル地域の社会経済の発展に重要な役割を果たし、遊牧地域で都市を興隆させ交通路を開いた。辺境都市としてキャフタの他にタルバガタイとイリが清露貿易の新しい拠点になる。国境内の都市である張家口、帰化城、ホルモジン、ブカイ、クーロン、ウルムチ、古城、ウリヤスタイ、コブト等は、南北を通る交通要路や旅蒙商の活動拠点だけでなく、辺境貿易の商品の集散地や供給拠点だった。

明の末期から清の初期に、張家口で蒙古貿易を行った商号で、「八大御用商人」と呼ばれる山西商人が指導的地位にあった。「キャフタ条約」の締結後、キャフタと売買城は清露貿易の中心になり、張家口は山西商人の貿易貨物の拠点となる。雍正2年(1728年)以降、ロシアの隊商が北京に来るルートは、キャフタ～庫倫～張家口経由であり、沿線の庫倫や張家口等でロシア商人は一部の商品を販売することができた。これにより沿線都市の貿易活動が更に活発になる。張家口で磚茶貿易を専門とする大泉玉、祥發永、広全喜、恒隆広、大昇玉、公合泉等、山西商人の商号は毎年庫倫、キャフタ、コブト等に磚茶40万箱を輸送・販売した(注90)。

清露辺境のキャフター売買城に繋がる交通の要衝である庫倫では、「庫倫の西幫商号は康熙年間から始まり(中略)西庫、東營の両区に山西商人が1634人記録された。(中略)西幫商人が大量の商品の卸売りを専門とし、その行・棧[行と棧は貿易を行う商号の名前に付く文字]の多くは東營子と売買城に集中する。京幫の商号は西庫倫の一隅に限られ、後營子と売買城には一軒もない」(注91)という状況であり、山西商人の貿易・転送の拠点になる。清朝後期の庫倫には旅蒙商号が400軒置かれ、商人は10万人に上った。その中で、資本金と取引額が特に大きい商号が約50軒あった。草原地域の都市の興隆や辺境貿易の拡大により、清朝北部の遊牧地域が経済的に発展し、牧畜業の自然経済と商品経済が結びつき遊牧民の生活が向上する。

キャフタ貿易はロシアの工業発展を促すだけでなく、シベリアの社会経済に多大な影響を及ぼした。シベリアはヨーロッパ・ロシアから離れており、シベリア鉄道が開通するまで「ヨーロッパ文明」がこの地域に届かなかったため、民気（民風）が閉ざされ文化水準が低かった。シベリアに生活する民族、例えば、オスチャク人、ブリヤート人、モンゴル人、ツングース人は未開状態にあった。山西商人が長距離輸送で運ぶ針と糸、衣料と履物、食品、薬材、紙、生活器具等は、シベリア住民の生活条件をある程度改善した。また、シベリア住民は貿易関連の輸送に従事し所得を得た。17世紀末頃ロシア政府はシベリア商人は豊かでないと考えたが、18世紀後半に裕福な新興貴族になる。

「シベリアの商工業が獲得した利潤により、常にロシアの各地から多くの商工業者がシベリアの都市に引きつけられる。18世紀にイルクーツクー都市だけでも多くの商人が移住してきた。彼らは主に沿海都市のウスチュグ、トチマ、カルーガ、ヴォログダなどから来て、豪華な商号を開設した」（注92）。

4.2 キャフタ貿易の清代北路貿易への影響

キャフタ貿易は、清露辺境地域の経済発展に多大な影響を及ぼし、両国の貿易関連産業や辺境都市の興隆と繁栄に大きく寄与した。キャフタ貿易の発展に伴い、山西商人の商業網は、キャフタを基点にロシア内陸部に浸透する。これにより、キャフタを中心とする商業地域の繁栄が確保され、清代の北路貿易は更に発展する。

路履仁氏が『外蒙古見聞紀略』に「キャフタは（中略）皆晋帮の商号で（中略）各商号がモスクワ、トムスク、イルクーツク、チタ、クラスノヤルスク、新シベリア、バルナウル、バラガンスク、ベシク、ヴェルフネウディンスク、ネルチンスク等のロシアの大都市で（中略）支店を設置した」と述べた。キャフタ貿易の中後期に、キャフタで活躍する山西商人の大商号が20数軒に達し、著名な商号は大昇玉、恒隆光、錦泰亨、久成慶、独慎玉、永玉恒、永光発、大泉玉、復源徳等、数十軒（注93）であった。例えば、太谷県の曹家の「錦泰亨」は、庫倫やキャフタ、イルクーツクにラバ等で絹製品「曲綢」を輸送・販売する商号だった。毎年の取扱量は1万2000匹、金額は銀36万両に上った。当時、絹を主要商品とする商号は他に10数軒あったが、「錦泰亨」の資本額が最大だった。「錦泰亨」は「曲綢」以外に、他の絹製品、サテン、綾、羅紗・絹（ろ）及び半両茶（茶の銘柄）等を取り扱った。清がロシアから輸入する商品は、砂金、毛織物・カシミヤ、羅紗、ロシア絨毯等だった（注94）。

清代北方最大の通事行〔ロシア語通訳を伴う貿易商。客の商品の販売や買い付けの

代理・仲介を行なう] (注 95) と呼ばれる「大盛魁」は、6 000～7 000 人を雇用し、1 万 6 000～2 万頭のラクダを所有した。その活動範囲はハルハ四部、唐努烏梁海、コブト、ウリヤスタイ、クーロン、キャフタ、内蒙古やウルムチ、クチャ、イリ、タルバガタイ、シベリア、モスクワ等に及んだ。その支社には、茶貿易が専門の「三玉川茶荘」、「盛川茶荘」、絹綿布が専門の「天順泰綢布荘」、家畜が専門の「徳盛魁羊馬店」、問屋業が専門の「東昇店」そして金融・為替が専門の「大盛川票号」、「裕盛厚銀号」、「宏盛銀号」等があった。

「大盛魁」は自分の銀号、票号、錢荘を通じて資金を融通し、全国各地から商品を買付け、帰化、庫倫、コブト、キャフタからモンゴル、新疆、ロシアに輸出すると同時に、北方やヨーロッパの特産品を現地で仕入れ、清の内陸部に輸送・販売した。南から北への商品は、主に茶、切煙草、絹、綿布、鉄製品、銀製品、焼酎、砂糖、炒めた米、菓子、木桶、木椀、菓包、モンゴル靴、馬用絨毯、馬鞍等である。北から南への商品は主に牛、馬、ラクダ、羊、毛皮、カシミヤ、製菓原料及び羅紗、毛織物、絹製品等だった。「大盛魁」の最盛期には外蒙古の活動だけで、所要の資金が銀 1000 万両以上に達した。キャフタ貿易の発展は山西商人の貿易活動範囲を拡大し、清代の北方貿易の繁栄に導いた。

一方、清露貿易は、キャフタを中心に一連の辺境貿易都市を開放した。ロシアの対清貿易も辺境から中国の内陸に浸透し、至る所で清商人と競争する。ロシアの対清外交政策には、貿易の拡大だけでなく領土拡張も含まれるが、辺境貿易が発展すると、辺境地域の安全保障や両国民の生活が安定し、地方経済が回復・発展する。「咸豊中期に清露の条約締結以降、我が国は西の新疆から北の蒙古に沿って、東に吉(林)、(龍)江等の省まで辺境各地の至るところでロシアと互市の地域がある」(注 96) と記されるように、マクロの観点から見ると、清露間で辺境貿易に関する条約が体系化され、辺境貿易の規模も拡大する。概括的に述べると、「清がロシアに輸出する商品はなお増加する余地がある。ロシアが清に輸入する商品と比べれば余剰がある」状況にあった。

表 5 は、ロシア大蔵省税務課が作成した、1850 年代以降の清露辺境の陸路通商都市における通商の動向と、清末北路貿易の状況を示す。1908 年にロシアからの輸入額は 2328.5 万ルーブルである。輸入額の内訳では、製造品が 1200 万ルーブルであり、その他(半製品や原料、家畜等)の輸入額は 1128.5 万ルーブルであった。清からの輸出品総額は 9334.4 万ルーブルであり、茶と原料・食品が主要商品だった。茶の輸出額は 4500 万ルーブルであり、その他は原料、食品、家畜等の輸出額であった(注 97)。比較のために表 4 のデータを基に図 3 を作成した。

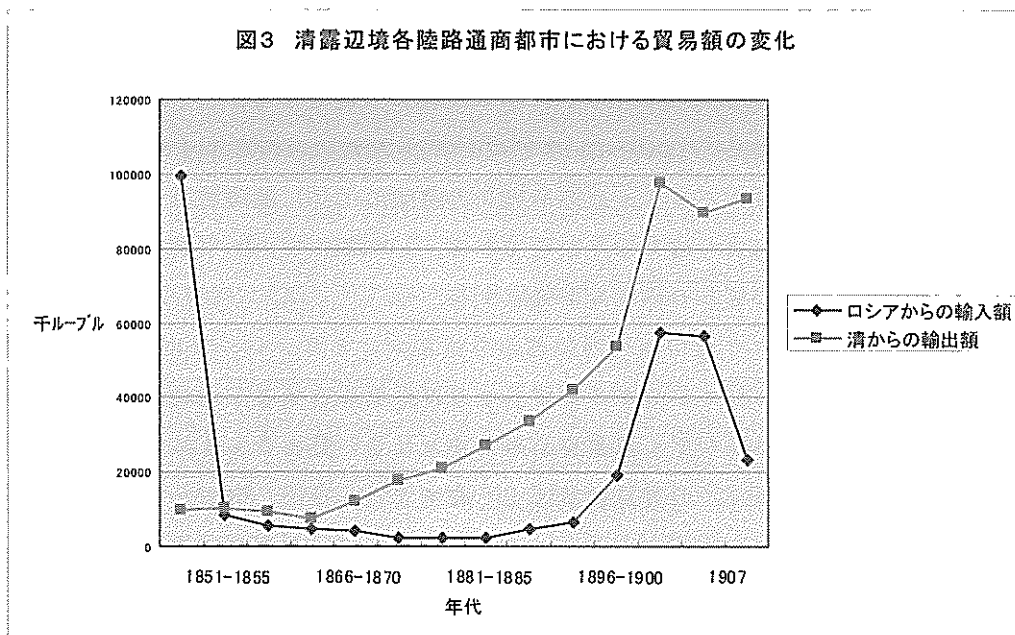
1851～1908年の約60余年に、清のロシア向け輸出額は上昇し続けるが、ロシアから清向けの輸出額の変動が大きいことが図3から読み取れる。この変動により、清露間の貿易差額が生じる。1856～60年に清は巨額の入超を示すが、その後は逆にロシアの入超が拡大を続ける。1851～55年にロシアが大幅に出超を示すが、それは、1851年に清露『イリ・タルバガタイ通商章程』の調印により、清国北西部にイリとタルバガタイ2つの貿易窓口を増やしたからである。この調印により、100年以上キャプタ1カ所で行われた清露貿易の枠組みが変容する。

イリとタルバガタイは中国の内陸部から遠距離にあり、ロシアに比較的近いため、ロシア商人はイリとタルバガタイで貿易を急速に発展させる。1852年と1854年にロシアは貿易倉庫かつロシア-新疆貿易の基地となる、都市ウエイルナイ（現在はアラムト）を建設し、ロシアの貿易額が著しく増加する。後に、清国からの輸出額が急成長し、清末まで出超を維持するのは、清の北路貿易の総合力の反映と考えられる。この点は、清の北露貿易税関の徴税額に示される。

表5 清露边境各陸路通商都市における貿易額の変化（注98） 単位：千ルーブル

時期（年）	ロシアより輸入額	清より輸出額	清露貿易の差額
1851-1855	99 272	9 874	-89398
1856-1860	8 366	10 111	1745
1861-1866	5 585	9 316	3731
1866-1870	4 635	7 394	2759
1871-1875	3 984	12 224	8240
1876-1880	2 487	17 876	15389
1881-1885	2 126	20 790	18664
1886-1890	2 186	27 238	25052
1891-1895	4 611	33 757	29146
1896-1900	6 483	42 091	35608
1901-1905	19 205	53 716	34511
1906	57 530	97 427	39897
1907	56 400	89 742	33342
1908	23 285	93 344	70059

図3 清露边境各陸路通商都市における貿易額の変化



ここで、山西商人がキャフタへ茶を輸送するルートが前後数回変更になったことを指摘したい。キャフタ貿易の前期に山西商人は、福建省の武夷山で採れる茶をロシアに輸出した。この時期の輸送ルートは、福建省崇安県～分水関～江西省鉛山県（河口）まで陸路で運び、そこから河川交通に変わり、信江に沿って鄱陽湖を經由し九江口から長江に入り、武昌まで遡って漢水に転じ、樊〔現在の襄樊〕に上陸した。そこからラクダに積み替え、河南から山西沢州〔現在の晋城〕に入り北上し、潞安～平遥～祁県～太谷～忻県～大同～天鎮を経て張家口に輸送した。その後、張家口から殺虎口を出て帰化城に到る。

中期に、山西商人の茶の買付け地は湖南省の安化に変わり、輸送ルートは水路と陸路に分かれる。陸路は、常德～沙市～襄陽～鄭州～山西沢州～張家口に達するが、水路は、洞庭湖を通過して岳陽から長江に入り、武漢から漢水に転じて樊城で上陸し、陸運に変わり河南、山西を經由して張家口に達し、張家口からキャフタへ運ぶ。

キャフタ貿易の後期には、茶の買付け地は湖北省の崇陽、埔圻、通城および湖南省の臨湘〔湖南省の地名〕に変わり、茶の集散地も湖北省の羊楼洞と湖南省の羊楼司になる。輸送ルートは、陸水河に沿って長江に入り、武漢から漢水を通して襄樊まで船で運んだ。襄樊から上陸し、前述の河南～山西ルートで張家口に到り、そこから殺虎口を経て帰化城に運んだ後、キャフタに運ぶ。

「五口通商 [1843 年の「南京条約」(1843 年) と「五口通商章程」の不平等条約締結により、中国に外国資本が直接入ること] 以降、清商人の輸送ルートは、以前の路線の他に、漢口～上海～天津に到るルートと、オデッサ～バトゥーミのルートが付け加わる。

当時の張家口は「東口」税関として、山西商人の対露貿易に直接関わった。他方、殺虎口と帰化城は「西口」税関として、清露貿易で重要な役割を果たした。実際にこの二つの税関を経由して、山西商人は新疆とモンゴルの貿易を兼営する。

ここで、清代の殺虎口の関税収入額から各時期の貿易額を推計し、清代の北路貿易全体の様子を見てみたい。その前に予め限定条件を確認しておく。

殺虎口は、多くの通関貨物に免税措置を採ったが、免税商品の数量と規模は小さく、関税収入全体に大きな影響を及ぼさないので、免税部分の貿易量は計上しないことにする。次に、清代に各税関で徴税漏れが生じ、多くの改革措置が取られ、一時的に奏効したが根本的改善に到らなかった。徴税漏れは記録に残らないので、徴税漏れも推計に計上しない。免税措置の金額と徴税漏れを除外すれば、基礎的な貿易額は推計可能となる。最後に、殺虎口の関税収入データ（台北故宮博物院）は、全時期を連続して含むものではないので、清の各時期全ての事項を正確に把握できないが、発展の平均的傾向から貿易規模の概要を知ることはできる。

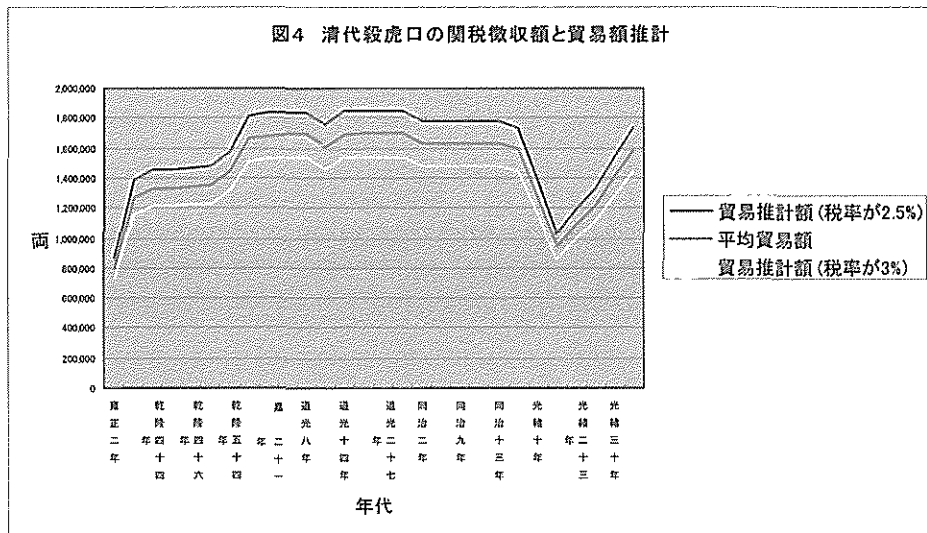
表 6 は、殺虎口税関の税収額から推計した貿易額を示す。これにより、殺虎口の監督の各任期における貿易額がわかる。貿易額の変遷を更に明確に示すため、図 4 を作成した。図 4 は、雍正 2 年（1724 年）～光緒 31 年（1905 年）の 180 年間の貿易額の変化を示す。

表 6 清代各時期殺虎口の関税徴収額と貿易額推計（注 99） 単位：両

時 期	関税収入額	文献番号	貿易推計額 (税率が 3%)	貿易推計額 (税率が 2.5%)	平均貿易額
雍正二年	21,742	402021253	724,733	869,680	797,206
乾隆十三年	34,752	2541	1,158,400	1,390,080	1,274,240
乾隆四十四年	36,273	25632	1,209,100	1,450,920	1,330,010
乾隆四十五年	36,376	28460	1,212,533	1,455,040	1,333,786
乾隆四十六年	36,622	31990	1,220,733	1,464,880	1,342,806
乾隆四十八年	36,893	33918	1,229,766	1,475,726	1,352,743
乾隆五十四年	39,436	40914	1,314,533	1,577,440	1,445,986
嘉 二十年	45,394	47924 048049	1,513,133	1,815,760	1,664,446

嘉 二十一年	45,851	47924 048050	1,528,366	1,834,040	1,681,203
道光七年	46,021	58780	1,534,033	1,840,840	1,687,436
道光八年	46,029	58780	1,534,300	1,841,160	1,687,730
道光十三年	43,864	62190	1,462,133	1,754,560	1,608,346
道光十四年	46,123	51935	1,537,433	1,844,920	1,691,176
道光二十五年	46,248	75620 078593	1,541,600	1,849,920	1,695,760
道光二十七年	46,256	78589 078590 78593	1,541,866	1,850,240	1,696,053
咸豐二年	46,276	85141	1,542,533	1,851,040	1,696,786
同治二年	44,377	89923	1,479,233	1,775,080	1,627,156
同治三年	44,390	97568	1,479,666	1,775,600	1,627,633
同治九年	44,431	103840	1,481,033	1,777,240	1,629,137
同治十年	44,436	109806	1,481,200	1,777,400	1,629,320
同治十三年	44,451	116767	1,481,700	1,778,040	1,629,870
光緒八年	43,391	123491	1,446,366	1,735,640	1,591,003
光緒十年	34,733	127452	1,157,766	1,389,320	1,273,543
光緒十九年	25,822	130310	861,100	1,032,880	946,990
光緒二十三年	29,725	136889	990,833	1,189,000	1,089,916
光緒二十九年	33,258	5998	1,108,600	1,330,320	1,219,460
光緒三十年	38,329	162330	1,277,633	1,533,160	1,405,396
光緒三十一年	43,338	164450	1,444,600	1,733,520	1,589,060

図4 清代殺虎口の関税徴収額と貿易額推計



道光 13 年(1833 年)を除けば、殺虎口の実際の関税徴収額と貿易額の変化から、殺虎口税関の税収額と貿易額が毎年逡増したことが読み取れる。更に道光 8 年(1828 年)と道光 27 年(1847 年)に二つの波が見える。従来の研究ではアヘン戦争を境に関税収入が減少したとされたが、祁美琴氏は『清代税関制度研究』で、「実際に権关税収は早くも嘉(慶)道(光)年間に既に減少し始める」(注 100)と指摘し、「道光年間に税関税収が減少し、例年に欠額が生じた淮安、沂莒、揚州、臨清、及び、偶然に欠額の年が発生する九江、南新、鳳陽、蕪湖、西新等各税関に、その上納額を確認し減額させる措置をとった」(注 101)事実を挙げるが、殺虎口監督の徴税額や上納額の記録は全国の傾向と一致しない。

殺虎口の関税徴収や貿易状況は、全国の各税関の変化の趨勢と逆の動きを示す。特に嘉慶 20 年(1815 年)～咸豊 2 年(1852 年)に、殺虎口の税収額は他の税関と異なり、逡減せず安定しており、道光年間に一時的な上昇傾向さえ見られる。これは、当時の北路貿易の活況を示しており、山西商人のキャフタ貿易の最盛期と重なる。

その他に、殺虎口の貿易状況から、1850 年代以降、長期に殺虎口経由の貿易額が高水準を維持し、市場の活気が継続したことも読み取れる。一方、様々な要因により、その後キャフタ貿易は徐々に衰退するため、同治年間から「東口」張家口の関税収入は大幅に減少する。

「張家口の税務は、従来南の茶とキャフタ毛皮などを輸出入の主要品目とし、次いで家畜の輸入だった。これらは全て内地商人が往復販売したので、以前税収が潤沢だった。ロシアとの通商が始まって以降、ロシア商人が全ての大量の商品を自ら運搬・販売できるようになり、条約により税金を免除したので、内地商人の多くは休業した。それが原因で毎年の税収も不足するようになった」(注 102)。

同治元年(1862 年)に『清露陸路通商章程』を調印して以後(注 103)、ロシア商人は清の国内に入り、商品が購入できるようになる。同一商品を販売する清の商人は、税関で課税されるので、ロシア商人と以前のように競合できなくなり、対露貿易に参加する清の商人は次第に減少し、税関の収入も下降する。特に同治 8 年(1869 年)に『改訂清露陸路通商章程』(注 104)の締結により、ロシア商人にはモンゴルの販売税が免除されるようになったので、張家口の税関収入は更に減少する。一方、清末期に殺虎口は対外貿易の税関ではなかったが、張家口と比べると税収が安定していた。

以上見てきたように、清代にキャフタ貿易は重要であり、北部貿易全体に大きな影響を与え続けた。キャフタ貿易は、蒙漢貿易を含む北路貿易の繁栄を促し、北部市場全体を繁栄に導いた。この成熟した大きな地域市場では、危機が多少生じても周辺市

場の成熟と発展により、北路貿易全体の興衰に直接大きな影響を及ぼすことはなかった。この相互連関の大市場で、貿易の組織者として山西商人が重要な役割を果たしたのは明らかである。

注

- (1) 弗·伊·奥戈罗德尼科夫『17世紀阿穆尔河当地人和俄罗斯人的農業』p.64；普·季·雅科夫列娃：『1689年第一個俄中條約』商務印書館、1973年、p.116。
- (2) 王鉄崖編：『中外旧約章匯編』、第1冊、北京：生活·讀書·新知三聯書店、1957、p.2。
- (3) 陳復光『有清一代之中俄關係』雲南大學、1947年、p.48。
- (4) [清]理藩院修、楊選第、金峰校注：『理藩院則例』、63卷、“俄罗斯事例”、內蒙古文化出版社、1998、p.443。
- (5) 何秋濤：『朔方備乘』、37卷。
- (6) 同上。
- (7) 『清世祖實錄』、5卷、順治元年5月乙亥條。
- (8) 『清聖祖實錄』、139卷、康熙28年2月乙卯條。
- (9) 『雍正朱批諭旨』、第47冊、雍正2年5月9日條。
- (10) 渠紹森、歷義才編『山西外貿志』、山西省地方志編纂委員會弁公室、1984、p.35。
- (11) 綏遠通誌館編纂『綏遠通誌稿』、第3冊、27卷(上)、“商業”、內蒙古人民出版社、2007、p.561。
- (12) 張鵬翮：『奉使俄罗斯日記』(前掲渠紹森、歷義才編：『山西外貿志』、第36ページ)。
- (13) 秦武城：『開見瓣香錄』、甲卷(山西省文献委員會編輯：民國『山右叢書初編』所收)山西人民出版社、1986。
- (14) (フランス)葛斯顿·加恩著、江載華訳：『早期中俄關係史』(1689-1730)、商務印書館、1965、p.120。
- (15) 帕·西林：『十八世紀的恰克圖——關於俄中貿易史』イルクーツク、1947、p.41。(米鎮波：『清代中俄恰克圖邊境貿易』南开大學出版社、2003、p.87より引用)。
- (16) (ドイツ)米勒、帕拉斯『西伯利亞的徽服和早期俄中交往、戰爭和商業史』、商務印書館、1979、p.19。
- (17) 中国第一歴史檔案館『清代中俄檔案資料匯編』、p.272、p.274ページ。
- (18) (ソ連)斯拉德科夫斯基『俄国各族人民同中国的貿易經濟關係史』、ロシア語版、p.149。
- (19) 『俄罗斯对外政策檔案全集』主要檔案ファイル4ファイル2、p.35。
- (20) 米鎮波『清代中俄恰克圖邊境貿易』、南开大學出版社、2003、p.21。
- (21) 劉建生、劉鵬生等著『晋商研究』、山西人民出版社、2005、p.45。
- (22) (ロシア)柯尔萨克『俄中通商歷史統計概覽』、ロシア語版、p.97。
- (23) 同上、p.99。
- (24) *Chinese Repository*, vol.xiv, 1845。(前掲渠紹森、歷義才『山西外貿志』、p.58より引用)。
- (25) 同上。
- (26) 姚賢鏞：『中国近代對外貿易資料(1840—1895年)』第二冊、中華書局、1962、pp.1283-1284。
- (27) 常贊春：『山西獻徵』、8卷、“實業”、1936。
- (28) 同上。
- (29) 同上。
- (30) 葉温斯特：『在黑龍江流域的俄罗斯人』、pp.410-412。
- (31) 何秋濤：『朔方備乘』、46卷。
- (32) 葛賢惠：『商路漫漫五百年——晋商与伝統文化』華中理工大学出版社、1996年、pp.70-71。

- (33) 姚賢鎬：『中国近代对外贸易資料(1840—1895年)』第二册、中華書局、1962、p.1292。
- (34) J.F.Davs：『鴉片戦争以后的中国』、卷十一。
- (35) 陳策『蒙事隨筆』、3卷、上海商務印書館1918年代印、1934年復刻。
- (36) 劉祖培訳『中国經濟全書』、第2輯、第1編第1章、南天書局、1989年復刻。
- (37) 清外務部檔、外交類、中俄關係卷。
- (38) 宝鋆等修『筹办夷務始末』、57卷、文海出版社、1971年。
- (39) 清外務部檔、外交類、中俄關係卷。
- (40) 前掲渠紹森、龐義才『山西外貿誌』p.78。
- (41) 宝鋆等修：『筹办夷務始末』、57卷、文海出版社、1971年。
- (42) 1869年漢口開册、下篇、p.21を参照のこと。
- (43) 山西商人が陸路でロシアに輸送する茶の数量及び直接にロシアで販売する数量について、「六十五年来中国国際貿易統計」(1931年『国立中央研究院社会科学研究所專刊4号』所収)参照のこと。
- (44) 張正明『晋商盛衰史』山西古籍出版社、2001年、p.253。
- (45) (清)理藩院修、楊選第、金峰校注『理藩院則例』、63卷、“俄罗斯事例”、内蒙古文化出版社、1998年、p.448。
- (46) 清外務部檔、外交類、中俄關係卷。
- (47) [清]理藩院修、楊選第、金峰校注：『理藩院則例』、34卷、“辺禁”、内蒙古文化出版社、1998、p.299。
- (48) 米鎮波：『清代中俄恰克図辺境貿易』、天津：南开大学出版社、2003、pp.88-90。
- (49) (イギリス)巴德利著、吳持哲、吳有剛訳：『俄国・蒙古・中国』、2卷(吳孟雪：『中俄恰克図茶叶貿易』、『农业考古』、1992(4)より引用)。
- (50) 『祁至安華水陸路称底』(史若民、牛白琳：『平、祁、太經濟社会文献目録』山西古籍出版社、2002、p.488所収)。
- (51) 『進山安置物件買茶総論底』(史若民、牛白琳：『平、祁、太經濟社会文献目録』、太原：山西古籍出版社、2002、p.489所収)。
- (52) 『蹠茶做工規例底』(史若民、牛白琳：『平、祁、太經濟社会文献丛録』、太原：山西古籍出版社、2002、p.493所収)。
- (53) 史若民、牛白琳『平祁太經濟社会史資料与研究』山西古籍出版社、2002、p.493。
- (54) (米)威廉・乌克斯：『茶叶全書』(中訳本)、上册、中国茶叶研究社、1949、p.165。
- (55) 『晋商在湖北制造磚茶之現状』、『中外經濟周刊』、第171号、1926年7月17日。
- (56) 李元度等(同治朝)『平江县志』。
- (57) 『山、辺江発益陽水脚例底』、『益陽發漢口鎮脚例底』(史若民、牛白琳：『平、祁、太經濟社会文献丛録』、太原：山西古籍出版社、2002、pp.495-498所収)。
- (58) 前掲史若民、牛白琳：『平祁太經濟社会史資料与研究』p.502。
- (59) 王先謙：『議复華商運茶赴俄、華船運貨出洋片』、見『劉坤一遺集』、奏疏卷、第17ページ(前掲渠紹森、龐義才『山西外貿誌』p.107より引用)。
- (60) 前掲宝鋆等修：『筹办夷務始末』、56卷、57卷。
- (61) *British Parliamentary Papers, China, Vol.36, p.94.*
- (62) Clifford M. Foust, *Muscovite and Mandarin: Russia's Trade with China and Its setting 1727-1805.* The University of North Carolina Press, Chapel Hill, 1969, p.213.
- (63) 1868年海關貿易報告、pp.1-5。
- (64) (ロシア)瓦西里・帕爾申：『外貝加爾辺区紀行』、商務印書館、1976(前掲渠紹森、龐義才：『山西外貿誌』p.63より引用)。
- (65) *Chinese Repository, Vol.xiv, 1845.* (前掲渠紹森、龐義才：『山西外貿誌』p.44より引用)。
- (66) 前掲渠紹森、龐義才：『山西外貿誌』、pp.77-78。
- (67) (米)約翰・斯塔德著、李濤訳：『1897年の中国』山東報出版社、2004、p.79。
- (68) 劉建生等『晋商研究』山西人民出版社、2005、p.52を参照。
- (69) C. M. FOUST. *Muscovite and Mandarin: Russia's Trade with China and Its Setting, 1727-1805,* University of North Carolina Press, Chapel Hill, 1969, p.355.
- (70) (ロシア)瓦西里・帕爾申：『外貝加爾辺区紀行』商務印書館、1976、p.144;盧明輝『恰克図買売城中俄辺境貿易の興衰変化』(『中外關係史論丛』天津古籍出版社、1994所収)。

- (71) (ロシア)瓦西里・帕爾申：『外貝加爾辺区紀行』商務印書館、1976。
- (72) 劉建生等：『晋商研究』山西人民出版社、2005、p.53より引用。
- (73) (清)魏源：『海国図志』（五十巻本）、巻四十九、“澳門月報二（論茶葉）”。
- (74) 福斯特『莫斯科人与清朝官員—俄国的对华貿易及其背景』英文版、1969、p.230。
- (75) 西林『18世紀の恰克図』ロシア語版、イルクーツク、1947、127ページ。
- (76) (ソ連)斯拉德科夫斯基：『苏中經濟關係概要』、ロシア語版、莫斯科、1957、p.83、p.92。
- (77) 前掲姚賢鎬編『中国近代对外貿易史資料(1840—1895年)』（第一冊）、p.664、p.665。
- (78) 同上。
- (79) (ロシア)柯尔薩克：『俄中通商歷史統計概覽』喀山、1857、p.97。
- (80) 特魯謝維奇：『俄中通使与通商關係』ロシア語版、モスクワ、1982、p.127。
- (81) 霍赫洛夫：『恰克図貿易及其在俄中政治中的地位(18世紀20年代至19世紀50年代)』（『文件在駁斥—反对偽造俄中關係史』モスクワ、1982、p.141所収）。
- (82) (ソ連)斯拉德科夫斯基：『俄国各族人民同中国貿易經濟關係史(1917年以前)』ロシア語版、モスクワ、1974、p.266。
- (83) 前掲劉建生等：『晋商研究』、p.52。
- (84) 前掲李元度等（同治朝）『平江县志』第20巻、p.3。陳鈞『十九世紀沙俄对两湖茶叶的掠奪』（『江漢論壇』、1981(3)）。
- (85) 道光版『蒲圻县志』、4巻、『風俗』。
- (86) 同治版『崇陽县志』、4巻、『物産』。
- (87) 复旦大学歴史学部『沙俄侵華史』人民出版社、1976、p.79。
- (88) 前掲斯拉德科夫斯基：『俄国各族人民同中国貿易經濟關係史(1917年以前)』、p.266。
- (89) (ソ連)カバ諾夫著、姜延祚訳：『黒龍江問題』黒龍江人民出版社、1983、pp.68-70。
- (90) 盧明輝『清代北部边疆民族經濟發展史』黒龍江教育出版社、1994、p.190。
- (91) 前掲陳策：『蒙事隨筆』巻3、上海商務印書館1918年、1934年復刻。
- (92) 『斯別蘭斯基之前的西伯利亚社会』（『沙波夫文集』第三巻、圣・彼得堡、1908所収）。
- (93) 路履仁『外蒙古見聞紀略』（中国政協文史資料委員会編『文史資料選輯』第63編所収、文史資料出版社、1979）。
- (94) 聂昌麟：『太谷曹家商業資本興衰注』（『山西文史資料』）、第12編。
- (95) 「通事」は、古代の北方人が通訳に対する呼称である。「通事行」は清代にモンゴル語でモンゴルや露清貿易を専門とする商号の呼称である。
- (96) 中国第一歴史档案馆：『駐海參崴總領事官桂芳関于中俄沿边商務比較統計報告』、『清末与英俄美日等国商業貿易史料』、『歴史檔案』、1988(1)。
- (97) 同上。
- (98) 同上。
- (99) 表の中の「関稅收入額」は台北故宮博物院所蔵の軍機處檔案を整理したもので、表の中に「稅率」の確定については燕紅忠、豊若非『清代民族貿易個案研究—对殺虎口監督一封奏折的幾点分析』（『中国經濟史研究』、2006年第1号）。
- (100) 祁美琴：『清代權関制度研究』内蒙古大学出版社、2004年、p.255。
- (101) 同前掲祁美琴：『清代權関制度研究』、第256ページを参照のこと。
- (102) 台北故宮博物院所蔵の軍機處檔案、編号124086、131046、132777、138403。
- (103) 『中俄陸路通商章程』は同治元年2月4日に北京で調印した。その内容は21条あり、最も重要なのは第一条の「两国边界貿易在百里内均不納稅」等である。『清初及中期对外交涉条約編』国風出版社、1964、同治条約の項目を参照のこと。
- (104) 『改訂中俄陸路通商章程』は同治8年3月16日に北京で調印された。22条の内容を含む。前掲『清初及中期对外交涉条約編』同治条約の項目を参照のこと。

参考文献

- 普·季·雅科夫列娃 1973：『1689年第一個俄中條約』、商務印書館
- 王鉄崖編 1957：『中外旧約章匯編』、第1冊、生活·讀書·新知三聯書店。
- 陳復光 1947：『有清一代之中俄關係』、雲南大學。
- 渠紹森·厯義才編纂 1984：『山西外貿志』、山西省地方志編纂委員會辦公室。
- 山西省文獻委員會編纂 1986：『山右叢書初編』、山西人民出版社。
- 米鎮波 2003：『清代中俄恰克圖邊境貿易』、南開大學出版社。
- 劉建生·劉鵬生等著 2005：『晉商研究』、山西人民出版社。
- 姚賢鎬 1962：『中國近代對外貿易資料（1840—1895年）』第二冊、中華書局。
- 常贊春 1936：『山西獻徵』8卷、“實業”。
- 葛賢惠 1996：『商路漫漫五百年—晉商與傳統文化』、華中理工大學出版社。
- 宝鑿等修 1971：『籌辦夷務始末』、57卷、文海出版社。
- 張正明 2001：『晉商興衰史』、山西古籍出版社。
- 吳孟雪 1992：「中俄恰克圖茶葉貿易」『農業考古』4號。
- 史若民·牛白琳 2002：『平、祁、太經濟社會文獻叢錄』、山西古籍出版社。
- 史若民·牛白琳 2002：『平、祁、太經濟社會史資料與研究』、山西古籍出版社。
- 復旦大學歷史學部 1976：『沙俄侵華史』、人民出版社。
- 盧明輝 1994：『清代北部邊疆民族經濟發展史』、黑龍江教育出版社。
- 盧明輝 1994：「恰克圖買壳城中俄邊境貿易的興衰變化」『中外關係史論叢』、天津古籍出版社。
- 中國政協文史資料委員會編 1979：『文史資料選編』第63編、文史資料出版社。
- 燕紅忠·豐若非 2006：「清代民族貿易個案研究—對殺虎口監督一封奏摺的幾點分析」『中國經濟史研究』、第1號。
- 祁美琴 2004：『清代權閥制度研究』、內蒙古大學出版社。
- 中國第一歷史檔案館 1988：「駐海參崴總領事官桂芳關於中俄沿邊商務比較統計報告」、「清末與英俄美日等國商業貿易史料」『歷史檔案』、(1)。
- 楊選第·金峰校注 1998：[清]理藩院修『理藩院則例』34卷“邊禁”、63卷“俄羅斯事例”、內蒙古文化出版社。
- 魏源：『海國圖志』（五十卷本）、卷四十九、“澳門月報二（論茶葉）”。
- 何秋濤：『朔方備乘』、37卷、46卷。
『清世祖實錄』、5卷、順治元年5月乙亥條。
『清聖祖實錄』、139卷、康熙28年2月乙卯條。
『雍正朱批諭旨』、第47冊、雍正2年5月9日條。
- 綏遠通誌館編纂 2007：『綏遠通誌稿』、第3冊、27卷（上）、“商業”、內蒙古人民出版社。
- 陳棗『蒙事隨筆』、3卷、上海商務印書館1918年代印、1934年復刻。
- 劉祖培譯『中國經濟全書』、第2編、第1編第1章、南天書局、1989年復刻。
- 清外務部檔案、外交類、中俄關係卷。
1869年漢口關冊、下篇。
「六十五年來中國國際貿易統計」（1931年『國立中央研究院社會科學研究所專刊4號』所收）。
- 「晉商在湖北製造磚茶之現狀」、『中外經濟周刊』、第171號、1926年7月17日。
- 李元度等（同治朝）『平江縣志』。
- 1868年中國海關貿易報告、第1~5ページ。
- 道光版『蒲圻縣志』、4卷、『風俗』。
- 同治版『崇陽縣志』、4卷、『物產』。
- 『沙波夫文集』第三卷、聖·彼得堡、1908、[ロシア]。
- 台北故宮博物院所藏之軍機處檔案、編號124086、131046、132777、138403。
『清初及中期對外交涉條約輯』、國風出版社、1964。
- 瓦西里·帕爾申 1976：『外貝加爾邊區紀行』、商務印書館。
- 卡巴諾夫著 1983：『黑龍江問題』（姜延柞譯）、黑龍江人民出版社 [ロシア]。
- 約翰·斯塔德著 2004：『1897年的中國』（李濤譯）、山東畫報出版社 [米]。

- 威廉・烏克斯 1949 : 『茶葉全書』(中訳本)、上册、中国茶葉研究社 [米]。
葛斯頓・加恩著 1965 : 江載華訳 : 『早期中俄關係史』(1689-1730)、商務印書館 [フランス]。
米勒・帕拉斯 1979 : 『西伯利亞的徵服和早期俄中交往、戦争和商業史』、商務印書館 [ドイツ]。
Foust, C.M. 1969 : *Muscovite and Mandarin: Russia's Trade with China and Its setting 1727-1805*. The University of North Carolina Press. Chapel Hill,

コメント1：山西商人の観点から

Comment from the viewpoint of Shanxi merchants

高 宇

Gao Yu

私はロシア貿易の専門家ではなく、日本近代経済史を研究している者である。偶然に私の出身地が山西であったので、コメンテーターを依頼された。

コメントで強調したいことが二点ある。一つは、清帝国にとって本来キャフタ貿易は、利益の追求から始まったのではなく、北方辺境の安定政策のために行なわれたことである。報告者諸氏から、キャフタ貿易は自由貿易ではあるが、実際に清国はロシア人にとって非常に重要度の高い商品を輸出し、それに依存させる政策をとったという指摘があった。これは安定的な需要があれば取引が継続されるという判断からである。中国はあくまで辺境の安定を追求するために、貿易政策で自国の有利な立場を維持したのである。しかし、アヘン戦争以降、西欧諸国は清との貿易で利益を得たことを、清政府は初めて理解し始める。清は徐々に外国から関税を取るようになった。

もう一つは、今回のシンポジウムで中国史、ロシア史、モンゴル史の専門家達がそれぞれ交差する領域で研究発表の場を持ち、コミュニケーションし合うことは、非常に有意義だったと思う。この封建時代の大規模な清露間貿易をどう理解すればよいか。私にはよくわからない。資本主義生産方式が発達する以前に、このように長期間、広範囲の自由貿易が存在していた。私の考えでは、この種の貿易は、①利益を追求する集団の存在と、②各民族間に一定の需要が存在することに基ついて行なわれる。

今回のシンポジウムに参加する前に、私は報告者のレジюмеを拝読した。報告者は様々な面白い角度から、政治史や国際関係史から清露貿易を遂行する主体や、貿易の品目について説明された。

午後の報告で森川氏が指摘されたように、吉田金一氏の研究をどう乗り越えるかが重要な課題である。そのために、ミクロ的な視点がもう少し必要ではないかと思う。更に深く資料を掘り下げて史実を明らかにする必要がある。

以上の諸氏の報告に関連して、以下の5つの質問を尋ねたい。

1. 諸氏の報告によれば、露清貿易が自由貿易、バーター貿易、辺境貿易であることは、ほぼ異論のない事だと思われるが、清国の貿易に対する態度は、

「交易は夷狄に対する恩恵」とする森川氏の報告の指摘と、「清政府が意図した『ロシア商人を中国商品に依存させる』計画が存在する」という森永氏の指摘は一見矛盾するように見えるが、そのような政策が取られた原因は何であるか。

2. 明代から中国茶の主な産地は福建省だったが、19世紀半ば頃、山西商人がキャフタに輸出する茶の産地は、福建省から湖南湖北に移った。その原因は何か。
3. 森永氏の報告は、露清貿易で「組織的な詐欺行為があった」と指摘したが、長期間にわたる貿易で、このような詐欺行為は長く続かないと思われる。この詐欺行為の範囲と影響を明らかにできるか。
4. 今回のシンポジウムのテーマは「帝国の貿易」であるが、この二大帝国とも20世紀になると革命が起きて、国家政権と社会構造は共に大きく変動した。この場合、商業構造と商慣行の断絶と連続をどう考えるか。
5. それぞれの研究分野で、キャフタ貿易に関する次の課題、また、現在の研究で解明されていない緊要な課題は何か。

最後に、私の故郷の様子を話したい。私は幼少時、山西の農村に住んでいた。今回の話題に取り上げた山西商人の故郷である。その風景は、村にレンガ式の建物が多いことが特徴的である。中国の他の地域には余り見られない。このレンガで造られた建物は、屋敷というよりも城のような構造の庭である。頂上に平らで銃を発砲する穴がある。そういう豪華な庭がたくさんある。中国の他地域の農村を見ると、家はだいたい土できていて、レンガを使う場合でも、できる限り節約の工夫をする。山西の中部ほど、贅沢にレンガを使うところは少ない。これは明清時代に山西商人によって、富が集中した結果だと思う。1949年頃の土地改革の時、農民への住宅の平均分配によって、昔の大きな庭も1戸何部屋というように分かれて住むようになったが、最近はまだ整理し直して昔のままに戻した。そのため、昔からの立派な建物が多かったことに気付く。現在は徐々に整理され、明・清時代の民居博物館になった。昔の山西大商人がどのような生活をしたか、どのように商売をしたか、についての実際の史料である。中でもキャフタ貿易で非常に著名な家は一番立派である。山西商人の活躍により、山西省の中部の農村も経済が相当発達し、清の時代に人々の所得が非常に高かったのは事実である。山西商人について更に知りたい方があれば、ぜひ私の故郷に来ていただきたい。

コメント2：キャフタ条約とキャフタ貿易～外交史の観点から

Kiakhta Treaty and Kiakhta Trade:

Comment from the viewpoint of diplomatic history

澁谷 浩一

Shibuya Koichi

私は外交史と言っても、実はキャフタ条約の前後、18世紀前半頃を研究している。今回の報告では、森川哲雄氏の報告が十分に外交史と言える側面がある。コメントはそこに何を付け加えればよいかということになる。歴史を理解する際の情報として、基本的かもしれないが、キャフタ貿易が始まる前段階のことを少し押さえておいた方がよいので、それについて簡単に補足した後に、報告に対するコメントを行ないたい。

一つ強調しておきたいことがある。キャフタ条約が締結され、キャフタが整備され、キャフタ貿易が始まるという歴史の理解は、もちろんその通りだが、実は条約締結の交渉に至る流れの中で、ロシア側が清に通商を求める状況があった。露清関係史では、ロシアが北京に隊商を派遣して行う貿易を「北京貿易」と呼ぶが、実はキャフタ条約締結以前に、この北京貿易が断絶する状況があった。この北京貿易を復活させたいというロシアの意図が、キャフタ条約の重要なポイントになる。国境画定もちろん重要だが、経済面からは貿易の復活が鍵になる。

北京貿易はロシア隊商が主に毛皮を持って北京に赴く貿易であり、隊商が毛皮を独占した。国境貿易の位置づけは、小規模の商人や国境付近の商人——史料には「卑しい商人」と記される——が、毛皮以外の小さな商品を露清国境で取引することで、露清が貿易を行なうというものだった。実際には国境貿易が管理不能になる一方で、北京に派遣する隊商が次第に廃れたため、キャフタが露清貿易の中心に移行して行った。

そのキャフタ条約の前から続く北京貿易で、実はロシアが清に貿易の非課税を要求する場面があり、清はロシアの要求を承諾し、貿易を非課税にした。その経緯を踏まえ、キャフタ条約でも国境貿易を非課税にするという流れになる。この点がわからないと、その後のキャフタ貿易停止の話が理解できなくなる。

キャフタ貿易に関して政治史の観点から言えば、キャフタ貿易の停止が一番の関心になる。中でも最初の停止となる第一次停止（1762年）が非常に大きな意味を持つ。この交渉で、キャフタ条約の追加条項が結ばれ貿易が復活する。ここで貿易の非課税が改めて確認された。

レジュメに史料として掲げたのは満洲語条約文の冒頭部分の一部である。森川氏の報告にあったように、この時改定されたキャフタ条約第10条の改定版は非常に長文だが、この第10条改定の前段階で非課税にすることが確認されている。史料の下から3行目に非課税について明記されている。その直後の箇所が非常に興味深い、「全て元々定めたとしたほか、ロシア・ラテン字の書に誤って書き、書き漏らしたところを全て正しく増やして書いた」とある。これは、条約の中で満洲文が正しいことが確認されたことを意味する。実は、ロシア側が持つキャフタ条約の条文には、非課税とは書かれていなかったのだが、清側の条約文には非課税と書かれていた。清側は満洲語の条文が正しいと主張し、今後は満洲語を正文とすることが確認されたのである。この段階で、キャフタ条約全体が再確認されたと言える。そのため、キャフタ条約は1728年に締結され、1768年の段階で国境貿易の非課税が再確認された後に、その後の動きが始まるという流れになる。ただし、1768年の再確認で全てが解決されたわけではないことも付け加えておく。

キャフタ条約をどう位置づけるかということで、レジュメには雑駁な論点を掲げた。今回4名の方が報告され、非常に興味深い報告ばかりだった。特に商人の取引の実態や、具体的にどの商品が取引されたかについては大変勉強になった。場合によって清側に資料が少ないことがあるので、森永氏の報告のように、ロシア側史料から清側の動きを探る手法は非常に価値があると思う。劉氏の報告でも触れられたロシア側史料は恐らく同じもので、ロシア語で保存されたものだろう。中国側に実際に資料が存在するかどうかについて調べたわけではないが、例えばキャフタ条約の追加条項に関して、柳澤明氏が論文を書いている(注1)。彼は論文で、ウランバートルの文書館が所蔵する文書を紹介し、清側の2条からなる内規について紹介している。ウランバートルの文書館に、原本史料が存在する可能性もあるだろう。

高氏のレジュメとも関連するが、史料からわかる清側商人の動きに「国家的な政策」という言葉を森永氏は使われた。19世紀後半以後、ロシアと清朝の外交交渉においては、実は清側でロシア語を理解する人がほぼ皆無の状況で、ロシア側に非常に有利に交渉が進んだのは有名な話である。外交交渉の観点からすれば、キャフタ貿易の取引で清朝側の商人達が皆ロシア語を操るといふ交渉の様子は、私には想像できない。もしそうだとすると、統治者層と下位層とで乖離している、あるいは、全然感覚が違っていたと言える。ロシア語ができる人がいるなら、通訳として外交交渉に参加させるのが自然である。しかし、山西商人は漢人商人のため、外交交渉の際に漢人が参加できない点に、清朝外交の特色があるのかもしれない。

私自身は貿易を研究していないが、ロシア側と清側にとってキャフタ貿易が重要であったかどうかについて、今後報告者の方々に更に取り組んで研究していただきたい。私はキャフタ条約を研究しているので、例えば概説書等が出るたびに、この領域がどの程度書かれているか、いつも注意して読む。しかし、ロシア史に関する概説書で「キャフタ条約」の項目は見つからないことが多いし、キャフタ貿易についてはほとんど書かれなない。キャフタに関する記述は本当に少ない。キャフタは無視してよいくらい重要ではないのだろうか。今回集まった報告者はキャフタ貿易が重要だと考えるから、このシンポジウムに来られたと思う。更に研究を重ねて、キャフタ貿易が重要だったとアピールしないと本当の歴史研究は出来ない。中国側はネルチンスク条約があるので、中国の外交史でキャフタは必ず登場するが、ロシア史では本当に弱いといつも思う。

中国側では、朝貢体制の視点や、近年は清朝に関して朝貢よりも「互市」論が注目されている。清朝の場合は、強固な朝貢体制というよりも、実際の状況に適應する形で通商に重点を置いていたのではないかと、いう議論である。キャフタ貿易は清朝にとって典型的な「互市」だと思ふ。しかし、その「互市」関係の論文等を読むと、徴税するのが原則だったと書いている。実態としては、清朝側は、とにかくキャフタ貿易の取引の場で非課税にこだわった。清朝の「互市」は課税が原則であるとするとうどうだろうか。キャフタ貿易の実態を例外と考え、キャフタ貿易を、「互市」の範疇外に置くのも不自然である。貿易の実態を正確に押さえて、その上で大きな議論を作らないと言葉が一人歩きするのではないかと。一方、ロシア史の側では朝貢体制や互市論といった言葉は聞いたことがない。ロシア史研究者は中国史をどう見ているのだろうか。

後、2点残っている。一つは『ロシアとアジア草原』の著者である佐口透氏の視点である。一昨年に佐口透氏は亡くなられたが、彼は1966年に『ロシアとアジア草原』を出版した。これは元文書を扱った本ではないが、主に西トルキスタン方面とロシアとの関係、交易・通商・政治関係・外交を扱っている。今でも名著として読み継がれている。佐口氏のこの著作と、吉田金一氏の『近代露清関係史』がこの分野ではいまだに引用される。二人の研究者をどう乗り越えるかが重要な課題だと、常々考えている。

東トルキスタン史に重厚な研究を残した佐口氏は『ロシアとアジア草原』で、主に西トルキスタンとロシアを扱ったが、実は大黃の取引に絡むキャフタ貿易の話も少し出てくる。ムスリム商人あるいは、東トルキスタンのブハラ商人が、キャフタにおけ

る大黄の取引に実は絡んでいることを、佐口氏は指摘している。今回のシンポジウムのテーマは山西商人とロシア・シベリア商人だが、モンゴルで地元の遊牧民も交易に参加するということもあっただろう。この点については岡洋樹氏の研究がある（注2）が、山西商人だけでなく他のアジア商人もキャフタ貿易に参画したのではないか。

2007年の春に東方学会でシンポジウムがあった時に、柳澤明氏が露清貿易に関わる発表をした。その際に、清朝が内務府の商人、特にムスリム商人をキャフタ貿易に派遣した資料があることを紹介した。全体的には山西商人が多勢を占めるだろうが、キャフタ貿易に清朝の宮廷が関係する取引があったという指摘は、実に興味深い。ムスリム商人を含めた、多様なキャフタ貿易という観点も必要だと思う。

更にもう少し大風呂敷を広げると、私は『ロシアとアジア草原』で示された佐口透氏の研究と、露清関係史の吉田金一氏の研究を合わせたような、ユーラシア大陸内部の交易——講演で濱下氏が指摘された海の重要性は無論だが——を、モンゴル帝国崩壊以後の時代の流れを見据える、ユーラシア交易の全体像を、構築すべきであると考える。東の山西商人、ロシア語でブハラ商人と呼ぶ、東西トルキスタンのムスリム商人、コーカンド商人がユーラシア交易の担い手となる。塩谷氏の研究ではアルメニア商人も登場する。そういう様々な商人が行き交う空間の中で、キャフタ貿易を再検討する必要があるのではないか。

最後にジューン＝ガル消滅の衝撃とその余波に関して申し上げたい。18世紀半ばのジューン＝ガルの消滅によって、ユーラシアの歴史的枠組が激変したことが指摘できる。その変化に伴い、キャフタ貿易が3回停止される。ジューン＝ガル消滅を挟む中央ユーラシアの激変の中で、間接的な部分もちろんあるが、キャフタ貿易も大きく変わる。この時期が中央ユーラシア史全体の大きな転換点であったことは、認識しておいてよいと考える。

注

- (1) 柳澤明「一七六八年の「キャフタ条約追加条項」をめぐる清とロシアの交渉について」『東洋史研究』62-3、2003年、pp1-33.
- (2) 岡洋樹「乾隆三〇年のザンザイドルジ等による対ロシア密貿易事件について」、石橋秀雄編『清代中国の諸問題』山川出版社、1995年、pp. 365-382.

レジュメ

1 キャフタ貿易「前史」～キャフタ条約におけるキャフタ貿易の位置付け

- ・条約締結時のロシア側最大の目的は北京貿易の復活にあった
- ・北京におけるロシア隊商への非課税要求→国境貿易も非課税に

2 キャフタ貿易の停止とキャフタ条約

- ・1762年の第一次停止，キャフタ条約「追加条約（条項）」（1768）による復活
非課税，満文条約が正文であることが確認される

……査するに、先に11箇条を定めたことは、特に和平の道を永遠にするということのためである。よって Burgutei 山・Biciktu HoSoo 等の所にロシア人の立てた垣根を壊し、山梁をとって境界とし、Kiyaktu・Curhainuの二つの交易場で、永遠に税を取らないようにするところを、すべてもともと定めたようにしたほか、ロシア・ラテン字の書に誤って書き、書き漏らしたところを、すべて正しく増やして書いた。これより以前双方あるところの古いことはすべて議するのをやめた。……（*Сборник договоров России с Китаем, 1689-1881*, СПб., 1889, с.87-88）

3 キャフタ貿易をどのように位置付けるか

- ・商業史の視点
商人の実態，取引された商品の研究
ロシア，清にとってのキャフタ貿易の重要度 →今後さらに取り組む必要
- ・中国史における朝貢体制の視点，近年の「互市」論
ロシアの位置づけは十分か
ロシア史の側からの同様の議論は見られない
- ・「ロシアとアジア草原」（佐口透）からの視点
ポスト・モンゴル時代のシルクロードは衰退したのか？
- ・ジューン=ガル消滅の衝撃とその余波
3回にわたるキャフタ貿易の停止～中央ユーラシア史の転換期

総合討論

Discussion

*以下は2008年3月7日のシンポジウムで行なわれた「総合討論」の記録を編集したものである。

○塩谷（司会） では、総合討論に移ります。

まず、コメントテーターのコメントを受けて、報告者の方々に回答をお願いするという形を取りたいと思います。ただ、澁谷先生の中で出てきた佐口透氏と吉田金一氏を超えるような歴史像という話題は後に回したいと思います。簡潔に答えられる範囲でお答えいただければ幸いです。

では、森川先生からコメントを拜聴されての回答をお願いします。

○森川 高先生のコメントでは1ですね。特に、私の指摘と森永氏の指摘は矛盾しているのではないか、という質問です。基本的に清朝は康熙帝、雍正帝の時代に版図を拡大し強大な国家に成長しました。また清朝は伝統的中国王朝であるという主張を行っています。また為政者は中国には何でも揃っているという認識から、対外的な貿易に余り関心がありませんでした。従って清朝は対外貿易を朝貢国にのみ許された恩恵の一つであるという態度を取り続けます。高氏の御指摘で、森永氏の「清政府が意図したロシア商人を中国商品に依存させる計画」があるとコメントされています。この点について私は具体的に指摘しませんでした。基本的に私の見解と矛盾するものではありません。

澁谷氏のコメントに移りますが、今日私はキャフタ貿易第三次停止の問題として大黃を取り上げました。第一次停止の際に、非課税問題が非常に大きな問題になったのは、もちろん承知しています。澁谷先生は満州語の資料をたくさん使われており、非常に重要なことを指摘されています。「キャフタ貿易をどう位置づけるか」という問題で、ロシア側と清朝側の態度が違います。ロシア側は政府も実在の商人も清朝との貿易を非常に重要だと位置づけているが、清朝側においては為政者と実際の貿易に携わった山西商人との認識の差が非常に大きかったと言えます。乾隆帝の頃に清朝が自信を持つと、政府関係者はますます露清貿易に冷たい態度をとります。しかし、商人層はロシアと貿易をやりたくて仕方がない。密貿易も実際に行なっていたと思います。

結局、清朝側は対外貿易を常に政治的手段として使い続けました。

その背景に、清朝のメンツの問題があったと思います。ネルチンスク条約にせよ、キャフタ条約にせよ、まず国境の確定という問題が先にある。ネルチンスク条約ではガンチムールの問題（逃亡者問題）がありました。つまり、国境があつて初めて逃亡者が存在するので、貿易は全く二次的でした。ただ交渉によって国境を確定するというのは清朝がロシアを対等な相手と見なしているということになるので、清朝にとってそのようなことはオープンにできない。いずれにしても国境を画定した後に、ロシアに対する恩恵という形で貿易を実施する。露清間で貿易に対する認識に非常に差があります。その辺の問題が実態としてあると思います。

『ロシアとアジア草原』の問題で、ポスト・モンゴル時代のシルクロードは衰退したと澁谷氏は書かれていますが、佐口透氏がこの御著書に記されているように、内陸ルートを通じての交易は決して衰退していません。比重からいうとヨーロッパとの貿易では南海ルートが大幅に増えますが、19世紀まで中央アジアの交易は、量的な問題においては決して衰退していません。清朝との間には国家間の複雑な政治的交渉がありました。コーカンドや新疆との貿易はむしろ盛んに行われていました。

ジュンガル王国の問題はロシアにとって厄介な問題でした。先ほど申し上げたアムルサナがカザフ汗国からトボリスクに逃げてきて、天然痘にかかり死んでしまう。この扱いが1750年代末に、露清間に大きな対立を引き起こしました。それが第一次キャフタ貿易の停止の一つの契機になった可能性があると言われている。しかし、実際にはそれは両国間の決定的な対立には発展しませんでした。これはロシア側が非常に慎重な態度を取り、露清貿易が中断しないよう、アムルサナの死体をわざわざセレンギンスクまで持ってきて、実際に彼が死んだことを清朝側に確認させ、納得させたのです。バンティシュ＝カメンスキーの資料を見ても、清朝側の史料でも、初めはアムルサナの問題は随分執拗に出てきますが、セレンギンスクでの死体検分を行って以降この問題は全く出てきません。結局うやむやになり、キャフタ貿易には直接の影響はありませんでした。ロシア側が徴収していた税金も恐らくそういう形になったのでしょう。

○塩谷 どうもありがとうございました。では、森永先生よろしくお願ひします。

○森永 私も高氏のコメントから入ります。森川先生と同じく、交易は夷狄に対する恩恵だという森川先生のお話と、「清政府の意図した、ロシア商人を中国商品に依存させる計画」は裏表の関係であり、貿易をするならロシア商人が中国商品をどうしても必要とする形にしたい。しかし18世紀の段階では、満州貴族のロシア毛皮に対する需

要が非常に高く、どちらかというと清側がロシアに依存していたのが実態だった。しかし、清商人は結束を固めることにより、できる限り毛皮商品を買叩く方式は実際には矛盾しなかったと思います。

この清商人が行った詐欺行為の範囲についてですが、これについては山西商人の資料を詳細に確認しなければ、何とも言えない部分であり、山西商人のことは、私はわかりませんので、劉先生に確認していただきたいと思います。

ただ一つ言えるのは、ノスコフが書いた「キャフタ」という文献で、「19世紀のある年代から、中国人達は自分たちの規則の厳しさをまもなく理解した。その遂行から、いささか離れるようになった。その目的は、中国人にとって負担となるジャグルチの影響から逃れることだった」と書かれています。ノスコフが言った19世紀のある年代が特定できないので、一体どの時期にどういう形で生じたのか確認が取れません。それを確認しようとすれば、例えばキャフタにおける茶の価格変動や、台帳レベルでの情報を確認する必要があります。

澁谷先生のコメントに対してですが、私もキャフタ貿易をどのように位置づけるかという部分で少し引っかかったところがありますが、佐口透先生の著書『ロシアとアジア草原』からの問題として、キャフタにムスリ商人が絡むのではないかという御指摘です。キャフタは基本的にロシア側ではロシア商人のみで取引し、外国人は関与してはならないと法律で定めていました。ところが、実際に私が北海道大学スラブ研究センターでイルクーツク商人について発表した時、キャフタで実際に取引する商人の構成を見ると、カザン商人が相当たくさんいるのです。そのカザン商人の名前を見ると明らかにタタール系である。タタール系商人にはイスラム教徒が多かったと思います。実際イルクーツクを訪れ、現地の交易所で取引した商人が署名するリストを閲覧した時に、その欄にタタール系商人はロシア語ではなく、明らかにトルコ語か何かで署名をしていました。カザン商人はある程度イスラム系統の文化や、やり方を継承した人達だという印象を受けました。ただ、実際にキャフタで取引をする時に、イスラム教徒であることが問題になったかどうかについては確認していません。

確かに法律で外国人は取引してはならないと決まっています。ロシアでギルド商人に登録する場合、ロシア正教徒であることは非常に重要な要素になりますが、明らかにタタール系だと思われるカザン商人達は正式にギルドに登録されています。ということは、表向きは改宗者となり、実はイスラム教徒のタタール商人として活躍していた可能性があります。そうすると、キャフタはロシア商人のみが取引するという、一応表向きの形になっていますが、実態としては、もっと雑駁な要素が混じっていた可

能性があると思います。その点で、イスラム商人の関与、つまり中央アジアやカザンのようなタタール系の住民達の関与も考えられます。

○塩谷 ありがとうございます。劉先生に、コメントに対して簡潔にお願いします。

○劉 清朝政府のキャフタ貿易に対する態度ですが、様々な資料から見て清朝政府はキャフタ貿易に対して、やはり辺境の安定化が基本的な目的だったと明確に言えます。むしろ清朝政府は商業貿易を制限していた。一方で、商人はやはり利潤を追求します。ですから、政府から様々な許可を与えられれば商人は清露貿易に関わり、許可がなければ密貿易という形でキャフタ貿易を実行する。

ロシア商人が北京を訪れるのは朝貢貿易であり、通常の商業行為ではないと、当初、清朝政府はみなした。ですから、ロシア人が中国を訪れるときも例えば3人1隊とか、一度の担ぎ人は200人まで等の規則を清朝政府は定める。逆に、山西商人から見ると、彼等は利潤を追求するので、例えば政府が貿易額総量規制をするのを非常に不満に思います。

例えば山西商人の程化鵬は、貿易に対する理藩院の規制について直訴します。貿易を規制すると、密貿易が盛んになり、国家の税収が相当減少し国家の損失に繋がる。山西商人は、そういった競争力が強い。そのような理由を挙げて、程化鵬は理藩院に対して貿易を更に解放するよう要求します。政府が規制を緩和したおかげで、キャフタ貿易は非常に盛んになります。

次に高先生のコメントに触れますが、なぜ中国茶の産地が福建省から湖南湖北に移るのかという問題です。これについては様々な資料があります。山西商人が茶の産地に様々な投資をしたという要因もあれば、湖南湖北に積極的にお茶の木を植えるようにしたという要因もある。

山西商人はキャフタ貿易の時に、武夷山のものかどうか一々確認しませんでした。ただ、湖南湖北産の茶の風味や味は福建省産の茶に劣らなかつた。この湖南湖北については、山西商人は集荷から加工・搬出を一セットで行なう方式を採っていました。

ところで、キャフタ貿易の歴史的な位置づけについて話したいと思います。一つには、キャフタ貿易は、例えば広州の貿易等とは全く異なります。茶葉の貿易ルートには水路と陸路があり、陸路は中央アジアを経由するルートを通っていました。

私はロシアのキャフタにある公文書館等に行き、茶葉貿易に関する資料を閲覧しました。それによると、ロシアの茶葉貿易はキャフタ貿易の68%を占めていました。キャフタ貿易はその茶葉貿易により発展します。ウランバートルの資料だと、茶貿易に付随する10万人のうち7万人が漢人となっています。ですから、例えば包頭や帰化城

(フフホト)、張家口は、山西商人の活躍により発展したと言える。

キャフタ貿易は、茶葉貿易の関連産業でも発展した。例えば、茶葉の加工や包装等の関連産業も茶貿易により発展します。また、キャフタ貿易は就業問題も解決しました。山西商人の場合、商人の半分以上が山西省の外で商業に従事した。

最後に一つ申し上げたい。これが、山西商人の一つの商業慣例を変えた。つまり、両親は子供を仕事に就かせるなら商業を選択させる。決して、子供を兵隊や官僚にさせない。官僚にしてもお金儲けはできない。お金を儲けるなら、やはり商人です。商人は官僚よりも儲けられるので、子供が成長すれば官僚にせず商売に就かせる。

○塩谷 どうもありがとうございました。それでは、私の方から簡潔に二つほどお答えして、フロアに向けたと思います。

澁谷先生からのムスリム商人について簡潔にお答えします。ブハラ商人という名前を出されましたが、恐らく18世紀にブハラ商人がキャフタ貿易に関わっていた時代があったと思います。キャフタ貿易自体は何度か中断しますが、公式に中断しても、中央アジアのブハラからシベリアのトボリスクを経て、キャフタ経由で北京に到るルートが、ブハラ商人により利用されていた。1600年代から1770～80年代頃まで、ブハラ商人はキャラバン隊を組んでいた事例がある。その後は、ロシア商人やシベリア商人の商業力が強くなり、ブハラ商人は徐々にそのルートから去る。しかし、ロシア商人が山西商人と交易していても、ブハラ商人は18世紀前半まで露清貿易に関わっていた可能性があると思います。

本日は全国各地から様々な研究者が参加されています。また、様々な分野の方もいらっしゃいます。フロアから御質問・御意見を承りたいと思います。

○質問者 近藤と申します。昔の帰化城の都市史と遠隔地貿易の勉強をしています。一つは、中央アジアにおける交易を統一的に理解するには、どの地域間でどれだけの交易量があるかについて、OD表(original destination)を作ります。その時には価格単位が重要になります。おそらく銀量が適切だと推測します。中央アジア地域でOD表を作る際に、価格単位は何が望ましいのでしょうか。その場合、ルーブルと銀量の比価等の問題が出てくると思います。それに関する資料や研究があるのでしょうか。

濱下先生に質問します。例えば、殺虎口の関税の税額は2万両弱ですが、上海等の海關資料を読むと、沿海地区の税関は40万両など、何十倍という単位を徴収しています。広大な中国の交易量から見ると、山西省やキャフタの交易は絶対的に小さいと言わざるを得ないと思います。先生の御見解はどうでしょうか。

○塩谷 ありがとうございます。他に質問のある方はいらっしゃいますか。

○質問者 京都産業大学の玉木と申します。

まず一つは、コメントです。ヨーロッパ史から見た場合、基本的には18世紀から国際条約はフランス語で結ばれるようになり、フランス語が理解できないと、18世紀以降のヨーロッパ外交史は研究できないと言われていました。ヨーロッパ史から見ると、条約をロシア語で結んでいることが非常に興味深い。もちろん、中国語でも結ばれていますが。これは、どのように考えればいいのか。これは将来的な課題だと思っておりますので、コメントとして発言します。

塩谷先生に伺いたいのですが、キャラバン隊で茶を運ぶルートからオデッサ向け海路に変わりますが、経済史の観点からは結局、ルート変更がロシアに及ぼしたインパクトが決定的に重要だと思います。もちろん、量ではなく質的なインパクトもあるだろうと思います。18世紀のヨーロッパの貿易量からすると、キャラバン隊で運ぶ量は相当少ない。それから推察すると、19世紀の露清貿易は量として相当少ないと言わざるを得ない。その場合、ロシア史の側からキャラバン隊による貿易を見て重要だと言えるのかどうかを伺いたい。

○塩谷 ありがとうございます。その他に何かご質問を。

○質問者 アルタンガラクと申します。具体的な質問がございます。

まず、基調講演の中でレンガ茶の話があり、その中に緑茶と紅茶、二つの磚茶が含まれていると説明されました。この磚茶は、現在モンゴル人が好んで飲む磚茶と同じものでしょうか。

劉先生に対する質問です。御報告の中でロシアの中に入った磚茶は、主にブリヤート人とカルムイクの人々が飲んだことを確認できたと言われました。そうすると、このブリヤート人とカルムイク人が飲んだ茶は、紅茶と緑茶の両方があったのでしょうか。ブリヤート人とカルムイク人が飲むお茶を粟茶と書く場合があります。モンゴル語でフッサイと呼びます。これは同じものでしょうか。

劉先生は、この山西省の商人達は茶の購入から加工まで一つのシステムを作っていたと話されましたが、茶をどこで加工していたのか。それを例えば武夷山で加工したのか、あるいは山西省に運んだ後に加工したのか。これについて教えてください。

劉先生は先程ウランバートルで10万人の内7万人が漢人だったとする資料が存在すると言われました。この資料はいつ頃の、どの資料でしょうか。

○塩谷 どうもありがとうございました。では、続いてほかに御質問のある方。

○質問者 東北大院生の環境研究科の佐藤と申します。

森永先生と塩谷先生にお聞きします。今回はキャフタ貿易がテーマであり、キャフ

タ貿易と茶がキーワードになると思います。例えば、お茶は今日の先生方の発表で福建、湖南から北上し、最終的にロシアのペテルブルクに到るのが大きな流れです。そのキャプタで交易される前、例えば清朝の中のモンゴルで、茶は非常に大きな役割を果たしており、特に外モンゴルでは、銀の代わりに貨幣として普通に流通しました。それがキャプタ貿易を経てロシア側に入り、例えばモスクワ、ペテルブルクに行く過程で、その周辺の、例えばタロウイン系やブリヤート系の民族に流布していく中で、モンゴルと同様に貨幣として使われたかどうかを教えていただければと思います。

○塩谷 どうもありがとうございます。一旦ここで打ち切り、御質問に対して報告者にお答えいただきたいと思います。まず濱下先生からお願いします。

○濱下 ルーブルと銀の変換・換算表は海関でも統計を出していますが、それは相当後になってからです。そうではなく、1870年代以降イギリスにはルーブルと銀の国際市場での相場表はあります。ロシアは非常に重要な銀の産地だったので、その流通に関して『ロシアの銀の時代』(*Russia's Age of Silver*)という本が出版されています。

貿易量についてですが、確かに量的に言えば、貿易量は輸出入共に圧倒的に上海に集中しています。ですから、上海一港が量的に貿易を担っていると言えます。ただ貿易の商品は全て上海でトランジットするために運ばれるわけです。上海に来てまたどこかへ行く。どこかから来て上海に到るという形です。交易の場合に量よりもむしろその扉が重要になってくる。香港の例を挙げると、香港の貿易量は多いけれども香港で消費されるわけではない。今度は逆にその量が極端に少なくとも、流通ネットワークを維持する時に出入り口にあたるチャンネルとしての重要性があります。

先ほど劉先生は、辺境政策の役割を指摘されましたが、そういう経済の問題、市場体は、辺境の少数民族対策であり、中国の政策的表現で言えば、民族対策かつ軍事対策です。国境や辺境対策という三者の融合として経済が現れる。ですから、辺境政策の中で貿易量の重要性を認識する必要があります。殺虎口は現在「虎」となっていますが、歴史的には「虎人」です。よそ者（虎人）を殺虎口とも言います。ある意味で、軍事が非常に前面に出ることを考えると、そういうネットワークには重要性があると思います。

お茶についてですが、実際に商品をどのように利用するかということは、統計からは見えてきません。特に、清朝の場合、モンゴルの統計が別に作成されたわけではありません。そういう点で、ロシアは磚茶を利用しているのですが、ロシアに輸出された磚茶が、モンゴルで使われた可能性は高いと言えるのではないのでしょうか。しかし、実際に使われていたかどうかは確認する必要があります。なぜ磚茶という形にするか

についても、様々な議論がありますが、キャラバン隊で運搬する時に磚茶の方が、はるかに保存が利くと言われます。削って使うわけですが、磚茶は保存と運搬の点で便利である。磚茶の発生については、他の文化史的な説明もあるかもしれません。

私は基調講演で、広州における山西票号の視点を申しましたが、広州の茶貿易において山西商人がどのような役割を果たしたかについて、劉先生にお答えいただければと思います。

○塩谷 どうもありがとうございました。では、森永先生にお願いしましょう。

○森永 まず、お茶はお金として使われていたかという質問に関して、お答えします。率直に言って、茶はお金としては全く使われていません。磚茶は基本的にモンゴル系先住民が使用していたものであり、ロシア人には全く浸透していません。その点で、文化的に完全に断絶しているので、磚茶は別物として考えていただきたいと思います(注1)。ロシア人の中で茶の需要がいつ頃始まったかは分かりにくいのですが、例えば1773年頃キャフタを旅行したペーター・ジーモンパラスは、先住民達が磚茶を削って、それに塩を入れて茶を飲むことを非常に物珍しいと考えました。ロシアに戻ったら、ぜひ自分も侍女にこれを作らせてみたいので、飲み方を記録すると書いています(注2)。しかし、1785～92年のキャフタ貿易停止の頃、イリムスクに流刑になっていたラジーシチェフは、キャフタ貿易を非常に低く評価しますが、この頃ロシア人の中で茶の需要が既に非常に大きくなっており、キャフタ貿易で確かにお茶が輸入されなくなった。それでロシア人もお茶がなくて寂しいが、本当のお茶好きならペテルブルク経由のお茶を買うので問題にならないと言っています。

当時、ペテルブルクにイギリス人のディアスポラがありました。イギリス人は18世紀末にペテルブルクで非常に優勢だったのですが、ある時からペテルブルクで貿易をするのはロシア国籍を持つ者に限定すると法律が改正され、以後イギリス人でロシア国籍を取得する者が増え、ペテルブルクに相当数のイギリス人のディアスポラがあったという事実があります。ペテルブルク経由のお茶もイギリス人のディアスポラと関連するのではないかと私は思いますが、まだ詳しくは調査をしていません。

1800年の規則改正以降、綿織物に代わってお茶が交換のための基軸商品になります。お茶は貨幣としては使われませんが、バーター貿易をする上で基準として使われるので、茶は非常に重要だったと言えます。

オデッサのインパクトについて玉木氏が先程質問されましたが、これも議論が分かれるところです。私はロシアの茶市場の中でオデッサの茶は、基本的に大きなインパクトを占めなかったと思います。取引量の問題もあります。ロシアでお茶の品質に対

する評価の点で、海を經由して輸入されるお茶は湿気が入って質が落ちるのに対して、キャフタから陸路でラクダにより運ばれるお茶は、湿らず品質的に非常に良いと評価されたと記録されています。そのため、オデッサのインパクトは、量的にも質的にも、きちんと議論する必要があると思っていますが、塩谷先生はいかがですか。

○塩谷 では、振られましたので端的にお答えして、劉先生に回します。

まず、19世紀のロシア貿易全体でキャフタ貿易が持っていた意義を金額にすると、ヨーロッパ貿易が大体8割、2割がアジアとなります。アジアには中国や、中央アジア、ペルシャも入ります。ロシア貿易全体で言うと、露清貿易の額は小さくなります。私は量で換算していませんが、量の点からするとキャフタ貿易は、ロシアのヨーロッパ向け貿易と比べても遜色ないのではないかと考えています。

ルーブルと銀に関してですが、恐らく決定的なのは、1840年以降はルーブルと銀のレートが導入されます。それまでは、バーター貿易なのである商品を基準にして、その商品の価格が例えば何ルーブルであると、それとの対比で清とのレートを換算したと思います。詳細についてはわからない点があります。

更に、貿易の決済についてですが、広東港がロシアに開放されてからは、英国のロンドンも決済機構の一つに入ります。キャフタ貿易の決済も、全てキャフタで行うのではなく、それ以外の場所での決済も広がったと思います。

磚茶と緑茶がどのように飲まれかについては、確とした回答はできません。森永先生が言われるように、紅茶と磚茶の文化的な違いは存在したと思います。現在ロシアでは紅茶文化が中心ですが、紅茶文化は恐らくイギリス経由で入ってきたと思います。私が読む限りでは、当初アルハンゲリスクを通じて、オランダ商人から紅茶あるいは葉茶が輸入されるのが、最初のルートでした。これは1720～30年代でしょうが、恒常的に輸入されるのは恐らく1770～80年頃だと思います。その後、19世紀前半には茶の輸入ルートはキャフタ経由が主流になります。では、劉先生に回します。

○劉 先程のウランバートルの漢人商人のデータに関してですが、これは19世紀末頃にアメリカの学者等が調べたデータが基になっています。例えば、大きな商家であれば、そこで従事する人数が把握できますが、そのような数値から全体を推計したデータです。

お茶の加工場所に関してですが、これは福建省の山地で焙煎まで行なっています。福建省以外には、漢口で大量の茶を加工していました。加工場所は次第に北上しますが、様々な地域に分かれて行きます。北部の諸地域で改めて包装するのが通常でした。キャフタに茶が到着すると、ロシア商人が改めて茶を包装し直しました。私はこの過

程を著書で詳しく研究しています。

広東省の茶葉貿易における山西商人の役割ですが、これは一つは広州の十三行に集中していました。広州の茶葉貿易に占める山西商人の割合はそれほど大きくありませんでしたが、広州に山西商人が働いている区画がありました。

広州の貿易でキャフタと異なるのは、官僚が事業の半分を担っており、商人が残りの半分に関与していました。この十三行では官僚が主体になり交易をしていました。これに対して、キャフタ貿易で政府は総量規制を行ったり、許可証を出しますが、官僚が取引に参加することはなく、完全に自由貿易の形を取っていました。

キャフタではバーター貿易を行っている。例えば、どのくらいのお茶の供給があるかにより価格を決定した。これについては著書の中で詳しく述べています。例えば季節により茶と交換する商品が変わり、どの商品を基に価格を換算するかも違いました。

ロシア商人と山西商人の交易では、ロシア側の入超になる場合が多く、その場合にロシアは清に差額を銀で支払った。そうすると銀が流出することをロシア政府が理解したため、銀で決済しないよう通達を出しますが、それはよく心得たもので、ロシア商人は銀の工芸品を作り、それを山西商人の商品と交換しました。山西商人は銀製品を受け取った後に、銀製品を溶かして銀にしたようです。

○塩谷 どうもありがとうございました。

では、全体のテーマ及び両先生のコメントで指摘されたユーラシア大陸の全体像をどのように組み立てるか。佐口透先生や吉田金一先生の枠組みを超えられるのか。あるいはキャフタ貿易の重要度を考えるにはどうすればよいかについて、一人3分程で森川先生からお願いします。

○森川 今日、キャフタ貿易に関してムスリム商人がどのように関係したかという話が出ましたが、あれは要するに大黄取引に関してでして、ここで言うブハラとはもちろん中央アジアのブハラではなく、新疆のイスラム商人を意味しています。もちろん彼らはお茶に関してキャフタで山西商人と競合することは到底できません。なお佐伯富先生や羽田明先生は大黄についてすでに論文を書かれています。

キャフタ貿易をどのように位置づけるかという問題ですが、大黄は単にロシア内ですべて消費されたのではなく、ロシアはそれを西欧に大黄を再輸出することで相当な利益を得ていました。従ってキャフタ貿易を単なる露清関係の視点でしか見ないのはキャフタ貿易の全体像を見失ってしまうのではないかと思います。露清関係は非常に重要な問題ですが、広大なユーラシアのグローバルな視点からキャフタをとらえた方が良いと塩谷先生は提案されました。全くその通りで、キャフタ貿易を単に露清関係

だけの問題だけではなく、もっとグローバルな視点から眺める必要があると思います。

世界史的な問題として露清関係を取り上げないと、ロシア人はキャフタ貿易に何の関心も持たないと澁谷氏はコメントされましたが、私も同意見です。私の研究対象は15世紀から18世紀のモンゴル史ですが、現在モンゴル史の研究はややマイナーな研究分野になっています。モンゴル帝国の歴史的意義についてはどなたも認めるところで、モンゴル帝国が分裂し、衰退した時代についても佐口透先生はモンゴル帝国継承国家論という形でその影響が近代にまで及んでいたことを明らかにされています。現在モンゴル史の世界史的意義が改めて評価されつつあります。キャフタ貿易の重要性について世界史から考えるというのは大げさかもしれませんが、その意味は単に貿易額の量的な問題だけで議論されるべきことではないと思います。もっと様々な視点から、例えば山西商人がキャフタで買ってきたロシア製品が、当時の中国社会や経済にどのような影響を与えたのか、などについても議論する必要があります。その方がもっと大きな問題かもしれません。

19世紀においてコーカンド汗国など中央アジアの国々は清朝との貿易で経済的に繁栄しました。すでに海洋ルートが世界貿易の主流になっていた時代に、この地域における貿易量はそれらと比較すると少ないかもしれないが、中央アジア地域にとっては非常に意味のある問題でした。そのような意味で、今後国際的な視点からキャフタ貿易を位置づけ直すことを進めていくと、キャフタ貿易の研究がもっと広がりを見せるのではないかと思います。

○塩谷 どうもありがとうございました。では次に森永先生、お願いします。

○森永 私もほぼ森川先生と同じ意見であり、やはりキャフタ貿易を単にロシアと中国の国境貿易とだけとらえるのではなく、一体商品がどこを経由して、最終的にどこで使用されたのか、という問題を見ていく必要があると思います。

関税台帳が残っている部分については様々に議論されますが、欠落している部分について深い議論が十分に行われていない。実際にキャフタ貿易の関税台帳を見て私はそのことを感じました。商人の書付や請願書等の記録をまだ完全に補足し切れていない。そのような資料をもう少し掘り下げて見る必要がある。そういう意味で、これから取り組むべき課題は山積みですが、時間も人手も不十分なのが現状であり、このような場を設けていただき、他の先生方と今後も協力させていただければ幸いです。

○塩谷 どうもありがとうございました。劉先生、お願いします。

○劉 今日はこのシンポジウムで様々の先生の報告を拝聴し、私としても得るところが大変大きかった。特に、濱下先生とお会いすることができ、非常に光栄に感じていま

す。濱下先生と会う機会を設けて下さった東北大学に非常に感謝します。

○塩谷 どうもありがとうございました。

最後に、濱下先生に全体の印象あるいはメッセージでも構いませんので、一言お願いします。

○濱下 どうもありがとうございます。

例えば、森永先生と劉先生との議論の対話が今後どのように進んでいくか。あるいは、どのような機会に発展するか。また、森川先生と劉先生との対話が今後どのように展開するかということは、個々の研究領域から見ても関心があります。森川先生が御指摘になった、より大きな視野から、どのように考えるかも非常に大切なことです。そういう点で今日は、そのような機会を設けることができる先輩の役割を非常に強く感じました。

私は帝国時代の清朝を研究してきました。ロシアや清朝と言えば、国家的な発想をそこに投影しながら議論することにならざるを得ません。例えば統計の作成は、当然国家(state)に由来します。やはり国家規模で財政や課税を考える時に、貿易統計も出てくるわけです。それ以前でも、民間でハーブティーが極日常にたくさん消費されていたと思います。今でもそういう現象はいろいろあり、東ヨーロッパの人々が飲むハーブティーを時々ハンガリーの人に紹介していただくのですが、そういう一種の嗜好品として、中国茶も販売されたのではないかと思います。ですから今度は、茶の向こう側にある、一つの生活習慣や飲茶の風習の中に、お茶を位置づける必要があります、その面がもう少し広がったり繋がれば良いと思いました。

それから、政治的な問題です。先程、森永先生と劉先生との間の対話の中心は理藩院だという話がありました。その理藩院票があって、理藩院という一つの地域統治の機構と、清朝政府（中央）と、礼部との関係があります。例えば朝貢の場合には、礼部と理藩院が担当します。清朝全体として外から来たものをみなす場合にですが、同時に外国は清朝に対するときには、主権のあり方として、主権の形をつくり上げます。ですから、条約となった時は、外国側から見ると、それは地方政権的なものとは条約にならないはずではないか、というように思います。理藩院と清朝政府の問題がある一方で、礼部（近代には総理衙門という条約業務を担当する機構ができます）があります。その点で、理藩院と清朝との間に矛盾がなかったか。また、地方と中央との矛盾はなかったか。清朝という形で一言ではなく、むしろ中央や地方、あるいは地方の権限と中央の財政収入という関係で、理藩院が出先で働いた役割があります。

先程、劉先生も広東とキャプタを比較して買っているというのは、例えば林則徐が

昇進すると広東に行き、その後、新疆で辺境政策を担当する。そのような辺境の官僚は代々出ているわけです。理藩院則例等を通して、様々なケーススタディを見ていく中で、ロシアとの交渉や徴税権が存在したことから、制度と実態の関係を再検討する機会になると思いました。

○塩谷 どうもありがとうございました。私の方から2点コメントさせていただきます。

森川先生が言われたキャフタをグローバルにとらえるのは賛成いたします。実際に、清の茶がキャフタを通じてロシアを越えて、ヨーロッパに輸出された例があります。他方で、プロシアの毛織物がロシアを経て、キャフタ経由で中国に輸出される例もあります。

キャフタ貿易の重要性に関して言うと、グローバル性を持つと同時に、ロシアの他のアジア貿易と比較すると特殊な性格を持っていると言えます。山西商人はロシアに入って行けません。中国商人はロシアに入れないのです。例えばロシアと中央アジアやペルシャの貿易を見ると、現地の商人がロシア国内に入って行きます。中国商人の入国を制限したのは、商業的に脅威だったからなのか。あるいは、軍事上・安全保障上の点で、ロシアと清朝との関係が関わっていたのか。そういう点で、他のアジア貿易から見ると他とは異なる点があります。

本日は長い間参加していただき、どうもありがとうございました。これを持ちまして、シンポジウムを終了させていただきたいと思えます。(拍手)

注

- (1) 後で調べたところ、1804年ヴェルフネウディンスクのロシア人一家が磚茶を飲んでいた記録があるが、これもロシア人にとっては一部地域の珍しい慣習だった。
Е.Авдеева-Полевая. Поездка в Кяхту. С.47-48.
- (2) バラスもブリヤート人が塩と一緒に茶を濃く煮出す様子を記録しているが、討論中のエピソードは1719-1721年ロシアから北京へ旅したスコットランド人医師ジョン・ベルのものである。お詫びして訂正する。Бель, Белевы путешествия чрез Россию в разные азиатские земли. Часть 1. СПб., 1776. С.248. (初版 *Travels from St.Petersburg in Russia, to diverse parts of Asia. Vol.II.* London, 1764)

付録

Appendix

劉建生著『山西典商研究』山西經濟出版社、2008年
Liu Jiangsheng, The History of Shanxi Merchants,
Shanxi Economic Publisher, 2008.

訳者：鈴木真之介

Translator: Suzuki Shinnosuke

* 日本で山西商人は余り馴染みがないため、シンポジウムで報告していただいた劉建生氏の著書、『山西典商研究』の一部を翻訳し掲載した。読者の理解の一助となれば幸いである。

第二章 山西典商の活動状況、およびその原因

二、山西典商の北方各地における活動盛況（原典 pp. 37-44）

清代、山西の典商の活動区域は次第に拡大し、その足跡は「天下に遍く」したが、とりわけ北部蒙古地区と西北地区における活躍は目覚ましかった。

北京 清代の北京の典当〔質屋〕業は非常に発達した。直隸順天府『固安県志』には、「商業の大なるものは塩商、典商がこれにあたり、そのほか布、糸、絹、粟〔などの日用必需品〕はその時々により交易され、珍しい〔価値のある〕ものが市に集まることはなかった」という記載がある（注1）。明清〔王朝〕が北京に首都を置いたことにより、人家は建て込み市況は繁盛した。咸豊、同治年間には、典当舗は計210家余りあったが、光緒26年（1890年）時点では、開業数は更に増えて260家余りに達した。

上述の史料によって北京の典当業の発展盛況がわかるが、ただし北京の典当業の多くは現地の人が創業したのではなく、山西人の創業によるものである。咸豊の時、北京に開業していた159家の当舗のうち、山西商人の創業したものは109家で、約68.55%を占める。順天府商人が開業したものは42家であり、26.41%を占める。山東商人が開業したものは5家であり、3.14%を占める。安徽、浙江、陝西商人は各々1家を開業し、計1.83%を占める（注2）。山西商は2/3強を占めていたのである。〔これは〕この時、山西商がすでに長江以北の各省の典当業で優勢を占めており、徽州〔新

安] 商人の勢力に取って代わったことを立証している。県志の記載のほか、清代の小説や劇中でも、山西典商が北京で當舖を開業していた事例が非常に多く記載されている。例えば『品花宝鑑』(道光年間作)の第13回の記載には、「この潘老爺、[名は]其観という者は、北京の富家で百万の家財を所有し、3軒の銀号、2軒の當舖を開業しており……原籍は山西である(注3)」とある。清末民初に到っても、北京には依然として200家余りの當舖があり、そのうち裕福な富豪の家はみな山西商であり、それぞれ10~20家、あるいは20~30家の當舖を一手に握り、少なくともおよそ北京の當舖総数の半数以上を占め、人は「山西屋子[山西商人が経営する典当の総称]」と称えた。時には民謡に「山西商人の妙策はやはり靈妙、典当は幾度も開業しては現金を用いるが、たとえ実父が立身出世できても、[子に]三分割して一様に[他]人に譲らず」と謡うものがあった。

天津 天津の歴史上、典当を経営した最も有名なのは山西幫であった。当時典当に投資する者は、皆何とかして山西人を招いて[店舗の支配人で、出資者とは異なる管理者である]掌櫃の任にあてようとし、あるいは山西の當舖の出身者を掌櫃に当てようとした。[また]山西幫がみずから天津で商業を営み當舖を開業していたことにも、長い歴史があった。「清朝が天下を取って以来、国内は永く泰平が定まり、住民は次第に集まって繁盛し、遠方からの交易者はその間に雲集し、今にいたって絶頂を称えている」。そして山西商人は早い者勝ちをし、史書には「山西商人が輻輳する」と称えられている(注4)。「山西商はその資力により、続々と天津に来て當舖を開業する者が非常に多かったが、この時、人民は誠実であり、地方は平穩無事であり、十を質入れすれば九は請け戻され、その上、衣服は豊かであり、死当[抵当が期限切れになること]を畏れず、庚子事変[義和団事件]以前では、城内、郷村の當舖の総数は多く44家を数え、営業は頗る順調であった(注5)」。道光21年(1841年)、琦善が家産を没収される時、彼の使用人の王福は琦善の家産を調査する任を負った歩軍統領の奕経の訊問に対し次のように供述した。「天津の大沽地方には義和当の一座があり、道光4年(1824年)、我が主人は制錢[穴あき銅錢]二万串を出資し、山西人の岳泉らと経営仲間であり、その當舖は岳泉が管理しています。また、[道光]5年(1825年)には、山西人の陳宝書と寧河県の北河地方で協同で合和当の一座を開業し、我が主人は制錢二万串を出資し、陳宝書がその當舖を管理しています。6年(1826年)には、また山西商人の曹流得と[天津府]塩山県の下羊児莊地方で時和当の一座を開業し、我が主人は制錢二万串を出資していました。以上の三カ所は、全て私が名義人であり、衆人合同のもとで契約を立てています。私は我が主人の女中の次男である劉二荏に天

津で義和当の店舗内で買売をさせ、我が主人が直隸総督に任じていた時には、一切の用件は全て使用人、従者が経営し、私はただ家の中での仕事をしていただけでした（注6）。山西の典商は天津では山西会館を後ろ楯として相互扶助、金銭的援助を行い、その勢力は日増しに強大となり、天津の地に一大典幫〔質屋の業界団体〕を形成した。乾隆26年（1761年）、鍋店街に位置して建てられた山西会館は、当業、海貨業、顔料業、雑貨業の四つの業務組織を設けて所有しており、塩商、当商、雑貨商などの商人が集まり協議するところとした。道光3年（1823年）、長蘆の塩商である山西臨汾の人が估衣街に二カ所目となる山西会館を建立し、これもまた「山西の典、塩、雑貨などの商人」が集まって協議する地とした（注7）。近代に到り、度重なる戦乱を経過し、山西の典商もひどい損失を被ったが、天津における山西の典商は依然として独占的な地位にいた。

河北 清代の河北張垣の商業は、関所を閉じて外界との往来を絶ち、全市場の金融機構は完全に個人経営であり、官庁はこれに干渉せず、商家間の往来も一様に信用を資本としていた。張垣の商号のうち山西商は10のうち6、7を占め、山西商勢力が最も厚く、金融機構は完全に山西商の操作、管理下にあった。河北の順義県の「県城は県の中心に位置し、塩、当、糴、布〔商〕などの業務が全て備わっており、店舗は50家余り、資本は塩、当〔商〕がもっとも豊富で、その他はこれに次いだ（注8）。平谷県の「商人は全て農民が農閑期にこれを営む担ぎ売りだけであり、城内の坐商〔店舗を構えた商人、「坐賈」〕の多くは山西人である（注9）。山西商が支配した業務の中でも大きなものが為替商であり、もっぱら本国の各埠頭で為替を行う事業を営み、匯費、貼水〔為替料、および銀の純度など貨幣価値の差異から発生する利益〕を得ることを目的としていた。〔規模の〕小さいものは〔広く金融業務一般を営む〕銀錢店を営み、専ら本埠頭での商家の往来、貸借の事業を営み、借り入れに際しては低利息で、貸し付けに際しては〔高利息で〕大きな利益を得ていた（注10）。河北の唐山にもまた山西人が当舗を創業した足跡があるが、唐山の典当業はおよそ清の光緒25年（1899年）より発生し、創始したのは東局子街に位置した永順当であり、これは商会会長の劉子禎が開業したもので、少し後のものが山西人の開業した隆昌当である（注11）。直隸正定府平山県の「職人は純朴で世渡りが下手であり、また他県から来た傭工もいたが、〔平山〕県はへんぴなところであり、技術のある職人は集まらなかった。商業を営む大きなものは塩商、典商であり、その他の豆類、粟、布や糸の類は、ただその時々で交易するだけで、その日の内の事だけをはかり、また非常に珍しい〔価値のある〕ものが市場に集まることはなく、ただお上は人民が失業しなければそれで良いとして

ただけであった(注12)」。直隸正定府の『靈寿县志』の記載には、「商業〔商人〕のうち、その大規模なものは塩商、典商であり、みな土着の民ではない。その他の豆類、粟、布や糸、鶏、豚、酒、野菜の類は、その時々々に交易するに過ぎず、その日の事だけをはかり、都会のあらゆるものが集まる様と較べると、相隔てること天と地ほどの差がある(注13)」とある。

このほか、河北の他の城鎮にも山西典商の活動の足跡がある。例えば河間府献県は「県には大商人がおらず、その塩局、典局の多くは他省人がこれを営んでおり……(注14)」、保定府唐県の「商業の大規模なものは、塩局、〔典当舗と同様の〕質庫〔預かった物を保管する蔵〕であり、その経営者は地元ではなく……(注15)」、直隸趙州の「商賈の塩商、典商を営む者は、皆異郷人である(注16)」。永平府楽亭県は「県の土地は関所に近く、商業を営む者は多く輸出して交易し、資本を有して運送するが、これを財主と言う。人の代理で経理をする者はこれを伙計〔店員〕と言ひ、もとより生計の道である。店舗を連ねる者は質と言うが、ただ質庫を設けて鉄器をひさぐ者にだけ、たまに山西人がおり……(注17)」、『重修寧河県志』の記載には、「寧河は県の統合、分化の前後には総じて大商人がおらず、ゆえに一、二の典当を開業する者は山西と〔寧河の〕左右隣の県から来る者だけであった(注18)」とある。正定府無極県の「商人で大きいものは塩商、典商であり、皆山西人が資本を有してこれを営む(注19)」。早くも清の乾隆年間で、山西人は無極県城内に當舖〔質屋〕を開業しており、全県で當舖は9家あり、県城内や郭莊鎮、北蘇鎮、東漢などの集鎮に分布していた。従業員は100人余り、そのうち5、60人は晋中の祁県、太谷、汾陽、平遥などの県から来た者がいた。各當舖ごとに山西人を招いて掌柜の担当を願ひ、そのほかの重要なポストも同様にしていた。これによって「山西商人なければ典当は成らず」の説がある。著名な経営者には祁県人の姚亮、汾陽人の益興、太谷人の李四群らがいる。

河南 河南の地は山西の隣に位置し、山西人の典商活動の主要な省であり、「河南省の省城には、以前典当の2家があり、慰氏県人の劉氏が独自の資本で経営しており、その資本は豊かであった。その営業区域はただ省城内だけに限ったものではなかった。およそ附近の各県の人民は、ことあるごとに大量の衣服を携帯して質に入れることを求めた。同時に室内にはさらに〔小規模経営の質屋である〕小押が多くのごころにあり、利率は非常に大きかった。その質入れした物品は、おおむね多くはぼろぼろになった端切れであった(注20)」。清代中期、後期の各州県の塩、当の各業は、多く山西人が独占していた。例えば乾隆32年(1767年)前後には、嵩県の「商賈は多く山西、陝西、河北の人で、県民はおおむね農業に勤め、商業には疎かった(注21)」。

乾隆年間の洛寧県は「交通は不便で、かつて県外で交易する巨商、大商人はいなかった。清の乾隆、嘉慶年間でも、山西、陝西の客商〔他所からの旅商人〕が店舗を開いていただけであった（注22）。密県の「商人でうまく立ち回って利益を得る者は皆外来の人で、そのうち顕著に大規模な者は塩、典の2商である（注23）。唐河では「陝西、山西の流れ者が集まり住んで交易し、郷民の急場に乗じて貸すと称しては思いのままに牛耳って利益を獲得するため、貧しい者は日々貧しいままであった（注24）。孟津では「資本豊かで余剰利益にあずかっている者はおらず、塩、当商人の多くは山西人である（注25）。林県で「商人でうまく立ち回って利益を得る者はおおむね三晋〔古代の韓、魏、趙、すなわち山西を指す〕の人がこれをしていた（注26）。『重修滑県志』の記載には、「滑県の商業は、以前の清代には、塩商、当商が最大であったようである…光緒末年には、城内、郷村の当舗は合計10家であった。国を豊かにし、民に便益を与えるために、〔塩商、当商の〕両者はともに肝心である。これに次ぐのは官営、私営の銭店であり、城内や郷村の四鎮にはおよそ数十家あり、銀錢を兌換するので交易は極めて便利であった（注27）」とある。河南の正陽県の「陡溝鎮は、旧時布花市が最も興隆を称し、淮河沿岸の塩船の貨物もまた多かった。銅鐘鎮の市場の範囲は非常に広く、その土地は南北に四通八達の重要な場所に関わり、古くは山西の祁環生、貞元和らの当商、および湖北の覃懐の油餅、雑貨の各行の店舗があった。以上の商業は、清代にみな極めて発達し、地方の急場によって裨益した（注28）。光緒年間に纂修された『開喜県志続』巻三には、「（山西）人の裴秀通は、気性がまっすぐで明るく、勇壮な気概があり、典商の顧恢奇〔人名〕のために喜んで兵法を談じた。嘉慶の初め、河南の値川で楚逆が不穏な動きを見せているとき、すぐにみずから勇壮な者を募集し、防御して賊の遊撃騎兵隊を破った。賊はこれを恨み、大きく分断していたのが群集し、秀通はこれに包圍され、〔防御に〕努めたが支えきれず、被害はひどいものであった。河南巡撫は次いで上司に報告し、〔上司にはその手柄を〕褒め哀れむことを思われて忠孝祠に祀られ、あわせて騎尉という世襲職を与えられた」とある。

山東 光緒年間、山東全省には200家余りの典当があった（注29）。『曲阜孔府档案史料』の記載によれば、「（乾隆年間）本省の各地にはいま、山西商などの富商、大賈が省境を越えて金貸しを行い、安値で正しく換算しており……（注30）」とあり、経営は城内、郷村の各地に深く入り込んでいた。嘉慶年間、曹州府曹県では「商人が雲集し、城内および東関〔城の東門〕、城外では西北の魏湾、桃源、東南の青甸、南東の大義および監堤の望魯集、劉家口には、みな山西商人が典当、銭荘を開業し、一様に商売は繁盛しており……（注31）」とある。乾隆時代に編纂された『臨清県志、市廛志』

の記載には、「山東、山西の典当は、昔は百家余りあったが、これはみな徽州、浙江の商人が経営していた。後にはその半数にも満たなくなり、多くは土着商人が参入していた。いま郷村では城内と合わせてもわずか 16、7 家しかなく、これは皆山西人である」とある。館陶県の「城南の一角には山西会館があり、碑文の記載はすべて山西省の人のもので、およそ塩、当〔質屋〕から金物業、布莊、雜貨行、錢店におよぶまでを経営しており（注 32）」、全て山西人の支配下にあった。『東平県志』の記載には、「本県の商業にはかつて大規模な商業組織はなく、また大資本による営業も少なく、城内の大商人は以前から当舗、塩店が第一位を称し、銀錢店がこれに次ぎ、これらの比較的大規模な営業はその多くが山西商および章邱、済南商人が経営していた（注 33）」とある。曹州府荷澤県の「錢商は多く山西人で、豊富な資本は持たなかったが、本県の人が開業する場合にも、皆山西人を用いて銀の純度を鑑定させるのである（注 34）」。

冠県では「清の光緒、宣統以前には、全城内の商号で本籍地が本県に属しているものはわずかに 2 割しかなく、外來の者は 8 割を占めた。山西人は資本が多く商売がうまくて大多数を占めたため、城内西北の一角には山西会館の一つが建てられているのである（注 35）」。

陝西 清代陝西の商業はほとんど山西人の独占状態であった。隴州の「商人のうちには客民〔外部からの移住民〕もまた多く、同治、光緒以前には山西商だけが最大勢力で、同州人がこれに次いだようである（注 36）」。

綏徳州の清澗県では「清初には概ね山西商が多く、同治、光緒以来、人家が建て込むようになって民の知恵も次第に明るくなり、そこで初めて〔山西商人の〕仲間となって彼らから学び、これを受け継いで自ら開業するようになった。清末に至ると、各々の商業は現地人の開業したものとなり、利権が初めて外に漏れなくなったのである（注 37）」。

乾隆 18 年（1753 年）前後、延安府宜川県の「城内の市場から各郷の鎮集におよぶまで、一様に黄河むかひの晋民と隣県の韓城、澄城などの商人が占拠して利藪とし、座して利益を上げている（注 38）」。

道光 8 年（1828 年）前後、綏徳州の清澗県では「商人は概ね多くが山西商であり、本県人で〔山西商人の〕仲間になる者は非常に少なく、彼らが占拠して利藪として座して利益を上げるのに任せていた（注 39）」。

道光 26 年（1846 年）前後、延安府安定県の「職人には技術のあるものが無く、売っているものの多くは粗悪品であり、商人の多くは山西人であった（注 40）」。

盩厔県〔現在の周至〕の「商人の花布〔模様つきの布〕、米、粟、釜、甕、鉄などは、多くは土着の者が自ら販売している。塩、木の販売や絹緞、革製品はみな山西人に所属しており、〔これは〕思うに住民にとっての無駄なものである〔必要最小限のものを土着民が販売している〕ためであろう（注 41）」。

安塞県の

「城鎮には交易があり、全て山西人、および韓城人がこれに従事し、県人で彼らの仲間になって開業するものは十のうち一に過ぎない(注42)」。雒南県の「商業を営む各戸は……遠いものでは晋、豫〔河南〕の二省の人が多数を占める(注43)」。綏徳州の「貨物は東南より届くが、貨物を運送する商人の半数は山西人であり、また本州の商人には甘肅との省境に運搬して交易する者がいる。貨物を持った商人は郷村で交易するが、その資本は多くは豊かではなく、ある者は山西商の資本を借りて一年単位で〔資本を〕回転させ、春に売っては夏に返し、秋に売っては冬に返すため、春標、夏標、秋標、冬標の名目がある。州内の利権の半数は商人が握っているため、これを羨んで商売を始める民が次第に多くなった(注44)」。山西商の経営するあまたの業種のうち、典当業はこれを支える重要な業務であり、例えば陝西の『重修咸陽県志』の記載には、「商人は多く他省の者であり、かつては鍋、鏟〔農耕具の先端に取り付ける鉄製の刃〕、炭から古着に及ぶまでの〔商品を取り扱う〕当鋪〔質屋〕が最大勢力であり、銭商〔両替商〕、油商がこれに次いだ(注45)」。

内蒙古 明清以来、内蒙古の商業はほとんど山西商の独占状態であった。包頭県では「包頭の交易状況については、その〔交易に関わる〕商人を二種類に分けることができる。一つは山西商であり、もう一つは客商〔他所からの商人、旅商人〕である。山西商は飾り気無くまじめに労苦に耐え、まごころを尽くすことはかねてより有名であり、一つの字号〔商号、屋号、店舗名〕が遠くまで及ぶこと、例えばウランバートル、甘、涼、蘭州、寧夏、新疆などにまで、その支店がどこにでもあり、運輸すること四方八達、靈便〔この上なく便利である〕と呼ぶべきである。時勢を見極めて経営することは非常に正確であり、営業利息〔による利益〕は常に〔元本の〕2倍となる。さらにモンゴル人との交易によって10倍の利益を獲得する(注46)」。帰綏県では「県は明代にはモンゴル人の遊牧地であったが、清朝に帰服してから後、初めて山西人がやって来て商業を営み、当初はただあらゆる物品を交易していただけであったが、後には貨幣を用いるようになった。貨幣は銀を主に用い、制銭〔銅貨〕でこれを補い、それから銭商が通貨の換算を行うのに都合よいようになり、そこで初めて撥兌〔送金すること〕ができたが、思うに〔これらは〕相互に振替票を用いて現金に換える者であろう。銭商は毎朝市場に赴いて銀の品質〔による価値〕、為替料、利子率、〔各種物品の〕価格を定めるが、投機的な取引を行う者は虎盤と言ひ、糧商もまた制銭や〔支払いを約束した〕書き付けを発行していた。票号には平遥幫、祁県幫や太谷幫の区分があったが、これはもっぱら為替業を営んでいた。これは清代金融業の概略である(注47)」。内蒙古の典当業についてはさらに山西人の独占による主要な業務であり、有名

な典当舗は以下の五家である。復源当（合資）：出資者は山西人の余慶堂、会全堂、趙耀亭、久遠堂、光緒 11 年（1885 年）開業、東順城街に位置した。義源当（合資）：出資者は山西太谷人の万慶利、咸豊 9 年（1859 年）開業、北街に位置した。復盛当（合資）：出資者は山西祁県人の喬在中堂、光緒 22 年（1896 年）開業、東街に位置した。明遠長（合資）：出資者は山西人、咸豊 5 年（1855 年）開業、大西街に位置した。聚豊当：出資者は山西祁県人、光緒年間開業、新城東街に位置した。1939 年に到つての内蒙古の 19 家の当舗のうち、山西人が開業したものは依然として 12 家あった。

東北地方 東北地域は広大ではあるが、それにも関わらず山西商人の足跡は到る所に見える。庚子〔1900 年〕以前、山西商の遠く東三省に赴いて商業を営む者の営業内容には、票行、糧行、焼鍋行〔酒の醸造業〕および雑貨行〔雑貨の貿易商〕はもちろん、さらに典当行があった。当時の典当は 30 家余りあったが、全て山西人が経営し、家ごとの資本は 3～5 万ほどで、太谷人が多数を占めた。東北の奉天昌図県の「商人は上中下の三等級に区分される。焼鍋、糧棧、当舗は上等級の経営であり、多くは山西人〔による経営〕であった（注 48）」。同治年間、奉天の鉄嶺県の「商業業務は、清の同治、光緒の際には、その繁盛の様は全省で第一級であった。当時最も有名な商人〔達〕は各々部分があつたり〔分散していたり〕、集合があつたり〔集まっていたり〕していた。城内の関帝廟は銭商が集まる場所であつた。西関〔西門外〕の関帝廟は当商の集まる場所であつた（注 49）」。城内と西関の関帝廟〔の所在地〕は、山西商が常に活躍する場であつた。

吉林の商業には多く山西人がおり、例えば「商人の多くは直隸、山東、山西人で、また、ときおり江蘇、浙江商人が華中、華南の特産品を売っていた。当地の遠隔地商業に服務する者は、ただ人参や鹿茸〔ろくじょう、雄鹿の生えたての角を切り取ったもの。薬用にする〕および各種の製薬原料を販売、運搬するだけであつた（注 50）」。長春県では「長春県の民は農耕、農事に勤め、商業を営む者は非常に少なく、店を連ねて貨物を集め、うまく立ち回って儲け、これによって豊かになる者は、山西幫、直隸幫、山東、河南、三江〔江西、江蘇、浙江〕の各幫であり、彼らはみな、ずば抜けた忍耐強い精神を備え、この百年来で最大の潜在的勢力を養成した（注 51）」。

黒竜江省は「昔、多くの商人は山西および西域のウイグル人であつた（注 52）」。雍正年間、「漢人で初めてやってきたのは山西人であり、清の雍正年間、モンゴルを巡ってウランバートルに駐在し、茶、布、米、〔雑多な〕物を求めるには興安嶺の險難を越えねばならず、チャハルとの交易については〔八旗の〕各旗が統轄してから往来するようになり、〔黒竜江〕省人が大多数を占めた（注 53）」。嘉慶年間、「商人は多くが山西人

であり、鋪戸〔店舗を構えた商人〕の多くは雑貨鋪で客商を使用して〔物品を調達し〕、備えが不足することはなかった。しかし、いささかでも貴重な物に関しては、あるいは北京から買入れるのだが、もし綢緞の類であれば、勢力のある者の手が介入して〔物品を〕見られることを恐れたので、深くしまい込んで有るように見えなくし、もとより親しい者でなければ〔山西人からは〕買うことができず、すでに売ってしまっても、なお〔売った〕数量は〔客に〕頼んで誰にも知らせることの無いようにした（注54）。光緒の中期、「漢人で〔黒竜〕江省にやってきて交易したのは、山西人が最も早く、市場の店舗には百年を超えるものがあり、もとより〔規模が〕大きく利益も豊富であった。その店舗の執事〔経営の切り盛りを担当する者〕は一人も外籍の人を混合せず、〔省内の〕各城はみなこれ〔店舗〕を設けていた（注55）。以上の記載から看取できるのは、東北の商業の多くが山西商の指導と独占により、その商業の内には当然のこととして典当業〔質屋業〕を含んでいたことである。

青海 西寧の土地が辺境にあることにより、経済発展は相対的に緩慢であり、その間の典当業およびその他金融業の発展は、多くの場合、商売上手な山西、陝西商人による独占であった。早くは清の嘉慶初年で、城北区の朝陽村に山西人の董姓が開業した当鋪が1カ所あり、比較的長い間存続し、光緒年間に至って営業を停止した。その後、光緒年間にまた官井街（今の民生街）に開業した当鋪が1カ所、倉門街の当鋪が1カ所あり、清末に至って営業を停止した。清末民初に、青海西寧の当鋪業の発展は全盛期を迎えた。当時、西寧の当鋪は前後して合計6カ所あり、山西人の創業によるものは3カ所、北大街の統心当、南大街の益成当、石坡街の世誠当であった。山西、陝西商人の合同経営によるものは2カ所あり、大什字の慶盛当と西大街の益恒当であった。陝西人の創業によるものは1カ所あった。これによって分かるのは、西寧の典当業もまた主に山西人による制御下にあったことである（注56）。

甘肅 清代の山西商は次第に甘肅の省内に深く入り込んでゆき、商業活動を進めていった。乾隆15年（1750年）前後、涼州府古浪県の「農民はその風俗がなおいっそう素朴であり、田は山川を分け、一年中勤勞し、衣食に足るほかに余剰があっても、商売することを知らなかった。商人はかえって多くは陝西、山西人であった（注57）。乾隆年間、崇信県は「人口が多くて土地は狭く、一年中勤勞しても食に困る者が出たが、多くは商業に暗く、清の乾隆、嘉慶、道光、咸豊の時には、権利は山西人が独占し、河津県馮村の人が多数を占め、崇信を小馮村と呼んで、主客転倒した状態であったが、迷信家は地脈〔風水〕がそうさせるのだなどと虚言をついていた（注58）。道光年間、安西州敦煌県の「商人はまずは山西、陝西から交易しにここに至った（注59）。

鎮原県の「商人には、客商、本地商の区分がある。客商は山西、河南、陝西人で、資本はやや豊かであり、多くは棉布、京貨類〔を扱う業務〕を営んでいた。本地商の資本はやや薄く、多くは麻紙、磁器、薬類〔を扱う業務〕を営み、一様に仕入れるはしから収益分を上乗せして売りさばくだけで、発展することはできなかつた（注60）。甘肅天水の当舗は、清末民初に興隆した。主に西関、大城、中城大街に分布し、大当、中当、小当の区分があつた。比較的有名な当舗には、忠義巷の敬順当、伏羲路の順義当、中華西路の陳家当、台子の張家当、橋店子の唐家当、招架大園里の董家当、青年南路の元順当などがあり、総計10家余りの多さであつた。

寧夏 山西典商は寧夏地区にも深く入り込んでいた。山西の『襄陵県新志』はこれを反映しており、「〔襄陵〕県人は多く甘肅、寧夏で商業を営み、南京、北京などの所がこれに次ぐ（注61）」とある。清の道光年間で、孝義県人が外省で開業した当舗には、北京では集義当、源合当、天津では積善当、天合当、張家口では茂豊当、寧夏では晋義当と晋永当があつた（注62）。寧夏にも山西商人の活動の足跡が存在するのが分かる。

四、著名な山西商の典当經營の概況（原典 pp.48-52）

山西商人の發展が顕著であつた一つの指標は、大量の商幫家族の登場である。数多くある商幫家族のなかでも比較的著名なものには、平陽の亢家、太谷北洗村の曹家、介休北辛武の冀家、榆次車輦の常家、祁県城内の渠家、祁県番家堡の番家、平陽達蒲村の李家、介休賈村の侯家などがあつた。彼らは各省の城市で綢緞莊、茶莊、布莊と百貨店を開業してだけでなく、さらに各地の大規模な商業埠頭で当舗、錢莊、賬莊と票号を開業した。これら商業の名望ある家族は豊かな資力、空の星のごとく分布した支所、以前から獲得していた信用をよりどころに、中国の対モンゴル、対ロシア交易と国内の金融市場をほぼ独占したが、以下にわずかながらいくつかの代表的な家族が經營した典当業の情況に対して概観することを進め、それによって山西典商の活動盛況のさらなる全面的な反映を期したい。

平陽の亢家 清初、山西平陽府（今の臨汾）の亢氏について、人は「亢百万」と称えた。その資産は『清稗類鈔』の記載によれば、数千万銀兩を所有し、山西第一位と称えられるに値した。馬国翰は『竹如意』で、「山西の亢某、家は巨富。時に山西省は大干魃、府県〔の知府、知県〕は〔雨乞いのために〕祈祷し、人心は恐れ慌てていた。〔ところが〕亢はひとり嬉しそうにしており、人々に向かって大言壮語した。『上に老蒼天がいれば、下には亢百万がおり、三年雨を降らずとも、貯蔵してある穀物が

百万ある！』と記述している。このくだりの記載は亢家の富を証明している。亢氏の後に、侯、曹、喬、渠、常、劉など諸姓の家の資産がはじめて7、800万両から1000万両に到るのである。

亢氏の家族は清初より立身出世したが、これは商業、土地の兼営がともに有名な家族であった。清末の宣統2年（1910年）、『中国経済全書』は「康氏（すなわち亢家）は清より今に至るまでのおよそ200年余り、その家運の隆盛は最高点に達したと言ふべきである。」と称えている。しかし、亢氏はただ著名な大塩商、大糧商であるばかりでなく、著名な大典当商でもあった。清代前期、山西の典当商は非常に多かったが、亢氏は資本豊富な一大典商であった。言うところによれば、亢氏は原籍の平陽府で一大当舗を開業し、後にある人が亢氏の当舗の附近にまた一家の当舗を開業した。亢氏は自己の開業した当舗の営業利益が他人によって奪われるのを目の当たりにし、決して甘んじることなく、この〔他人の〕当舗を押しつぶすことを決心した。そこで、毎日人をこの家の当舗にやっっては一尊の金色の羅漢像を典価銀〔抵当銀〕1000両として典当〔質入れ〕し、連続して三ヶ月典当して、この家の当舗の資金のほとんどをすっかり使い果たさせたので、この家の当舗の主人は慌てながら、急いで典当人〔亢氏が遣わした人〕にどうしてこんなにも多くの金色の羅漢像を典当する必要があるのかと聞いた。その人は答えて、「我が家には金色の羅漢像が500尊あるが、現在はたった90尊を典当しただけであって、なおまだ410尊の羅漢像があるので典当しに持つてくる必要があるのだ！」と言った。この家の当舗の主人はこれを聞いて驚き、急いでその人に礼を施し、その人の主人を問い合わせると、おおもとは平陽府の大富豪、亢氏であると初めて知ったのである。当舗の主人は〔自分が〕亢氏の相手ではないことを知ってから、やむなく人に頼んで亢氏と協商し、金色の羅漢像を請け戻しすることを願い、自分は当舗を閉めて遠く他郷に去るほかなかった、とのことである。この伝説の真偽は問わないが、ただ、亢氏が典当業を経営した大富商であったことを説明するには十分である。

介休の冀家 冀家は宋代に山西の臨晋県から介休県の鄆城に移り住み、後にまた介休の北辛武村に移り住んだ。冀家は富豪で、その「〔家柄の〕枝は分かれ出て、人口はますます多く、郷里で互いに巡り会ってもその都度に識別するのは難しく、仕官を求めるのを兼ねて遠い省を渡り歩く者もあり、他郷で商業を営む者もあり、また、〔直隸省〕広平、湖北、陝西、〔内蒙古科爾沁部の〕北口に移り住んだりする者もあった」。冀家はおよそ乾隆時期に立身し、第十七世の冀国定の時期に到ると、商業はすでに相当にたいしたものであった。道光の初め、湖北の樊城、襄陽などの地における冀家の

商舗は 70 家余りあり、その経営は当舗をメインとして油房、雑貨舗がこれに次ぎ、そのうち資本が 10 万両以上の商号には鐘〔鍾〕盛、増盛、世盛、恒盛、永盛の各当舗と平遥の謙盛亨布荘とがあった。この時、冀家の資産は白銀〔銀〕300 万両に達していた。以後、また天津で文盛、広盛、星盛と益盛の四大当舗を開業した。

咸豊年間、冀家の財的勢力は拡大を続けたが、その指標は「五信堂」の出現である。「五信堂」は冀国定が 5 人の子に分け与えた家である。冀国定が経営した商業のうち、平遥の謙盛亨布荘（後に票号に改めた）を五堂共有にしたほか、そのほかは各家に均分して与え、各家はまた新たに商号を設けたが、そのうち主な産業〔財産〕にあたる典当業の状況は以下のごとくである。

長子の以公（恒信堂）：財産分割の後に増盛、広盛の当舗を分け与えられ、その後直隸大名府でまた当舗、顔料荘数家を開業し、介休の張蘭鎮では悦盛昌、悦来号という銭荘を開業し、また湖北では当舗による金貸しを通じて一部の土地を兼併した。

次子の以廉（篤信堂）：財産分割の後に鐘〔鍾〕盛、益盛の当舗を分け与えられ、後に介休の張蘭鎮でまた謙盛晋という銭荘を、平遥県で宝興成という綢緞荘を開業した。

三子の以中（立信堂）：財産分割の後に恒盛、文盛の当舗を分け与えられ、後にまた介休の張蘭鎮で恒盛茂という商号を開業した。

四子の以和（敦信堂）：財産分割の後に永盛、星盛の当舗を分け与えられ、後に湖北の樊城で鼎順、永順の二当舗を開業し、北京では仁盛当舗などを開業した。

五子の以正（有容堂）：馬太夫人と共にいたことにより、財産分割の後にはただ世盛当舗が分け与えられただけであったが、別に現銀 10 万両を所有しており、後に祁県で天聚和という茶荘を開業した。〔冀〕以正は秀才〔生員〕であり、言うところによれば科挙によって便宜を図り、平遥県では其徳昌票号を、太原では其昌永綢緞荘を、晋祠では其世昌、其昌泰雜貨荘を開業し、「四杆旗（其）」「四本のさお（棹）やのぼり（幟）」。「其」と「旗」とは発音が同じであるため、四軒の店舗の名に冠せられている「其」と、店先に掲げられている「旗」とをかけた言い回し」と公言したという。これより分かることは、冀家の家族が経営する商業で、典当業は最も重要な地位を占めていたことである。

光緒 26 年（1900 年）、これは冀家が盛から衰に到る転換点であった。義和団事件が発生し、これによって天津、北京の当舗はみな強奪、焼き壊され、平遥、張蘭の謙盛亨票号、謙盛銭荘も倒産し、合計損失額は白銀 150 万両余り、全家族の商業が破産に向かったのである。

祁県の喬家 祁県の喬氏は清末民初の全国に名高い商業金融資本家であり、山西商の中でも非常に大きな代表性を持っている。喬氏は清代乾隆初年に創業し、苦勞を厭わずに苦心して経営し、何代もの人の銳意を経て積極的に事を行い、絶えず開拓し、ついには「先に復盛公があって、のちに包頭城ができたのである」というような美談を残したのである。喬氏は包頭のこの発祥地に拠って、包頭ないしは内蒙古一帯の商業交易を進め、独占し、その〔喬氏の開業による〕「復字号」もまた当地で資本が最も豊富となり、評判も最大である一つの商業組織となったのである。商業網は空の星の如く位置し、経営範囲は十分に広く、主に皮毛、綢緞、典当、銭業、茶葉、糧食など〔を扱う業務〕を経営した。営業停止の清算の際に掘り出された古い帳簿によれば、かつて乾隆22年（1757年）とあり、復盛公が典当を兼営して少なくとも200年余りの歴史があることを立証している（注63）。復盛公、復盛西、復盛全の三家は当業を兼営し、皆一様に喬家の「在中堂」の直接投資による開業で、全て復盛公の銭鋪が統轄した。「在中堂」が包頭で開業したいわゆる「復字号」が各種の業務、例えば銭、当、糧、油、古着、皮莊から菜園などに至るまでを包括したことにより、復盛公はほとんど「在中堂」の包頭における全権代理人に等しく、大事があれば全て復盛公に指示を仰いで方策を決めなければならなかった。後に専門に資本3万両を割いて単独で典当業を経営したが、これは依然として銭鋪、估衣〔古着〕鋪らによる共同起業であり、支出には厳格な区分が無く、人員もまた〔復盛公によって〕統一的に按配されたため、実際にはやはり一つの統一的な集団であった。復盛公、復盛西、復盛全の三家の当鋪は、資本は一様に白銀3万両で、号ごとに一様に十人の使用人がおり、三家の業務はおおよそ似通っており、通常の架面〔収入になる物品の合計金額〕もまた3万両前後であった。架面が高いとき、最も多く超過しても4万両を超えず、少なくとも2万両以上であった。家毎に毎年白銀1万両の利益を得ることができた。

このほか、祁県の喬家は西北、京津、東北と長江流域など各地の大規模な商業埠頭で、巨大資本の当鋪経営をしていた。

太谷の曹家 太谷の曹家はもとは晋源県の花塔村（今は太原市の南郊区に属する）に住んでいたが、明の洪武年間に太谷県北洸村に移り住んだ。『清稗類鈔』は曹氏の家族が資産銀6,700万両を保有していたと称えている。曹氏の始祖である曹三喜は、早くも明朝末年に朝陽県で商鋪を開業しており、そのために当地には「先に曹家号があり、後に朝陽県ができた」という説があるのである。この後、曹三喜はまた赤峰、凌原、沈陽、建昌、西平、錦州などの地に到って商号を開業し、その経営範囲は雜貨店、典当業、醸酒業などを包括しており、すでに大台を超えるような大商人となって

いた。清の嘉慶8年（1803年）に到り、曹氏の第16世の曹兆遠、曹兆鵬、曹兆鵬が分家する時、東門の曹兆遠はその場に応じてたちどころにその財産を7人の子に均分することを決断し、その後にはひとりごとが10万両を出資して股主〔株主〕となり、総合管理所を組織し、「曹七合」と称し、経営管理を統一し、〔7人の〕各家が股毎から利益を得た。後に〔曹兆遠の〕第三子の士俊が資金を帯びて跡継ぎ〔養子〕に出て、ついに改めて「六徳公」となった。彼らが合資によって開業した商業の発展は清の道光、咸豊年間に到って全盛期を迎えた。当時、曹氏の家族の全国各地の商号は空の星のように存在し640ヵ所余りに達し、モスクワから長江以南に到るまで、済南、徐州から新疆に到るまでを覆った。その経營業務の範囲もまた非常に広がった。票荘、典當、錢荘、綢緞、毛皮、製薬原料、茶葉などであった。そのうち錢荘、當舗〔質屋〕が最多であった。その経営の主要な當舗には次のようなものがある。黎城では瑞霞當が最も著名で、屯留、長子、襄垣などの地でも一様に當舗があり、徐州には錦豊慶當舗、宝豊萃當舗、宝生當當舗があり、済南には三晋川當舗などがあつた。典當業は曹家の主要な産業〔財産〕の一つであつたことが分かる。

榆次の常家 晋中の名家である榆次の常家は、晋中の富商である。その商業の繁盛、発達は常家の第八世である常威に始まり、常氏家族の経営による商業の繁盛期は彼の二人の子である常万遠と常万玘の二人によって完成された。二子が分割して創立した榆次の常家の「北常」と「南常」は、商業史で非常にその名が知られている。

徐珂の『清稗類鈔』は、常氏が資産百数十万両を所有していると称えている。当該家族は、もとは山西太谷県の人であつたが、明朝の弘治13年（1500年）に常仲林が榆次県車輞村劉家寨に移り住み、一世である仲林から八世の常威に到ったとき、家は「初めて豊か」になり、「家を興すには、みな商業を営んだ」。その商業活動は辺境から全国各地、ないしはロシア、朝鮮、日本などの国へと拡大し、業務範囲も布から発展して當舗、錢荘、票号、茶葉、百貨などに到り、商号はあまねく全国各地の大、中規模城市へと行き渡り、全国で輝かしく有名な「外貿の世家〔對外貿易を営む名門の家柄〕」となつた。ただ、否認できないことは、典當業もまた常家が足を踏み入れて経営した主要な業務の一つであるということである。

靈石の王家 靈石静升の王家は、起源は太原より出て、太原の王氏一族の末裔であり、代々靈石県の禹門外の溝營村に住んでいた。元の皇慶年間、一族の王実が本県の静升村に移り住んで定住し、本家と分家は繁榮して次第に巨族〔巨大な家族〕となり、〔その後〕6世紀を経て、現在ではすでに第26世に至る。王実が初め静升に住んでいた時、小作を主業としていたが、農閑期に荒れ地を開拓して自作し、長い年月がたつ

て次第に何畝かの痩せた土地を保有するようになり、自作農となった。王実は農作をしていたほか、さらに豆腐屋を兼営していた。王家の第十世から、棉花、雑貨と典当の業務の経営を開始した。しかしながら、典当業の規模は大きくはなく、その主業となることはなかったが、ただし依然として王家の経営の一大産業を構成していた。

祁県の渠家 祁幫の商人は、我が国の清代における商業界の内の一つの有力な集団であり、渠氏はその祁幫商人の内でも資財最大の一族であった。渠氏が家を興したのは渠源禎の曾祖父（同海）より始まった。その時、渠家の包頭における経営は一定の勢いがあり、土地40頃余りを購入し、同時に「長源厚」という荘を開業し、菜園、油面〔オートムギの一種の粉〕、茶葉〔舗〕を経営し、合わせて銭業を営んでいた。清の乾隆、嘉慶年間に到り、源禎の祖父（映璜）もまた長源川、長順川の二大茶荘を増設し、湖北、湖南から紅茶を買いつけて西北各地、及びモンゴル、ロシアへ売りさばいた。ここに至ると渠家はすでに巨万の財富を蓄積しており、発展して一大商人となっていた。『清稗類鈔』の記載によれば、渠氏の資産は3、400万銀両であったという。渠源禎、渠源潮の一代から、渠家は最盛期へと入り始めた。彼の茶荘である長裕川は、名声が際だって顕著であった。票号の三晋源は、「天下に匯通す〔知れ渡っている〕」と言うべきものであった。このほか、渠氏はさらに各省で当舗、銭荘、茶葉、塩店、綢緞、製薬原料など、数多くの商号を開業しており、開業した当舗はまた全国の多くの地区に分布していた。これにより、典当業はまた渠氏の家族にとって富を形成する重要な組織であったのである。

洪洞草集の劉家 洪洞草集の劉氏の始祖、劉懷徳は、明初、河南の光州（今の潢川県）より移り住んで洪洞県に至り、城内に住み、〔その後の〕三世はみな平民であった。第四世の劉恭は文武両道に優れ、体格は雄壮であり、官吏としての道を歩み、官は兵馬司の副指揮に至った。劉恭より、劉家は官吏としての家柄が始まったのである。十四世の劉謙に至ると、〔彼は〕さらに知謀に富んだ、商売のうまい人であった。清の乾隆、嘉慶の際、彼は家産の大部分を身に帯びて山東の滕県に赴き、以前からつながりのあった当舗内に身を寄せ、金貸し業に従事することを始めた。その後、余剰利益が次第に多くなったので、当地の一家の典当舗を接收して管理し、自己の経営を始めようになった。何年かの後、彼はまた嶧県、沂州の両地で典当舗を開業した。劉家はこれより、典当によって金を儲けて洪洞県第一の富豪となったが、劉家はただ典当舗を開業するだけで、別の営業はしなかった。彼らは〔典当業とは〕別に営業をすれば、儲けもあれば損失もあり、利益を得てもこれに頼ることはできず、ただ典当だけが確実に金を儲けることのできる商売だ、と考えていたのである。劉家の典当業資本

は利益を生み、利益は資本に変わり、転々として発展していった。山東では滕県、嶧県、沂州のほかにも、また新たに台兒莊などの地の典当舗を開業した。洪洞県の万安、曲亭、程曲などの地にもまた当行を開業し、晋南の趙城、霍県、安邑、芮城などの地でも全て、規模の大小様々の当舗を開業した。劉謙の死後、長子の元鳳が山東の滕県、嶧県、沂州などの何家かの大典当舗、及び所有していた小当業と転当業〔典当業と同様〕とを掌握した。次子の元鶴もまた前後して、原籍である洪洞とその他の各県で、少ない数ではない典当舗を発展させた。これは洪洞草集の劉家の典当業の最盛期のことである。

襄汾の劉家 西北に赴いた山西商人のうち、最大であったのが汾城（今の襄汾）の南高村の劉家であった。当該の家の劉篤敬の父親である劉向経は、清末の候選道〔官吏資格を有して任用を待っている状況〕であったが、家族には清朝で任官された者が20人余りおり、身代は非常に裕福で、財源は極めて広く、以前から「劉百万」の称があった。家の小作させている農地は百畝余りを占め、そのほかに良田1万畝を有し、同時に多くの工廠、砵山、塩店、商店、学堂なども保有し、さらに当舗、錢莊が若干あり、最盛期には経営する商号が360カ所余りに達し、全国の各大城市と華北の中小城鎮にあまねく分布していた。家財万金の劉氏の家族もまた典当業を経営していることが分かるのである。

榆次轟店の王家 榆次轟店の王家は当舗経営を主業とし、その開業した当舗は江南、東北、河南、河北、及び山西の各地にあまねく及んだが、本県〔榆次県〕の城内、郷村では協和当、義和当、永生当、大成当、吉義当など10家余りがあり、直隸州の東鹿、涿州、趙州などの10個の州県と、河南、江南から東三省に及ぶまで、全てに王家の当舗があった。

注

- (1) (清) 陳崇砥修、吳三峰等纂『固安県志』、卷一、「輿地志、風俗」、清咸豊九年刻本
- (2) 黄鑑暉「称雄一世的山西金融商人」、李希曾『山西商史料与研究』、太原、山西人民出版社、1996年、p.103
- (3) 彭信威『中国貨幣史』、上海、上海人民出版社、1998年、p.947
- (4) 寺田隆信「初建山西会馆碑記」、載吳廷瑯等編『鄭天挺紀念論文集』、北京、中華書局、1990年
- (5) 吳石城「天津典当業之研究」、『銀行周報』、第十九卷、1935(36)
- (6) 趙爾巽、柯劭忞等『清史稿』、「列伝」、北京、中華書局、卷一七五
- (7) 張燾『津門雜記』、卷上、光緒十年刊本
- (8) 蘇士俊修、楊德馨纂『順義県志』、卷十、「実業志、商業」、1933年鉛印本
- (9) 李興焯修、王兆元纂『平谷県志』、卷一、「地理志、風俗」、1926年鉛印本
- (10) 路聯達等修、任守恭等纂『万全県志』、「附張家口概況、金融」、1933年鉛印本

- (11) 「唐山的典當業」、載『近代中国典當業』、北京、中国文史出版社、1996年、p.153
- (12) (清)王滌心纂修『平山縣志』、卷一、「輿地志、風俗」、清咸豐四年刻本
- (13) (清)陸隴其修、傅維耘纂『靈壽縣志』、卷一、「地理志、風俗」、清康熙二十五年末刻本
- (14) (清)万廷蘭修、戈濤等纂『猗縣志』、卷四、「禮樂志、風俗」、清乾隆二十六年刻本
- (15) (清)陳詠修、張悼德纂『唐縣志』、卷二、「輿地志、風俗」、清光緒二十三年刻本
- (16) (清)孫伝杖修、王景美等纂『直隸趙州志』、卷二、「輿地志、風俗」、清光緒二十三年刻本
- (17) (清)蔡志修等修、史夢蘭纂『樂亭縣志』、卷二、「地理志、風俗」、清光緒三年刻本
- (18) (清)丁符九修、談松林等纂『重修寧河縣志』、卷一五、「風物志、風俗」、清光緒六年刻本
- (19) 耿之光、王桂照修、王重民等纂『重修無極縣志』、卷四、「風俗志、禮俗」、1936年鉛印本
- (20) 宓公乾『典當論』、上海、商務印書館、1936年、p.239
- (21) 康基淵纂修『嵩縣志』、卷九、「風俗」、清乾隆三十二年刻本
- (22) 賈毓鸞修、王鳳翔纂『洛寧縣志』、卷二、「商賈」、清嘉慶二十二年刻本
- (23) 景綸修、謝增纂『密縣志』、卷一、「風土」、清嘉慶二十二年刻本
- (24) 吳泰來修、黃文進纂『唐河縣志』、卷一、「風俗」、清乾隆五十二年上刻本
- (25) 宋纂『孟津縣志』、卷五、「風俗」、清嘉慶二十一年刻本
- (26) 楊潮觀纂修『林縣志』、卷七、「風俗」、清乾隆十七年刻本
- (27) 馬子寬修、王蒲園纂『重修滑縣志』、卷十、「實業、商業」、1932年鉛印本
- (28) 劉月泉等修、陳全三等纂『重修正陽縣志』、卷二、「實業、商業」、1936年鉛印本
- (29) 宓公乾『典當論』、上海、商務印書館、1936年、p.239
- (30) 『曲阜孔府檔案史料』第三編第六冊、「公府田產(上)」、濟南、齊魯書社、1981年、p.41
- (31) 裴景煦纂修『曹縣鄉土志』、「商務」、清光緒三十三年抄本
- (32) 劉儒臣『館陶縣鄉土志』、卷一、「商務」、清光緒刻本
- (33) 張志熙修、劉靖宇纂『東平縣志』、卷八、「實業」、1936年鉛印本
- (34) (清)汪鴻孫修、楊兆煥纂『荷澤縣鄉土志』、「商務」、清光緒三十三年
- (35) (清)梁永康等修、趙錫書等纂『冠縣志』、卷二、「建置志、機關」、清道光十年修、1934年補刊本
- (36) 楊虎城、邵力子修、吳廷錫等纂『統修陝西通志稿』、卷一九五、「風俗一、隴州」、1934年鉛印本
- (37) 楊虎城、邵力子修、吳廷錫等纂『統修陝西通志稿』、卷一九六、「風俗二、清澗縣」、1934年鉛印本
- (38) (清)吳炳纂修『宜川縣志』、卷一、「方輿志、風俗」、清乾隆十八年刻本
- (39) (清)鍾章元修、陳第頌纂『清澗縣志』、卷一、「地理志、風俗」、清道光八年刻本
- (40) (清)姚國齡修、米毓璋纂『安定縣志』、卷一、「輿地志、風俗」、清道光二十六年刻本
- (41) 龐文中修、任肇新等纂『崮屋縣志』、卷四、「教育、風俗」、1925年鉛印本
- (42) 楊元煥修、郭超群纂『安塞縣志』、卷六、「風俗志、習尚」、1925年鉛印本
- (43) 佚名纂『岐山縣鄉土志』、卷三、「實業」、1937年鉛印本
- (44) 楊虎城、邵力子修、吳廷錫等纂『統修陝西通志稿』、卷一九六、「風俗二、綏德州」、1934年鉛印本
- (45) 劉安國修、吳廷錫、馮光裕纂『重修咸陽縣志』、卷一、「地理志、職業」、1932年鉛印本
- (46) 廖兆駿編『綏遠志略』、1937年鉛印本
- (47) 鄭植昌修、鄭裕孚纂『歸綏縣志』、「經政志、金融」、1935年鉛印本
- (48) 程道元修、統文金纂『昌圖縣志』、卷三、「禮俗、商習」、1916年鉛印本
- (49) 黃世芳、龔榮慶修、陳德懿等纂『陝嶺縣志』、卷八、「實業、商務」、1933年鉛印本

- (50) 長順等修、李桂林等纂『吉林通志』、卷二七、「輿地志、風俗」、清光緒十七年刻本
- (51) 張書翰修、趙述雲、金毓紱纂『長春県志』、卷三、「食貨志、実業」、1941年鉛印本
- (52) 金梁纂『黑竜江通志綱要』、「実業志、商業」、1925年
- (53) 郭克興輯『黑竜江郷土録』、哈爾濱、黒竜江人民出版社、1987年
- (54) 西清纂『黒竜江外紀』、卷五、清嘉慶十五年修、清光緒二十六年刻本
- (55) 徐完亮纂『黒竜江述略』、卷八、「糸録」、清光緒中刻印本
- (56) 陳邦彦「西寧當舖業簡況」、『近代中国典当業』、北京、中国文史出版社、1996年、p.392
- (57) 張之浚等纂『古浪県志』、「風俗志、士農工商執業」、清乾隆十五年刻本
- (58) 張道明等修、任瀛翰纂『重修崇信県志』、卷一、「輿地志、風俗」、1928年石印本
- (59) 蘇履吉等修、曾誠纂『敦煌県志』、卷七、「雜類志、風俗」、清道光十一年刻本
- (60) 錢史彤、鄒介民修、焦国理、慕寿祺纂『重修鎮原県志』、卷三、「民族志、職業」、1935年鉛印本
- (61) 李世祐修、劉師亮纂『襄陵県新志』、卷五、「生業略、商」、1923年刻本
- (62) 『孝義県志』、北京、海潮出版社、1992年、p.425
- (63) 包頭文史辦整理『包頭文史資料選編』、第2輯

著者紹介（五十音順、*は編者）

高 宇 (Gao Yu)

日本経済史・経営史 立教大学経済学部兼任講師

塩 谷 昌 史* (しおたに まさちか)

ロシア経済史 東北大学東北アジア研究センター助教

澁 谷 浩 一 (しぶや こういち)

東洋史 茨城大学文学部准教授

鈴 木 真之介 (すずき しんのすけ)

東洋史 北海道大学大学院文学研究科博士後期課程

濱 下 武 志 (はました たけし)

中国近現代経済史 龍谷大学国際文化学部教授

豊 若 非 (Feng Ruofei)

中国近代史 山西大学晋商学研究所講師

森 川 哲 雄 (もりかわ てつお)

モンゴル史 九州大学名誉教授

森 永 貴 子 (もりなが たかこ)

ロシア社会経済史 北海道大学大学院文学研究科助教

劉 建 生 (Liu Jiansheng)

中国近代史 山西大学晋商学研究所所長

帝国の貿易 18～19世紀 ユーラシアの流通とキャフタ
(東北アジア研究センターシリーズ 第11号)

2009年2月28日発行 非売品

編者 塩谷昌史

発行者 東北大学東北アジア研究センター

〒980-8576 仙台市青葉区川内41

印刷 有限会社 杜栄印刷

〒983-0821 仙台市宮城野区岩切台屋敷103-2

電話 022-255-5638



*CENTER FOR NORTHEAST ASIAN STUDIES
TOHOKU UNIVERSITY*